

泉大津市地域防災計画

令和5年度修正

総 則

第1節 計画の目的及び構成	総則-1
第1 計画の目的	1
第2 計画の構成	1
第2節 防災の基本方針	総則-3
第1 計画の目標及び位置づけ	3
第2 防災の基本方針	3
第3節 本市の概況と被害想定	総則-5
第1 自然的条件	5
第2 社会的条件	6
第3 災害想定	7
第4節 防災関係機関の業務大綱	総則-10
第1 泉大津市	10
第2 防災関係機関	14
第5節 市民、事業者の基本的責務	総則-23
第1 市民の基本的責務	23
第2 事業者の基本的責務	24
第3 NPOやボランティア等多様な機関との連携	24
第4 住民・事業者・公共機関等の連携による市民運動の展開	25
第6節 計画の修正	総則-26

災 害 予 防 対 策

第 1 章 防災体制の整備

第 1 節 総合的防災体制の整備	予防-1
第 1 組織体制の整備	1
第 2 防災機能等の確保、充実	6
第 3 防災拠点等の整備	6
第 4 装備資機材等の備蓄	8
第 5 防災訓練の実施	9
第 6 相互応援体制の整備	12
第 7 人材の育成	12
第 8 防災に関する調査研究の推進	13
第 9 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備	14
第 10 自治体被災による行政機能の低下等への対策	14
第 11 事業者、NPO・ボランティア等との連携	16
第 2 節 情報収集伝達体制の整備	予防-17
第 1 災害情報収集伝達システムの基盤整備	17
第 2 情報収集伝達体制の強化	18
第 3 災害広報体制の整備	19
第 4 観測体制の整備	20
第 3 節 消火・救助・救急体制の整備	予防-22
第 1 消防力の強化	22
第 2 広域消防応援体制の整備	24
第 3 泉大津市消防の広域化及び通信指令システムの高度化	24
第 4 節 災害時医療体制の整備	予防-25
第 1 災害医療の基本的考え方	25
第 2 医療情報の収集・伝達体制の整備	26
第 3 現地医療体制の整備	27
第 4 後方医療体制の整備	28
第 5 医薬品等の備蓄及び確保	29
第 6 患者等搬送体制の確立	29

第7	個別疾病対策	30
第8	関係機関協力体制の確立	30
第9	医療関係者に対する訓練等の実施	31
第10	保健衛生活動における連携体制の整備	31
第5節	緊急輸送体制の整備	予防-32
第1	陸上輸送体制の整備	32
第2	航空輸送体制の整備	33
第3	水上輸送体制の整備	34
第4	救援物資集積場所の指定	34
第5	民間事業者との協力体制の整備	34
第6	輸送手段の確保	34
第7	交通規制・管制の確保	35
第6節	避難受入体制の整備	予防-37
第1	指定緊急避難場所、指定避難所の指定	37
第2	その他の避難場所、避難路の指定	41
第3	指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の安全性の向上	42
第4	避難者の受入	44
第5	避難指示等の事前準備	44
第6	避難誘導體制の整備	45
第7	広域避難体制の整備	46
第8	応急危険度判定体制の整備	46
第9	応急仮設住宅等の事前準備	47
第10	り災証明書の発行体制の整備	48
第7節	緊急物資確保体制の整備	予防-49
第1	給水体制の整備	49
第2	食料・生活必需品の確保	50
第3	他自治体、事業所からの物資の調達	53
第8節	ライフライン確保体制の整備	予防-54
第1	上水道	54
第2	下水道	55
第3	電力（関西電力送配電株式会社）	56
第4	ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）	57

第5	電気通信（西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社等）	58
第6	住民への広報	60
第9節	交通確保体制の整備	予防-61
第1	鉄道施設	61
第2	道路施設	61
第3	港湾施設	61
第10節	避難行動要支援者支援体制の整備	予防-62
第1	障がい者・高齢者等に対する支援体制整備	62
第2	社会福祉施設の取組み	66
第3	福祉避難所の選定	66
第4	外国人に対する支援体制整備	67
第5	その他の避難行動要支援者に対する配慮	67
第11節	帰宅困難者支援体制の整備	予防-68
第1	帰宅困難者対策の普及・啓発活動	68
第2	駅周辺における滞留者の対策	69
第3	代替輸送確保の仕組み（船舶、バス等）	69
第4	徒歩帰宅者への支援	68
第2章 地域防災力の向上		
第1節	防災意識の高揚	予防-71
第1	防災知識の普及啓発	71
第2	学校における防災教育	74
第3	消防団等による防災教育	75
第4	災害教訓の伝承	75
第5	防災対策に係る相談窓口の設置	76
第6	防災地理情報等の整備	76
第2節	自主防災体制の整備	予防-77
第1	地区防災計画の策定等	77
第2	自主防災組織の育成	78
第3	事業者による自主防災体制の整備	79
第4	啓発の方法	80

第5節	救助活動の支援	80
第3節	ボランティアの活動環境の整備	予防-81
第4節	企業防災の促進	予防-83
第3章 災害予防対策の推進		
第1節	都市の防災機能の強化	予防-85
第1	防災空間の整備	86
第2	都市基盤施設の防災機能の強化	88
第3	木造密集市街地の整備促進	88
第4	建築物の安全性に関する指導等	89
第5	空き家等の対策	89
第6	文化財	89
第7	ライフライン・放送施設災害予防対策	90
第8	災害発生時の廃棄物処理体制の確保	94
第2節	地震災害予防対策の推進	予防-96
第1	既存建築物等の防災対策の促進	96
第2	土木構造物の耐震対策等の推進	97
第3	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	99
第3節	津波災害防止対策の推進	予防-100
第1	津波対策の基本的考え方	100
第2	津波防災地域づくりの推進	101
第3	津波から「逃げる」ための総合的な対策	101
第4節	水害予防対策の推進	予防-105
第1	洪水対策	105
第2	高潮対策	106
第3	水害減災対策	107
第4	下水道の整備	111
第5	ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策	111

第5節	危険物等災害予防対策の推進	予防-113
第1	危険物災害予防対策	113
第2	高圧ガス等災害予防対策	115
第3	火薬類災害予防対策	115
第4	毒物劇物等災害予防対策	115
第5	危険物積載船舶等災害予防対策	116
第6	管理化学物質災害予防対策	117
第7	石油コンビナート等災害予防対策	118
第6節	火災予防対策の推進	予防-119
第1	市街地の火災予防	119
第7節	原子力（放射線）災害予防対策の推進	予防-121
第1	原子力災害に対する基本的考え方	121
第2	大阪府域における災害の想定	121
第3	放射性同位元素取扱事業所における災害対策	124
第4	広域避難の受入れ	125

災 害 応 急 対 策

第 1 章 活動体制の確立

第 1 節 組織動員体制	応急-1
第 1 事前警戒体制	1
第 2 災害警戒本部体制	2
第 3 災害対策本部体制	4
第 4 職員動員計画	6
第 2 節 自衛隊の災害派遣	応急-12
第 1 派遣要請	12
第 2 自衛隊の自発的出動基準	13
第 3 派遣部隊の受入れ	13
第 4 派遣部隊の活動	14
第 5 撤収要請	16
第 3 節 広域応援等の要請・受入れ・支援	応急-17
第 1 大阪府知事等に対する要請等	17
第 2 広域応援等の受入れ	21
第 3 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣	22
第 4 応急対策職員派遣制度に基づく支援	22
第 5 関係機関の連絡調整	22
第 4 節 災害緊急事態	応急-23

第 2 章 情報収集伝達・警戒活動

第 1 節 警戒期の情報伝達	応急-23
第 1 気象予警報等の収集・伝達	23
第 2 津波警報・注意報等の伝達	32
第 3 気象予警報等の関係機関への伝達経路	40
第 4 津波警報・注意報等の伝達経路	44
第 5 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等	45
第 6 住民への周知	46

第2節	警戒活動	応急-47
第1	気象観測情報の収集伝達	47
第2	水防警報及び水防情報	51
第3	水防活動	53
第4	異常現象発見時の通報	55
第5	ライフライン・交通等警戒活動	56
第6	在港船舶避難活動	57
第7	物資等の事前状況確認	58

第3節	津波警戒活動	応急-59
第1	避難対策等	59
第2	水防活動	61
第3	ライフライン・放送事業者の活動	62
第4	交通対策	63
第5	在港船舶に対する周知活動	64

第4節	発災直後の情報収集伝達	応急-65
第1	情報収集伝達経路	65
第2	被害情報の収集・報告	67
第3	被害情報の報告	69
第4	通信手段の確保	71
第5	有線・無線途絶時の対策	71

第5節	災害広報	応急-72
第1	災害広報	72
第2	報道機関との連携	78
第3	広聴活動	79

第3章 消火、救助、救急、医療救護

第1節	消火・救助・救急活動	応急-81
第1	市	81
第2	消防本部	81
第3	府警察	83
第4	堺海上保安署	83
第5	各機関による合同調整所（連絡会議）の設置	84

第6	自主防災組織等	84
第7	惨事ストレス対策	85
第2節	医療救護活動	応急-86
第1	災害時医療体制	86
第2	医療情報の収集・提供活動	88
第3	現地医療対策	89
第4	後方医療対策	91
第5	医薬品等の確保・供給活動	93
第6	個別疾病対策	93
第4章 避難行動		
第1節	避難誘導	応急-95
第1	緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難	95
第2	住民への周知	99
第3	避難者の誘導等	99
第4	警戒区域の設定	100
第5	広域避難	101
第2節	避難所の開設及び運営等	応急-102
第1	避難所の開設	102
第2	避難所の管理・運営	104
第3	府への要請と広域避難の受入れ	107
第4	避難所の早期解消のための取組み等	107
第5	自主避難所の開設	108
第3節	避難行動要支援者への支援	応急-109
第1	避難行動要支援者の被災状況の把握等	109
第2	被災した避難行動要支援者への支援活動	110
第4節	広域一時滞在	応急-111
第5章 交通対策、緊急輸送活動		
第1節	交通規制・緊急輸送活動	応急-113

第 1	陸上輸送	113
第 2	水上輸送	116
第 3	航空輸送	117
第 2 節	交通の維持復旧	応急-118
第 1	交通の安全確保	118
第 2	交通の機能確保	119
第 6 章 二次災害防止、ライフライン確保		
第 1 節	公共施設応急対策	応急-121
第 1	公共土木施設等（河川施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、ため池等農業用施設、橋りょう等道路施設など）	121
第 2	公共建築物	122
第 3	応急工事	122
第 2 節	民間建築物等応急対策	応急-123
第 1	民間建築物等	123
第 2	危険物等（危険物施設、高圧ガス、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）	124
第 3	放射性物質（原子力施設、放射性同位元素に係る施設等）	124
第 4	文化財の応急対策	124
第 3 節	ライフライン・放送の確保	応急-125
第 1	被害状況の報告及び情報提供	125
第 2	ライフライン事業者における対応	125
第 3	放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）	129
第 4 節	農水産関係応急対策	応急-130
第 1	農業用施設	130
第 2	漁業	130
第 3	農作物	131
第 7 章 被災者の生活支援		
第 1 節	生活支援体制	応急-133

第2節	住民等からの問い合わせ	応急-133
第3節	災害救助法の適用	応急-134
第1	法の適用	134
第2	救助の内容	135
第4節	緊急物資の供給	応急-137
第1	給水活動	137
第2	食料・生活必需品の給付	139
第5節	住宅の応急確保	応急-142
第1	被災住宅の応急修理	142
第2	住居障害物の除去	143
第3	応急仮設住宅の建設	143
第4	応急仮設住宅の運営管理	143
第5	応急仮設住宅の借上げ	144
第6	公共住宅への一時入居	144
第7	住宅に関する相談窓口の設置等	144
第8	建設用資機材等の調達	144
第6節	応急教育等	応急-145
第1	教育施設の応急整備	145
第2	応急教育体制の確立	146
第3	学校給食の応急措置	146
第4	教職員の確保	147
第5	就学援助等	147
第6	応急保育	147
第7節	自発的支援の受入れ	応急-149
第1	災害発生時におけるNPO・ボランティア等の活動	149
第2	義援金品の受付・配分	152
第3	海外からの支援の受入れ	153
第4	日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等	154

第8章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動	応急-155
第1 防疫活動	155
第2 被災者の健康維持活動	156
第3 応援要請	156
第4 動物保護等の実施	157
第2節 廃棄物の処理	応急-158
第1 し尿処理	158
第2 ごみ処理	159
第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理	160
第3節 遺体対策	応急-161
第1 初期活動	161
第2 遺体の検視等	161
第3 遺体の収容・安置	162
第4 遺体の身元確認	163
第5 遺体の火葬	163
第6 応援要請	163
第4節 社会秩序の維持	応急-164
第1 住民への呼びかけ	164
第2 警備活動の強化	164
第3 社会秩序維持のための対策	165
第4 物価の安定及び物資の安定供給	165

事 故 等 災 害 応 急 対 策

第1節	海上災害応急対策	事故等-1
第1	市の組織動員	1
第2	府現地災害対策本部との連絡	2
第3	通報連絡体制	3
第4	事故発生時における応急措置	4
第5	事故対策連絡調整本部の設置	6
第2節	航空災害応急対策	事故等-8
第1	市の組織動員	8
第2	府現地災害対策本部との連絡	9
第3	その他の地域	9
第3節	鉄道災害応急対策	事故等-10
第1	市の組織動員	10
第2	府現地災害対策本部との連絡	11
第3	情報収集伝達体制	12
第4	鉄道事業者の災害応急対策	12
第4節	道路災害応急対策	事故等-14
第1	市の組織動員	14
第2	府現地災害対策本部との連絡	15
第3	情報収集伝達体制	16
第4	道路管理者の災害応急対策	16
第5節	危険物等災害応急対策	事故等-18
第1	市の組織動員	18
第2	府現地災害対策本部との連絡	19
第3	危険物災害応急対策	20
第4	高圧ガス災害応急対策	22
第5	火薬類災害応急対策	24
第6	毒物劇物災害応急対策	25
第7	管理化学物質災害応急対策	26

第6節	高層建築物、地下街、市街地災害応急対策	事故等-28
第1	市の組織動員	28
第2	府現地災害対策本部との連絡	29
第3	通報連絡体制	30
第4	火災の警戒	30
第5	市、消防	31
第6	府警察	32
第7	大阪ガスネットワーク株式会社	33
第8	高層建築物、地下街の管理者等	33
第7節	放射線災害応急対策	事故等-35
第1	市の組織動員	35
第2	府現地災害対策本部との連絡	36
第3	災害状況の報告	37
第4	災害時の連絡体制	37
第5	放射性同位元素に係る災害応急対策	38
第6	災害時における消防活動	38
第7	市域外の原子力事業所施設等での災害への対応	40

災 害 復 旧 ・ 復 興 対 策

第 1 章 災害復旧対策

第 1 節 復旧事業の推進	復旧・復興-1
第 1 被害の調査	1
第 2 公共施設等の復旧	1
第 3 激甚災害の指定	2
第 4 激甚災害指定による財政援助	2
第 5 特定大規模災害	3
第 2 節 被災者の生活確保	復旧・復興-4
第 1 災害弔慰金等の支給	4
第 2 災害援護資金・生活資金等の貸付	5
第 3 被災証明書の交付等	5
第 4 租税等の減免及び徴収猶予等	6
第 5 住宅の確保	6
第 6 被災者生活再建支援金	8
第 3 節 中小企業の復興支援	復旧・復興-11
第 1 市の措置	11
第 2 融資の種類	11
第 4 節 農漁業関係者の復興支援	復旧・復興-12
第 1 市の措置	12
第 2 資金の融資	12
第 5 節 ライフライン等の復旧	復旧・復興-13

第 2 章 災害復興対策

第 1 節 復興の基本方針	復旧・復興-19
第 1 基本的考え方	19
第 2 現状復旧	20
第 3 復興計画の作成	20
第 4 関西広域連合における復興に向けた取組み	21

南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則	推進-1
第1 推進計画の目的	1
第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	1
第3 水防に関する市等の活動	1
第4 泉大津市消防団の活動	2
第5 推進計画に定めのない対策	2
第6 地震・津波の被害想定	2
第2章 関係者との連携協力の確保	推進-3
第1 資機材・人員等の配備手配	3
第2 他防災関係機関に対する応援要請	4
第3 帰宅困難者への対応	5
第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	推進-6
第1 津波からの防護	6
第2 津波に関する情報の伝達等	6
第3 避難指示の発令基準	7
第4 避難対策等	8
第5 消防機関等の活動	10
第6 ライフライン・放送事業者の活動	11
第7 交通対策	11
第8 市が管理又は運営する施設に関する対策	12
第9 迅速な救助	13
第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項	推進-14
第1 南海トラフ地震臨時情報について	14
第2 南海トラフ地震臨時情報等の伝達について	15
第3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	15
第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	16
第5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	24

第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	推進-26
第6章	防災訓練計画	推進-27
第7章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	推進-28
第1	市職員に対する教育	28
第2	住民等に対する教育	28
第3	児童・生徒等に対する教育	29
第4	防災上重要な施設管理者に対する地震防災知識の普及	29
第5	相談窓口の設置	29
第8章	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	推進-30
第9章	東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止	推進-31
第1	東南海・南海地震が時間差発生した場合の対応	31
第2	東海地震関連情報が発表された場合への対応	31

〔注 記〕

本計画における用語について

- 指定避難所 …… 災害の危険性があり、避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設をいう。
- 指定緊急避難場所・ 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所をいう。
- 住 民 …… 市域に住所を有する者、他市町村から市域に通学・通勤する者及び災害時に市域に滞在する者等を含める。
- 要配慮者 …… 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。また、旅行者も、災害の認識や避難勧告等の情報入手、地理不案内による自力避難等が困難であることなどから、要配慮者と考えられている。
- 避難行動要支援者・ 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 関西広域連合 …… 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。
- 防災関係機関 …… 国、府、市町村、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
- ライフライン …… 上水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。

総則

第1節 計画の目的及び構成

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（最終改正：平成25年法律第87号）第5条（推進計画）の規定に基づき、泉大津市防災会議が策定する計画であって、泉大津市域に係る災害に関し、泉大津市及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、市民や事業者等の協力のもと、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条による特別防災区域に係る防災については、同法第31条及び災害対策基本法第2条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、同区域に係る災害は、石油、高圧ガス等の火災、爆発など、区域外の周辺地域住民や道路交通に重大な影響を及ぼすおそれがあること、また、同区域に集積する電力・ガス・燃料などエネルギー供給事業所が、災害により供給機能を速やかに回復できなければ、その影響が広く市民生活や経済活動に及ぶことから、同計画と十分調整、連携を図り防災対策を推進する。

第2 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとする。なお、各編においては、各種災害に比較的共通する事項を基本事項としてまとめ、市域で想定される各々の災害種別において個別の対策が必要な場合は、災害種別毎に必要な事項を定める。

1 総則

計画の目的を明らかにし、市及び関係機関の責務と防災及び災害に対して処理すべき事務を定める。

2 災害予防対策

災害の防止対策に加えて、災害発生直後又は発生するおそれがある場合の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて整理し、地震災害、津波災害、風水害をはじめとする各種災害に対応するために平常時にとるべき防災活動全般について定める。

3 災害応急対策

災害発生直前の気象予警報等に関する情報伝達などの災害未然防止活動に関する措置や、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防ぎょ措置、災害の拡大防止措置及び被

災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。

4 事故等災害応急対策

海上災害や航空災害、鉄道災害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防ぎよ措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。

5 災害復旧・復興対策

災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策及び復興の基本方針について定める。

6 資料編

災害予防対策、応急対策に関する基礎的情報で、市及び関係機関が共有すべき資料・法令・様式等について整理する。

第2節 防災の基本方針

第1 計画の目標及び位置づけ

1 計画の目標

この計画は、市民・事業者・行政・ボランティア等が連携して、災害に強い市街地の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図ることにより、「災害に強い安全なまち」をめざす。

2 計画の位置づけ

この計画は、市域内で発生するおそれがある災害に備えて、指定地方行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、大阪府地域防災計画等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法(昭和22年法第118号)に基づき、知事が実施する災害救助事務を包含する、防災対策の基本方針を示す総合計画である。

第2 防災の基本方針

1 理念

防災は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。今後、南海トラフ巨大地震など甚大な被害をもたらすおそれのある災害に対しては、災害発生時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本とし、災害対策の一層の充実強化を進めていくこととする。

災害対策の推進にあたっては、Ⅰ 命を守る、Ⅱ 命をつなぐ、Ⅲ 必要不可欠な行政機能の維持、Ⅳ 経済活動の機能維持、Ⅴ 迅速な復旧・復興 の5つの考え方を基本方針とする。

また、災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクルを適用して、充実を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の強化を図っていくこととする。さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず、災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行う。一旦被害が発生したときには、正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を可能な限り早期に把握する。

本計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいくこととする。

2 自助・共助・公助

「自分の命は自分で守る」ことを基本とした「自助」、「地域で連携しあって、防災力を高める」助け合いが基本の「共助」、行政による対策の「公助」を、地域特性に応じて適切に防災・減災対策を組み合わせた取り組みを推進する。

特に、市は「自分の命は自分で守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取り組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

3 協働による防災・減災対策

市民、事業者、民間団体等の多様な主体が自発的に行う防災活動を推進するとともに、これらの主体と行政が相互に連携・協働した防災・減災の取り組みを推進する。また、高齢者、障がい者、妊産婦等の要配慮者の参画を推進するとともに、防災対策に係る意思決定の場への女性参画を推進する。

第3節 本市の概況と被害想定

第1 自然的条件

1 位置及び面積

本市は、大阪府の中央西南部に位置し、東経 135° 24'、北緯 34° 30' にあって、東西 5.4km、南北 5.5km、その面積は 13.78k m²で、うち約3割が公有水面の埋立地である。

2 地勢及び地質

本市は北及び東南は高石市と和泉市、西南は大津川を境として泉北郡忠岡町に接し、西北は大阪湾に面し、はるかに六甲山、淡路島を望むことができる。

地形は市内全域がほぼ平坦で、南部の国道26号付近は標高が15m前後であり、全体として緩やかに北西に向かって傾斜し、海岸部で標高0mとなっている。また、市内を流れる河川は大津川が主たるもので、他に中小の河川や多数の水路が走っている。

地質は、忠岡町との境界を流れる大津川等によって形成された沖積平野であり、市の南東部には、後期洪積層に属する低位段丘礫層が見られる。

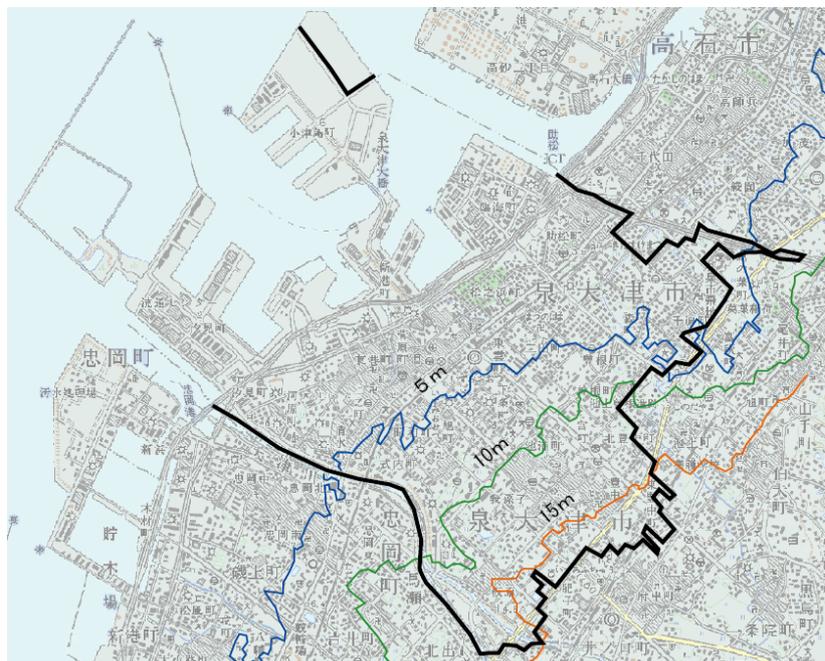


図 本市の地形

3 気象

本市は瀬戸内海式気候に属し、年平均の気温は 17℃前後と温暖で、冬季に氷点下になることは比較的少ない。

また、降雨量は年間 850～1,400mm 程度となっている。

第2 社会的条件

1 人口

昭和 17 年 4 月 1 日の市制施行時の本市の人口は 33,307 人であった。その後、大阪都市圏の周辺都市として、昭和 30 年以降の高度成長期に大幅な増加を示し、ここ数年は 75,000 人程度を推移している。令和 2 年 10 月の第 21 回国勢調査では、74,412 人となっており、世帯数は 32,516 世帯である。

(1) 人口の変遷

年	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
昭和17年	6,487	33,307	4,063
50年	18,730	66,250	6,232
55年	20,613	67,474	5,955
60年	21,045	67,755	5,876
平成 2年	21,853	67,035	5,749
7年	24,027	68,842	5,611
12年	27,611	75,091	6,120
17年	29,500	77,673	6,214
22年	30,962	77,548	5,848
27年	31,090	75,897	5,660
令和 2年	32,516	74,412	5,443

※国勢調査による。ただし、昭和17年は4月1日現在

2 交通網

本市における主要幹線道路として、大阪都心部と和歌山を直結する南北方向に西端から阪神高速道路 4 号湾岸線、大阪臨海線、堺阪南線、国道 26 号が縦貫し、また、東西方向については北より泉大津美原線、富田林泉大津線がある。鉄道は西部に南海本線、東部に JR 阪和線が南北に縦走し、いずれも大阪～和歌山間を結び、市民の主要な交通手段となっている。

また、堺泉北港より泉大津～九州新門司間を結ぶカーフェリーが就航している。

3 土地利用

本市の土地利用は多様な形態で市街化が進んでいる内陸部と、公有水面埋立により計画的に開発が進められている臨海部のおおむね二つに区分できる。また、全域が市街化区域であり、人口集中地区となっている。

用途別には、第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域が35.1%を占め、近隣商業地域・商業地域が1.9%、工業地域・工業専用地域が5.9%、残り57.1%が準工業地域であり、住工混在の毛布・繊維工業を中心とする地場産業都市としての特性が表れている。

第3 災害想定

1 想定災害

災害は、台風、豪雨、洪水、地震、津波等の自然現象に起因する自然災害と、大規模な火災、爆発、交通災害等の特殊災害（人為災害）とに大別される。自然災害や特殊災害の発生によって二次的に引き起こされる二次災害は、都市部ほどその発生の可能性が高い。

市の自然条件と市街地状況、都市施設や危険物の集積状況等都市的、社会的条件ならびに過去に発生した災害事例をもとに想定した発生が予想される災害は次のとおりである。

また、以下の各災害が複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）として発生する可能性も考慮するものとする。

- (1) 地震災害
- (2) 津波災害
- (3) 風水害
- (4) 高潮災害
- (5) 海上災害
- (6) 大規模火災
- (7) 危険物等災害
- (8) 交通災害（航空災害、鉄道災害、道路災害）
- (9) その他の特殊災害

2 地震・津波の被害想定

(1) 府による地震・津波被害想定

府の想定によると、市の被害は次表のとおりとなっている。

※資料11「地震被害想定」

※資料12「地震動予測図」

※資料 13-1 「ハザードマップ」

市における被害の想定

被害内容		想定地震	単 位	上町断層帯 地 震 A	上町断層帯 地 震 B	生駒断層帯 地 震	有馬高槻断 層帯地震	中央構造線 断層帯地震	南海トラフ 巨大地震
気象庁マグニチュード				7.5~7.8	7.5~7.8	7.3~7.7	7.3~7.7	7.7~8.1	9.0~9.1
建物被害	揺れ	全 壊	棟	1,746	5,554	4	0	202	42
		半 壊	棟	2,573	4,504	11	0	456	1,006
	液状化	全 壊	棟	—	—	—	—	—	623
		半 壊	棟	—	—	—	—	—	1,667
	津波	全 壊	棟	—	—	—	—	—	359
		半 壊	棟	—	—	—	—	—	4,581
出火	焼 失	棟	1,365	1,376	0	0	0	0	
人的被害	建 物 壊	死 者	人	11	125	0	0	0	2
		負 傷 者	人	997	891	3	0	154	145
	火 災	死 者	人	29	27	0	0	0	0
		負 傷 者	人	157	146	0	0	0	0
	津 波	死 者	人	—	—	—	—	—	2,205
		負 傷 者	人	—	—	—	—	—	1,276
出火件数	全出火	件	4	10	2	1	2	2	
	炎上出火	件	1 (1)	3 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
り 災 者 数			人	17,747	38,708	53	1	2,470	—
避 難 所 生 活 者 数			人	5,147	11,226	16	1	717	19,226
ライフ ライン	停 電 軒		軒	2,188	6,311	0	0	337	49.0%
	ガ ス 供 給 停 止 戸		戸	24,000	24,000	0	0	0	3,025
	水 道 断 水 人 口		人	52,000	57,000	40,000	2,000	49,000	51,000
	固 定 電 話 被 災 回 線		回線	1,762	13,217	98	0	979	94.1%

※内陸型地震については、大阪府「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）」（平成19年3月）、
海溝型地震は、大阪府防災会議南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会「大阪府域の被害想定について（ラ
イフライン等施設被害・経済被害等）」（平成25年10月、平成26年1月）及び「大阪府域の被害想定につい
て（ライフライン等施設被害・経済被害等）市町村別最大」（平成26年3月）

※水道断水人口は、「泉大津市水道事業継続計画」（令和4年11月）

※内陸型地震の揺れによる建物被害（全壊・半壊）は、地震動及び液状化予測を含む

※死者、負傷者数は建物被害（夕刻）・火災（夕刻、超過確率1%風速）によるものの合計

※出火件数は地震後1時間の件数（ ）は1日の件数

※津波による死者数は、早期避難率が低い場合

(2) 津波浸水想定

府が公表した浸水面積、最大津波水位及び最短津波到達時間は、以下のとおりである。
なお、津波は自然現象で不確実性を伴うものであり、この想定を上回る津波が発生する
可能性があることも指摘されている。（大阪府「津波浸水想定について（解説）平成25年
8月20日公表」）

表 市の浸水想定結果

浸水面積 (浸水深0.1m以上)	521ha
最大津波水位 (海岸線から沖合約30m地点)	4.4m
地震発生後 最短津波到達時間(+1m)	95分

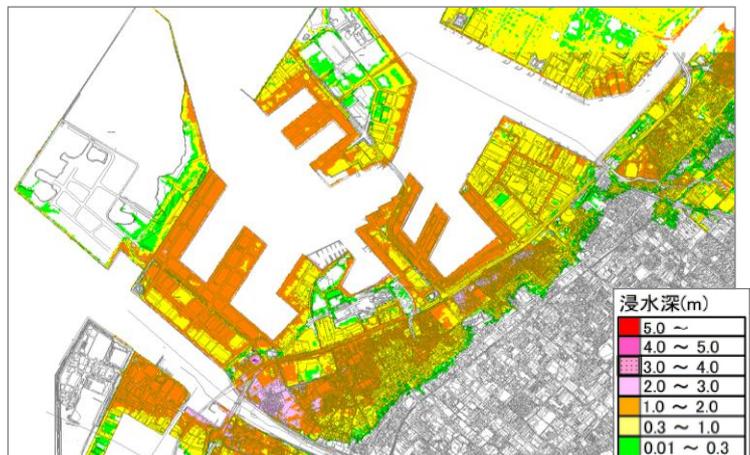


図 大阪府津波浸水想定（泉大津市拡大）

3 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成25年11月29日に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が改正され、同法第3条第1項の規定に基づき、平成26年3月28日に、本市は大阪府内41市町村とともに、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。

4 大津川水系の洪水浸水想定

府では、平成27年5月の水防法改正を受け、府管理河川において想定最大規模降雨（1,000年以上に1度の降雨）により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として新たに指定し、「洪水浸水想定区域図」が作成された。

※資料 13-2「大津川水系大津川・槇尾川・東槇尾川・父鬼川・松尾川・牛滝川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」（平成31年3月）

5 大阪府の高潮浸水想定

府では、平成27年5月の水防法改正を受け、高潮浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」として新たに指定し、「高潮浸水想定区域図」が作成された。

※資料 13-3「大阪府高潮浸水想定区域図」（令和2年8月）

第4節 防災関係機関の業務大綱

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努めなければならない。

第1 泉大津市

(1) 危機管理課

- 市の防災対策の総合調整に関すること
- 防災会議にかかる事務に関すること
- 災害対策本部等組織体制の整備に関すること
- 国・府及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- 広域防災体制の整備に関すること
- 自衛隊との連絡、調整に関すること
- 災害用物資・資機材の備蓄及び調達に関すること
- 防災に係る訓練、教育に関すること
- 避難収容に関すること
- 避難者の誘導及び収容に関すること
- 自主防災体制の整備計画に関すること
- 市民の防災活動の啓発、指導に関すること
- 防災行政無線の整備等に関すること
- 被害情報の収集・伝達に関すること
- 災害救助法に関すること
- 弔慰金・支援金等に関すること
- 避難準備・高齢者等避難及び避難指示、緊急安全確保の伝達等緊急広報に関すること
- 防災証明の発行に関すること
- その他関係部局に必要な防災対策に関すること

(2) 市長公室

- 職員の動員計画に関すること
- 災害広報に関すること
- 報道機関との連絡に関すること
- 災害時における広聴活動に関すること
- 災害状況の写真記録に関すること
- その他関係部局に必要な防災対策に関すること

(3) 政策推進部

- 災害時の緊急物資（生活必需物資）の調達、あっせんに関する事
- 復興に係る市政の総合企画及び調整に関する事
- 商工業者の被害調査、復旧対策に関する事
- 被災商工業者に対する融資等の対策に関する事
- 耕地の被害調査に関する事
- 水産業者の被害調査に関する事
- 被災農、漁業者に対する災害融資に関する事
- 訪日外国人等の避難、誘導に関する事
- 自治会等への協力要請に関する事
- 防犯活動の推進に関する事
- その他関係部局に必要な防災対策に関する事

(4) 総務部

- 車両の調達計画に関する事
- 応急給食措置に関する事
- 避難者に対する応急食料の提供に関する事
- 災害応急物資、救援物資等の調達・供給に関する事
- 災害時の遺体の処置及び火葬に関する事
- 災害に伴う税の減免に関する事
- 家屋等の被害調査に関する事
- 災害対策関係予算その他財務に関する事
- 市有建築物の耐震化に関する事
- 応急仮設住宅等の建築に関する事
- その他関係部局に必要な防災対策に関する事

(5) 保険福祉部

- 所管福祉施設等の避難計画に関する事
- 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事
- 災害時のNPO・ボランティア活動に関する事
- 弔慰金、支援金等の支給に関する事
- 義援金品に関する事
- 福祉関係施設等の避難所の開設及び管理運営等に関する事
- 要配慮者利用施設等の被害調査に関する事
- その他関係部局に必要な防災対策に関する事

(6) 健康こども部

- 所管福祉施設等の避難計画に関する事

- 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事
- 園児、保育所児等の避難、誘導に関する事
- 応急保育に関する事
- 医師会、保健所、医療機関との連絡、応援要請等に関する事
- 災害時における保健衛生に関する事
- 感染症予防に関する事
- 福祉関係施設等の避難所の開設及び管理運営等に関する事
- 要配慮者利用施設等の被害調査に関する事
- その他関係部局に必要な防災対策に関する事

(7) 都市政策部

- 水門、樋門、排水機場等の操作に関する事
- 救助物資等の緊急輸送に関する事
- 緊急時における関係業者等への協力要請に関する事
- 建物の応急危険度判定に関する事
- 給水体制の整備に関する事
- 上下水道施設の耐震化等に関する事
- 道路交通の確保に関する事
- 公園の整備に関する事
- 道路の整備に関する事
- 木造密集市街地等の整備促進に関する事
- 上下水道施設の整備に関する事
- 水防に関する事
- 道路、橋りょうに関する被害状況調査、報告に関する事
- 上下水道施設における被害調査及び応急復旧対策に関する事
- 河川等に関する被害状況調査、報告に関する事
- 公園被害状況の調査、報告に関する事
- 建築物の二次災害の防止に関する事
- 応急給水及び応急復旧に関する事
- 被災住宅の応急修理に関する事
- 応急仮設住宅等の入居あっせんに関する事
- 防疫に関する事
- 犬・猫(ペット)に関する事
- し尿収集の応急処理及び仮設トイレに関する事
- 災害時における廃棄物の処理に関する事
- 上下水道施設の災害復旧事業計画に関する事
- 住宅復興計画の策定・推進に関する事
- 民間建築物の耐震化に関する事

- その他関係部局に必要な防災対策に関する事

(8) 市立病院

- 災害時医療体制の整備に関する事
- 医薬品及び医療用資機材の調達及び備蓄に関する事
- 医療救護活動に関する事
- 医療機関の被害状況の調査、報告に関する事
- その他関係部局に必要な防災対策に関する事

(9) 会計課

- 災害関係資金の支出及び審査に関する事
- 義援金品、災害見舞金の受付、保管及び受払記録に関する事
- 本部長の特命に関する事

(10) 消防本部

- 消防に関する教育及び訓練に関する事
- 消防資機材等の点検及び整備に関する事
- 消防相互応援体制の整備に関する事
- 災害情報等の収集及び必要な広報に関する事
- 消防、その他の災害応急措置及び被害拡大の防止措置に関する事
- 救助、救急、救護活動に関する事
- 消防活動要員の確保に関する事
- 消防団等関係機関との連絡に関する事
- その他関係部局に必要な防災対策に関する事

(11) 教育委員会

- 防災教育に関する事
- 避難所の開設、管理及び運営の協力に関する事
- 避難者の把握及び報告に関する事
- 児童及び生徒の避難に関する事
- 文教施設の被害調査、報告に関する事
- 災害時の応急教育に関する事
- 被災児童及び生徒の就学援助に関する事
- 文化財の応急対策に関する事
- その他関係部局に必要な防災対策に関する事

(12) 議会事務局

- 市議会議員との連絡調整に関する事

- 他部の応援に関する事
- 本部長の特命に関する事

(13) 行政委員会等（選管、監査、公平、農委）

- 他部の応援に関する事
- 本部長の特命に関する事

第2 防災関係機関

本市域を所管する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱はおおむね次のとおりとする。

※資料6「防災関係機関一覧表」

1 大阪府

(1) 大阪府鳳土木事務所地域防災監

- 災害予防、災害応急対策等に関し、市が処理する事務又は業務の府との連絡調整等に関する事

(2) 大阪府鳳土木事務所

- 府の管理する公共土木施設の防災対策、災害応急対策、復旧対策、水防時の現地指導、洪水予警報の伝達、被災状況の把握に関する事
- 水防警報及び水位到達情報の伝達並びに水防活動に関する事

(3) 大阪港湾局

- 大阪港湾局の管理する港湾施設及び海岸保全施設の災害予防、災害応急対策、復旧対策に関する事
- 海岸水防警法及び高潮氾濫発生情報等の伝達並びに水防活動に関する事

(4) 大阪府和泉保健所

- 災害時における保健衛生活動、医療救護活動に関する事
- 大阪府災害対策本部、保健医療調整本部が設置された場合の保健所保健医療調整本部の設置に関する事

(5) 大阪府泉州農と緑の総合事務所

- ため池に関する水防対策に関する事

2 大阪府警察（泉大津警察署）

- 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- 被災者の救出救助及び避難指示に関すること
- 交通規制・管制に関すること
- 広域応援等の要請・受入れに関すること
- 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること
- 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること
- 災害資機材の整備に関すること

3 関西広域連合

- 大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関すること
- 大規模広域災害時における構成府県、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関すること
- 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関すること
- 大規模広域災害に備えた事業の企画、実施に関すること

4 陸上自衛隊第37普通科連隊

- 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
- 災害派遣に関すること
- 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

5 指定地方行政機関

(1) 近畿総合通信局

- 非常通信体制の整備に関すること
- 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること
- 災害時における電気通信の確保に関すること
- 非常通信の統制、管理に関すること
- 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
- 災害対策用移動通信機器等の貸出しに関すること

(2) 大阪管区気象台

- 観測施設等の整備に関すること
- 防災知識の普及・啓発に関すること
- 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること

- 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関する事
- 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事

(3) 近畿財務局

- 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請に関する事
- 国有財産の無償貸付等の措置に関する事
- 地方公共団体に対する災害融資に関する事
- 災害復旧事業費の立会い等に関する事

(4) 近畿厚生局

- 救援等に係る情報の収集及び提供に関する事

(5) 大阪労働局（泉大津労働基準監督署）

- 災害時における事業場施設の被災状況の収集に関する事
- 災害時の応急工事等における労働災害防止についての事業場等への監督指導に関する事
- 災害時の応急工事等における二次災害防止措置をはじめとした労働災害防止のための自主的安全管理運動の促進に関する事
- 労働者の災害補償に関する事
- 離職者の早期再就職等の促進に関する事
- 雇用保険の失業等給付に関する事

(6) 近畿農政局

- 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事
- 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事
- 農業関係被害の調査・報告等に関する事
- 災害時における病虫害の防除および家畜の管理等に関する事
- 農畜物の需給調整に関する事
- 農業協同組合等に対する融資等に関する事
- 農地・施設の復旧対策の指導に関する事
- 農地・施設の復旧事業費の査定に関する事
- 土地改良機械の緊急貸付に関する事
- 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事
- 野菜・乳製品等の供給あっせんに関する事
- 技術者の緊急派遣等に関する事

(7) 近畿農政局（大阪府拠点）

- 応急用食料品及び米穀の供給に関すること

(8) 近畿経済産業局

- 工業用水道の復旧対策の推進に関すること
- 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達に関すること
- 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること
- 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援に関すること
- 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援に関すること

(9) 近畿地方整備局大阪国道事務所南大阪維持出張所

- 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- 直轄公共土木施設の復旧に関すること
- 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること
- 緊急物資及び人員輸送活動に関すること
- 海上の流出油に対する防除措置に関すること
- 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関すること
- 港湾、海岸保全施設等の復旧事業の推進に関すること
- 空港に関する直轄土木施設の復旧事業の推進に関すること
- 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること
- 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること（緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による緊急対応）

(10) 近畿運輸局

- 所管する交通施設及び設備の整備についての指導に関すること
- 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること
- 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整に関すること
- 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請に関すること
- 特に必要があると認める場合の輸送命令に関すること
- 災害時における交通機関利用者への情報の提供に関すること

(11) 堺海上保安署

- 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること

- 流出油防除資機材の備蓄及び油防除組織の育成指導に関すること
- 危険物積載船舶等の災害予防対策に関すること
- 海難救助体制の整備に関すること
- 海上交通の制限に関すること
- 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること
- 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること
- 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること
- 海上交通の安全の確保及び海上の治安の維持に関すること
- 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

(12) 近畿地方環境事務所

- 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 日本郵便株式会社近畿支社

- 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること
- 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること
- 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること

(2) 南海電気鉄道株式会社（泉大津駅）

- 鉄道施設の防災管理に関すること
- 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
- 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
- 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

(3) 西日本旅客鉄道株式会社（和泉府中駅）

- 鉄道施設の防災管理に関すること
- 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
- 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
- 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

(4) 西日本電信電話株式会社（関西支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）、ソフトバンク株式会社

- 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- 応急復旧用通信施設の整備に関すること

- 津波警報、気象警報の伝達に関する事
- 災害時における重要通信確保に関する事
- 災害関係電報・電話料金の減免に関する事
- 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
- 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関する事

(5) 日本赤十字社大阪府支部

- 災害医療体制の整備に関する事
- 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事
- 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事
- 義援金品の募集、配分等の協力に関する事
- 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する事
- 救援物資の備蓄に関する事

(6) 日本放送協会（大阪放送局）

- 防災知識の普及等に関する事
- 災害時における放送の確保対策に関する事
- 緊急放送・広報体制の整備に関する事
- 気象予警報等の放送周知に関する事
- 避難所等への受信機の貸与に関する事
- 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- 災害時における広報に関する事
- 災害時における放送の確保に関する事
- 災害時における安否情報の提供に関する事

(7) 西日本高速道路株式会社（関西支社）

- 管理道路の整備と防災管理に関する事
- 道路施設の応急点検体制の整備に関する事
- 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
- 被災道路の復旧事業の推進に関する事

(8) 阪神高速道路株式会社

- 管理道路の整備と防災管理に関する事
- 道路施設の応急点検体制の整備に関する事
- 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
- 被災道路の復旧事業の推進に関する事

(9) KDDI株式会社（関西総支社）、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

- 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- 応急復旧用通信施設の整備に関すること
- 津波警報、気象警報の伝達に関すること
- 災害時における重要通信確保に関すること
- 災害関係電報・電話料金の減免に関すること
- 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
- 「災害用伝言板サービス」の提供に関すること

(10) 大阪ガスネットワーク株式会社（南部事業部）

- ガス施設の整備と防災管理に関すること
- 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること
- 災害時におけるガスの供給確保に関すること
- 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

(11) 日本通運株式会社和歌山支店、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- 緊急輸送体制の整備に関すること
- 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること

(12) 関西電力送配電株式会社岸和田配電営業所

- 電力施設の整備と防災管理に関すること
- 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること
- 災害時における電力の供給確保に関すること
- 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

(13) 光明池土地改良区

- ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること
- ため池の治水活用に関すること
- 農地及び農業用施設の被害調査に関すること
- 湛水防除活動に関すること
- 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関すること
- 農業用水を活用した防災活動に関すること

(14) 一般社団法人大阪府医師会

- 災害時における医療救護の活動に関すること
- 負傷者に対する医療活動に関すること

(15) 一般社団法人大阪府歯科医師会

- 災害時における医療救護の活動に関すること

- 被災者に対する歯科保健医療活動に関する事
- (16) 一般社団法人大阪府薬剤師会
 - 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関する事
 - 医薬品等の確保及び供給に関する事
- (17) 公益社団法人大阪府看護協会
 - 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関する事
 - 被災者に対する看護活動に関する事
- (18) 公益財団法人大阪府消防協会
 - 防火・防災思想の普及に関する事
 - 消防団員の教養・訓練及び育成に関する事
- (19) 各民間放送株式会社
 - 防災知識の普及等に関する事
 - 災害時における広報に関する事
 - 緊急放送・広報体制の整備に関する事
 - 気象予警報等の放送周知に関する事
 - 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
 - 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事
- (20) 一般社団法人大阪府トラック協会
 - 緊急輸送体制の整備に関する事
 - 災害時における緊急物資輸送の協力に関する事
 - 復旧資機材等の輸送協力に関する事
- (21) 一般社団法人大阪府LPガス協会
 - LPガス施設の整備と防災管理に関する事
 - 災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関する事
 - 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関する事
 - 被災LPガス施設の復旧事業の推進に関する事
- (22) 大阪広域水道企業団
 - 水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関する事
 - 水道用水・工業用水道の被害情報に関する事
 - 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関する事
 - 水道用水及び工業用水の供給確保に関する事
 - 応急給水及び応急復旧に関する事

- 大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備に関すること

7 泉北環境整備施設組合

- 災害時におけるごみの処理に関すること
- 災害時におけるし尿の処理に関すること

8 公共的団体その他防災上重要な機関及び施設の管理者

泉大津市医師会・歯科医師会・薬剤師会、農・漁業協同組合、商工会議所等の産業経済団体、泉大津市社会福祉協議会等の社会福祉事業団体、自治会、自主防災組織、赤十字奉仕団等の地域住民組織、大量の危険物を貯蔵及び取り扱う事業者、その他公共的活動を営むものは、市の行う防災活動に対して公共的業務に応じて協力する。

第5節 市民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

このため、市民及び事業者は、災害対策基本法第7条「住民等の責務」に基づき積極的に平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上及び災害防止に寄与するよう努める。

第1 市民の基本的責務

1 個人の役割

(1) 事前の備え

自らの命は自らで守るという防災の原点に立ち、平常時より、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心がけるとともに、建物の補強、家具の転倒防止措置等を市民自らがを行い、被害の拡大防止に努める。また、過去の災害から得られた教訓の伝承に努める。

(2) 災害発生時の対応

災害発生時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力することを心がける。

2 自主防災組織の役割

(1) 事前の備え

自分たちの地域は自分たちで守るという連帯意識をもち、地域住民が協力して消火、救助活動ができるよう地域の実情に即した防災体制の整備を促進する。

また、住民主体で地区防災計画の策定や防災訓練を推進するなど、自主防災力の向上をめざす。

(2) 災害発生時の対応

災害発生時には地域住民が協力し合い、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営に努めるほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力することを心がける。

第2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害発生時に果たす役割(従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献)を十分に認識し、災害の防止及び被害の拡大防止のため、事業所内の管理体制を強化するとともに、地域の一員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い人づくりのため、地域の防災対策に協力する。

(1) 従業員、利用者等の安全確保

防火管理体制を強化するとともに各種災害に備えた防災体制の充実を図り、防災訓練、事業所の耐震化を進めるなど、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。

(2) 事業継続計画(BCP)の策定

災害発生時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を作成するように努める。また、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努める。

(3) 地域への貢献

事業活動にあたっては、地域の一員であることを自覚し、地域の防災活動に積極的に協力する。

(4) 応急対策活動への協力

応急対策に必要な物資若しくは資材又は役務の供給を業とする者は、災害発生時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、市及び府が行う防災に関する施策並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

(5) 出勤及び帰宅困難者への対応

発災時のむやみな移動開始の抑制や出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力、外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄に努める。また、災害時に必要な情報の入手・伝達方法を確認しておく。

第3 NPOやボランティア等多様な機関との連携

市、住民及び事業者は、NPOやボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努める。なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第4 住民・事業者・公共機関等の連携による市民運動の展開

災害の軽減には、市及び住民、事業者、公共機関、府等が、それぞれ防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねを行う必要があることから、災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実させるため、その実践を促進する市民運動を展開するように努める。

災害予防対策

災害応急対策

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

南海トラフ地震防
災対策推進計画

附属1（東海地震の
警戒宣言）

資料編

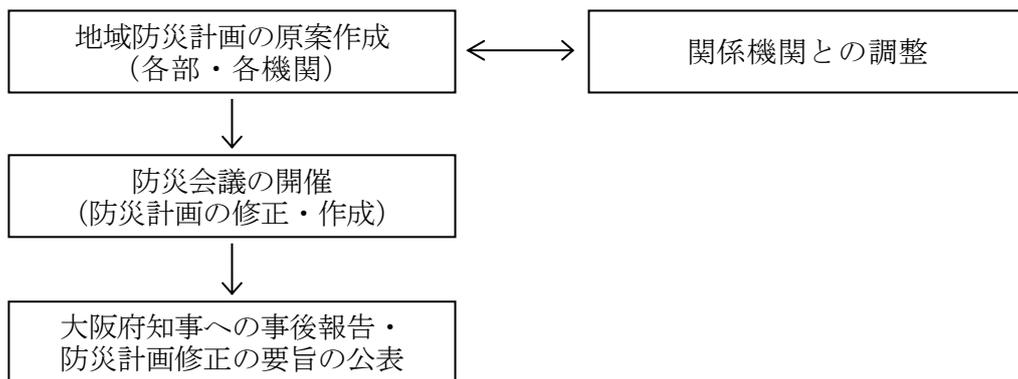
第6節 計画の修正

1 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正することとし、修正にあたっては、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

防災計画の修正は、次の順序で行うものとする。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

- (1) 市は関係機関と調整のうえ防災計画修正原案を作成する。
- (2) 防災会議を開催し、防災計画を修正する。
- (3) 災害対策基本法第42条第5項の規定に基づき、防災計画修正について、大阪府知事に事後報告するとともに、防災計画修正の要旨を公表する。



2 計画の習熟

本市及び各防災関係機関は、平素から訓練その他の方法によってこの計画の習熟に努めなければならない。また、この計画のうち必要と認められる事項については、地域住民等に周知徹底を図るものとする。

災害予防対策

第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

▶関連計画・マニュアル等： 泉大津市地震災害初動体制規程

市は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施を通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 組織体制の整備	全部局
第2 防災機能等の確保、充 実	*危機管理課、*市長公室、*総務部、*保険福祉 部、*消防本部
第3 防災拠点等の整備	*危機管理課、*総務部、*都市政策部、*消防本 部、*教育委員会事務局
第4 装備資機材等の備蓄	全部局
第5 防災訓練の実施	*危機管理課、*保険福祉部、*健康こども部、*都 市政策部、*消防本部、*教育委員会事務局
第6 相互応援体制の整備	*危機管理課、*市長公室、*政策推進部、*消防本 部
第7 人材の育成	全部局
第8 防災に関する調査研究 の推進	全部局
第9 自衛隊の災害派遣に対 する連絡体制の整備	*危機管理課
第10 自治体被災による行 政機能の低下等への対策	全部局
第11 事業者、NPO・ボ ランティア等との連携	*危機管理課、*政策推進部、*保険福祉部、*都市 政策部

第1 組織体制の整備

実施担当	全部局
------	-----

1 市の組織体制の整備

市域において迅速な防災対策を実施し、総合的な防災対策を推進するため組織体制の整備・充実を図るとともに、市及び府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる

体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

(1) 泉大津市防災会議

泉大津市防災会議は、本市域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため設置する。

ア 市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること

イ 市の区域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること

ウ 法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること

※資料1「泉大津市防災会議条例」

※資料2「泉大津市防災会議委員名簿」

(2) 事前警戒体制

危機管理監は、災害警戒本部及び災害対策本部を設置する前又は設置するに至らない災害において、災害応急対策の検討を行うために設置する。

(構成)

危機管理監、危機管理課職員及びその他防災関係職員

(所掌事務等)

※災害応急対策 第1章 第1節 第1 事前警戒体制 参照

(3) 災害警戒本部体制

災害警戒本部体制は、災害対策本部を設置する前又は設置に至らない災害並びに市域で震度4を観測したとき及び大阪府沿岸に津波注意報が発表されたときにおいて、緊急に実施を必要とする災害応急対策、情報の収集、伝達、職員の配備体制、災害対策本部の必要性の判断等を行うために設置する。

(組織)

災害警戒本部長	副市長
災害警戒本部員	教育長、参与、危機管理監、市長公室長、政策推進部長、総務部長、保険福祉部長、健康こども部長、都市政策部長、上下水道統括監、市議会事務局長、市立病院事務局長、教育部長、教育政策統括監、消防長、その他市長の指名する職員

(所掌事務等)

※災害応急対策 第1章 第1節 第2 災害警戒本部体制 参照

(4) 災害対策本部体制

市長は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに市域で震

度5弱以上を観測したとき及び大阪府沿岸に津波警報が発表されたときにおいて、災害応急対策を実施するために設置する。

災害対策本部は、市庁舎4階401会議室又は3階大会議室に開設する。

(組織)

災害対策本部長	市長
災害対策副本部長	副市長
災害対策本部員	教育長、参与、危機管理監、市長公室長、政策推進部長、総務部長、保険福祉部長、健康子ども部長、都市政策部長、上下水道統括監、市議会事務局長、市立病院長、市立病院事務局長、教育部長、教育政策統括監、消防長、その他市長の指名する職員

(所掌事務等)

※災害応急対策 第1章 第1節 第3 災害対策本部体制 参照

※資料3「泉大津市災害対策本部条例」

※資料4「泉大津市災害対策本部事務分掌」

2 市の動員体制の整備

市は、災害発生時の組織体制の整備と併せて、勤務時間外における参集等にも配慮し、災害発生時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる動員体制の整備に努める。

職員の配備体制及び参集体制を次のように定める。

※資料5「配備体制別職員動員計画」

(1) 職員の配備基準

ア 事前警戒体制

配備名	配備時期	配備体制	人員
事前警戒	1. 市域で気象警報（津波を除く全ての警報）が発表されたとき 2. 市域で震度3又は府域で震度4以上を観測したとき 3. 災害の発生が予想される情報を受信し、危機管理監が必要と認めたとき	1. 通信情報活動を実施する体制 2. 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。	防災関係職員の約1/2又は全員

イ 災害警戒本部体制

配備名	配備時期	配備体制	人員
警戒配備 第1号	1. 災害発生のおそれがあるが時間、規模等の推測が困難なとき	1. 災害の発生を防ぎよするため通信情報活動を実施し、物資、資機材の点検整備及び災害に対する警戒を行う。 2. 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。	職員の約 1/8
警戒配備 第2号	1. 小規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき 2. 市域で震度4を観測したとき 3. 避難指示等を発令するとき 4. 「津波予報区：大阪府」に津波注意報が発表されたとき 5. その他、市長が必要と認めたとき	1. 突発的災害に対し小規模な応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が実施できる体制とする。 2. 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。	職員の約 1/4

※遠地地震における「津波注意報」発表時の配備体制

日本から遠く離れた場所で発生する地震『遠地地震』による津波のように、津波到達まで相当の時間を要するものについては、気象庁は津波警報等を発表する前に、津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」として発表する。

遠地地震発生による「津波注意報」が発表された場合の配備体制については、津波到達までに時間的猶予があること、及びその際の応急対応としては、防潮堤外の海岸滞在者への注意喚起等になることが考えられるため、気象庁からの「遠地地震に関する情報」に留意し、臨時部長会議（防災関係部長会議）において、配備体制等を検討する。

ただし、遠地地震による大津波警報、津波警報の発令の場合はこの限りではない。

ウ 災害対策本部体制

配備名	配備時期	配備体制	人員
非常配備 A号	1. 中規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき	1. 数地域について救助・救援活動を行い又、その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とする。 2. 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。	職員の約 1/2
非常配備 B号	1. 大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき 2. 市域で震度5弱以上を観測したとき 3. 「津波予報区：大阪府」に津波警報が発表されたとき 4. 市域において、特別警報（大津波警報を含む。）が発表されたとき 5. その他、市長が必要と認めたとき	1. 市の全力を挙げて災害応急対策等を実施する体制とする。	全職員

(2) 主要防災関係職員への早期情報伝達

主要防災関係職員に対する情報伝達の迅速化を図るため、これら職員の携帯電話等への情報伝達体制の整備を図る。

3 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

府および市町村は、男女共同参画担当部局が男女共同参画の視点からの災害対応の周知に係る防災担当部局との連絡体制を構築するとともに、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、平常時の防災対策及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、明確化しておくよう努めるものとする。

4 防災関係機関の連携

防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第2 防災機能等の確保、充実

実施担当	* 危機管理課、* 市長公室、* 総務部、* 保険福祉部、* 消防本部
------	-------------------------------------

市は、災害発生時に速やかな体制をとれるよう、浸水想定区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害発生時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

また、防災拠点の再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

1 防災施設等の整備

市の防災拠点である市庁舎及び消防本部は、拠点機能を整備、拡充する。また、災害対策本部室等の防災施設を整備するよう努めるとともに、当該室が損壊等により開設が困難な場合のバックアップとして泉大津市消防本部または泉大津市総合福祉センターを開設することとし整備に努める。

市は、これら防災拠点において災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

2 災害対策本部等用備蓄

市は、災害対策本部等の機能を確保するため、仮眠スペースを整備するとともに、飲料水、食料等を庁舎内に整備・備蓄する。保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。

また、十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等に努める。

第3 防災拠点等の整備

実施担当	* 危機管理課、* 総務部、* 都市政策部、* 消防本部、* 教育委員会事務局
------	---

市は、大規模災害発生時において適切な災害応急活動が実施できるよう、防災拠点等を計画的に整備する。

1 地域防災拠点の整備

(1) 施設整備

応援部隊の受入れ及び活動、備蓄、物資輸送の拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した活動拠点となることから、一時避難場所となる都市公園について地域防災拠点としての整備を推進する。

(2) 運用体制の整備

地域防災拠点が災害発生時に適切かつ効果的に機能するようあらかじめ施設管理者と協議し管理運営等の体制整備を行う。

2 地区防災拠点の整備

市は、各小・中学校を地区防災拠点として整備する。

(1) 機能整備

地区防災拠点は、次の対策を推進する。

- ア 周辺の不燃化促進と安全性の向上
- イ 物資、資機材等の備蓄
- ウ 消防水利の整備
- エ 情報通信システムの整備
- オ 地下水を利用した給水施設の整備
- カ 雨水等の貯水施設の整備
- キ 自家発電施設の整備
- ク 厨房施設等の整備

(2) 運用体制の整備

地域住民等自らが災害対策活動を行う場となることから、自主防災組織等と連携し、運営管理等の体制整備を推進する。

3 輸送拠点の整備

陸上輸送基地等の輸送拠点の機能強化に努める。

- ※資料7「府の防災拠点等一覧表」
- ※資料8「市の防災拠点等一覧表」

第4 装備資機材等の備蓄

実施担当	全部局
------	-----

市は、応急対策、二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材の育成、確保及び装備・資機材等の確保に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

1 資機材等の備蓄及び技術者等の確保

燃料、発電機、建設機械等の装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携

により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

その他、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

備蓄品の現況

※資料 36-3「防災資機材一覧表」

2 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充・交換を行い、保全に万全を期するものとする。

3 人材の育成

職員の危機意識の徹底を図り、また災害発生時に迅速な対応と判断ができるよう、円滑な防災活動の実施を期するため防災教育を実施する等人材の育成に努める。

4 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備・保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。その際には、個人情報への保護に留意する。

第5 防災訓練の実施

実施担当	* 危機管理課、* 保険福祉部、* 健康子ども部、* 都市政策部、* 消防本部、* 教育委員会事務局
------	--

市及び防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害発生時の防災体制の万全を期することを目的として、防災関係機関や学校、自主防災組織、民間事業者、NPO・ボランティア等と連携し、要配慮者や女性の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を実施する。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する機材、実施時間の訓練環境、交通規制などについて具体的な設定を行うなど、実践的な内容とする。

また、業務(事業)継続計画(BCP)の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常

時優先業務の実行可能性等を検証できる訓練や、大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携した、実践型の防災訓練、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施するよう努める。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

1 総合訓練

防災関係機関及び住民の協力を得て、協力体制の確立及び応急対策活動を円滑に実施するため、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練を実施する。その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 市及び防災関係機関が個別に実施する訓練

(1) 消防訓練

現有消防力の合理的運用及び的確な消防活動に万全を期すため、消防技術の徹底及び習熟を目的とした訓練を行う。また、広域災害に対応するため、大阪府下消防機関をはじめ近隣府県並びに全国消防機関との合同訓練に参画する。

(2) 水防訓練

大阪府水防計画等を踏まえ、水防活動の習熟を目的とした訓練を行う。

(3) その他の訓練

災害発生時における職員の迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模地震の発生等を想定した次のような訓練を適宜実施する。

ア 情報収集・伝達訓練

防災行政無線等を使用し、通信途絶時の情報収集・伝達を確実にできるよう実施する。

イ 非常参集訓練

夜間休日等において職員の動員・配備を迅速かつ確実にできるよう実施する。訓練にあたっては、道路や鉄道網の遮断も考慮する。

ウ 避難・救助訓練

避難・救助訓練は、住民の協力を得て迅速に行われるよう誘導、指示等について行う。更に自力避難不可能な孤立者、負傷者、避難行動要支援者等の救助等についても

訓練を行う。

エ 図上訓練

様々な災害の状況を想定し、図面上での災害訓練を行う。想定した被害への対応を検討するとともに、組織・動員体制、災害予防対策及び災害応急対策を検証するため、災害状況のシミュレーションを行いながら実践的な訓練を行う。

オ 緊急地震速報対応訓練

緊急地震速報の受信時に的確・迅速な安全行動をとることができるよう訓練を行う。

カ その他

3 市民、事業者等の訓練

自主防災組織及び自治会、事業者は、災害発生時の自主的な防災行動力を高め、また、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、次に掲げる項目を参考に、防災訓練を推進する。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 初期消火訓練
- (4) 救出・救護訓練
- (5) 炊出し訓練等

4 児童・生徒等の防災訓練

各学校等は、災害を想定した避難訓練を適宜実施し、講習会、研修会、見学などにより、児童・生徒等の避難行動、教職員による誘導・防災活動等の習熟に努める。

5 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練

市は防災関係機関と連携して、南海トラフ巨大地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を実施する。また、定期的実施する通常の防災訓練に加え、訓練参加者が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の災害図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的な訓練等も継続して実施する。

- (1) 大津波警報等の情報収集・伝達訓練
- (2) 職員参集訓練及び本部設置・運営訓練
- (3) 水門及び防潮扉等の操作訓練

- (4) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

第6 相互応援体制の整備

実施担当	* 危機管理課、* 市長公室、* 政策推進部、* 消防本部
------	-------------------------------

市、府、関西広域連合をはじめ防災関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点から相互応援体制を整備し防災体制の強化を図る。

1 自治体相互の応援体制の整備

緊急物資、人材や情報の交換など、相互応援体制の整備を推進する。

2 緊急消防援助隊等の大規模消防応援部隊との連携・受入体制の整備

大規模災害発生時における消防活動を実施するため設置されている緊急消防援助隊等の大規模消防応援部隊との連携並びに受入体制の整備を図る。

3 その他関係団体との相互応援体制の整備、強化

大規模災害に対応するため、関係団体との相互応援体制の整備を積極的に推進する。

第7 人材の育成

実施担当	全部局
------	-----

市は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災に関する研修・教育等をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

1 防災研修・教育等の実施

市は、災害発生時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、防災関係機関と連携して市長及び幹部職員、一般職員に対し防災に関する研修・教育等を実施し、災害対応能力の向上を図る。

- (1) 研修・教育等の方法

ア 幹部職員及び防災関係職員等

複雑化する災害の態様に即応できるよう高度かつ専門的な教育訓練を実施する。

(ア) 他の防災機関への研修派遣

(イ) 消防庁、府、人と防災未来センター等が実施する講習会、研修会等への参加

(ウ) 見学、現地調査等の実施

イ 一般職員

(ア) 府、市等が実施する講習会、研修会等への参加

(イ) 見学、現地調査等の実施

(ウ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

(2) 研修・教育等の内容

ア 泉大津市地域防災計画及びこれに伴う各防災関係機関の防災体制と各自の任務分担

イ 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性

ウ 防災知識と技術

エ 防災関係法令の適用

オ 図上訓練の実施

カ 体調管理や災害現場での安全確保に関する知識

キ その他必要な事項

2 市民等に対する防災教育

(1) 防災講演会の開催

自主防災組織、自治会、一般市民や企業、ボランティア団体等を対象に防災講演会を開催する。

(2) 学校・園等における防災教育の推進

保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校等の教育活動全体を通じて、防災に関する学習活動を進める。

第8 防災に関する調査研究の推進

実施担当	全部局
------	-----

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するた

め、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。

さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。

第9 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

実施担当	* 危機管理課
------	---------

市及び防災関係機関は、大規模災害発生時における自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

第10 自治体被災による行政機能の低下等への対策

実施担当	全部局
------	-----

▶関連計画・マニュアル等： 泉大津市業務継続計画

市は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

1 B C P（業務継続計画）の運用・改訂

南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等の大規模地震などの災害が発生した場合、庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが懸念される。

そのような状況においても、市民生活に直結する業務等については、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧することが求められている。

このため、市においては、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、自らのB C P（業務継続計画）の運用に努め、大規模地震などの災害発生時における業務継続の体制整備を図る。

- (1) 大規模地震などの災害での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。

- (2) 市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、市長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

2 体制の整備

(1) 被災者支援システムの運用体制の整備

市は、被災者支援システムを災害発生後も円滑に運用できるよう体制整備を行う。

(2) 業務継続の体制整備

市は、BCP（業務継続計画）の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

(3) 相互応援体制の強化

市は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

3 応援・受援体制の整備

市及び府は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(1) 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

(2) 計画に定める主な内容

- ア 組織体制の整備
- イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ

- ウ 人的応援に係る担当部局との調整
- エ 災害ボランティアの受入れ
- オ 人的支援等の提供の調整
- カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ
- キ 人的・物的資源の管理及び活用

第11 事業者、NPO・ボランティア等との連携

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 保険福祉部、* 都市政策部
------	---------------------------------

市及び府は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

NPO・ボランティア等による防災活動が災害発生時において果たす役割の重要性を踏まえ、市は、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

第2節 情報収集伝達体制の整備

▶関連計画・マニュアル等： 避難指示等の判断・伝達マニュアル（大雨災害編）

▶関連計画・マニュアル等： 同報系防災行政無線局管理運用規程

市は、防災関係機関と連携し、災害発生時の迅速な被害情報の収集及び相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制を確立させておく。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の観測体制を整備する。さらに、全国瞬時警報システム（Jアラート）と泉大津市同報系防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築し、円滑に運用できるよう体制整備を行う。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備	*危機管理課、*市長公室、*総務部、*消防本部
第2 情報収集伝達体制の強化	*危機管理課、*市長公室、*政策推進部、*総務部、*消防本部
第3 災害広報体制の整備	全部局
第4 観測体制の整備	*危機管理課、*消防本部

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

実施担当	*危機管理課、*市長公室、*総務部、*消防本部
------	-------------------------

市は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの運用を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し十分な回線容量を確保する。

また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や津波や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に泉大津市同報系防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備や、衛星通信等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保に努める。

1 無線通信施設の整備

(1) 市防災行政無線の整備充実

災害発生時の迅速かつ正確な被害状況の把握と伝達を図るため、防災行政無線の固定

系システムと移動系システムのデジタル化を図るとともに無線システムを拡充・整備する。また、MCA無線、IP無線、衛星電話、緊急速報メールなど様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制を整備する。

※資料 34-1 「泉大津市防災行政無線（同報系）」

※資料 34-2 「IP無線」

(2) 消防救急無線の整備充実

災害発生時の迅速かつ正確な情報伝達や多機能通信を行うため、無線システム等の機能を拡充・整備する。

(3) 警察無線の整備充実

府警察は、警察無線の整備充実を図る。

(4) 府防災行政無線・防災情報システム

災害発生時、この無線を利用した府との情報連絡により防災関係機関との連携を図る。

※資料 35 「大阪府防災情報システムの概要」

(5) 防災相互通信用無線の整備

市は、防災関係機関と連携し、災害発生時に相互に通信できる防災相互通信用無線の整備及び増強を図る。

※資料 34-4 「堺泉北地域防災相互無線（泉大津市所管分）」

2 有線通信連絡網の整備

(1) 災害時優先電話の円滑な対応を図る。

(2) 被災現場等との迅速な連絡のため、携帯電話・衛星携帯電話の有効活用を図る。

(3) 迅速な情報処理のため、「おおさか防災ネット」等インターネット網の活用を図る。

3 次世代防災通信ネットワークの推進

情報通信や地理情報に関する技術革新の動向を注視し、情報の収集伝達の高度化を図るため、次世代防災通信ネットワークの構築を推進する。

第2 情報収集伝達体制の強化

実施担当	* 危機管理課、* 市長公室、* 政策推進部、* 総務部、* 消防本部
------	-------------------------------------

市は、防災関係機関と連携し、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝

達手段の確保を図るとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、災害情報共有システム（Lアラート）、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、「おおさか減災プロジェクト」等の活用やソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、フルセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

市は、消防等防災関係機関との連携により、緊急時の連絡体制又はその代替的な体制の整備に努める。

市及び府、ライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第3 災害広報体制の整備

実施担当	全部局
------	-----

市は、防災関係機関と連携し、災害に関する情報及び被災者への生活関連情報を伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

また、市は国、府等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

さらに、市は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を府が行う場合に備え、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

1 災害広報体制の整備

- (1) 災害発生時の広報については、あらかじめ、災害広報責任者を選任して広報の一元化を図り、災害情報の収集・総括・報告にあたり、円滑な災害広報に努める。
- (2) 災害広報は、発生後の時間経過に応じ、迅速かつ的確な情報提供を行う。
- (3) 広報文案の事前準備及び習熟を図る。
 - ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波・気象・海象・水位・放射線量等の状況
 - イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
 - ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
 - エ 要配慮者への支援の呼びかけ

オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

- (4) 要配慮者に配慮した、多様できめ細かな広報手段で情報提供を行う。
- (5) 無線放送施設・関係資機材等の整備充実を図る。
- (6) 防災情報を発信するため、市ホームページの防災情報の充実を図り、「おおさか防災ネット」等を活用する。

2 報道機関との連携協力

市は、大規模災害発生時、報道機関による住民広報が適切と考えるときは、やむをえない場合を除き、原則として府を通じて行う。

3 災害発生時の広聴体制の整備

大規模災害発生時においては、被災者のための相談窓口を開設し、相談、問い合わせ等の業務を行い、災害応急、復旧活動の推進を図る。

市及びライフライン事業者は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。

4 停電時の住民への情報提供

市及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

5 被災者への情報伝達体制の整備

総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

6 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

市および防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する被災市民に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第4 観測体制の整備

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部
------	----------------

災害を未然に防止し被害を最小限にとどめるため、気象、地象等の観測体制の整備・充実を図る。

1 震度計の活用

市は、本庁舎内に設置した2箇所の震度計により、震度情報を迅速に収集する。

また、大阪府震度情報ネットワークシステムにより伝達された府下市町村等の状況を速やかに把握し、地震対策に活用する。

2 雨量計の活用

消防本部に設置している雨量計により、常に雨量の観測を行う。

3 テレメータシステムの活用

風水害等の自然災害を防ぐため、大阪府防災テレメータからの情報を活用して市内各所の雨量等を常時観測する体制を整備する。

第3節 消火・救助・救急体制の整備

市は、府及び国と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。また、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者等への協力に努める。

なお、市は、府と連携して、警察官、消防職員、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 消防力の強化	* 消防本部
第2 広域消防応援体制の整備	* 消防本部
第3 泉大津市消防の広域化及び通信指令システムの高度化	* 消防本部

第1 消防力の強化

実施担当	* 消防本部
------	--------

1 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、消防車両などの消防施設や情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など総合的消防力の充実に努める。

- ※資料15「組織機構図」
- ※資料16「職員の配置表」
- ※資料17「消防庁舎現況」
- ※資料18「各種車両配置表」
- ※資料19「特殊器具保有状況」
- ※資料20「消防通信指令総合システム」

2 消防水利の確保

- (1) 「消防水利の基準」(昭和39年消防庁告示第7号)に基づき消火栓等を配置する。
- (2) 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、消防水利の多様化を図る。
- (3) 消防水利を有効に活用するための消防施設、設備の整備に努める。
- (4) 沿岸地域においては、海水利用の消火を考慮し、応援協定等に基づき、消防艇や巡視艇の出動要請を行い、災害を軽減する。

※資料 21 「消防水利状況」

3 消防活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの諸体制の整備に努める。

- (1) 消防体制の充実
- (2) 情報伝達体制の整備充実
- (3) 消防職員の速やかな動員
- (4) 同時多発火災及び大規模火災の対応
- (5) 救助・救急資機材の強化
- (6) 救助・救急隊員の活動強化
- (7) 消防水利の有効活用
- (8) 消防活動資機材等の備蓄と調達
- (9) 住民広報の徹底
- (10) 防災道路の確保、海路の確保、空路拠点の充実
- (11) 大規模消防応援部隊の受援体制の確立
- (12) 避難行動要支援者への対応

4 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(1) 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進などにより、組織強化

に努める。

(2) 消防施設、装備の強化

消防車両・小型動力ポンプ、車載無線などの防災資機材、ライフジャケット等の個人安全確保用装備の充実強化を図る。また、消防団屯所については、平常時は消防団員の研修・訓練の場となり、災害発生時においては、活動拠点として活用する。

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するために教育訓練を実施する。

(4) 津波発災時の消防団員の安全確保対策

津波発生が予想される場合の津波災害時における活動・安全管理マニュアルに基づき、行動ルールや退避ルールの確立等、津波発災時の消防団員の活動を明確化する。また、訓練及び検証を行い、必要に応じ、行動ルール等の見直しを行う。

(5) 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

第2 広域消防応援体制の整備

実施担当	* 消防本部
------	--------

地震等大規模災害発生に備え、自治体相互の応援協定の締結に努めるほか、受入体制の整備に努める。

第3 泉大津市消防の広域化及び通信指令システムの高度化

実施担当	* 消防本部
------	--------

消防力の強化に向け、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」や、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、消防の広域化を検討する。

また、消防機関は、高機能な通信指令システムの構築を図る。

※資料 20「消防通信指令総合システム」

第4節 災害時医療体制の整備

災害発生時の医療救護活動を迅速かつ適切に行えるよう、府及び医療関係機関と連携し、災害時医療体制を整備する。また、大規模災害発生時においては、大阪府和泉保健所内に設置される保健所保健医療調整本部に参加し、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 災害医療の基本的考え方	*健康こども部、*市立病院、*消防本部
第2 医療情報の収集・伝達体制の整備	*健康こども部、*市立病院、*消防本部
第3 現地医療体制の整備	*健康こども部、*市立病院、*消防本部
第4 後方医療体制の整備	*健康こども部、*市立病院、*消防本部
第5 医薬品等の備蓄及び確保	*健康こども部、*市立病院、*消防本部
第6 患者等搬送体制の確立	*健康こども部、*市立病院、*消防本部
第7 個別疾病対策	*健康こども部、*市立病院、*消防本部
第8 関係機関協力体制の確立	*危機管理課、*健康こども部、*市立病院、*消防本部
第9 医療関係者に対する訓練等の実施	*健康こども部、*市立病院、*消防本部
第10 保健衛生活動における連携体制の整備	*健康こども部

第1 災害医療の基本的考え方

実施担当	*健康こども部、*市立病院、*消防本部
------	---------------------

災害発生時の医療救護活動は、災害のため医療機関等が被災・混乱し、被災地の住民が医療の途を閉ざされた場合に、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

1 現地医療活動

医療救護班等は、負傷者等が最初に受ける応急手当又は一次医療を救護所において行う。

(1) 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する応急救護所で、主に搬送前の応急措置やトリアージを行う。

(2) 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から必要と認められる期間、避難所等に併設する医療救護所において、主に軽傷者の医療や被災者等の健康管理等を行う。

(3) 保健所保健医療調整本部の設置

大阪府和泉保健所内に保健所保健医療調整本部が設置された場合で、市単独では十分対応できない程度の災害の場合は、和泉保健所に医療救護班の派遣調整を要請する。

※資料 32 「医療機関一覧表」

※資料 33-1 「医療救護班編成表（医師会）」

2 後方医療活動

救護所等に対応できない重症、重篤患者の二次、三次医療を提供するため、災害医療協力機関を中心に、被災を免れた（被災地域内と被災地域外を含め）全ての医療機関で、次のとおり実施する。

- (1) 特定の医療機関に患者が集中しないよう、できるだけ多数の医療機関へ分散した搬送、治療を行う。
- (2) 医療機関を機能別・地域別に体制化し、重傷度、緊急度に応じた適切な患者の搬送、受入れを行う。
- (3) 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

実施担当	* 健康こども部、* 市立病院、* 消防本部
------	------------------------

市は、泉大津市医師会、府及び医療機関と相互に連携し、災害発生時における医療活動が円滑に行えるよう医療機関の被害状況や空床状況を把握するとともに、府が推進する広域災害・救急医療情報システムの有効活用を推進する。

1 連絡体制の整備

- (1) 市は、府及び医療機関と災害発生時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方法・役割分担を定める。

- (2) 市は、各医療機関が有する情報の収集・伝達手段が麻痺した場合においても、医療機関の被害状況や医療情報を収集・伝達できるよう、災害医療情報連絡員を指名する。
- (3) 災害発生時の医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行う。
また、市、府及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

2 その他

- (1) 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段（災害時優先電話回線等）を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

実施担当	*健康こども部、*市立病院、*消防本部
------	---------------------

市は、泉大津市医師会、府及び医療機関と連携し、災害発生時に通常の医療体制では対応できない多数の傷病者が発生した場合や、医療機関が被害を受けることによって被災地域に医療の空白が生じた場合に適切な現地医療活動を実施できるよう、現地医療体制を整備する。

1 泉大津市医療救護班の体制整備

市は、現地医療活動に従事する泉大津市医療救護班の編成・派遣方法について、泉大津市医師会及び地域の医療機関と協議し、診療科目・職種別に医療救護班を構成するなどあらかじめ定めておく。

※資料 33-2「医療救護班編成表（市立病院）」

2 救護所等の設置体制

市は、泉大津市医師会及び地域の医療機関と協力し、救護所の開設手順や役割分担等の体制を協議し、救護所の設置場所・基準、運営方法等を定めておく。また医療機関を指定する場合は、当該医療機関と協議する。

3 緊急医療班の受入体制の整備

市及び大阪府和泉保健所は、市災害対策本部及び保健所保健医療調整本部を通じての他

市等からの緊急医療班の受入体制について、あらかじめ調整しておく。

第4 後方医療体制の整備

実施担当	* 健康こども部、* 市立病院、* 消防本部
------	------------------------

市は、市立病院を医療救護活動の拠点施設である市災害医療センターとして位置づけ、その整備を図る。また、府は、後方医療体制を充実するため、機能別、地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定し、連携体制を推進する。

1 災害拠点病院及び広域搬送拠点臨時医療施設

(1) 基幹災害拠点病院

府は、地域災害拠点病院と同様の機能に加え、災害医療の府の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院を整備する。

(2) 地域災害拠点病院

府は、重症患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資機材の備蓄機能、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する地域災害拠点病院を整備する。

(3) 広域搬送拠点臨時医療施設

府は、大規模災害時において被災地域内での治療が困難な重症患者を治療可能な医療施設まで搬送するため、広域搬送拠点臨時医療施設を整備する。

2 特定診療災害医療センター

府は、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患など特定の疾病は専門医療を必要とすることから、対策拠点として、特定診療災害医療センターを整備する。

3 市災害医療センター（泉大津市立病院）

市災害医療センターは、次の活動を行う。

- (1) 市の医療拠点としての患者の受入れ
- (2) 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

4 災害医療協力病院（救急告示病院等）

災害医療協力病院は、災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。本市の災害医療協力病院は、かわい病院である。

第5 医薬品等の備蓄及び確保

実施担当	* 健康こども部、* 市立病院、* 消防本部
------	------------------------

1 備蓄

市及び府は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関の協力を得て、医薬品及び医療用資機材の備蓄等の確保体制を整備する。なお、日本赤十字社大阪府支部は、血液製剤の確保体制を整備する。

2 その他

1においてもなお医薬品等が不足する場合には、府薬務課に要請する。
※資料 37「市内薬局・薬店一覧表」

第6 患者等搬送体制の確立

実施担当	* 健康こども部、* 市立病院、* 消防本部
------	------------------------

市は、災害発生時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・確実な搬送のための陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1 患者搬送

市は、府及び災害医療機関と連携し、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受入可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

市をはじめとする医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の輸送

(1) 市

市は、医薬品等の受入れ及び救護所等への配送体制を確立する。

(2) 府、日本赤十字社大阪府支部

医薬品等の府外からの受入れ及び被災地への輸送手段の確保、輸送拠点の選定、輸送体制の確立等を行う。

第7 個別疾病対策

実施担当	*健康こども部、*市立病院、*消防本部
------	---------------------

市は、府と連携し、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じるため、特定診療災害医療センター等の関係機関との連携体制及び在宅医療患者への情報提供方法などの整備をする。

第8 関係機関協力体制の確立

実施担当	*危機管理課、*健康こども部、*市立病院、*消防本部
------	----------------------------

1 地域医療連携の推進

市は、大阪府和泉保健所と連携し、和泉保健所管内健康危機管理関係機関連絡会議等を活用し、災害発生時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

2 災害拠点病院等連絡協議会の設置

市は、府と連携し、災害拠点病院等で構成する連絡協議会を設置し、災害拠点病院間及び関係機関との連絡・協力体制を確立する。

また、連絡協議会は、災害医療体制マニュアルや、災害医療研修・院内災害医療訓練・教育プログラムの策定に係る助言や企画・提案・実施に協力する。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

実施担当	* 健康こども部、* 市立病院、* 消防本部
------	------------------------

1 災害医療訓練の実施

各医療機関は、自ら実施する消防訓練等において、災害発生時を想定した訓練内容を加味するよう努める。

(1) 災害医療に関する研修

基幹災害拠点病院は、災害発生時における医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施する。

(2) 災害医療訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

府、市町村及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第10 保健衛生活動における連携体制の整備

実施担当	* 健康こども部
------	----------

市及び府は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第5節 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助、救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 陸上輸送体制の整備	* 危機管理課、* 都市政策部
第2 航空輸送体制の整備	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部、* 教育委員会事務局
第3 水上輸送体制の整備	* 危機管理課、* 政策推進部、* 都市政策部
第4 救援物資集積場所の指定	* 危機管理課、* 都市政策部
第5 民間事業者との協力体制の整備	* 危機管理課、* 市長公室
第6 輸送手段の確保	* 危機管理課、* 市長公室
第7 交通規制・管制の確保	* 危機管理課、* 都市政策部

第1 陸上輸送体制の整備

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部
------	-----------------

1 緊急交通路の選定

市及び府は、府警察及び道路管理者と協議し、災害発生時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。

(1) 広域緊急交通路（府選定）

ア 府県間を連絡する主要な道路

イ 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路

ウ 各府民センタービル、市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路

エ 津波による沿岸部の被災を考慮した、内陸部から沿岸部への櫛の歯型のアクセス道路

※資料 25 「広域緊急交通路」

(2) 地域緊急交通路（市選定）

広域緊急交通路と市庁舎、災害時用臨時ヘリポート、災害医療協力病院及び救援物資集積場所等を連絡する道路

※資料 26 「市緊急交通路及び防災拠点」

※資料 30 「災害時用臨時ヘリポート」

2 緊急交通路の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害発生時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

3 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は、災害発生時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ、緊急交通路の周知に努める。

4 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

第2 航空輸送体制の整備

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部、* 教育委員会事務局
------	-----------------------------------

救援物資等の緊急受入れ及び搬出のため、災害時用臨時ヘリポートを整備・指定する。三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び救急活動にヘリコプターを有効活用するため、緊急離着陸場等を確保するよう努める。

市及び府は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備を図る。

第3 水上輸送体制の整備

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 都市政策部
------	-------------------------

港湾管理者及び漁港管理者は、必要な岸壁の耐震化を促進するとともに、災害発生時における物資の輸送並びに物資の受入れ等が有効に機能するように施設等の点検体制を整備する。また、建設業者等を活用し、発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努める。

なお、国、港湾管理者等の関係機関は、港湾法の改正（平成25年11月22日）を踏まえ、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。また、港湾管理者は、航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について指導するとともに、国と連携し民間事業者が耐震対策を実施する際には必要に応じて支援する。

第4 救援物資集積場所の指定

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部
------	-----------------

災害発生時において物資の受入れ、一時保管及び市内各区域への配送を効果的に行うため、陸上及び海上ルートにおける救援物資集積場所を指定する。

第5 民間事業者との協力体制の整備

実施担当	* 危機管理課、* 市長公室
------	----------------

災害発生時の人員、応急資機材等の輸送等を迅速かつ効果的に行えるよう、民間事業者と緊急時の輸送協力体制について協定締結等の整備を行う。

第6 輸送手段の確保

実施担当	* 危機管理課、* 市長公室
------	----------------

防災関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害発生時における運用の手順を整備する。

1 車両、航空機、船舶などの把握

防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶などの配備や運用をあらかじめ計画する。

2 調達体制の整備

市は、防災関係機関の輸送能力を補完するため、日本通運株式会社などの民間事業者との連携に努める。

市は、災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両等事前届出」を行う。

第7 交通規制・管制の確保

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部
------	-----------------

1 府公安委員会

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があった場合、審査し、緊急通行車両と認めるときは、「緊急通行車両等事前届出済証」を交付する。

※資料31「緊急通行車両事前届出書等」

2 府警察

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

(1) 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

(2) 災害に強い交通安全施設の整備

- ア 信号機電源付加装置（自動起動型）の整備
- イ 災害発生時の信号制御システム等の整備
- ウ 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

3 道路管理者

災害発生時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場

合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

4 堺海上保安署

港内及び港の周辺海域における海上交通の安全確保のため、必要な資機材、船舶、要員の確保に努める。

第6節 避難受入体制の整備

▶関連計画・マニュアル等： 避難所運営マニュアル

災害から住民を安全に避難させるため、指定緊急避難場所、避難路、指定避難所をあらかじめ選定し、日頃から住民への周知に努める。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 指定緊急避難場所、指定避難所の指定	*危機管理課、*市長公室、*都市政策部、*教育委員会事務局
第2 その他の避難場所、避難路の指定	*危機管理課、*都市政策部、*教育委員会事務局
第3 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の安全性の向上	*危機管理課、*政策推進部、*保険福祉部、*健康こども部、*都市政策部、*消防本部、*教育委員会事務局
第4 避難者の受入	*危機管理課
第5 避難指示等の事前準備	*危機管理課
第6 避難誘導體制の整備	*危機管理課、*市長公室、*政策推進部、*保険福祉部、*健康こども部、*都市政策部、*教育委員会事務局、*市立病院
第7 広域避難体制の整備	*危機管理課、*市長公室、*政策推進部
第8 応急危険度判定体制の整備	*危機管理課、*都市政策部
第9 応急仮設住宅等の事前準備	*総務部、*保険福祉部、*健康こども部、*都市政策部、*教育委員会事務局
第10 り災証明書の発行体制の整備	*危機管理課、*政策推進部、*総務部、*都市政策部

第1 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

実施担当	*危機管理課、*市長公室、*都市政策部、*教育委員会事務局
------	-------------------------------

市は、必要に応じて、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。また、想定される災害の状況・人口等を考慮して、被災した住民など被災者を避難のために必要な期間滞在させるための指定避難所を指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発

生ずるおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

指定緊急避難場所 (法第49条の4)	災害が発生し、または発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設または場所(洪水その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに指定)
指定避難所 (法第49条の7)	災害が発生した場合に、避難のために立ち退きを行った居住者や滞在者等を避難のために必要な間滞在させ、または自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるために適切な避難施設

1 指定緊急避難場所の指定

(1) 指定緊急避難場所の指定基準

市は、災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設または場所を、災害の種類ごとに指定する。

ア 災害の種類

- (ア) 内水氾濫・外水氾濫による浸水
- (イ) 高潮
- (ウ) 地震
- (エ) 津波
- (オ) 大規模な火事

イ 指定基準

- (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、居住者、滞在者その他の者(以下、「居住者等」という。)等に迅速に開放されること
- (イ) 居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分(安全区域外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路)について、物品の設置又は災害による落下、転倒若しくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること
- (ウ) 災害が発生した場合において、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域(安全区域)内にあるものであること
- (エ) 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定

に適合するものであること

(オ) 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと

(2) 指定にあたっての注意事項

市は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難所の管理者の同意を得ることとする。

(3) 府への通知

市は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

(4) 指定の取消し

市は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消す。その際、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

(5) 留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、平常時から市民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を図る。

(6) 住民への周知

市は、広報紙、ホームページなどの手段により、住民に対し避難所の情報を周知する。

市町村は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定、整備する。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

2 指定避難所の指定

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が相違することについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(1) 指定避難所の指定基準

市は、学校、生涯学習施設等の公共的施設等を対象に、次の事項に留意して避難所を指定し、平常時から市民への周知徹底に努める。

ア 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模であること

イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること

エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること

(2) 指定にあたっての注意事項

市は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得ることとする。

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

市は、避難者等の発生規模と、避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、ホテル・旅館等のほか、空き家・空き室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

(3) 府への通知

市は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

(4) 指定の取消し

市は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消す。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

(5) 住民への周知

市は、広報紙、ホームページなどの手段により、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

第2 その他の避難場所、避難路の指定

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部、* 教育委員会事務局
------	----------------------------

1 火災時の避難場所及び避難路の指定

(1) 一時避難場所

火災発生時等に住民が一時的に避難できる概ね1ha以上の場所を一時避難場所として指定する。

(2) 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

ア 想定される避難者1人あたり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）

イ 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地。ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害発生時における避難上必要な機能を有すると認められるもの。（ア又はイに該当するものを除く。）

(3) 避難路の指定

落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難場所に通じる避難路を選定する。

ア 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害発生時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）

2 その他の避難場所及び避難路の指定

津波、浸水に備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を設定する。

避難場所・避難路の設定にあたっては、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応

した避難場所であるかを明示するよう努める。

あわせて、市及び府は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9098）」を用いる。

また、指定した避難場所、避難路については、洪水、津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難場所のうち、災害時用臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

(1) 避難場所

避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

第3 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の安全性の向上

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 保険福祉部、* 健康こども部、* 都市政策部、* 消防本部、* 教育委員会事務局
------	--

市は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

指定緊急避難場所及び指定避難所について、市は、自ら若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

- (1) 市は、指定避難所については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。さらに、被災者が災害情報を入手できるようテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

- (2) 市は、関係市町と連携を図り、放射性物質及び放射線の放出により避難等が必要となる事態に備えて、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的な退避体制の整備を図る。

2 一時避難場所の整備

- (1) 避難場所標識等による住民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

3 広域避難場所の整備

- (1) 避難場所標識の設置
- (2) 非常電源付きの照明設備・放送設備の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

4 要配慮者に配慮した施設整備等

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、市は、要配慮者が利用しやすいよう、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。

また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。さらに、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例等、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障がい者等の通路を確保すること等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。
- (2) 多人数の避難に供する施設の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める（ただし、障がい者等が他の施設の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。
- (3) 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。

- (4) 市は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。

5 避難所の運営管理体制の整備

市は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなどにより、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- (1) 避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 市災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

6 避難路等の整備

- (1) 誘導標識、誘導灯の設置
- (2) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (3) 落下・倒壊物対策の推進
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第4 避難者の受入

実施担当	* 危機管理課
------	---------

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第5 避難指示等の事前準備

実施担当	* 危機管理課
------	---------

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水

防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報に関するマニュアルの作成

(1)市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改定）に基づき、洪水、高潮等に対する避難情報に関するマニュアルを作成する。

(2)市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。

(3)市は、大型台風による高潮や南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対するマニュアルを作成する。

2 住民への周知・意識啓発

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市及び府は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

警戒レベルの詳細については、「災害応急対策編 第4章第1節 避難指示等により立退き避難が必要な住民等に求める行動」を参照。

第6 避難誘導体制の整備

実施担当	* 危機管理課、* 市長公室、* 政策推進部、* 保険福祉部、* 健康こども部、* 都市政策部、* 市立病院、* 教育委員会事務局
------	---

1 市

市は、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布・ホームページでの公表等により、住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮する。その際、水害と暴風や複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することも考慮する。

市は、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、要配慮者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会など地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等と連携した体制づくりを図る。また、市は、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、

水防管理者、大阪管区気象台等の協力を得つつ、災害事象の特性、収集した情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

2 学校、病院等の施設管理者等

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者等は、災害発生時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちが安全で確実に避難できるよう、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

3 不特定多数の者が利用する施設の管理者

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画・訓練とするよう努める。また、市及び府は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

第7 広域避難体制の整備

実施担当	* 危機管理課、* 市長公室、* 政策推進部
------	------------------------

市及び府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第8 応急危険度判定体制の整備

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部
------	-----------------

市は、府と連携し、住民の安全確保を図るため、建築関係団体の協力を得て、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

市は、市職員に、府が主催する応急危険度判定講習会を受講させ、被災建築物応急危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入体制の整備など実施体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

市は、府と連携し、建築関係団体の協力を得て、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

市は、市職員に、府が主催する危険度判定講習会を受講させ、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災宅地危険度判定士受入体制の整備など、実施体制の整備を図る。

第9 応急仮設住宅等の事前準備

実施担当	* 総務部、* 保険福祉部、* 健康こども部、* 都市政策部、* 教育委員会 事務局
------	---

1 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

市は、あらかじめ、都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害発生時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

2 応急仮設住宅の調達体制等の確立

府は、応急仮設住宅の建設・借上げ及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。また、要配慮者に配慮した住宅の仕様について検討する。

第10 り災証明書の発行体制の整備

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 総務部、* 都市政策部
------	-------------------------------

市は、災害発生時にり災証明書の交付が遅滞なく行われ、応急危険度判定の判定実施や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討するとともに、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、り災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及びり災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

府は、市におけるり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市に対し、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害発生時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

第7節 緊急物資確保体制の整備

災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により水、食料、生活必需品の確保が困難となった住民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合を想定し、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 給水体制の整備	* 危機管理課、* 都市政策部
第2 食料・生活必需品の確保	* 危機管理課、* 政策推進部、* 総務部、* 都市政策部
第3 他自治体、事業所からの物資の調達	* 危機管理課、* 政策推進部

第1 給水体制の整備

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部
------	-----------------

市は、災害発生後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給することを目標とし、それ以降は順次供給量を増加できるよう府と連携し、給水体制の整備に努める。

1 給水体制の整備

- (1) 給水拠点の整備（緊急遮断弁及び緊急給水設備の設置）
- (2) ボトル缶等の備蓄
- (3) 給水車等の配備、給水資機材の備蓄、体制の整備

2 規定等の整備

- (1) 応急給水マニュアルの整備
- (2) 相互応援体制の整備

府内水道（用水供給）事業者及び府と連携して、迅速な給水活動等に必要な情報収集、総合調整、相互応援体制の確立に努める。また、その他自治体との応援体制の確立に努

める。

※資料 38-1「大阪広域水道震災対策相互応援協定書」

※資料 38-2「大阪広域水道震災対策中央本部組織図」

(3) 指定給水装置工事事業者等協力体制の整備

給水活動実施のため、指定給水装置工事事業者等と災害発生時における協力体制の整備に努める。

3 井戸水による生活用水の確保

市及び府は、災害発生時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保を図る。

※資料 40「災害時協力井戸」

第2 食料・生活必需品の確保

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 総務部、* 都市政策部
------	-------------------------------

市は、府をはじめとする防災関係機関と連携して、食料、生活必需品の確保に努める。また、備蓄品の調達にあたっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。

1 市及び府の備蓄等

(1) 重要物資の備蓄

ア アルファ化米、乾パンなど

市及び府は、それぞれ要給食者の1食分を確保する。

イ 高齢者用食、粉ミルク、哺乳瓶

市及び府は、それぞれ高齢者用食を1食分、粉ミルクを1日分以上、哺乳瓶は必要量を確保する。

ウ 毛布

市は、避難者のうち高齢者、年少者等配慮を要する者の必要量を確保する。府はその他の避難者の必要量を確保する。

エ 衛生用品（おむつ、生理用品等）

市及び府は、それぞれ1日分を確保する。

オ 簡易トイレ

市及び府は、備蓄及び調達によりそれぞれ必要量を確保する。

重要物資の備蓄目標

重要物資簿備蓄	基 準	備蓄目標
食糧 (α化米等)	避難所避難者数 16,672 人×在宅避難考慮 1.2 ×1日分3食×日数3日×府1:1市0.5	90,029 食
高齢者食	上記算出数量 90,029 食×80歳以上の比率5%	4,502 食
毛布 (保温用資材)	避難所避難者数 16,672 人×必要枚数2枚/人× 府1:1市0.5	16,672 枚
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク (乳アレルギーに対 応したものを含む)	【粉ミルク】 避難所避難者数 16,672 人×乳児比率 1.6%× 人口授乳率 70%×130g/人/日×日数3日×府 1:1市0.5 (※130gは各メーカーの1日摂取量目安 26g× 5回/人/日) 【液体ミルク】 避難所避難者数 16,672 人×乳児比率 1.6%× 人口授乳率 70%×10/人/日×日数3日×府1: 1市0.5	36,412 g 又は 5610
哺乳瓶	避難所避難者数 16,672 人×乳児比率 1.6%× 人口授乳率 70%×1本/日 (※「瓶」以外、「使いきりタイプ」等の場合 は、5回/人/日)	187 本
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数 16,672 人×人口比率 2.5%×8 枚/人/日×日数3日×府1:1市0.5 (※8枚/人/日は3Hで1枚使用する平均デー タから)	5,002 枚
大人用おむつ	避難所避難者数 16,672 人×必要者割合 0.005 ×8枚/人/日×日数3日×府1:1市0.5 (※8枚/人/日は3Hで1枚使用する平均デー タから)	1,001 枚
簡易トイレ (ボック ス型)	避難所避難者数 16,672 人×100人に1基0.01	167 個
生理用品	避難所避難者数 16,672 人×48% (12~51歳人 口比率) ×52% (12~51歳女性比率) × 0.15625 (5日/32日月経周期) ×5枚/人/日× 日数3日×府1:1市0.5	4,877 枚
トイレットペーパー	避難所避難者数 16,672 人×7.5m/人/日×日数 3日×府1:1市0.5	187,560m
マスク	避難所生活者数 16,672 人×日数3日×府1: 1市0.5	25,008 枚

備蓄品の現況

※資料 36-1 「必需品目重点 11 品目 (大阪府備蓄方針)」

※資料 36-2 「避難所用品一覧表」

(2) その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

- ア 精米、即席麺などの主食
- イ ボトル缶等の飲料水
- ウ 野菜、漬物、菓子類などの副食
- エ 被服（肌着等）
- オ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- カ 光熱用品（エルピーガス、エルピーガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- ク 医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、消毒液）
- ケ ブルーシート、土のう袋
- コ 仮設風呂・仮設シャワー
- サ 簡易ベッド、間仕切り等
- シ 高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障がい者用つえ、補聴器、点字器等）
- ス 棺桶、遺体袋
- セ 発電機等の燃料
など

(3) 備蓄、供給体制の整備

市は、府の広域防災拠点（南部）との連携を図りながら、速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

府は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

市は、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

- ア 拠点備蓄倉庫、避難所備蓄倉庫の整備

- イ 定期的な流通在庫量の調査
- ウ 供給体制の整備
- エ 備蓄物資の点検及び更新
- オ 市物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備

第3 他自治体、事業所からの物資の調達

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部
------	-----------------

災害の規模に応じて必要な緊急物資を災害相互応援協定市町に要請するとともに、事業所と災害発生時の緊急必要物資について調達体制の整備に努める。

第8節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努めるものとする。特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 上水道	* 都市政策部
第2 下水道	* 都市政策部
第3 電力（関西電力送配電株式会社）	* 関西電力送配電株式会社
第4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）	* 大阪ガスネットワーク株式会社
第5 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等）	* 西日本電信電話株式会社、* KDDI株式会社等
第6 住民への広報	* 危機管理課、* 市長公室、* 都市政策部

第1 上水道

実施担当	* 都市政策部
------	---------

災害発生時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 市は、施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システムを整備する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

2 災害対策用資機材の整備等

市は、応急復旧用資機材の整備及び調達体制の確保を行う。

3 防災訓練の実施

市は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の強化、緊急対応の習熟並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 府との協力体制の整備

市は、迅速な復旧活動に必要な情報を収集するために、地震災害の発生に対しては、「大阪広域水道震災対策中央本部」の一員として参加する等、府と協力して活動する。

第2 下水道

実施担当	* 都市政策部
------	---------

災害発生時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

市は、被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握しておくとともに、施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

2 災害対策用資機材の整備

災害発生時に必要な復旧用資機材の確保に努める。

3 防災訓練の実施

市は、情報収集連絡体制及び他市町村等との協力体制の強化、緊急対応・応急復旧の手順の習熟、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・市町村間の協力応援体制を整備する。
- (2) 「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき、福井県・三重

県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県の近畿2府7県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体との相互支援要請体制を整備する。

第3 電力（関西電力送配電株式会社）

実施担当	* 関西電力送配電株式会社
------	---------------

災害発生時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から地方防災会議への参加により災害発生時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）を整備する。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき整備する。
- (2) 災害発生時の一時的な供給力不足に対応するため、「全国融通電力需給契約」及び「二社間融通電力需給契約」に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

実施担当	* 大阪ガスネットワーク株式会社
------	------------------

災害発生時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。

- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置
 - イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、市などが計画する防災訓練に参加する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等）

実施担当	* 西日本電信電話株式会社、* KDDI株式会社等
------	---------------------------

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を、市などが計画する防災訓練において計画的に実施する。

- (1) 災害予報及び警報の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 災害発生時における通信疎通確保
- (4) 各種災害対策機器の操作
- (5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (6) 消防及び水防
- (7) 避難及び救護

4 協力応援体制の整備

(1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害発生時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 住民への広報

実施担当	* 危機管理課、* 市長公室、* 都市政策部
------	------------------------

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

1 上下水道

市、大阪広域水道企業団及び府は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。

2 電気・ガス

関西電力送配電株式会社並びに大阪ガスネットワーク株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害発生時における注意事項等について広報する。

3 通信

西日本電信電話株式会社等は、災害発生時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。また、平常時より「災害用伝言ダイヤル(171)」の活用方法等について周知する。

第9節 交通確保体制の整備

鉄道、道路、港湾、漁港施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、平常時から体制の整備に努める。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 鉄道施設	* 鉄道管理者
第2 道路施設	* 都市政策部、道路管理者
第3 港湾施設	* 危機管理課、* 政策推進部、港湾管理者

第1 鉄道施設

実施担当	* 鉄道管理者
------	---------

鉄道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員確保等の応急点検体制の整備に努める。

東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は、新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講ずるものとする。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

第2 道路施設

実施担当	* 都市政策部、道路管理者
------	---------------

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材の確保に努める。

また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員確保等の体制整備に努める。

第3 港湾施設

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、港湾管理者
------	-----------------------

港湾管理者は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための資機材を整備する。

また、災害発生後直ちに港湾施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための、人員確保等の体制整備に努める。

第10節 避難行動要支援者支援体制の整備

▶関連計画・マニュアル等： 泉大津市避難行動要支援者支援プラン

防災関係機関は、災害発生時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、避難行動要支援者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

※要配慮者、避難行動要支援者の説明は、総則編参照

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 障がい者・高齢者等 に対する支援体制整備	* 危機管理課、* 保険福祉部、* 健康こども部
第2 社会福祉施設の取組 み	* 危機管理課、* 保険福祉部、* 健康こども部
第3 福祉避難所の選定	* 危機管理課、* 保険福祉部、* 健康こども部
第4 外国人に対する支援 体制整備	* 危機管理課、* 政策推進部、* 総務部
第5 その他の避難行動要 支援者に対する配慮	* 危機管理課、* 市長公室、* 政策推進部、* 保険福祉 部、* 健康こども部

第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備

実施担当	* 危機管理課、* 保険福祉部、* 健康こども部
------	--------------------------

1 大阪府

(1) 避難行動要支援者支援プランの作成支援等

地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害発生時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者支援対策を推進するため、平成25年8月に作成した「避難行動要支援者支援プラン作成指針」に基づき、市に対し助言、情報提供等の支援を行い、市による「避難行動要支援者支援プラン」の作成等を促進する。また、避難行動要支援者の避難を支援するため、地域防災リーダー等支援者の育成を図る。

(2) 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の体制整備

府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）を被災市町村へ派遣できるように関係機関と共に

体制を整備するものとする。併せて、国が実施する活動内容の標準化及び質の確保を図るための研修を活用し、各地域を主導する人材の育成を図る。

2 市

府が示した上記指針に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応について定める。また、当該プランの作成に併せて、以下の取組みを実施する。

なお、災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別避難計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・管理・活用

防災担当部局と福祉担当部局など関係部局が連携の下、全体計画を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

市では、以下の者を避難行動要支援者と位置づける。

- ・介護保険要介護者3・4・5の者
- ・身体障がい者1・2級を所持する者
- ・知的障がい（療育手帳A所持）の者
- ・精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する者
- ・生活保護受給世帯で災害発生時に援護が必要な者
- ・乳幼児（ひとり親家庭で就学前児童が2人以上の世帯）の保護者とその子
- ・上記以外で本人からの申し出又は市が災害時に支援が必要と認めた者

イ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(ア) 市内部での情報の集約

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市は、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自主防災組織、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と連携し避難行動要支援者に関する情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。また、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を

得て、個別避難計画を作成をするよう努めるものとする。

(イ) 府等からの情報の取得

市で把握していない情報の取得が、避難行動要支援者名簿の作成のために必要である場合は、府知事等に対して、情報提供を求める。

ウ 避難行動要支援者情報の共有及び活用

(ア) 避難支援等に携わる関係者として定められた消防機関、警察機関、保健所、民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織等、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に対し、個人情報やプライバシーの保護対策を講じながら、関係機関にて共有化を図り、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

(イ) 避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

(ウ) 転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

(エ) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(オ) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との統合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

エ 避難行動要支援者名簿の更新と適切な管理

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するよう努める。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿及び個別避難計画の活用を支障が生じないように、情報の適切な管理に努める。

オ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の漏えい防止

(ア) 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること

(イ) 市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよ

う指導すること

- (ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- (エ) 施設可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること
- (オ) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること
- (カ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること
- (キ) 名簿情報の取扱状況を報告させること
- (ク) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報への取扱いに関する研修を開催すること

(2) 要配慮者の円滑な避難のための通知又は警告の配慮

避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、でき得る限り次のような多様な手段を用いて、高齢者等避難等を発令・伝達する。

ア 高齢者等避難等の発令・伝達での配慮

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、高齢者等避難等の発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

- (ア) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること
- (イ) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- (ウ) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで提供すること

イ 多様な手段の活用による情報伝達

避難情報を的確に入手・把握できない要支援者が安全に避難するために、市では以下の取り組みを推進し、情報提供と的確な避難の誘導體制を確立する。

- ・ 海拔シートによる標高の表示、避難誘導や避難場所を示した標識等の設置
- ・ 地域の自主防災組織等が中心となり、声を掛け合って避難行動が行えるよう、日頃から訓練を実施
- ・ 携帯電話・スマートフォンの活用
- ・ 津波浸水想定区域内の施設や事業所の管理者に対する伝達手段の確保及び利用者に対する情報の伝達マニュアル及び避難計画策定の促進
- ・ 防災行政無線、広報車等による迅速な津波情報等の伝達

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う体制を整備する。

(3) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が避難支援を行うにあたり、避難支援等関係者本人等の安全を確保するため、当該制度の意義等を十分周知するとともに、安全確保の措置を講ずる。

(4) 福祉避難所における体制整備

府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

(5) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援等を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

福祉サービスの災害発生時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。その際、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉医療関係部局や福祉サービス提供施設等に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

(6) 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

第2 社会福祉施設の取組み

実施担当	* 危機管理課、* 保険福祉部、* 健康こども部
------	--------------------------

各施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施を促進する。併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を市や府に報告する体制を確立するよう努める。

第3 福祉避難所の指定

実施担当	* 危機管理課、* 保険福祉部、* 健康こども部
------	--------------------------

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電

源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

※資料 24-1 「避難所等」

第4 外国人に対する支援体制整備

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 総務部
------	-----------------------

市及び府は、府内在住の外国人と来阪外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、大阪府国際交流財団（OFIX）や各市町村の地域国際化協会と連携し、市内在住の外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等に努める。

一方、来阪外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するためのポータルサイトやSNS等の様々なツールを活用しての情報を発信することや、観光案内所や泉大津港フェリーターミナル、駅周辺における多言語での情報提供等、外国人に配慮した支援に努める。

また、府は避難所を運営する市町村が円滑に多言語支援をできるよう、大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努め、市は災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

第5 その他の避難行動要支援者に対する配慮

実施担当	* 危機管理課、* 市長公室、* 政策推進部、* 保険福祉部、* 健康こども部
------	---

市及び府は、障がい者・高齢者・外国人以外の避難行動要支援者に対しても、災害発生時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者は多数発生することが予想される。

このため、府は、関西広域連合と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを確立するとともに、市民等に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。また、情報の提供にあたっては、市及び府、その他防災関係機関が連携し、利用者自らが適切に判断し行動できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

市は、府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行う。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図る。また、関西広域連合は、構成団体等と連携して、受入先の確保を図るとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、水道水、トイレ等の提供など徒歩帰宅支援を行う。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動	* 危機管理課、* 政策推進部
第2 駅周辺における滞留者の対策	* 危機管理課、* 政策推進部
第3 代替輸送確保の仕組み（船舶、バス等）	* 危機管理課、* 政策推進部、* 都市政策部
第4 徒歩帰宅者への支援	* 危機管理課、* 政策推進部

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部
------	-----------------

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は府や関西広域連合、経済団体と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- 1 むやみに移動を開始することは避ける
- 2 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動
- 3 企業等内に滞在するために必要な物資の確保
- 4 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- 5 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）
- 6 これらを確認するための訓練の実施

第2 駅周辺における滞留者の対策

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部
------	-----------------

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、市は、民間事業者を中心とした対策協議会を設置できるよう努め、平常時から訓練等により連携体制を図る。また、水道水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

第3 代替輸送確保の仕組み（船舶、バス等）

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 都市政策部
------	-------------------------

鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図る。

第4 徒歩帰宅者への支援

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部
------	-----------------

1 給油取扱所における帰宅困難者への支援

府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- (1) 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

2 コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- (1) 水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

第2章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、専門的・体系的な防災教育や訓練の実施などにより、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害時初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 防災知識の普及啓発	全部局
第2 学校における防災教育	*危機管理課、*消防本部、*教育委員会事務局、
第3 消防団等による防災教育	*危機管理課、*消防本部、*教育委員会事務局
第4 災害教訓の伝承	*危機管理課
第5 防災対策に係る相談窓口の設置	*危機管理課、*市長公室
第6 防災地理情報等の整備	*危機管理課

第1 防災知識の普及啓発

実施担当	全部局
------	-----

市は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自分の命は自分が守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・防災気象情報等に関する専門家の活用や、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な

避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害等の知識

- ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の地形、危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- カ 地域社会への貢献
- キ 応急対応、復旧・復興に関する知識

(2) 災害への備え

- ア 最低3日間、できれば1週間以上の飲料水、食料及び携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備・自動車等へのこまめな満タン給油等
- ウ 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- エ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルートの取り決め等）の確認
- オ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- カ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- キ 家庭動物（ペット）との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ク 地震保険、火災保険の加入の必要性
- ケ 警報等発表時や災害発生情報、避難指示、高齢者等避難といった避難情報の発令時にとるべき行動
- コ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動

- サ 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表時にとるべき行動

※資料 24-2「南海トラフ地震臨時情報等の発表時にとるべき行動」

(3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法
- イ 情報の入手方法
- ウ 気象予警報や防災気象情報、避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
※資料 24-3「警戒レベル等の概要」
- エ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- オ 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動
- カ 地震発生時における自動車運転手が注意すべき事項
- キ 避難行動要支援者への支援
- ク 高齢者の避難行動に対する知識（防災・福祉部局との連携により理解を促進）
- ケ 初期消火、救出救護活動
- コ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- サ 避難生活に関する知識
- シ 自らの安全を確保の上での、応急対応等の防災活動への参加
- ス 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- セ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- ソ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- タ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

2 普及啓発の方法

(1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ハザードマップ、ビデオ等を作成、活用するとともに広報紙及びテレビ、ラジオなどのマスメディア、ホームページ（インターネット）などを活用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、点字版、外国語版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障が

い者・聴覚障がい者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

(2) 地域活動等を通じた啓発

- ア 防災学識経験者や市民活動家などを講師に迎えた防災講演会等の開催
- イ 住民参加型防災訓練の実施
- ウ 水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティアの週間及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあわせた地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

第2 学校における防災教育

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部、* 教育委員会事務局
------	---------------------------

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、児童・生徒の発達段階に配慮するとともに、水害等のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

また、市及び府は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。

1 教育の内容

- (1) 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- (2) 防災情報の正しい知識
- (3) 身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- (4) 災害等についての知識
- (5) ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

2 教育の方法

- (1) 防災週間等を利用した訓練の実施
- (2) 教育用防災副読本、ビデオの活用
- (3) 特別活動等を利用した教育の推進
- (4) 防災教育啓発施設の利用

- (5) 防災関係機関との連携
- (6) 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- (7) 自主防災組織、NPO・ボランティア等との連携

3 教職員の研修

教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

4 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

5 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害による被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

6 災害時の備蓄品

学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食料や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備するよう努める。

第3 消防団等が参画した防災教育

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部、* 教育委員会事務局
------	---------------------------

市は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう支援する。

第4 災害教訓の伝承

実施担当	* 危機管理課
------	---------

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に

関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法の活用を検討する。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

※資料 10「大阪に被害をもたらした過去の主な地震」

※資料 14「大阪府に被害をもたらした過去の風水害」

第5 防災対策に係る相談窓口の設置

実施担当	* 危機管理課、* 市長公室
------	----------------

市は、南海トラフ巨大地震をはじめとする地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意するものとする。

第6 防災地理情報等の整備

実施担当	* 危機管理課
------	---------

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進を図るため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備し、ハザードマップなどで各種データを分かりやすく発信するものとする。

第2節 自主防災体制の整備

▶関連計画・マニュアル等： 自主防災組織活動マニュアル

市は、住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、府と連携してその土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 地区防災計画の策定等	全部局
第2 自主防災組織の育成	*危機管理課、*保険福祉部、*健康こども部、*消防本部
第3 事業者による自主防災体制の整備	*危機管理課、*政策推進部、*消防本部
第4 啓発の方法	*危機管理課、*政策推進部、*消防本部
第5 救助活動の支援	*危機管理課

第1 地区防災計画の策定等

実施担当	全部局
------	-----

1 地域の連帯感の醸成

市は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するNPO・ボランティア等のネットワーク化などによるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

2 地区防災計画の策定

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

なお、市は、地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

第2 自主防災組織の育成

実施担当	* 危機管理課、* 保険福祉部、* 健康こども部、* 消防本部
------	---------------------------------

市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障がい者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

1 活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災意識の普及啓発
- イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ 災害発生時への備え（避難場所及び避難路の把握、避難行動要支援者の把握、津波避難ビル等の避難場所・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理等）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達、避難、初期消火、救急処置、避難所開設運営、炊き出し訓練など）
- オ 復旧・復興に関する知識の習得

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出救護（救助用資機材等を利用した救出、負傷者の救護など）

- ウ 出火防止・初期消火（消火器やバケツリレーによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の伝達、救援情報などの住民への周知など）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- カ 避難所の自主的運営

2 育成方法

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民に対する研修会等の実施
- (3) 防災リーダーの育成
- (4) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (5) 防災資機材の備蓄・整備
- (6) 防災訓練、応急手当等の訓練の実施

第3 事業者による自主防災体制の整備

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 消防本部
------	------------------------

市は、従業員、利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生という観点から、府と連携して自主防災体制の整備について指導、助言又は啓発を行う。

また、市は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、府と連携して地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1 指導、助言又は啓発の内容

- (1) 平常時の活動
 - ア 事業継続計画（BCP）の作成・運用
 - イ 防災に対する心構えの普及啓発（従業員に対する防災教育、防災訓練の実施、社内報、掲示板の活用など）
 - ウ 災害発生の未然防止（地域の地形、危険場所等の確認、事業所の耐震化、設備等の転倒・落下防止、社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
 - エ 災害発生時への備え（最低3日分の生活必需品等（飲料水・食料・その他物資、資機材）の備蓄、非常持出品の準備、避難方法や避難場所、避難経路等の確認など）

オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達、避難、初期消火、救急処置、従業員及び利用者等の安全確保、安否確認方法の確認など）

カ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織等との協力）

(2) 災害時の活動

ア 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む）、発災時のむやみな移動開始の抑制、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）

イ 救出救護（出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力、救助用資機材等を利用した救出、負傷者の救護など）

ウ 出火防止・初期消火（消火器や屋内外消火栓による初期消火など）

エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の伝達、救援情報などの周知など）

オ 地域活動への貢献（地域活動、防災関係機関の行う応急対策活動への協力、津波避難ビルや、帰宅困難者対策のための施設の開放など）

カ 市及び国、府が実施する防災・減災対策への協力

第4 啓発の方法

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 消防本部
------	------------------------

市は、泉大津商工会議所等と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報紙などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施
- (4) 消防法に規定する立入検査の機会を活用した指導・助言

第5 救助活動の支援

実施担当	* 危機管理課
------	---------

市は、自主防災組織が実施する諸活動と連携した防災訓練の実施や救助・救急用資機材の整備等を行い、その活動を支援する。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

実施担当	* 保険福祉部
------	---------

市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、泉大津市社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害発生時に、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるような環境の整備に努め、地域のボランティア活動の支援を行う。

1 受入窓口の整備

市は、泉大津市社会福祉協議会と連携し、災害発生時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ、活動の調整を行うための窓口を設置し、運営する。

特に大規模災害が発生した時には、大阪府社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動を行おうとする者の受入れを行うとともに、救助・救急、医療、介護等専門ボランティアの受入窓口の整備にも努める。

2 事前登録

市は府等と連携して、災害発生時にNPO・ボランティア等との情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録を行う。

3 人材の育成・連絡体制の構築

各機関は、相互に連携して、NPO・ボランティア活動リーダーの養成、ボランティア活動の諸調整を行うボランティアコーディネーターの養成を図る。

市及び泉大津市社会福祉協議会は、その研修会等の実施に協力する。

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれきの撤去等に係る連絡体制の構築を図る。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

4 支援体制の整備

市は、災害発生時に迅速にNPO・ボランティア等が機能するよう、活動拠点及び情報の提供など、活動しやすい環境づくり等の条件整備を図る。

5 情報共有会議の整備・強化

市及び府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第4節 企業防災の促進

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 保険福祉部、* 健康こども部、* 市立病院
------	---

事業者は、災害発生時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、市及び府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

(1) 1 事業者 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

(2) 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて企業防災の推進に努める。

- ア 防災体制の整備
- イ 従業員の安否確認体制の整備
- ウ 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- エ 防災訓練
- オ 事業所の耐震化・耐浪化
- カ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- キ 予想被害からの復旧計画の策定
- ク 各計画の点検・見直し
- ケ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- コ 取引先とのサプライチェーンの確保

(3) その他

ア 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び府との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。イ 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積

極的活用を図るよう努める。

ウ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

2 重要施設及び災害応急対策に係る機関

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

2 市及び府

市及び府は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、府、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

なお、市は、商工会・商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

※ 事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組みを浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善等を行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（引用：内閣府作成事業継続ガイドラインより）

第3章

災害予防対策の推進

第1節 都市の防災機能の強化

市は、防災関係機関と連携し、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努め、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」(府都市整備部)を活用する。

市及び府は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

◆対策の実施主体

項目	実施担当(*主担当)
第1 防災空間の整備	*危機管理課、*政策推進部、*都市政策部、*農業委員会事務局
第2 都市基盤施設の防災機能の強化	*政策推進部、*都市政策部、*教育委員会事務局
第3 木造密集市街地の整備促進	*都市政策部
第4 建築物の安全性に関する指導等	*都市政策部
第5 空き家等の対策	*都市政策部
第6 文化財	*教育委員会事務局
第7 ライフライン・放送施設災害予防対策	*都市政策部、関西電力送配電株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等、近畿地方整備局・府・市、日本放送協会、民間放送事業者
第8 災害発生時の廃棄物処理体制の確保	*都市政策部

第1 防災空間の整備

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 都市政策部、* 農業委員会事務局
------	------------------------------------

市は、府と連携して、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園、緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場などの都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、農地などの貴重なオープンスペースや、学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1 都市公園等の整備

都市公園や緑地は、都市に潤いを与え、市民に憩いの場を提供するなど良好な都市環境を形成する上で重要な役割を果たすとともに、災害発生時における延焼防止空間や避難場所として、また、災害救助活動の拠点や応急仮設住宅建設の候補地としても防災上重要な役割を担っている。このため、災害に強いまちを支える基幹的な防災空間として、公園、緑地の充実化を重視し、「泉大津市緑の基本計画」に基づく体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」(国土交通省国土技術政策総合研究所)、「大阪府防災公園整備指針」(府都市整備部公園課)及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」(府都市整備部公園課)を参考にする。

(1) 都市公園の現況

令和4年4月1日現在、64箇所、23.53haの都市公園を開設しており、市民一人当たりの都市公園面積は3.20㎡である。

※資料9「公的空地(オープンスペース)一覧表」

(2) 一時避難場所となる都市公園の整備

住民が一時的に避難の用に供する概ね面積1ha以上の都市公園の整備を推進する。

(3) 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、NPO・ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園(後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園)を整備する。

(4) その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場公園や、延焼防止帯となる公園緑地等を整備する。

2 道路の整備

市は、災害発生時における道路の重要性、機能上の役割等を考慮し必要な整備を行う。

(1) 整備目標

市は、地域緊急交通路として位置づける道路を優先し以下により整備を推進する。

ア 主要防災道路の整備

災害発生時の応急対策活動を実施するうえで重要となる地域緊急交通路及び幹線道路を主要防災道路と位置づけ、市が管理する道路の維持保全に努めるとともに防災機能の強化を推進する。なお、主要防災道路は、災害応急対策を実施する際に有効かつ効果的で緊急性、代替性を考慮して多重ネットワークを形成するよう選定する。

※資料 27 「避難路一覧表」

イ 計画道路の整備

主要防災道路等による多重ネットワークを形成する都市計画道路の整備を推進する。

※資料 28 「都市計画道路一覧表」

ウ 避難路としての整備

地震による火災を想定した住民の避難行動を基に避難路の選定を行い、避難路としての機能確保並びに避難行動の阻害要因等の除去など必要な道路環境整備を推進する。

エ 道路環境の整備

(ア) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

(イ) 地震等突発的に発生する災害発生時において、輸送路、避難路を確保できるよう、平常時における違法駐車、違法駐輪、違法看板等を取り締まる。

(ウ) ブロック塀、落下物等の危険要因の除去に努める。

3 市街地緑化の推進

公園緑地等の整備と共に河川・道路等の公共施設や民有地の緑化推進等、緑の保全・創出のための施策を「泉大津市緑の基本計画」に基づき総合的に推進し、延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑とオープンスペースによる防災ネットワークの形成を図る。

4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災上重要な役割を担っており、生産緑地等の貴重な緑地を適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

実施担当	* 政策推進部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局
------	----------------------------

市は、公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

- 1 避難場所又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の整備を推進する。
- 2 耐震強化岸壁等の災害発生時における緊急海上輸送基地の整備推進
- 3 緊急避難や復旧・復興の支援拠点となる臨海部の防災拠点（防災拠点緑地等）の整備促進
- 4 ため池耐震対策の推進
- 5 災害発生時における初期消火用水、生活用水利用など、水路、ため池の防災利活用整備の推進

第3 木造密集市街地の整備促進

実施担当	* 都市政策部
------	---------

市は、防災性向上を図るべき木造密集市街地において、「災害に強いすまいとまちづくり計画」（「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」の指定、「木造密集市街地における防災向上ガイドライン」等を踏まえた整備計画等）に基づき、地域の特性に応じて、災害に強い都市構造の形成に向けて、建物不燃化・耐震化促進と住宅・住環境や都市基盤施設の総合的整備を図る。

1 各種規制・誘導

- (1) 防火地域等の指定
- (2) 耐震改修促進計画による耐震診断等を活用した耐震化の推進

2 各種事業の推進

- (1) 街路事業
- (2) 道路事業
- (3) 公園事業

- (4) 老朽住宅の除却促進の強化 等

3 地域防災力の向上

まちの危険度情報や対策等に関する地域住民等への周知を徹底し、地域の防災意識の高揚を図り、自助・共助の防災活動や密集事業等への事業協力を促進する。

第4 建築物の安全性に関する指導等

実施担当	* 都市政策部
------	---------

市は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため府と連携して、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

- 1 府建築基準法施行条例による、避難規定等の適用
- 2 定期報告制度（（建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告）及び高層建築物等の防災計画書作成指導）の推進
- 3 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導

市、府、及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第5 空き家等の対策

実施担当	* 都市政策部
------	---------

市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

第6 文化財

実施担当	* 教育委員会事務局
------	------------

市は、市民にとってかけがえのない遺産である指定文化財等を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災設備の整備等を図る。

- 1 住民、指定文化財等の所有者又は管理者等に対する防災意識の普及と啓発

- 2 指定文化財の所有者又は管理者等に対する防災意識の徹底
- 3 予防体制の確立
 - ア 初期消火の確立と自衛組織の確立
 - イ 防災関係機関との連携
 - ウ 地域住民との連携
- 4 消防用設備の整備、保存施設等の充実
 - ア 消防用設備等の設置・維持管理の徹底
 - イ 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

第7 ライフライン・放送施設災害予防対策

実施担当	* 都市政策部、関西電力送配電株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等、近畿地方整備局・府・市、日本放送協会、民間放送事業者
------	---

ライフラインに関わる事業者は、それぞれの事業計画により耐震性、耐火性、耐浸水性の強化を中心として、災害に強い施設の整備を進める。

1 上水道施設

上水道施設の耐震化や老朽化施設の整備及び改良を推進するとともに、施設の常時監視及び点検を強化し、保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限度にとどめる。

- (1) 上水道については「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（公益社団法人日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - ア 配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
 - イ 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
 - ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
- (3) 配水池容量の増強、管路の多重化（連絡管等の整備）等バックアップ機能を強化する。
 - ア 配水池の耐震補強を行うとともに、市民に水を供給できる機能を保持させるために、配水場の配水池等に緊急遮断弁を設置する。
 - イ 配水幹線管の耐震化や、老朽管などの敷設替えを重点的に行い、耐震管路網を整備する。

- (4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (5) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2 下水道施設

ポンプ場、幹線管渠等の主要構造物は、地震、風水害等の災害に耐えられる構造にするとともに、管渠の点検を行い、現状を把握し、不良部分については清掃、浚渫、補修及び改良に努め、地震及び風水害による被害を最小限度にとどめる。

(1) ポンプ施設

電気設備、機械設備等施設全般の保守点検を行い、機械設備の耐用年数及び老朽度を考慮する。建設構造物は改築・更新時に耐震診断を行い、必要に応じて補強等の対策を講じる。

(2) 管路施設

定期的なパトロールを実施するなど、常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、接合不良、不等沈下又は損傷が発生している管渠の補修及び布設替えを行う。

今後布設する幹線は耐震設計を行う。既設下水管については、改築・更新時等に必要に応じて耐震補強の対策を講じる。

- (3) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (4) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）を考慮して進める。

3 電力施設（関西電力送配電株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス施設（大阪ガスネットワーク株式会社）

ガス施設の耐災害性の強化及び地震や風水害等による被害の軽減のための施策を実施し、ガスの流出防止と近隣住民への災害防止に努める。

(1) 防災体制

製造施設、供給施設において保安規程に基づき、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) ガス供給設備

ア 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替え・補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 二次災害の発生を防止するために、感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。

ウ 地震発生時の二次災害防止のために、基準以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。

(3) その他設備

ア 災害発生時において速やかに状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った地震計、ガス漏れ警報設備、圧力計・流量計を設置する。

イ 災害発生時の情報連絡、指令等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信施設などの連絡通信設備を設置する。

ウ 早急に復旧若しくは応急措置ができるよう緊急資機材を保有し、その点検整備を行う。

エ 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 通信施設（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等）

災害発生時においては、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、特に通信の果たす役割は非常に大きい。このため災害による通信の途絶を防止するため、通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

(1) 通信設備等の高信頼化

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。

イ 暴風のおそれがある地域にある通信設備等について耐風構造化を行う。

ウ 地震又は火災に備えて、主要な通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
- イ 主要な中継交換機を分散設置とする。
- ウ 主要な通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 通信システムに関するデータベース等の防災化

通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害発生時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害発生時における重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備（近畿地方整備局・府・市）

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

- (1) 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。
- (2) 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

災害発生時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 日本放送協会は、災害対策規定（災害対策実施細目）に基づき、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。
- (2) 民間放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。
 - ア 株式会社毎日放送（テレビジョン放送及びAMラジオ放送）
 - イ 朝日放送テレビ株式会社
 - ウ 朝日放送ラジオ株式会社（AMラジオ放送）
 - エ 関西テレビ放送株式会社

- オ 読売テレビ放送株式会社
- カ テレビ大阪株式会社
- キ 大阪放送株式会社 (AMラジオ放送)
- ク 株式会社エフエム大阪 (FMラジオ放送)
- ケ 株式会社FM802 (FMラジオ放送)
- コ 株式会社エフエム泉大津

第8 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

実施担当	* 都市政策部
------	---------

市及び府は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1 し尿処理（府、市）

- (1) 泉北環境整備施設組合は、し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 泉北環境整備施設組合は、既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 泉北環境整備施設組合は、災害発生時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- (4) 市は、災害発生時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (5) 市は、し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町等との協力体制の整備に努める。
- (6) 市及び府は、災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

2 ごみ処理（府、市）

- (1) 泉北環境整備施設組合は、ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 泉北環境整備施設組合は、既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。

- (3) 泉北環境整備施設組合は災害発生時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (4) 市は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町等との協力体制の整備に努める。
- (5) 市は、あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (6) 府は、市町間等の協力体制の整備について支援する。

3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）の処理体制の確保

- (1) 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、泉大津市災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。
- (2) 市又は府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (3) 市は、周辺市町等との協力体制の整備に努める。
- (4) 市又は府は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。
- (5) 市又は府は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第2節 地震災害予防対策の推進

▶関連計画・マニュアル等： 泉大津市耐震改修促進計画、公共施設耐震対策計画

府は、平成18年度に公表した大規模地震の被害想定調査（直下型及び東南海・南海）及び平成25年度に公表した大規模地震（海溝型）の被害想定調査を基に、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、人的被害を10年間（平成27年～36年度）で9割減させることなどを目標とする「新・大阪府地震防災アクションプラン」（平成27年3月策定）を定めている。

市は、府のアクションプランを念頭に、災害による建築物の倒壊や火災による被害を防止するため、建築物の耐震性能の向上、防火・避難対策の推進などで建築物の安全化を促進する。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 既存建築物等の防災対策の促進	*危機管理課、*政策推進部、*総務部、*保険福祉部、*都市政策部、*教育委員会事務局、*消防本部
第2 土木構造物の耐震対策等の推進	*危機管理課、*政策推進部、*都市政策部
第3 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	*危機管理課、*政策推進部、*総務部、*保険福祉部、*健康こども部、*都市政策部、*市立病院、*消防本部、*教育委員会事務局

第1 既存建築物等の防災対策の促進

実施担当	*危機管理課、*政策推進部、*総務部、*保健福祉部、*都市政策部、*教育委員会事務局、*消防本部
------	--

市は、「泉大津市耐震改修促進計画（平成29年4月改訂）」に基づき、昭和56年新耐震基準（建築基準法）が施行されるまでに建てられた住宅・建築物を重点に耐震診断及び耐震改修、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止などを促進するとともに、消防本部と連携しながら、特定建築物（一定規模以上の病院、百貨店等おもに不特定多数の人が利用する建築物）や防火・避難の確保について緊急性を有する建築物を重点に防火・避難対策の向上を図る。

1 耐震対策の促進

(1) 市有建築物

- ア 市（各施設管理者）は、その管理する市有建築物について、防災上の重要度に応じた分類により、順次耐震診断を実施し、その結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し耐震対策を計画的に実施する。
- イ 市は、泉大津市公共施設適正配置基本計画を踏まえ、市有建築物の建設にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。
- ウ 市は、非構造部材の天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。
- エ 市は、建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づき、液状化の発生の可能性及びその程度を予測し、それにより建築物等の保有すべき性能が損なわれると判断した場合には、適切な措置を講じる。
- オ 市及び府は、指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(2) 民間建築物

- ア 住民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、市は府と連携してその取組みをできる限り支援する。
- イ 府は、広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助する。
- ウ 市は、府と連携してブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。
- エ 施設管理者は、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。
- オ 特定建築物等の所有者への耐震診断及び耐震改修の啓発に努める。
- カ 昭和56年新耐震基準（建築基準法）が施行されるまでに建てられた建築物を重点的に、耐震診断及び耐震改修への助成に努める。

第2 土木構造物の耐震対策等の推進

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 都市政策部
------	-------------------------

土木構造物の管理者は、地震発生時における市街地の安全及び各構造物の持つ機能を確保するため、自らが管理する道路、河川施設等の構造物について耐震対策に努める。

1 道路・橋りょう等の安全確保

道路は人や物資を輸送する交通機能だけでなく、災害発生時には避難、救援・救護、消防活動等の動脈として、また火災延焼を防止する防災空間として多様な機能を有している。このため、道路整備にあたっては、安全性、快適性及び災害発生時にその機能を十分に活用できるよう配慮し、幹線道路及び生活道路の新設、改良等を進めるとともに、沿道の環境との調和及び火災の延焼防止のため、緑化等の質的向上を図る。

(1) 道路の防災補修

道路の補修が必要な箇所については、その対策工事の推進に努める。

(2) 橋りょう等の補修

橋りょう等の耐震性の向上及び健全性を定期的に点検し、災害発生時に対して橋りょうの耐震及び補修等対策に努める。

2 河川・水路の安全確保

河川・水路の決壊等による水害を防止するため、堤体、護岸などの河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じ、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

3 鉄道施設の安全確保

事業者は、脱線等による災害の未然防止を図るため、鉄道施設について、駅舎等の耐震対策を実施する。

4 港湾・海岸施設の安全確保

被災時の物資輸送を円滑に行うため、港湾施設の耐震性の確保に努める。また、高潮対策として海岸保全施設を調査し、危険箇所には、必要な対策を講じ、耐震性の向上に努める。

5 農業用施設の安全確保

市は、府、ため池管理者と連携して、想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき計画的にため池等農業用施設の耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

第3 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 総務部、* 保険福祉部、* 健康こども部、 * 都市政策部、* 市立病院、* 消防本部、* 教育委員会事務局
------	---

市は、府と連携し、地震防災対策特別措置法に基づき、府が作成する第6次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図る。

1 対象区域

市全域

2 計画の初年度

令和3年度

3 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 医療機関
- (5) 社会福祉施設
- (6) 公立小中学校等
- (7) 地域防災拠点施設
- (8) 防災行政無線
- (9) 備蓄倉庫等

第3節 津波災害防止対策の推進

▶関連計画・マニュアル等： 泉大津市津波避難計画

◆対策の実施主体

項 目	実施担当（*主担当）
第1 津波対策の基本的考え方	* 危機管理課
第2 津波防災地域づくりの推進	* 危機管理課、* 都市政策部
第3 津波から「逃げる」ための総合的な対策	全部局

第1 津波対策の基本的考え方

実施担当	* 危機管理課
------	---------

府は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで2つのレベルの津波に分けて対策を講じる。

レベル1	最大クラスの津波に比べても発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
レベル2	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

市は、府が平成25年8月に公表した津波浸水想定区域図に基づき、避難所・避難路、津波避難ビルなどの地域資源を活かした「住民等の生命を守ることを最優先」とする対策を推進する。

なお、対策推進にあたっては、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を検討し、避難所・避難路等を示す津波ハザードマップを活用しながら、住民等に津波対策の周知を図る。

※津波浸水想定は、総則編 P8 参照

第2 津波防災地域づくりの推進

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部
------	-----------------

1 推進計画の作成等

市は、国土交通大臣の基本指針に基づき、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を必要に応じて作成する。

市は、津波によって浸水が予想される地域について府が示す浸水予測図に基づき、避難場所・避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合い、避難方法等を住民等に対し周知を図る。

※資料 13-1「ハザードマップ」

2 水門及び防潮扉等の防災対策

市の水防関係機関は、府と協力し、水門及び防潮扉等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法について定めるものとする。

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ巨大地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、防潮堤、堤防、水門及び防潮扉等の施設整備、補強、点検等の方針・計画を定めるとともに、内水排除施設等についても、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

3 啓発標識の設置

道路管理者は、津波によって浸水が予想される道路区域において、道路利用者に対し津波の危険があることを明示する標識等による啓発等を行う。

4 津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定

府は、津波の被害想定結果を踏まえ、市と十分な協議を行い、必要に応じて津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域を指定することとしている。市は、これらの区域が指定された場合には、市民、関係機関等にこれを周知し、津波の危険性を広報する。

第3 津波から「逃げる」ための総合的な対策

実施担当	全部局
------	-----

市は、「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、連携しながら、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要

な情報を提供する。また、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための以下の対策に総合的に取り組む。

さらに、市および府は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

1 津波に対する知識の普及・啓発

- (1) 津波に対する基礎知識
- (2) 教育機関における防災教育
- (3) 住民等への普及・啓発
- (4) 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置
- (5) 津波・高潮ステーション（大阪府）の活用
- (6) 南海トラフ地震臨時情報等に関する周知・啓発

2 避難指示等の判断・伝達マニュアル（津波版）の作成と活用

市は、南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、避難指示等の判断・伝達マニュアル（津波版）を作成・活用する。

3 津波避難誘導

(1) 津波避難計画等及び同策定指針の策定

津波から「逃げる」とともに、津波被害による要救助者を保護するための対策を取りまとめた津波避難計画等を作成する。

(2) 学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波発生時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校においては、避難方法、保護者への連絡、避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備える。

4 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

市は、府をはじめ防災関係機関と連携し、南海トラフ巨大地震を想定した津波から「逃げる」ための、災害応急対策を中心とした防災訓練を年1回以上実施する。

- (1) 津波警報及び南海トラフ地震臨時情報等の情報収集・伝達訓練
- (2) 参集訓練及び本部運営訓練
- (3) 水門等の操作訓練
- (4) 救出・救助訓練
- (5) 医療救護訓練
- (6) 住民参加による実動型の避難訓練

5 避難関連施設の整備

市は、既存の避難場所・避難路等について、最大クラスの津波（レベル2）に対しても対応が可能かどうか再点検、安全確認を行って、以下の取組みを進める。

(1) 緊急避難場所の指定

市は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有し、以下の要件を満たす場所を、緊急避難場所として指定する。

- ・原則として被災が想定されない区域（洪水や津波の浸水想定区域外）に立地すること
- ・被災が想定される区域に立地する場合は、災害に対して安全な構造であり、想定津波水位以上の高さに避難者の受入部分や当該部への避難経路があること

(2) 津波避難ビル等の指定

市は、大規模地震に伴う津波が発生した場合、また発生するおそれがある場合に、緊急的に一時避難する施設として津波避難ビルを指定しており、今後も津波避難ビルの指定を増やすとともに、長期浸水の可能性を考慮した対策を講じる。

なお、津波避難ビルの指定要件は、以下のとおりである。

- ・鉄筋コンクリート造（RC）または鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）の建物
- ・新耐震基準（昭和56年施行）に適合している建物
- ・5階以上の階高を有する建物

（津波による浸水が低いと予測される地域は3階以上も可）

※資料24-1「避難所等」

(3) 避難路等の整備

市は、施設管理者と連携し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じて避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

6 地下空間対策

民間ビルも含めた地下街等の地下空間について、新たな知見に基づく対策が明らかになるまでの間、津波浸水想定区域における沿岸市町及び地下街等の所有者又は管理者は、津波に関する情報の伝達方法など、水防法に準拠した取組みを行う。

7 津波に強いまちづくり

市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画を基本とする。また、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の計画や整備を進める。これにあたっては、都市計画と連携するとともに、民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐水化等を進めるなど、総合的な視点から、津波に強いまちの形成を図る。

第4節 水害予防対策の推進

河川、水路、港湾、海岸及びため池における洪水や高潮等による災害を未然に防止するため、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を実施する。

また、国や府による浸水想定区域では、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を記載したハザードマップの活用等を行い、住民周知に努める。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 洪水対策	* 危機管理課、* 都市政策部
第2 高潮対策	* 危機管理課、* 都市政策部
第3 水害減災対策	* 危機管理課、* 政策推進部、* 保険福祉部、* 健康こども部、* 都市政策部、* 消防本部
第4 下水道の整備	* 都市政策部
第5 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策	* 危機管理課、* 政策推進部

第1 洪水対策

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部
------	-----------------

1 府管理河川

府知事は、市内では二級河川王子川、新王子川と大津川、牛滝川及び槇尾川を管理している。

府では、府管理の全河川について、以下の河川改修の方針が示されている。

- (1) 都市型豪雨等、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。
- (2) 長期的目標として、1時間雨量80mm程度の豪雨に対応できるよう治水施設の整備を進める。
- (3) 今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を1時間雨量50mm程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量65mm程度で床上浸水を発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。

(4) 河川施設の機能が発現されるよう維持管理に努める。

平成31年3月20日には、府から想定最大規模降雨(1,000年以上に1度の降雨)に伴う洪水により大津川、槇尾川、東槇尾川、父鬼川、松尾川、牛滝川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測した洪水浸水想定区域図が公表された。

この洪水浸水想定区域図では、従来公表されてきた洪水浸水想定区域(200年に1度の降雨)よりも、浸水範囲が広範囲におよぶことから、府及び「泉北水防災連絡協議会」等の多様な防災関係機関と連携し、最大規模降雨に備えた洪水対策をハード・ソフト対策の両面から推進する。

※資料13-2「大津川水系大津川・槇尾川・東槇尾川・父鬼川・松尾川・牛滝川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)(平成31年3月)」

2 市管理水路

市は、浸水被害が水路等に破棄されたゴミ等に起因することが多いことから、住民に対し意識向上の啓発活動を実施するとともに、光明池土地改良区等の協力を得て、平常時からの管理体制及び改修を要する個所の把握に努め、その整備事業を推進する。

第2 高潮対策

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部
------	-----------------

1 護岸の整備

市の海岸線は臨海部埋立などにより複雑となったが、海岸線の予防対策として防潮堤を設置し、高潮等に備えている。府は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進するものとし、市はこれらと連携する。

現在、防潮堤は、伊勢湾台風級の超大型台風が室戸台風のコースを通過して来襲した高潮に十分対処できるよう、海岸管理者である府が整備を行っている。また、背後市街地の豪雨時の内水排除はポンプで行い、安全を図っている。

※資料13-3「大阪府高潮浸水想定区域図(令和2年8月)」

2 水門・樋門等の点検

市内には、8箇所の水門と樋門・鉄扉等があり、施設管理者は内外水位の調整を図って市内を防護するとともに、これら施設の機能を維持するため定期的に点検して現況を把握し、高潮等の対策に万全を期す。

また、水門の操作については、高潮予警報の発令時に指示し実施する。

※資料23「水門・樋門・鉄扉・排水口・ポンプ場位置」

第3 水害減災対策

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 保険福祉部、* 健康子ども部、* 都市政策部、* 消防本部
------	---

洪水や雨水出水、高潮に対する事前の備えと、洪水予報河川（大津川）の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水位周知海岸の高潮特別警戒水位の到達情報の発表、洪水や高潮の災害発生時の迅速かつ的確な情報提供、避難・誘導、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備等により、水災の軽減を図る。

1 浸水想定区域の指定・公表

(1) 市は、浸水想定区域の指定があった場合は、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法や避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。また、浸水想定区域内の地下街、避難行動要支援者利用施設、大規模工場等の施設名称及び所在地について、住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

(2) 近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

(3) 府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

(4) 府は、その他の河川についても、庁舎等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努める。

(5) 市及び府は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

(6) 府は、想定し得る最大規模の高潮により、水位周知海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

2 浸水被害軽減地区の指定

水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内にある輪中堤防等盛土

構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

3 洪水・高潮リスクの開示

(1) 洪水リスクの開示

市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

(2) 洪水・高潮リスク及び避難に関する情報の周知

市及び府は、公表された洪水・高潮リスクをわかりやすく住民に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

4 防災訓練の実施・指導

市は、府と連携して防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努め、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

5 水防と河川管理等の連携

(1) 市及び府は、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるため

のハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「泉北水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。また、河川管理者等は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、治水ダム等の事前放流の取組を推進する。

- (2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

6 水防活動の強化

市は、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、民間企業や自治会等にも協力を促し、水防活動の担い手を確保するとともに、その育成、強化を図る。

7 洪水予報等を伝達する施設等

近畿地方整備局及び府は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

市は、浸水想定区域内にある下記の対象施設のうち、名称、所在地を定めた施設については、当該施設の所有者または管理者に対して、洪水予報等を直接伝達する。

(1) 対象施設

- ア 地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要な施設等
- イ 要配慮者利用施設（主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要な施設等
- ウ 大規模工場等（延べ面積が一万平方メートル以上、又は大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要がある施設

※資料 47 「浸水想定区域内の要配慮者利用施設」

8 名称及び所在地を定められた施設等の所有者又は管理者が講じる措置

(1) 地下街等の所有者又は管理者

地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止

を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。

作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。

また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。

(2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成するほか、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。

市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

※資料 47 「浸水想定区域内の要配慮者利用施設」

(3) 大規模工場等の所有者又は管理者

大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施し、その結果を市長に報告する。

9 地盤沈下の予防対策

市は、府と協力し地下水の汲み上げによる土地の低下や堤防の沈下などの地盤沈下により台風や大雨による災害が発生しないよう、法律や条例により地下水の採取規制に努める。

10 たため池の治水活用

市は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生防止や浸水被害の軽減など、地域

の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行うとともに、府やため池管理者等の関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

第4 下水道の整備

実施担当	* 都市政策部
------	---------

公共下水道施設の整備には、大きく分けて汚水整備と雨水整備がある。

汚水整備に関しては、市の行政区域面積 1,373ha に対して整備面積は 939ha で、下水道面積整備率は 68.4%となっている。(令和4年3月末現在)

雨水整備に関しては、整備面積は 403ha で整備率は 29.4%となっている。(令和4年年3月末現在) 昭和40年代半ば以降の宅地開発の進行、土地利用の高度化が、緑地、空地を減少させ、その結果、雨水の流出量が増加して新たな浸水被害が生じるようになった。このことから、ポンプ場の整備及びバイパス幹線を位置付けた。公共下水道計画では、管渠、ポンプ場の整備に際しては、10年に一度の降雨(1時間雨量50mm程度)対応で整備を進め、また、下水道管渠により自然放流できない低地帯においては、管渠の整備に併せて雨水ポンプ場を設置している。

第5 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部
------	-----------------

ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、市、府、ため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

1 ため池防災対策

- (1) 概ね200年に一度発生する可能性のある降雨に対して、ため池の安全を保てるよう計画的に改修を進める。
- (2) 危険箇所早期発見や適正な維持管理を進める。

2 ため池の減災対策

- (1) 耐震性の調査・診断

想定される大規模地震動に対する堤体の安全性について、計画的に調査・診断を進める。

(2) 防災意識の向上と体制整備

地震による破損等で決壊した場合、その浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備を進める。

市内ため池一覧表

ため池名	所在地	ため池管理者
中池	泉大津市板原町一丁目 1047-1	板原水利組合
小寺池	泉大津市板原町二丁目 1055	板原水利組合
諸瀬池	泉大津市我孫子二丁目 29-3	虫取水利組合

第5節 危険物等災害予防対策の推進

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、府と連携し自主保安体制の強化並びに関係法規に基づく適切な保安確保措置を講じるよう、保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織等の育成・充実、防災思想の普及啓発の徹底を図る。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 危険物災害予防対策	* 消防本部
第2 高圧ガス等災害予防対策	* 消防本部
第3 火薬類災害予防対策	* 消防本部
第4 毒物劇物等災害予防対策	* 消防本部
第5 危険物積載船舶等災害予防対策	* 危機管理課、* 政策推進部、* 消防本部
第6 管理化学物質災害予防対策	* 都市政策部
第7 石油コンビナート等災害予防対策	* 危機管理課、* 消防本部、* 大阪府石油コンビナート等防災本部

第1 危険物災害予防対策

実施担当	* 消防本部
------	--------

消防機関は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

1 保安教育の実施

危険物保有事業所における保安管理の向上を図るため、危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、講習会、研修会などの保安教育及び消火、通報及び避難などの訓練を実施する。

2 危険物施設の災害防止対策の推進

- (1) 危険物施設の所有者は、当該施設の構造、設備の耐震化及び安全性の向上を図る。
- (2) 危険物の貯蔵、取扱いの実態等に応じた消防資機材の整備充実を図るとともに、新たな危険物の性状に対応した消火薬剤等の化学消防資機材の充実を図る。
- (3) 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- (4) 危険物施設の維持管理等を適正に行い、定期点検を適正に実施するよう指導する。

※資料 22「危険物施設の推移」

3 保安確保等の充実

消防法をはじめ関係法令に基づき立入検査等を実施し、法令上の技術基準への適合についての指導を行う。

- (1) 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理及び施設の老朽化対策に関すること
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い等の安全管理に関すること
- (3) 危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員の業務遂行に関すること
- (4) 危険物保有事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。
- (5) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

4 危険物等の輸送災害の予防対策

危険物等を運搬、移送する場合は、転倒・転落防止、標識等の表示、消火器等の備え付けなど種々の規制を遵守させる。

5 自主保安体制の確立

- (1) 自衛消防隊の組織化を推進し、危険物災害の予防と災害発生時の防ぎょ活動の円滑化を図ることにより危険物災害を防除する。
- (2) 危険物施設の所有者は、隣接する事業所間の相互応援体制を確立し、効率的な自衛消防力を確保する。
- (3) 大規模な危険物保有事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、各種災害に応じた活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。

6 防災思想の普及啓発

危険物安全月間等、各種行事及び危険物査察等を通じ防災思想の普及啓発に努める。また、危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

第2 高圧ガス等災害予防対策

実施担当	* 消防本部
------	--------

消防本部は、高圧ガス等による災害の発生及び拡大を防止するため立入検査を実施するとともに、市及び関係機関は、中部近畿産業保安監督部近畿支部並びに府が行う保安意識の啓発、規制の強化、自主保安体制の整備促進等の災害防止対策に協力する。

また、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

第3 火薬類災害予防対策

実施担当	* 消防本部
------	--------

消防本部は、府警察と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため立入検査を実施するとともに、市及び関係機関は、中部近畿産業保安監督部近畿支部並びに府が行う保安意識の啓発、規制の強化、自主保安体制の整備促進等の災害防止対策に協力する。

また、火薬類取締法はじめ、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

第4 毒物劇物等災害予防対策

実施担当	* 消防本部
------	--------

毒物及び劇物取締法に基づく製造所等に関する規制事務は、府により実施され安全対策が図られている。市及び消防本部は防災関係機関や府及び事業者との協力、連携を図り、より一層の安全化の推進に努める。

第5 危険物積載船舶等災害予防対策

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 消防本部
------	------------------------

防災関係機関等は、船舶火災、タンカー事故、油の流出及び油流出に係る海面火災等、港湾での災害を防止するため、次の措置を実施する。

1 特定事業者の予防対策

危険物等積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指示に従うとともに、荷役作業に当たっては、陸側と海側との間で緊密な連携を図り、災害の未然防止に努める。

- (1) タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材の配備を完全に行うとともに、監視体制を強化し、油流出災害の防止に努める。
- (2) 危険物等を積載した巨大船の着岸に際しては、警戒船を配備し、接近する船舶を監視するとともに、火災、爆発の防止、流出油の早期発見、早期処理に努める。

2 防災関係機関の予防対策

堺海上保安署は、府、市及び消防機関等と連携して次の措置を講ずる。

(1) 規制

- ア 危険物等積載船舶に対する停泊場所の規制
- イ 危険物等の荷役、運搬の規制
- ウ 危険物等荷役の立ち会い

なお、必要と判断される場合は、船舶交通の制限又は禁止を行う。

- (ア) 火薬類の大量荷役
 - (イ) 核分裂性物質等の荷役
 - (ウ) タンカーによる引火性危険物の大量荷役
 - (エ) その他特に必要があると認められる場合
- エ 引火性危険物等積載タンカーへの他船の接近、接舷の制限
 - オ 荒天時における港内交通の制限及び避難の指示
 - カ 巡視船艇による航路の誘導、警戒

(2) 指導

- ア 荷役船舶点検指導
- イ 危険物等専用岸壁点検指導

- ウ 海上防災訓練及び海上防災講習会の実施
- エ タンカーの船長及び乗務員に対する指導
 - (ア) 海上衝突予防法、港則法及び海上交通安全法等の諸法規の遵守
 - (イ) 走錨の防止及び係留索の保守
 - (ウ) 接岸作業及び荷役作業中における保安要員の配置
 - (エ) 各作業責任の明確化及び漏出油の予防と火気取締りの徹底
 - (オ) 船内における防災用資機材の整備充実
 - (カ) 航法、操船の指導
- オ 貯油施設等を有する企業に対する指導
 - (ア) 防災資機材の備蓄及び保安施設の拡充
 - (イ) タンカーの係船設備及び荷役設備の整備充実
 - (ウ) 従業員の教育及び訓練の実施
 - (エ) 関係企業間における共同防災体制の整備

(3) 予防活動

- ア 大阪湾・播磨灘排出油防除協議会構成員の出動の調整
- イ 災害対策に関する関係機関の連絡調整

第6 管理化学物質災害予防対策

実施担当	* 都市政策部
------	---------

市は、管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例で定められた有害物質を取り扱う事業者に対し、府条例に基づく規制を行うとともに、府条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

1 規制

管理計画書等の策定・届出を徹底させる。

2 指導

- (1) 立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。
- (2) 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 管理化学物質を取り扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により住民の健康に被

害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を市へ通報するよう指導する。

3 管理体制の整備

管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導體制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を指導する。

4 啓発

化学物質取扱事業者等に対して、化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に関するセミナー参加の促進を図り、立入検査を実施する等により、関係者に対して管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

第7 石油コンビナート等災害予防対策

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部、* 大阪府石油コンビナート等防災本部
------	-----------------------------------

石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域に存在する危険物タンクの火災や高圧ガスタンクの爆発等により、特別防災区域を超えて、周辺住民の避難を伴う大きな被害が発生する場合に備え、大阪府石油コンビナート等防災計画との整合性を図りつつ、市、府、事業者、関係機関が連携して必要な検討を行い、周辺住民の避難対策等に取り組む。

第6節 火災予防対策の推進

消防本部は、市街地における火災の発生を防止するとともに、発生した火災の初期消火の徹底を図り、延焼の拡大を防止するため火災予防対策を推進する。消防本部は、大規模災害などに備えて消防力の強化を図り、また応援体制の整備、関係機関との連携をもって消火・救助・救急体制の充実に努める。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 市街地の火災予防	* 消防本部

第1 市街地の火災予防

実施担当	* 消防本部
------	--------

1 火災予防査察の充実

工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法第4条及び第4条の2に基づく立入検査等を実施し、火災発生危険箇所の点検や避難経路の確認、消防用設備等の適正な維持管理について改善指導する。

2 防火管理制度の推進

学校、病院、工場など多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者の養成を行い、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導育成する。

- ・ 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施
- ・ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- ・ 火気取り扱いの監督、収容人員の管理等
- ・ 避難経路の確保

3 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

4 住宅防火対策の推進

消防本部は、住宅における住宅用防災機器等の設置を促進し、維持できるよう努める。

5 住民、事業所に対する指導、啓発

住民、事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取り扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集など各種防火行事及び予防査察等を通じ、防火意識の普及啓発に努める。

6 高層建築物の火災予防指導

所有者等に対し、出火防止、火災拡大防止、避難、消防活動等に関する指導を推進する。

第7節 原子力（放射線）災害予防対策の推進

市域には、原子力災害対策重点地域は存在せず、府の想定によれば、原子炉実験所や原子力研究施設等による臨界事故や、屋内退避を必要とするような被ばくを伴う放射線災害が発生することは考えがたい。しかし、放射線災害が発生すると、周辺地域への影響は極めて大きいと考えられることから、放射性物質を取り扱う事業所、施設及び輸送事業所（以下この節において「事業所等」という。）は、関係法令を遵守し、災害防止に万全を期すとともに、市は関係機関及び事業所等と充分連携をとり、市民の安全確保のための予防対策に努める。

なお、原子力災害の特殊性から、市は、府県境を超える広域での被災住民の受入れに対して、災害対策基本法及び防災基本計画を踏まえて、広域避難が円滑に行われるよう受入れに関して必要な事項を定めた府の方針により対応する。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 原子力災害に対する基本的考え方	* 危機管理課、* 消防本部
第2 大阪府域における災害の想定	* 危機管理課
第3 放射性同位元素取扱事業所における災害対策	* 危機管理課、* 政策推進部、* 消防本部
第4 広域避難の受入れ	* 危機管理課

第1 原子力災害に対する基本的考え方

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部
------	----------------

府域には、原子炉実験所や原子力研究施設等が立地している。放射線災害による被害は状況によっては広域に及ぶ可能性があることから、想定される事態や不測の事故等が発生した場合にも対処できるよう、体制の整備を進める。

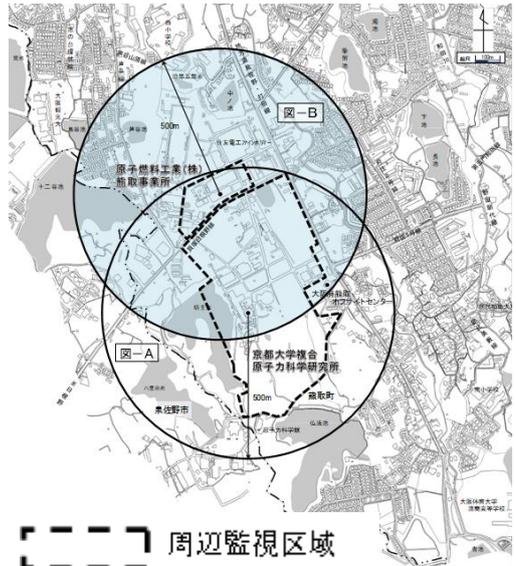
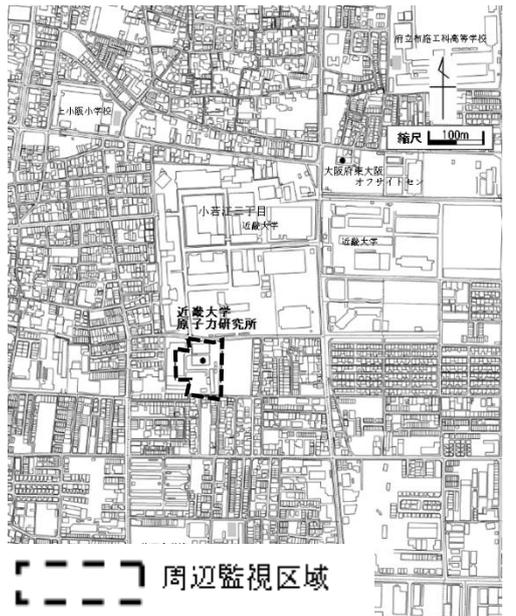
第2 大阪府域における災害の想定

実施担当	* 危機管理課
------	---------

府域には、京都大学複合原子力科学研究所（泉南郡熊取町）、原子燃料工業株式会社熊取事業所（泉南郡熊取町）、近畿大学原子力研究所（東大阪市）の原子力事業所が立地しており、「大阪府地域防災計画 原子力災害対策」では、放射線災害を以下のとおり想定している。

1 原子力災害対策重点地域

府によれば、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域がそれぞれ以下のように定められている。

原子力災害対策重点地域 (すべてUPZ)	
泉佐野市	日根野 (一部)
熊取町	<p>【京都大学複合原子力科学研究所から概ね半径 500m】 朝代西 3 丁目 (一部)</p> <p>【京都大学複合原子力科学研究所及び原子燃料工業株式会社熊取事業所から概ね半径 500m】 大久保南 3 丁目 (一部)、朝代東 1 丁目 (一部)、朝代東 2 丁目 (一部)、朝代西 1 丁目 (一部)、朝代西 2 丁目 (一部)、美熊台 1 丁目 (一部)、</p> <p>【原子燃料工業株式会社熊取事業所から概ね半径 500m】 大久保南 1 丁目 (一部)、大久保南 4 丁目 (一部)、大久保東 2 丁目 (一部)、五門西 4 丁目 (一部)、五門東 4 丁目 (一部)、東和苑 (一部)</p>
 <p>〔図-A〕 京都大学複合原子力科学研究所から概ね半径 500m の範囲 〔図-B〕 原子燃料工業株式会社熊取事業所から概ね半径 500m の範囲</p>	
原子力災害対策重点地域	
東大阪市	<p>【近畿大学原子力研究所】</p> <p>設定なし</p>
 <p>〔図-A〕 近畿大学原子力研究所から概ね半径 500m の範囲</p>	

(出典：大阪府地域防災計画原子力災害対策 (平成 31 年 1 月年修正))

2 災害（事故）の想定

(1) 京都大学複合原子力科学研究所

京都大学試験研究炉（KUR）では、高出力運転時の冷却機能喪失等による放射性物質の放出が想定される。この場合、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノンの希ガス及び揮発性の高いヨウ素が主であり、これらが排気筒又は建屋から環境へ放出されることとなる。また、これらに付随して放射性物質がエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）として放出される可能性がある。

これらの放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動し、距離が長くなるにしたがい、拡散により濃度は低くなることが想定される。

一方、試験研究炉（KUCA）は熱出力が極めて小さいため、原子力事業所外で屋内退避を必要とするような被ばくが生じることは考えがたい。

なお、京都大学複合原子力科学研究所の核燃料物質などの使用施設や保管施設では、全て形状制限管理されているので、臨界事故は想定しがたい。

(2) 原子燃料工業株式会社熊取事業所

① 火災、爆発等による核燃料物質の放出

核燃料加工施設である原子燃料工業株式会社熊取事業所では、火災、爆発、漏えい等によって施設からウラン等がエアロゾルとして放出される場合等が考えられる。これらの放出された放射性物質は、プルームとなって放出、拡散される。火災等により、フィルターを通さずに放出された場合、量的には多いとみられる粗い粒子状のものは、気体状の物質に比べ早く沈降すると考えられる。また、フィルターを通して放出される場合には、気体状の物質とほぼ同様の状態になると考えられる。

② 臨界事故

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生し、周囲に放出される。この場合、施設の遮へいが十分な箇所が発生した場合は、放射線の影響は無視できるが、遮へいが十分でない場合は、施設から直接放出される中性子線及びガンマ線に対する防護が必要となる。

ただし、施設から直接放出される放射線は、施設内外の遮へい条件によるが、施設からの距離のほぼ2乗に反比例して減衰するため、その影響は近距離に限定される。

また、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出は、希ガス及びヨウ素を考慮すればよいが、その潜在的な総量は原子炉施設に比べて極めて少ない。

なお、原子燃料工業株式会社熊取事業所の製造過程は、取り扱い易い固体の二酸化ウラン粉末から、小指先大の円柱状のペレットに加工し、最終製品として燃料集合体を製造するという機械的加工を行っており、原料に用いるウランは低濃縮ウラ

ン (U^{235} が 5 % 以下) であり、臨界事故は想定しがたい。

(3) 近畿大学原子力研究所

京都大学複合原子力科学研究所と同じ放射性物質及び放射線の放出形態が想定される。ただし、近畿大学原子力研究所の試験研究炉は熱出力が極めて小さいため、原子力事業所外で屋内退避を必要とするような被ばくが生じることは考えがたい。

第3 放射性同位元素取扱事業所における災害対策

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 消防本部
------	------------------------

防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、放射線災害を防止するため次の措置を講じる。

1 設置者等の責務

放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）等は、放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）の予防、応急、事後の各対策について、必要な対策を講じる。

なお、放射性同位元素取扱事業者は、放射性同位元素等の使用、貯蔵、廃棄、輸送等に関して、関係省庁等への許可、届出が義務付けられており、常に関係法令の定める基準に適合するよう維持管理するとともに、放射線障害予防規定等の整備、保安組織の確立、従業員等の教育訓練の励行等に努め、放射線災害の防止に万全の措置を講じる。

2 防災関係機関の対応

防災関係機関は、放射線防災業務に携わる者に対する教育訓練の実施等、災害防止対策を推進する。

また、放射線同位元素を業務として貯蔵し、又は取り扱おうとする者に届出をさせるとともに、放射線施設の災害等の発生時における消防活動等を円滑に実施するため、常に放射線同位元素取扱施設の状況を把握し、災害活動に必要な資機材の整備を図るとともに災害防ぎょ訓練に努める。

3 放射性物質輸送時の安全対策

(1) 事業所等

事業所等は、放射性物質の輸送に当たっては、法律等で定められたそれぞれの安全基準によるほか、確認及び届出等の安全規制・手続きを遵守するとともに、予防対策を実施する。

(2) 市

事業所等の核燃料輸送については、関係機関等と密接な連携を取り、輸送経路・日程の正確な把握に努める。

放射線物質輸送時の火災等における災害に対して、対応策の研修、資機材の整備を充実強化する。

第4 広域避難の受入れ

実施担当	* 危機管理課
------	---------

広域避難の受入れに関して、災害対策基本法及び防災基本計画を踏まえ、府県域を越える広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう必要な事項を定める。

1 基本的考え方

原子力災害に係る広域避難の受入れについては、府地域防災計画（原子力災害対策）による他、関西広域連合が策定する「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」及び関係府県・市町村が定める広域避難計画に基づき行う。

なお、今後、原子力災害対策指針の改正など対策の見直しや、放射性物質の拡散などについて新たな知見が得られた場合は、必要に応じて修正する。

2 関西圏における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行う。府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。

(1) 前提となる被害想定

ア 対象とする原子力施設

前提とする原子力災害の想定は、福井県嶺南地域に立地する次の原子力施設での事

故災害とする。

〈福井県嶺南地域に立地する原子力施設〉

事業者名	施設名	所在地	設備番号	炉型
関西電力(株)	美浜発電所	福井県美浜町丹生	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
	高浜発電所	福井県高浜町田ノ浦	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	大飯発電所	福井県おおい町大島	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	日本原子力発電(株)	敦賀発電所	福井県敦賀市明神町	1号
2号				加圧水型軽水炉(PWR)
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	福井県敦賀市白木	—	高速増殖炉(FBR)
	原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	福井県敦賀市明神町	—	新型転換炉(ATR)

イ 災害の想定

原子力災害については、どの施設で事故が発生するか、どの程度の放射性物質が環境中に放出されるか、放出された放射性物質が事故時の気象条件や地形の影響でどの範囲に拡散するか等、様々な場合が考えられるため、事前の想定が困難である。このため、府地域防災計画(原子力災害対策)によれば、原子力災害対策指針では、アの原子力施設から概ね30km圏をUPZ(緊急時防護措置を準備する区域)と定め、事前の対策を講じておくこととしている。

3 避難対象地域

(1) 避難対象地域とその人口

関西圏域全体で被災住民の受入体制を整備するに当たり、関西広域連合ではカウンターパート方式により支援することとし、カウンターパートを設定している。

府は、カウンターパートである滋賀県が、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）でUPZと定める長浜市及び高島市（以下「関係周辺市」という。）の住民の広域避難を受け入れるものとし、受入体制を整備する。

なお、事故災害時には国の避難指示（緊急）において避難区域が定められ、府は関係周辺市内の当該区域住民の広域避難を受け入れる。

〈関西圏における避難対象地域とその人口〉 人口は100人未満を四捨五入

府県名	市町名	避難対象人口 (概数)	カウンターパート設定
福井県 (4市町)	小浜市	29,500人	兵庫県
	高浜町	10,500人	
	おおい町	8,300人	
	若狭町	15,000人	
	計	63,300人	
滋賀県 (2市)	長浜市	25,700人	大阪府・和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に 協力を求める。)
	高島市	28,600人	
	計	54,300人	
京都府 (7市町)	福知山市	500人	兵庫県・徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求 める。)
	舞鶴市	82,900人	
	綾部市	8,300人	
	宮津市	18,200人	
	南丹市	3,600人	
	京丹波町	3,000人	
	伊根町	1,400人	
	計	117,900人	
3府県(13市町)計		236,000人	

大阪府地域防災計画 原子力災害対策編（平成31年1月修正）

4 広域避難の受入れ

(1) 滋賀県からの要請

滋賀県は、緊急時に県内での避難が困難と判断した場合には、災害の状況や緊急時モニタリング結果等について総合的に判断し、関西方面に避難する必要があると判断した場合、府に対して避難の受入れを要請する。

(2) 市の広域避難の受入れ

市は、府から広域避難の受入れの要請があったときは、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、次のとおり被災住民の受入れを行う。

〈避難元《滋賀県》・避難先《大阪府》マッチング割当〉

滋賀県 避難元市	避難元地域 (合併前旧町村)	マッチング割当		避難先																
		避難元地域(自治会区)		地域	市町村															
長浜市	旧湖北町(一部) 旧西浅井町	《旧湖北町(一部)》 《旧西浅井町》		大阪市	大阪市															
		旧木之本町	木之本、廣瀬、黒田、田部、千田、西山、田居、北布施、赤尾 金居原、杉野、杉本、音羽 大見、川合、古橋、石道、木之本小山 大音 飯浦、山梨子			泉北	堺市 泉大津市 和泉市 高石市 忠岡町													
	旧高月町		高月 馬上 高野、柏原、渡岸寺、落川、森本、宇根、東阿閉、熊野、高月東高田、西物部 持寺、洞戸、保延寺、雨森 井口、高月尾山 東柳野、柳野中、高月西野、片山 唐川、横山、東物部 磯野 西阿閉 西柳野 高月布施 重則、松尾		中河内			八尾市 柏原市 東大阪市												
			旧余呉町	坂口、下余呉、中之郷 下丹生、上丹生、摺墨、菅並 余呉東野 八戸、川並 国安、池原、小谷 文室、今市、新堂 椿坂 柳ヶ瀬、中河内					南河内	富田林市 河内長野市 松原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 太子町 河南町 千早赤阪村										
				高島市							《旧朽木村》 《旧安曇川町》 《旧新旭町》		泉南	岸和田市 貝塚市 泉佐野市 泉南市 阪南市 熊取町 田尻町 岬町						
		旧マキノ町 旧今津町				マ:海津1~3区、西浜区、中庄区、大沼区、グリーンレイク町内会、新保区、湖西平自治会 マ:山中区、下区、浦区、小荒路区、野口区 マ:蛭口区、辻区、森西区、沢区、箱館第2リッチランド町内会 マ:マキノマロンガーデン、マキノグランデ自治会 マ:在原区 マ:大字白谷、白谷長寿苑町内会、寺久保区、石庭区、上開田区、下開田区、 知内区、高木浜2丁目、牧野区、マキノ駅西自治会、高木浜1丁目 今:松陽台区、南浜区、中浜区、北浜区、途中谷、棕川区 今:酒波区、北深清水区、平ヶ崎区、望みの郷自治会、桂区、北仰区、新田区、 南深清水区、三谷区、構区 今:伊井区、北林区、北仰東自治会 今:大供区 今:栄区、東区 今:弘川区、湖西ニュータウン自治会、武末区、今津井ノ口区、川尻区、浜分区、 角川区、中ノ町区、杉沢区、保坂区、杉山区、今津辻区、天増川区 今:南新保区、市ヶ崎区、新保寺区、カームタウン区、東新町区 今:天神区、今津中野区、宮西区 今:蘭生区、梅原区、下弘部区、梅原団地自治会、大床区 今:岸脇区、上弘部区 今:西区					豊能	豊中市 池田市 箕面市 豊能町 能勢町								
						旧マキノ町 旧今津町	マ:海津1~3区、西浜区、中庄区、大沼区、グリーンレイク町内会、新保区、湖西平自治会 マ:山中区、下区、浦区、小荒路区、野口区 マ:蛭口区、辻区、森西区、沢区、箱館第2リッチランド町内会 マ:マキノマロンガーデン、マキノグランデ自治会 マ:在原区 マ:大字白谷、白谷長寿苑町内会、寺久保区、石庭区、上開田区、下開田区、 知内区、高木浜2丁目、牧野区、マキノ駅西自治会、高木浜1丁目 今:松陽台区、南浜区、中浜区、北浜区、途中谷、棕川区 今:酒波区、北深清水区、平ヶ崎区、望みの郷自治会、桂区、北仰区、新田区、 南深清水区、三谷区、構区 今:伊井区、北林区、北仰東自治会 今:大供区 今:栄区、東区 今:弘川区、湖西ニュータウン自治会、武末区、今津井ノ口区、川尻区、浜分区、 角川区、中ノ町区、杉沢区、保坂区、杉山区、今津辻区、天増川区 今:南新保区、市ヶ崎区、新保寺区、カームタウン区、東新町区 今:天神区、今津中野区、宮西区 今:蘭生区、梅原区、下弘部区、梅原団地自治会、大床区 今:岸脇区、上弘部区 今:西区								三島	吹田市 高槻市 茨木市 摂津市 島本町				
							旧マキノ町 旧今津町										マ:海津1~3区、西浜区、中庄区、大沼区、グリーンレイク町内会、新保区、湖西平自治会 マ:山中区、下区、浦区、小荒路区、野口区 マ:蛭口区、辻区、森西区、沢区、箱館第2リッチランド町内会 マ:マキノマロンガーデン、マキノグランデ自治会 マ:在原区 マ:大字白谷、白谷長寿苑町内会、寺久保区、石庭区、上開田区、下開田区、 知内区、高木浜2丁目、牧野区、マキノ駅西自治会、高木浜1丁目 今:松陽台区、南浜区、中浜区、北浜区、途中谷、棕川区 今:酒波区、北深清水区、平ヶ崎区、望みの郷自治会、桂区、北仰区、新田区、 南深清水区、三谷区、構区 今:伊井区、北林区、北仰東自治会 今:大供区 今:栄区、東区 今:弘川区、湖西ニュータウン自治会、武末区、今津井ノ口区、川尻区、浜分区、 角川区、中ノ町区、杉沢区、保坂区、杉山区、今津辻区、天増川区 今:南新保区、市ヶ崎区、新保寺区、カームタウン区、東新町区 今:天神区、今津中野区、宮西区 今:蘭生区、梅原区、下弘部区、梅原団地自治会、大床区 今:岸脇区、上弘部区 今:西区		北河内	守口市 枚方市 寝屋川市 大東市 門真市 四條畷市 交野市

災害応急対策

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員体制

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 事前警戒体制	全部局
第2 災害警戒本部体制	全部局
第3 災害対策本部体制	全部局
第4 職員動員計画	全部局

第1 事前警戒体制

実施担当	全部局
------	-----

危機管理監は、市域に災害の発生又は発生のおそれがあるとき、事前警戒体制をとり、直ちに情報の収集・分析等の活動を行うとともに、必要に応じて災害応急活動を実施する。

1 設置基準

- (1) 市域に気象警報（津波を除く全ての警報）が発表されたとき
- (2) 市域で震度3又は府域で震度4以上を観測したとき
- (3) 災害の発生が予想される情報を受信し、危機管理監が必要と認めたとき

2 廃止基準

- (1) 災害発生のおそれが解消したとき
- (2) 災害対策に係る情報収集・関係機関への連絡等の必要がなくなったと認められたとき
- (3) 災害警戒本部体制を開始したとき
- (4) その他、危機管理監が認めたとき

3 事前警戒体制の構成

危機管理監、危機管理課職員及びその他防災関係職員

4 所掌事務

- (1) 情報の収集及び分析に関すること
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること
- (3) 職員の配備体制に関すること
- (4) 臨時部長会議、防災関係部長会議の開催及び災害警戒本部体制の必要性の検討に関すること
- (5) 災害警戒本部及び災害対策本部が設置されたときは、当該本部事務局の運営に関すること

第2 災害警戒本部体制

実施担当	全部局
------	-----

本部長(副市長)は、次の設置基準に該当する場合には、災害応急対策活動を実施するため、泉大津市災害警戒本部を設置する。

1 設置基準

- (1) 災害発生のおそれはあるが時間、規模などの推測が困難なとき
- (2) 小規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき
- (3) 市域で震度4を観測したとき(自動設置)
- (4) 避難指示等を発令するとき
- (5) 津波予報区「大阪府」に津波注意報が発表されたとき
- (6) その他、市長が必要と認めたとき

2 廃止基準

- (1) 災害発生のおそれが解消したとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (3) 災害対策本部が設置されたとき
- (4) その他、市長が認めたとき

3 災害警戒本部の構成

災害警戒本部長	副市長
災害警戒本部員	教育長、参与、危機管理監、市長公室長、政策推進部長、総務部長、保険福祉部長、健康子ども部長、都市政策部長、上下水道統括監、市議会事務局長、市立病院事務局長、教育部長、教育政策統括監、消防長、その他市長の指名する職員

4 災害警戒本部会議

本部長（副市長）は、所掌事務についての方針を策定し、その実施を推進するため、必要に応じて、本部員等を招集し、災害警戒本部会議を開催する。ただし、本部長は、必要と認める防災関係職員を出席させることができる。

5 所掌事務

- (1) 緊急に実施を必要とする災害応急対策に関すること
- (2) 情報の収集分析、伝達に関すること
- (3) 職員の配備体制に関すること
- (4) 災害対策本部の設置に関すること
- (5) 防災関係機関との連携、連絡に関すること
- (6) 災害警戒本部の廃止に関すること
- (7) 災害警戒情報等の広報に関すること
- (8) その他

6 災害警戒本部事務局

災害警戒本部の所掌事務を処理するため災害警戒本部事務局を設置する。

- (1) 事務局長は危機管理課長とする。
- (2) 事務局員は、危機管理課職員及び本部長の指名する職員とする。
- (3) 事務局を危機管理課に置き、局員は本部会議で決定された事項、本部の庶務及び本部の所掌事務の補助作業を行う。

7 本部長の代理

副市長に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、危機管理監、市長公室長、政策推進部長、総務部長の順とする。

8 機構及び事務分掌

災害警戒本部体制による災害応急対策等については、泉大津市災害対策本部事務分掌に準じて行うものとする。

※資料4「泉大津市災害対策本部事務分掌」

第3 災害対策本部体制

実施担当	全部局
------	-----

市長は、泉大津市災害対策本部条例に基づき、次の設置基準に該当する場合に泉大津市災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、災害の地域的特性に応じ災害応急対策の実施を局地的又は重点的に推進するために、必要に応じて副本部長及び本部員を災害現地に派遣し、現地災害対策本部を設置することができる。

※資料3「泉大津市災害対策本部条例」

1 設置基準

- (1) 中規模な災害が発生したとき又は発生のおそれがあるとき
- (2) 大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき
- (3) 市域で震度5弱以上を観測したとき（自動設置）
- (4) 津波予報区「大阪府」に津波警報が発表されたとき
- (5) 市域において、特別警報（大津波警報を含む。）が発表されたとき
- (6) その他、市長が必要と認めたとき

2 廃止基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (3) その他、本部長が認めたとき

3 災害対策本部の構成

災害対策本部長	市長
災害対策副本部長	副市長
災害対策本部員	教育長、参与、危機管理監、市長公室長、政策推進部長、総務部長、保険福祉部長、健康こども部長、都市政策部長、上下水道統括監、市議会事務局長、市立病院長、市立病院事務局長、教育部長、教育政策統括監、消防長、市長の指名する職員

4 所掌事務

泉大津市災害対策本部における本部及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

(本部)

- (1) 情報の収集・伝達に関すること
- (2) 災害応急対策に関すること
- (3) 災害の応急復旧に関すること
- (4) 配備体制に関すること
- (5) 自衛隊派遣要請に関すること
- (6) 災害救助法の適用要請に関すること
- (7) その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

(各部)

各部の所掌事務は、本部事務分掌による。

※資料4「泉大津市災害対策本部事務分掌」

5 災害対策本部会議の開催及び決定事項の通知

本部長(市長)は、情報の分析、実施すべき災害応急対策の検討及び職員の配備指令等を行うため、必要に応じて、副本部長及び本部員を招集し、市災害対策本部会議を開催する。ただし、本部長は、必要と認める防災関係職員を出席させることができる。

また、市災害対策本部会議で決定した事項のうち防災関係機関及び職員に通知又は周知する必要があると認めるものについては、速やかに連絡し周知徹底を図るものとする。

6 災害対策本部事務局

災害対策本部会議で決定した災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策本部事務局を設置する。

- (1) 事務局長は、危機管理監とする。
- (2) 事務局員は、危機管理課職員及び本部長の指名する職員とする。
- (3) 事務局を危機管理課に置き、局員は本部会議で決定された事項、本部の庶務及び本部の所掌事務の補助作業を行う。

7 本部長の代理

市長に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副市長、危機管理監、市長公室長、政策推進部長、総務部長の順とする。

8 本部設置又は廃止の通知

市長は、本部を設置し、又は廃止したときは速やかに知事、その他関係機関に通知するものとする。

第4 職員動員計画

実施担当	全部局
------	-----

災害により被害が発生し、又は災害の規模により、被害が発生するおそれがある場合に応急対策活動を迅速かつ的確に行うために必要な職員の動員計画を定める。

所属長は、あらかじめ災害の状況に応じた動員計画を定め、市長に報告しなければならない。

また、所属職員に、動員計画を周知し、速やかに応急対策活動がとれるようにしておかなければならない。

職員は本計画で定める任務分担に応じて、自らの役割を理解し、速やかに応急対策活動を実施できるようにするものとする。

※資料5「配備体制別職員動員計画」

1 配備の基準

災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

(1) 事前警戒体制

配備名	配備時期	配備体制	人員
事前警戒	1. 市域で気象警報（津波を除く全ての警報）が発表されたとき 2. 市域で震度3又は府域で震度4以上を観測したとき 3. 災害の発生が予想される情報を受信し、危機管理監が必要と認めたとき	1. 通信情報活動を実施する体制 2. 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。	防災関係職員の約1/2又は全員

(2) 災害警戒本部体制

配備名	配備時期	配備体制	人員
警戒配備第1号	1. 災害発生のおそれがあるが時間、規模等の推測が困難なとき	1. 災害の発生を防ぎよするため通信情報活動を実施し、物資、資機材の点検整備及び災害に対する警戒を行う。 2. 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。	職員の約1/8
警戒配備第2号	1. 小規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき 2. 市域で震度4を観測したとき 3. 避難情報等を発令するとき 4. 「津波予報区：大阪府」に津波注意報が発表されたとき 5. その他、市長が必要と認めたとき	1. 突発的災害に対し小規模な応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が実施できる体制とする。 2. 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。	職員の約1/4

※遠地地震における「津波注意報」発表時の配備体制

日本から遠く離れた場所で発生する地震『遠地地震』による津波のように、津波到達まで相当の時間を要するものについては、気象庁は津波警報等を発表する前に、津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」として発表する。

遠地地震発生による「津波注意報」が発表された場合の配備体制については、津波到達までに時間的猶予があること、及びその際の応急対応としては、防潮堤外の海岸滞在者への注意喚起等になることが考えられるため、気象庁からの「遠地地震に関する情報」に留意し、臨時部長会議（防災関係部長会議）において、配備体制等を検討する。

ただし、遠地地震による大津波警報、津波警報の発令の場合はこの限りではない。

(3) 災害対策本部体制

配備名	配備時期	配備体制	人員
非常配備 A号	1. 中規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき	1. 数地域について救助・救援活動を行い又、その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とする。 2. 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。	職員の約 1/2
非常配備 B号	1. 大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき 2. 市域で震度5弱以上を観測したとき 3. 「津波予報区：大阪府」に津波警報が発表されたとき 4. 市域において、特別警報（大津波警報を含む。）が発表されたとき 5. その他、市長が必要と認めたとき	1. 市の全力を挙げて災害応急対策等を実施する体制とする。	全職員

2 動員の基準

(1) 勤務時間外における自主参集

ア 自ら察知及び、報道等で知り得た震度情報等により自主参集する。自主参集の基準は、次によるものとする。

<自主参集基準>

事 象	配 備 体 制
1. 市域で震度3又は府域で震度4以上	事前警戒体制
1. 市域で震度4 2. 府域に津波注意報	警戒配備第2号
1. 市域で震度5弱以上 2. 府域に津波警報 3. 市域に特別警報（大津波警報を含む。）	非常配備B号（全職員）

イ 交通途絶時の参集

交通途絶時であっても自転車、徒歩等により身の安全を確保しながら可能な限り参集する。

ウ 参集の免除者

参集時において、健康上の理由等により参集が不能又は困難であると認められる者については参集を免除する。

(2) 動員の指令・伝達

動員の指令は、自主参集の場合を除き、本部長（市長）が各部長に指令を行う。ただし、特定の部及び班に対して異なる指令を行うことができるものとする。

ア 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において指令が発せられたときは、各部署長から所属長、所属長から所属職員へ伝達するとともに、必要に応じ、庁内放送、電話及び防災無線により速やかにその旨を周知する。

イ 勤務時間外における指令の伝達

勤務時間外において動員指令が発せられたときは、各部署及び課において定める伝達方法による。

3 動員報告

各所属長は、職員の参集状況を記録し、その累計を各部局長を通じて本部班である人事課に報告する。人事課長は、職員の参集状況を取りまとめ、市長公室長を通じて、本部長に報告する。

4 防災委員による活動体制

あらかじめ職員の中から選任された防災委員は、泉大津市地震災害初動体制規程等に従い、指定された地域における防災活動にあたるものとする。

(1) 参集

防災委員は、市域で震度5弱以上を観測したとき又は市域において、特別警報が発表されたとき（ただし、大津波警報の場合、津波浸水想定区域内の避難所を除く。）には、あらかじめ指定された防災拠点に自主参集する。

(2) 事務分担

防災委員は、防災拠点において、避難所派遣職員が参集するまでの間、主に災害対策本部との情報連絡及び避難者を対象とした、おおむね次の災害応急対策活動にあたる。

- ア 避難所（防災拠点）の開設に関すること
- イ 備蓄防災資機材の活用に関すること
- ウ 被害情報の収集伝達及び広報活動に関すること
- エ 避難住民の誘導に関すること
- オ 避難者名簿の作成等避難所の運営・管理に関すること

(3) 防災拠点における指示系統

防災委員の中から支部長及び副支部長を選任する。

また、防災委員は、参集した職員に指示を与えることができる。

ア 支部長

防災拠点における災害応急対策活動を総括する。

イ 副支部長

支部長を代理または補佐する。

ウ 支部員

地域における情報の収集伝達及び本部との情報連絡に関すること

地域の自治会及び自主防災組織等との連携に関すること

5 大阪府との連携体制

大阪府が指名する本市担当の緊急防災推進員（大阪府内市町村本庁舎に自宅から徒歩・自転車等により60分程度で参集可能な職員をあらかじめ指名、勤務時間外に本市において、震度5弱以上を観測した場合に参集）を把握するとともに、平常時の防災訓練等を通じて相互の連携体制を構築する。

第2節 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、市域における被害が甚大であり、住民の人命又は財産を保護するため、自衛隊の救援が必要と判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、大阪府知事に自衛隊災害派遣要請を要求する。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 派遣要請	*危機管理課
第2 自衛隊の自発的出動 基準	*危機管理課
第3 派遣部隊の受入れ	*危機管理課、*教育委員会事務局
第4 派遣部隊の活動	*危機管理課
第5 撤収要請	*危機管理課

第1 派遣要請

実施担当	*危機管理課
------	--------

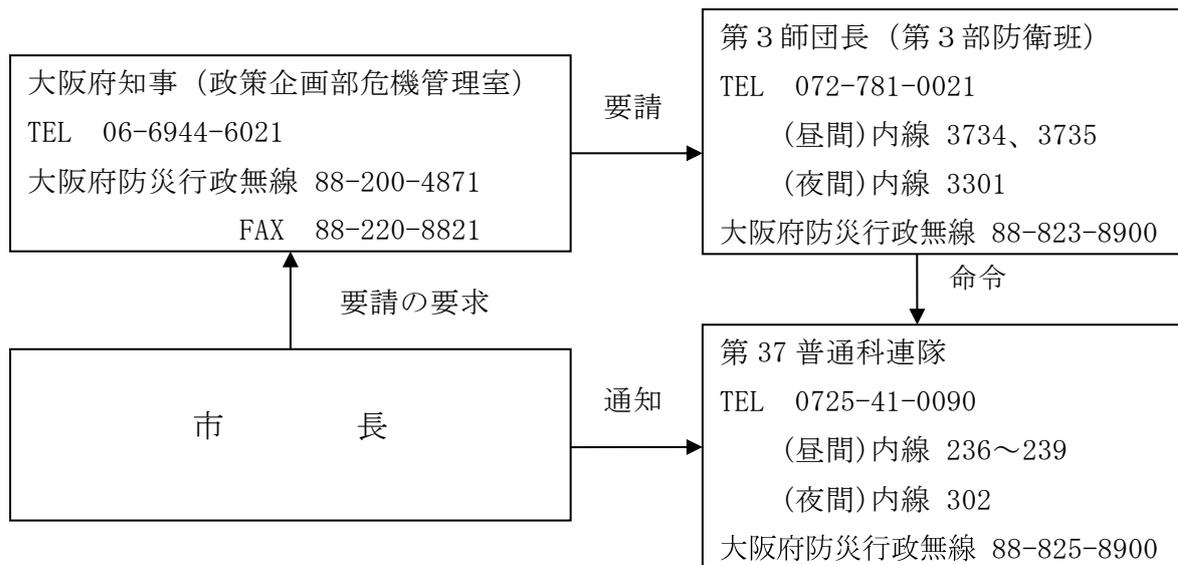
(1) 市長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにし、電話又は口頭により要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

※資料 46 「自衛隊派遣要請書式等」

派遣要請系統図



第2 自衛隊の自発的出動基準

実施担当	* 危機管理課
------	---------

自衛隊の災害派遣は、府知事からの要請に基づることが原則であるが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自らの判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合は、自衛隊の連絡員等により、府経由又は直接市本部へ派遣部隊に関する情報が伝達される。

また、自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、被災直後で混乱していることを前提に、災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、防災関係機関の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する。

第3 派遣部隊の受入れ

実施担当	* 危機管理課、* 教育委員会事務局
------	--------------------

1 派遣部隊の誘導等

- (1) 府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、府警察及び市をはじめ防災関係機関に、その旨連絡する。
- (2) 府警察は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ誘導する。

2 受入体制

(1) 連絡所の設置

市は、自衛隊から連絡調整のために派遣される連絡員のための連絡所を設置する。

(2) 現地連絡担当者の指名

市は、派遣部隊との現地での連絡調整のため、現地連絡担当者を指名する。

(3) 資機材等の整備

自衛隊の災害派遣を受けた防災関係機関は、作業の実施に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) その他

市は、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第4 派遣部隊の活動

実施担当	* 危機管理課
------	---------

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第5 撤収要請

実施担当	* 危機管理課
------	---------

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、大阪府知事に対して、自衛隊の撤収を要求する。

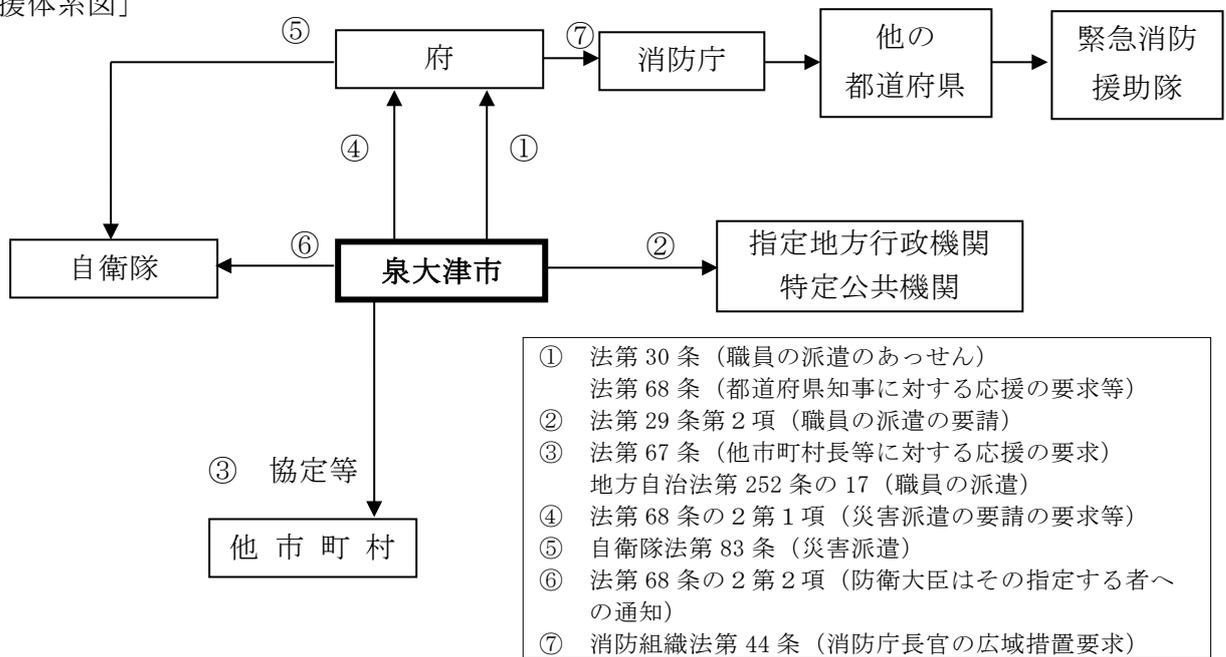
第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

市の対応能力を超えた大規模な災害が発生し、市民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、大阪府、災害相互応援協定市町、他市町村、関西広域連合その他防災関係機関等に対して応援を要請するとともに、受入体制を整備し、被災者の救助など応急対策に万全の措置をとるものとする。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

なお、府が被災市町村に職員を派遣する場合、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。

[応援体系図]



◆対策の実施主体

項目	実施担当 (*主担当)
第1 大阪府知事等に対する要請等	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部
第2 広域応援等の受入れ	* 危機管理課、* 総務部、* 教育委員会事務局
第3 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) の設置及び派遣	* 危機管理課、府、防災関係機関
第4 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援	* 危機管理課、市長公室、政策推進部
第5 関係機関の連絡調整	内閣府、府

第1 大阪府知事等に対する要請等

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部
------	------------------------

1 応援の要求等

市長は、市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要求するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

- (1) 知事に対する応援の要求又は実施の要請
- (2) 他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要求
- (3) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の要求
- (4) 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対するあっせん要請

2 知事の指示等

知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、又は他の市町村長を応援するよう指示する。

また、知事は、市の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求める。

なお、知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

3 知事による応急措置の代行

知事は、災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため、警戒区域の設定や、災害応急対策従事者以外の当該区域への立ち入りの制限・禁止・退去、応急措置を実施する上で支障となる被災工作物の除去等の権限により、実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

4 大阪府知事に対する要請事項

市長は、府知事に対して応援を求め又は応急処置の実施を要請するときは、次の項目を明確にして府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援（又は応急措置の実施）を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機械、器具等の名称及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (6) その他必要な事項

連絡先	府防災行政無線	電話
大阪府危機管理室	(88)200-4871	06-6944-6021
	FAX (88)220-8821	FAX 06-6944-6654

(88) は、市役所本庁舎内の電話（FAX）から通信する場合の特番

5 (大阪府知事に対する) 緊急消防援助隊の要請

市長は、府知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を依頼するときは、府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

知事は、市町村長からの要請を受けたときには、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動できるよう、府内における緊急消防援助隊の部隊移動を指示する。また、消防応援活動調整本部^{※1}を設置し、府内の部隊移動の総合調整や被災地の情報収集、関係機関の活動の連絡調整を行う。

※1 消防応援活動調整本部（本部長：知事）

災害が発生した市町村の消防の応援等のため、府及び市町村が実施する措置の総合調整及び関係機関との連絡を行うための組織のこと。

6 協定等に基づく要請

災害発生時における相互応援協定等により応援又は協力を要請する場合は、それぞれの協定等に定める手続きにより行う。

※資料 39 「災害時応援協定等一覧表（行政機関）」

7 他の市町村等に対する要請

市長は、他の市町村長に対して応援を求めるときは、次の事項を明確にして電話等によ

り行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を希望する期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資、機械、器具等の名称及び数量
- (4) 応援を希望する場所
- (5) 応援を希望する活動内容
- (6) その他必要な事項

8 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請

市長は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請するときは、次の事項を明確にして電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、府知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣にかかる、あっ旋を要請するときは、府防災行政無線又は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

9 民間企業等に対する要請

災害発生時における避難場所の提供、救援物資の提供・供給及び応援等に関する協定等により、民間企業等に応援又は協力を要請する場合は、それぞれの協定等に定める手続きにより行う。

(1) 避難場所の提供

大阪府立泉大津高等学校、大阪府立信太高等学校、夢らんど二田、豊中福社会、南海福祉事業会、因明会、女子慈教寮、百楽福社会、サポートハウス、覚寿園、泉大津みなと会、大阪府障害者福祉事業団、穴師福社会、まほろば

(2) 物資の提供・供給

コカ・コーラウエスト(株)、イズミヤ(株)、(一社)大阪府LPガス協会和泉泉大津支部、大阪いずみ市民生活協同組合、堺ヤクルト販売(株)

(3) 応援要請

泉大津市内郵便局、NPO法人泉大津自主防災会、阪九フェリー(株)、大阪府タグ事業協同組合、セコム(株)、(株)シャルコーポレーションシティホール泉大津、(株)セルビス、(株)本家さぬきや、泉大津環境衛生事業協同組合、(株)ジェイコムウエスト、西日本電信電話(株)、関電サービス(株)、(株)ゼンリン、(一社)全国防災共助協会、赤帽大阪府軽自動車運送協同組合、八興運輸(株)、大阪府泉州農と緑の総合事務所、光明池土地改良区、ヤフー(株)、大阪府電気工事工業組合、(株)エフエム泉大津、南海グリーンサポート(株)、大阪ガスネットワーク(株)、(株)岸和田グランドホール、泉大津薬剤師会、泉大津市歯科医師会

※資料 39「災害時応援協定等一覧表(民間企業等、その他)」

第2 広域応援等の受入れ

実施担当	* 危機管理課、* 総務部、* 教育委員会事務局
------	--------------------------

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、応援部隊(団体・個人)の内容、到着予定時刻、場所、活動日程等を確認し、市災害対策本部は救護班と協議・調整のうえ、地域防災拠点など応援活動が効率的に行える拠点へ誘導する。必要に応じ案内者を確保する。

2 連絡所等の設置

応援部隊(団体・個人)との連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3 資機材等の準備

広域応援部隊の活動スペースや作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に努める。

4 災害時用臨時ヘリポート

ヘリポートを使用する応援活動を要請したときは、災害時用臨時ヘリポートの準備に万全を期する。

※資料 30「災害時用臨時ヘリポート」

第3 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣

実施担当	* 危機管理課、府、防災関係機関
------	------------------

市は、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

第4 応急対策職員派遣制度に基づく支援

実施担当	* 危機管理課、市長公室、政策推進部
------	--------------------

総務省は、市及び府等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

また、市及び府は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第5 関係機関の連絡調整

実施担当	内閣府、府
------	-------

内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。

府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

第4節 災害緊急事態

実施担当	全部局
------	-----

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市域が関係地域の全部又は一部となった場合、市は、政府が定める対処基本方針に基づき、府、防災関係機関と連携して応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第2章

情報収集伝達・警戒活動

第1節 警戒期の情報伝達

市は、大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講じる。また、大阪管区気象台及び府は気象予警報の伝達・周知にあたっては、参考となる警戒レベルも附すものとする。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 気象予警報等の収集・伝達	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部
第2 津波警報・注意報等の伝達	* 危機管理課、* 消防本部
第3 気象予警報等の関係機関への伝達経路	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部
第4 津波警報・注意報等の伝達経路	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部
第5 住民への周知	* 危機管理課、* 市長公室、* 保険福祉部、健康こども部 * 都市政策部、* 消防本部

第1 気象予警報等の収集・伝達

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部
------	------------------------

1 大阪管区気象台が発表する気象予警報

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

(1) 注意報

気象現象等により被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表される。

種 類	発表基準
大雨注意報	<p>大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。</p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>①表面雨量指数基準が11以上になると予測される場合</p> <p>②土壌雨量指数基準が114以上になると予想される場合</p>
洪水注意報	<p>河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>対象となる洪水害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。</p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 指定河川洪水予報基準：大津川水系大津川・槇尾川[川中橋]、大津川水系牛滝川[山直橋]の基準値以上になると予想される場合</p>
大雪注意報	<p>降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 12時間の降雪の深さが5cm以上になると予測される場合</p>
強風注意報	<p>強風によって災害が起こるおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合（関空島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。）</p>
風雪注意報	<p>雪を伴う強風によって災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。</p>

	<p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合</p>
波浪注意報	<p>高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 有義波高が 1.5m 以上になると予想される場合</p>
高潮注意報	<p>台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 潮位が標高 1.5m 以上になると予想される場合</p>
雷注意報	<p>落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p>
濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合</p>
乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下になると予想される場合</p>
なだれ注意報	<p>なだれによる災害が発生するおそれがあると予想したとき、山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>①積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合</p>

総則

災害予防対策

災害応急対策

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

南海トラフ地震防
災対策推進計画

附属1(東海地震の
警戒宣言)

資料編

	②積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合
低温注意報	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害(冷夏の場合も含む)や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表される。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 最低気温が-5℃以下になると予想される場合</p>
霜注意報	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 4月15日以降の最低気温が4℃以下になると予想される場合</p>
着雪注意報	<p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する(気温0℃付近で発生しやすい)おそれのあるときに発表される。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が-2℃~+2℃になると予想される場合</p>
浸水注意報☆	<p>大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畑等に浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢(いっ)水し、若しくは氾(はん)濫する等によって災害が起こるおそれがあるときに発表される。</p>

(2) 警報

気象現象等により重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表される。

種 類	発表基準
大雨警報	<p>大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」又は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」のように発表される。</p> <p>雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p>

	<p>○ 大雨警報（浸水害）：表面雨量指数基準が 21 以上になると予測される場合</p>
洪水警報	<p>河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる重大な洪水害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>○ 指定河川洪水予報基準：大津川水系大津川・槇尾川[川中橋]、大津川水系牛滝川[山直橋]の基準値以上になると予想される場合</p>
暴風警報	<p>暴風によって重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合（関空島（アメダス）の観測値は 25m/s を目安とする。）</p>
暴風雪警報	<p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合</p>
大雪警報	<p>降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 12 時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上になると予想される場合</p>
波浪警報	<p>高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 有義波高が 3.0m 以上になると予想される場合</p>

総則

災害予防対策

災害応急対策

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

南海トラフ地震防
災対策推進計画

附属1（東海地震の
警戒宣言）

資料編

高潮警報	<p>台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 潮位が標高2.2m以上になると予想される場合</p>
浸水警報☆	<p>大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畑等に浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢(いっ)水し、若しくは氾(はん)濫する等によって重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。</p>

- 注1 発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り換えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)
- 注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

(3) 記録的短時間大雨情報

大雨等により重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表される。

種 類	発表基準 (記載した数値は平成30年5月30日現在)
記録的短時間 大雨情報	<p>大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析:解析雨量)したりしたときに、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表される。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 一時間雨量:100mm以上を観測(解析)された場合</p>

(4) 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報が発表される。

現象の種類	発表基準
大雨特別警報	<p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。</p> <p>大雨特別警報が発表された場合、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが著しく大きい場合には発表が継続される。</p> <p>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

特別警報に位置付ける現象

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合（大津波警報を特別警報に位置付ける）
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合（緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける）

(5) 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報が住民及び関係機関に対して発表される。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台が担当地域を対象に発表される。

(6) 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報し、知事は市長に伝達する。

ア 火災気象通報を行う場合の基準

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報（実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下）」及び「強風注意報（平均風速：陸上12m/s、海上15m/s）」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予測している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

(7) 気象予警報等・特別警報の関係機関への伝達経路

気象予警報は（別図1-1）、特別警報は（別図1-2）の伝達経路による。

2 大阪府知事指定河川の洪水予報

大津川、槇尾川、牛滝川の洪水予報は、洪水予報実施要領に基づき、大阪府と大阪管区気象台により共同で行われる。

(1) はん濫注意情報（洪水注意報）

基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(2) はん濫警戒情報（洪水警報）

基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれたとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

(3) はん濫危険情報（洪水警報）

氾濫危険水位に到達したとき。氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。

いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(4) はん濫発生情報（洪水警報）

洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

(5) 洪水予報の関係機関への伝達経路

(別図1-3)、(別図1-4)の伝達経路による。

3 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法により措置するものとする。

(1) 発見者の通報義務

異常現象を発見した者は、直ちに市（消防を含む）又は府警察若しくは堺海上保安署に通報する。

(2) 警察官、海上保安官の通報

警察官又は海上保安官は、異常現象を自ら発見し、又は報告を受けたときは、市（消防を含む）に通報する。

(3) 市の通報

市が通報を受けたときは、直ちに大阪管区气象台、府（本庁関係課）に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図るものとする。

(4) 異常現象の種類

ア 気象に関する事項

竜巻、強いひょう、強い突風等著しく異常な気象現象

イ 海象に関する事項

異常潮位、異常波浪

ウ その他

堤防等に水漏れ等がある場合

4 防災関係機関の収集伝達方法

防災関係機関においては、前記の気象警報及び災害に関する情報の系統によって、次のように収集伝達を行うものとする。

(1) 気象予警報等の収集

ア 气象台の発表する気象予警報等は、大阪府防災行政無線又は大阪府防災情報システムを通じ速やかに収集する。

イ テレビ、ラジオ放送等による気象放送により注意し、予警報等の情報収集に努める。

ウ 水防法に基づく水位の状況、異常現象発見者の通報を受けたときは、直ちに関係機関に連絡し、速やかに応急対策を行う。

第2 津波警報・注意報等の伝達

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部
------	----------------

市は、大阪管区気象台から発表される津波警報・注意報等を、あらかじめ定めた経路により、迅速に伝達する。また、気象台から発表される「遠地地震に関する情報」において本市への津波の影響を覚知した場合は、上記に準じて迅速に伝達する。

※「第4 津波警報・注意報等の伝達経路」参照

1 大阪管区気象台が発表する津波警報・注意報等

(1) 大津波警報・津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		必要な行動例
		数値による発表 (カッコ内は予想 値)	巨大地震 の場合	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え3メートル以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる場合は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(注)

- ① 大阪府の津波予報区名は「大阪府」である。
- ② 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ③ 予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。
- ④ 地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。
- ⑤ 地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような「巨大地震」の場合、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。

その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」と発表する。

- ⑥ 「巨大地震」の場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。
- ⑦ 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配のない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。
- ⑧ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、大津波警報又は津波警報、津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ⑨ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- ⑩ 大津波警報については、津波特別警報に位置付ける。ただし、発表時においては「大津波警報」として発表する。

(2) 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報を含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報を含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 津波情報

情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値または2種類の巨大地震の場合の表現で発表(発表される津波の高さは、「(1)大津波警報・津波警報・津波注意報」を参照) また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表 また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表

津波観測に関する情報 (注1)	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表 また、地震の発生場所(規模)やその規模(マグニチュード) を発表
沖合の津波観測に関する 情報 (注2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、沖合の観測値から推測さ れる沿岸における津波の到達時刻や高さを発表(予報区単位)
津波に関するその他の情 報	津波に関するその他必要な事項を発表 津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表

(注)津波観測に関する情報の発表内容

- ① 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大の観測時刻と高さを発表する。
- ② 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより、避難を遅らせるおそれがあるため、数値ではなく「観測中」として発表する。具体的には次表の通り。
- ③ 沿岸における最大波の観測値の発表内容

警報・注意報	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値
	1 m以下	「観測中」
津波警報	0. 2 m以上	数値
	0. 2 m未満	「観測中」
津波注意報	高さに関わらず	数値 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(4) 沖合の津波観測に関する情報

- ア 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。
- イ 沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ウ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での津波観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準までは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)と発表する。
- エ なお、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点については、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

警報・注意報	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	
		沖合における観測値	沿岸での推定値
大津波警報	3 m超	数値	数値
	3 m以下	「観測中」	「推定中」
津波警報	1 m超	数値	数値
	1 m以下	「観測中」	「推定中」
津波注意報	高さに関わらず	数値	数値

(注)津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(5) 地震情報

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表

<p>震源・震度に関する情報 (注1)</p>	<p>以下のいずれかを満たした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合 	<p>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測したの地域名と市町村名を発表</p> <p>なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</p>
<p>各地の震度に関する情報 (注1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上 	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</p> <p>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表</p>
<p>推計震度分布図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 	<p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表</p>
<p>長周期地震動に関する観測情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 	<p>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。</p>
<p>遠地地震に関する情報</p>	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の 	<p>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表</p>

	大きな地震を観測した場合	
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報などを発表

注1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

(6) 緊急地震速報

ア 発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

区 域	市 町 村 名
大阪府北部	大阪市、柏原市、八尾市、東大阪市、大東市、門真市、四條畷市、守口市、寝屋川市、交野市、枚方市、摂津市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町
大阪府南部	松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、忠岡町、田尻町、岬町

イ 伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、府、市町村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）経路による市区町村の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

(7) 南海トラフ地震に関連する情報

ア 情報の種類と発表条件発表等

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて気象庁が発表するのであり、その情報の種類と発表条件は以下のとおりである。

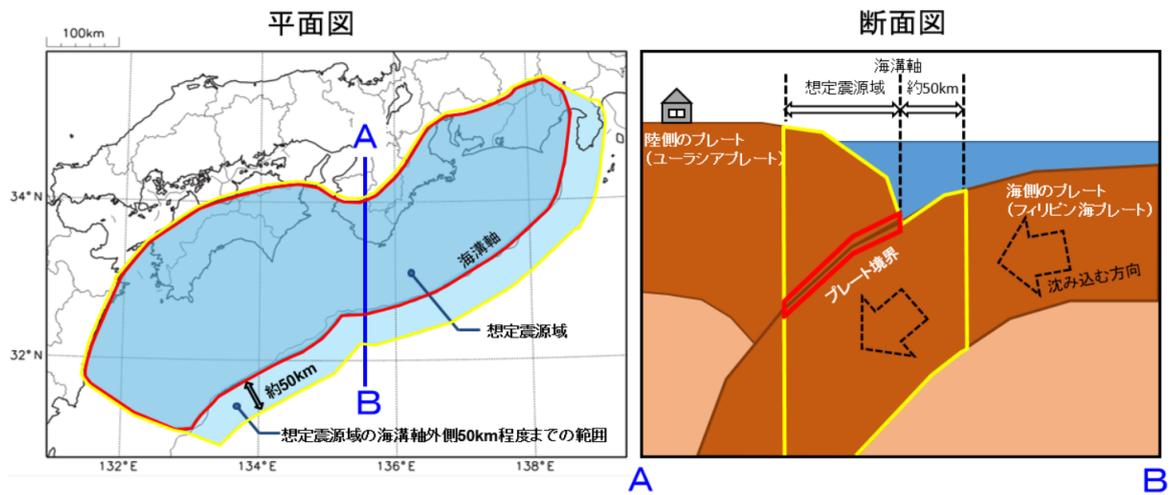
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

イ 「南海トラフ地震臨時情報」に付記される名称と各名称を付記する条件

「南海トラフ地震に関連する情報」に付記される名称と各名称を付記する条件は以下のとおりであり、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」などとして発表される。

名称	名称を付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード 6.8 以上^{*1}の地震^{*2}が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計^{*3}での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりにすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

巨大地震警戒	○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^{※2} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○ 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合



資料：気象庁HP

- ※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※3：当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用する。
- ※4：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードである。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

総則

災害予防対策

災害応急対策

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

南海トラフ地震防
災対策推進計画

附属1（東海地震の
警戒宣言）

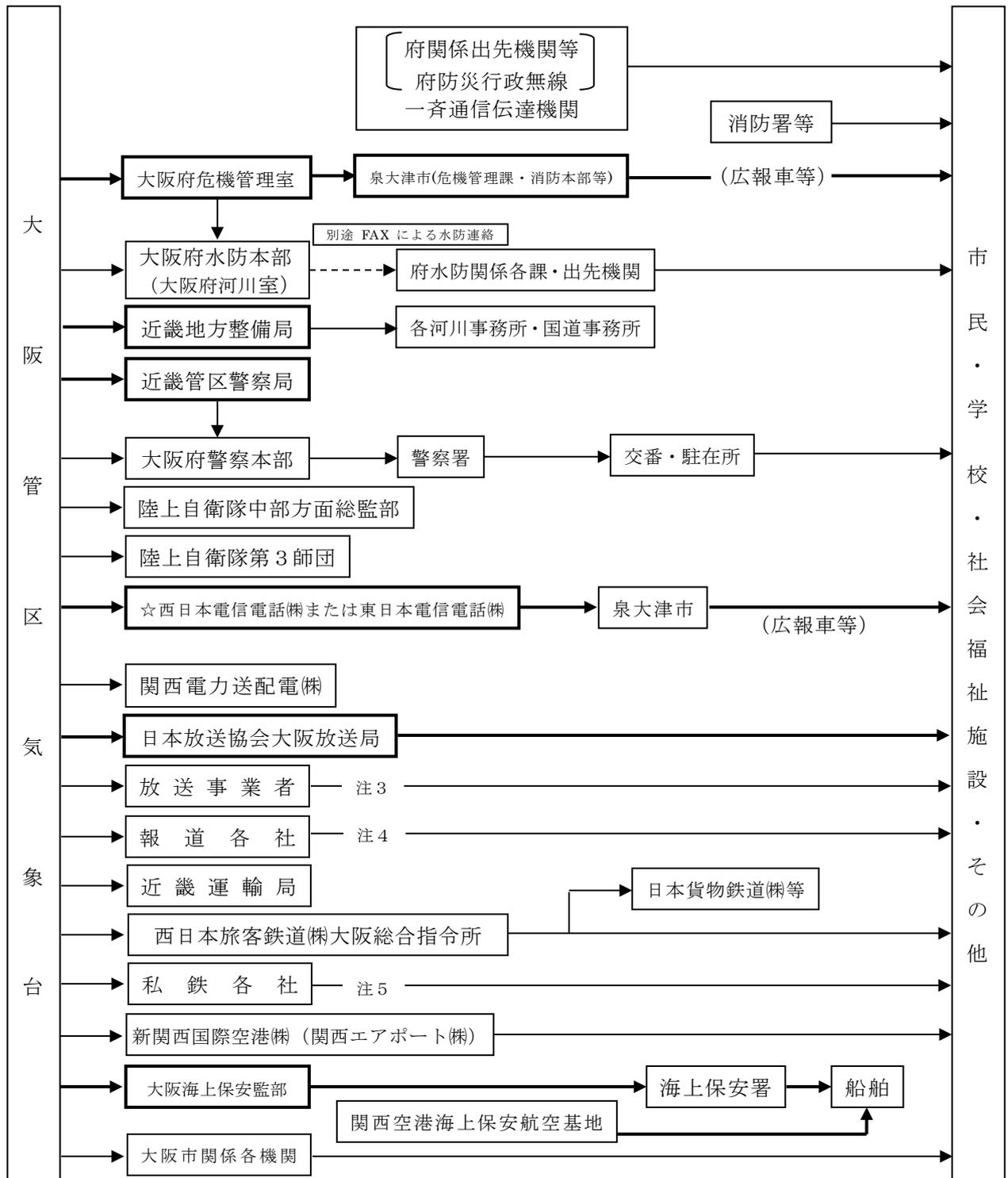
資料編

第3 気象予警報等の関係機関への伝達経路

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部
------	------------------------

1 気象予警報等の関係機関への伝達経路

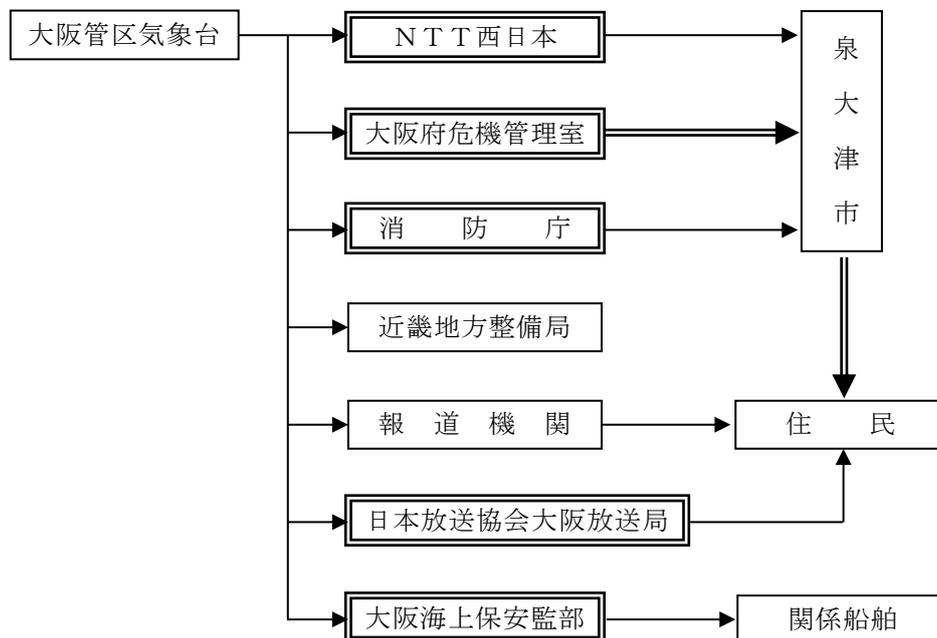
(別図1-1) 気象予警報等の関係機関への伝達経路



- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、特別警報、警報のみ
 3 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス、(株)毎日放送、読売テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)、(株)エフエム大阪、(株)日経ラジオ社大阪支社、(株)ジェイコムウエスト、(株)テレビ岸和田、箕面FM まちそだて放送(株)、テレビ大阪(株)、(株)FM802 (FMC0, CO, LO) の11社である。
 4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
 5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、南海電気鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、北大阪急行電鉄(株)、泉北高速鉄道(株)、能勢電鉄(株)、大阪高速鉄道(株)、(株)大阪港トランスポートシステムの10社である。
 6 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

2 特別警報の関係機関への伝達経路

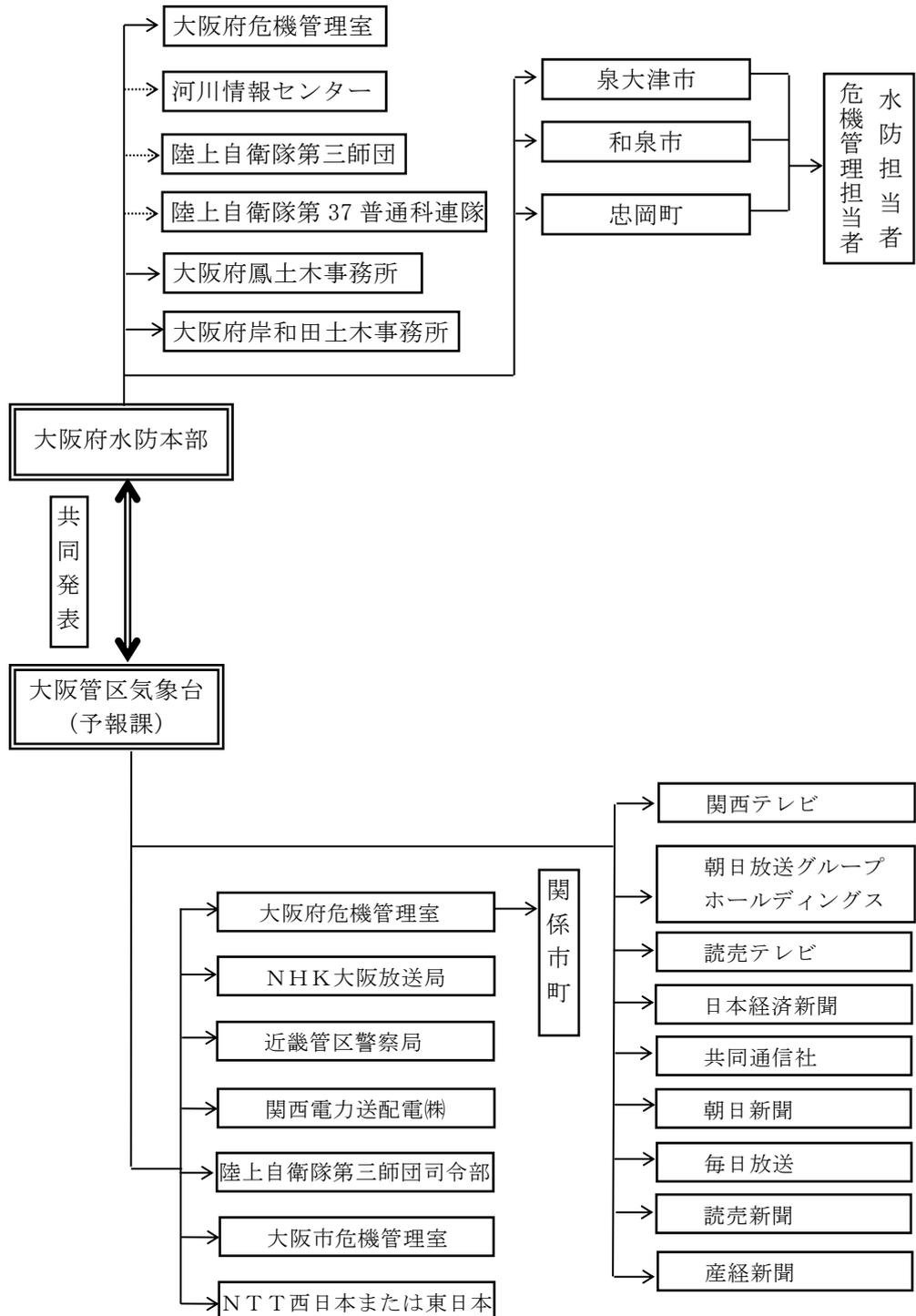
(別図1-2)



- 注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
 2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている。

3 大津川・槇尾川洪水予報連絡経路

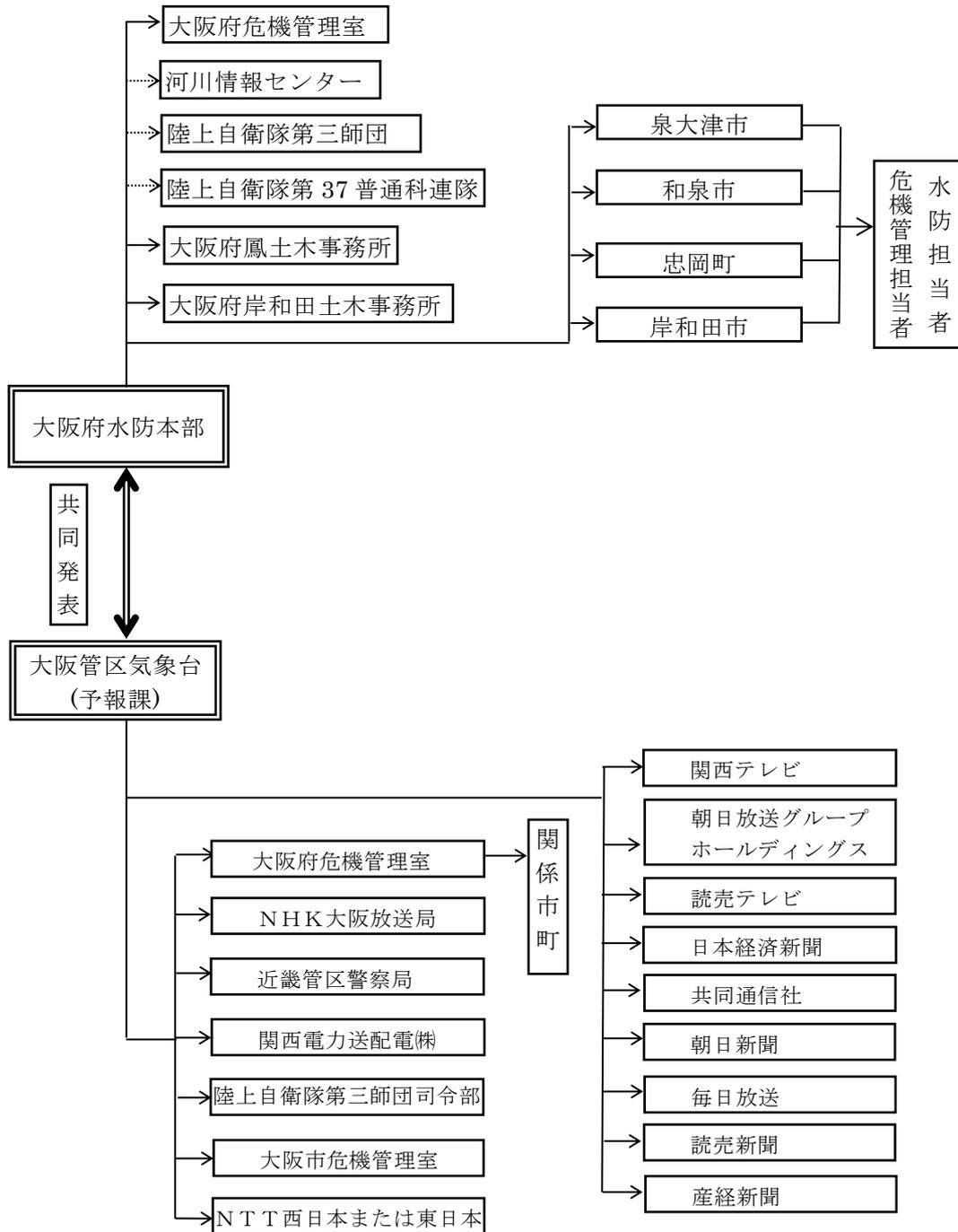
(別図1-3) 大津川・槇尾川洪水予報の関係機関への伝達経路



— 専用回線
 専用回線以外

4 牛滝川洪水予報連絡経路

(別図1-4) 牛滝川洪水予報の関係機関への伝達経路



— 専用回線

..... 専用回線以外

第4 津波警報・注意報等の伝達経路

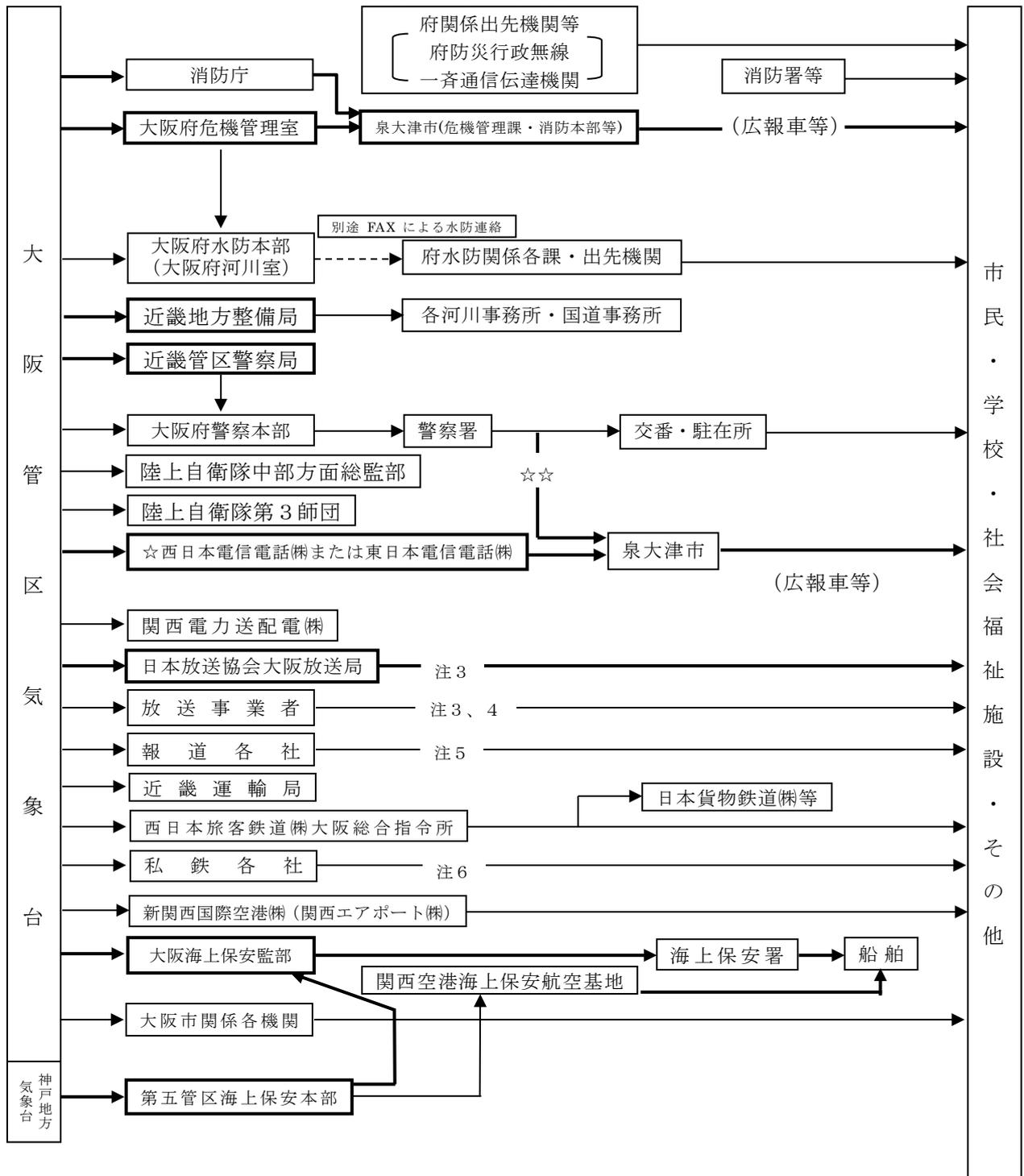
実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部
------	------------------------

津波警報・注意報等の関係機関等への伝達は次の経路による。

東海地震の発生に伴う警戒態勢は、「附属：東海地震の警戒宣言に伴う対応」による。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応については、「南海トラフ地震防災対策推進計画」による。

津波警報・注意報等の関係機関への伝達経路



- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、大津波警報、津波警報、同解除(津波注意報)の場合のみ。☆☆印は、大津波警報、津波警報、津波注意報のみ。
 3 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。
 4 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス、(株)毎日放送、読売テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)、(株)エフエム大阪、(株)日経ラジオ社大阪支社、(株)ジェイコムウエスト、(株)テレビ岸和田、箕面 FM まちそだて放送(株)、テレビ大阪(株)、(株)FM802 (FMC0. CO. LO) の11社である。
 5 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
 6 私鉄各社とは、近畿日本鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、南海電気鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、北大阪急行電鉄(株)、泉北高速鉄道(株)、能勢電鉄(株)、大阪高速鉄道(株)、(株)大阪港トランスポートシステムの10社である。

第5 キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

第6 住民への周知

実施担当	* 危機管理課、* 市長公室、* 保険福祉部、* 健康こども部、* 都市政策部、* 消防本部
------	--

市は、市防災行政無線、広報車などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。特に、台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。

周知にあたっては、登録携帯へのメールやSNS、音声対応、テレビの文字放送等の情報システム、コミュニティFMを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト(おおさか防災ネット)のホームページやメールで周知を図る。

また、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、府及び气象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努める。

道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする、また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

※資料 29 「泉大津市保有車両一覧表」

第2節 警戒活動

市は、災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 気象観測情報の収集伝達	*危機管理課、*都市政策部、*消防本部
第2 水防警報及び水防情報	*危機管理課、*都市政策部、*消防本部
第3 水防活動	*危機管理課、*都市政策部、*消防本部
第4 異常現象発見時の通報	*危機管理課、堺海上保安署、府警察
第5 ライフライン・交通等警戒活動	*都市政策部、*関西電力送配電株式会社、*大阪ガスネットワーク株式会社、*西日本電信電話株式会社、*KDDI株式会社等、*日本放送協会、*民間放送事業者、*西日本旅客鉄道株式会社、*南海電気鉄道株式会社、*近畿地方整備局、*阪神高速道路株式会社、*西日本高速道路株式会社、*港湾施設
第6 在港船舶避難活動	*堺海上保安署
第7 物資等の事前状況確認	*危機管理課、*政策推進部

第1 気象観測情報の収集伝達

実施担当	*危機管理課、*都市政策部、*消防本部
------	---------------------

市は府と連携して正確な防災気象情報等を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

1 雨量の通報

水防管理者は、気象状況により相当の降雨があると認めるときは、気象通報及び各河川上流の雨量等により常に正確な気象状況の把握に努めなければならない。

また、雨量観測者は、次の各項により管理者に雨量を通報しなければならない。

(1) 通報事項

ア 雨が降り始めてから 30 mmに達したときは、その時刻と降り始めの時刻、その後は1

時間毎に報告すること

- イ 1時間に20mm以上の雨量を観測したとき
- ウ 天候が回復し、雨が止んだその時刻と雨量

(2) 報告

雨量の報告は、観測所名、日時、降雨量を電話等その他の方法で通報するものとする。

(3) 雨量観測地点

観測地点	所在地	観測者	備考
泉大津市消防署	泉大津市池浦町1-9-9	泉大津市消防吏員	自動転倒マス型

2 水位の通報

水防管理者又は水位観測員は気象状況等により洪水又は高潮のおそれを察知したとき又は洪水予報及び水防警報の通知を受けたときは、その後水位の変動を監視し水防団待機水位（通報水位）に達したときより、直ちに次の各項により鳳土木事務所長に報告を行う。

(1) 報告とその間隔

- ア 水防団待機水位（通報水位）に達したときよりこの水位を下回るまでの間各時間毎
- イ はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき及び下回ったとき
- ウ 避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき及び下回ったとき
- エ 最高水位に達したとき
- オ 水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき

(2) 大阪府知事指定河川の洪水予報

(単位:m)

発表河川名	実施区間	延長(km)	基準地点	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
大津川	牛滝川・槇尾川合流地点から海まで	2.6	川中橋	1.75	1.90	2.20
槇尾川	父鬼川合流地点から大津川合流地点まで	15.1				
牛滝川	岸和田市稲葉橋から大津川合流地点まで	7.3	山直橋	1.25	2.20	2.30

また、ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、関係する現地指導班長及び水防管理者へ水位状況を通報する。

3 潮位の通報

- (1) 水防管理者は、管内に量水標を設置し簡易なる風速計を備え観測通報責任者を定めて情報を大阪港湾局長に連絡する。

(2) 観測通報責任者は気象等の状況から高潮のおそれを察知したとき、又は気象予警報、高潮予警報を受けたときは管轄支部長に所定の報告を行う。

(3) 報告の主なる事項は、次のとおりである。

ア 風向及び風速の概略

イ 潮位・波高等及び管轄防潮天端高との関係

ウ 異常高潮量（平常時のその時間の推定潮位と観測潮位との差）

(4) 警戒潮位

名称	支部名	開閉水位の基準	量水標位置	備考
新川水門	泉大津支部	T.P.(+) 0.70m	新川水門量水標	操作責任者泉大津市長

4 防災気象情報（警戒レベル）及び大雨警報・洪水警報の危険度分布等の収集・把握

市、防災関係機関及び水防管理者は、適宜、防災気象情報を把握し警戒レベルに応じた各種対策を適切に実施できるよう体制等を整備する。

防災気象情報	警戒レベル	避難情報等
大雨特別警報 氾濫発生情報	警戒レベル5相当	災害発生情報の周知
高潮特別警報 高潮警報 氾濫危険情報 危険度分布（非常に危険、うす紫）	警戒レベル4相当	避難指示の発令
大雨警報 洪水警報 高潮注意報 （警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの） 氾濫警戒情報 危険度分布（警戒、赤）	警戒レベル3相当	高齢者等避難の発令

氾濫注意情報 危険度分布（注意、黄） 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報 （警報に切り替える可能性に言及されて いないもの）	警戒レベル2	高齢者等避難の発令を判断する ための体制の構築 気象情報等の確認
早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨に関して、明日までの期間に [高]又は[中]が予想されている場 合	警戒レベル1	気象情報等の確認

警報の危険度分布等の概要は、以下のとおり。

種 類	概 要
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分

	けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。
--	---------------------------------

5 情報交換の徹底

市、防災関係機関及び水防管理者は気象観測情報等の交換など、相互連絡に努める。

第2 水防警報及び水防情報

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部
------	------------------------

国土交通大臣又は知事が指定する河川、海岸等において、洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事が、水防活動を必要とする旨の警報を発表する。

(水防法第16条)

1 国土交通大臣が発表する水防警報

大和川の指定区間外区間において、洪水、津波又は高潮が生じるおそれがあると認められる場合は、大和川河川事務所長が、水防警報を発表し、水防本部長（知事）に通知する。

水防本部長は、直ちに関係水防管理者及び関係現地指導班長（大阪府港湾局長）に通知する。

2 知事が発表する水防警報

知事が指定する河川又は海岸において、洪水、津波又は高潮が生じるおそれがあると認められる場合は、現地指導班長は、直ちに水防警報を発表し、関係水防管理者に通知するとともに、水防本部に通知する。

<大阪府知事指定河川の水防警報>

(単位: m)

発表河川名	実施区間	延長(km)	量水標		水防団待機水位	はん濫注意水位
大津川 右岸	板原地先(牛滝川・榎尾川合流地点)から海まで	2.6	全区域	楯並橋	1.00	2.25
榎尾川 右岸	和泉市川中橋から大津川合流地点まで	8.8	上流域	川中橋	1.00	1.75
			下流域	桑原大橋	1.00	2.50
牛滝川	岸和田市山直橋から大津川合流地点まで	4.9	上流域	山直橋	0.75	1.25
			下流域	高板橋	1.50	2.25

<大阪府知事指定海岸の水防警報>

発表 海岸名	実施区間	対象験潮器等	水防警報 発表基準
泉北海岸	堺市堺区築港八幡町地先(大和川左岸)から 泉大津市汐見町地先(大津川	・高潮時は、堺港、 泉北港の潮位観測所 ・津波時は、大阪管 区気象台の津波予測 区「大阪府」で予想 される津波高	潮位がOP+2.00mに 達しなお著しく上 昇のおそれあると き、又は大津波警 報・津波警報・津 波注意報が発表さ れたとき

※ O.P. : 大阪湾最低潮位、T.P. : 東京湾平均海面 (T.P. 上±0.0m のとき、O.P. 上+1.3m となる)

※ 本計画の津波区域は、高潮区域と同じとする。

※ 近地津波の場合は、時間に余裕のない可能性が高いことから、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表をもって、水防警報が発表されたものとみなす。

3 水防情報

大和川河川事務所長は、水位の昇降、滞水時間、最高水位とその時刻等の水防活動に必要な事項を、知事（水防本部長）に通知する。

水防本部長は、現地指導班長からの報告などにより、自ら掌握した情報もあわせて、関係水防管理者に通知する。

4 関係機関への伝達経路

(別図1-5)の伝達経路による。

5 特別警戒水位等到達情報の発表

府は、水位周知河川（水位情報周知河川）において、避難判断水位、はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位に到達したときは、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。（大津川、槇尾川、牛滝川は洪水予報河川である。）

また、府は知事が指定する水位周知海岸について、高潮特別警戒水位に到達したときは、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。（泉北海岸は水位周知海岸である。）

第3 水防活動

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部
------	------------------------

市及び府は、市域において洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。また、津波の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

1 市

- (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所轄の現地指導班長に報告する。
 - ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
 - イ 堤防からの溢水状況
 - ウ 樋門の水漏れ
 - エ 橋りょう等構造物の異常
 - オ ため池の流入水・放出水の状況など
- (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。
- (4) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。
- (5) 市災害対策本部が設置された場合は、府水防計画等に基づき活動を実施する。
- (6) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

2 大阪府水防本部

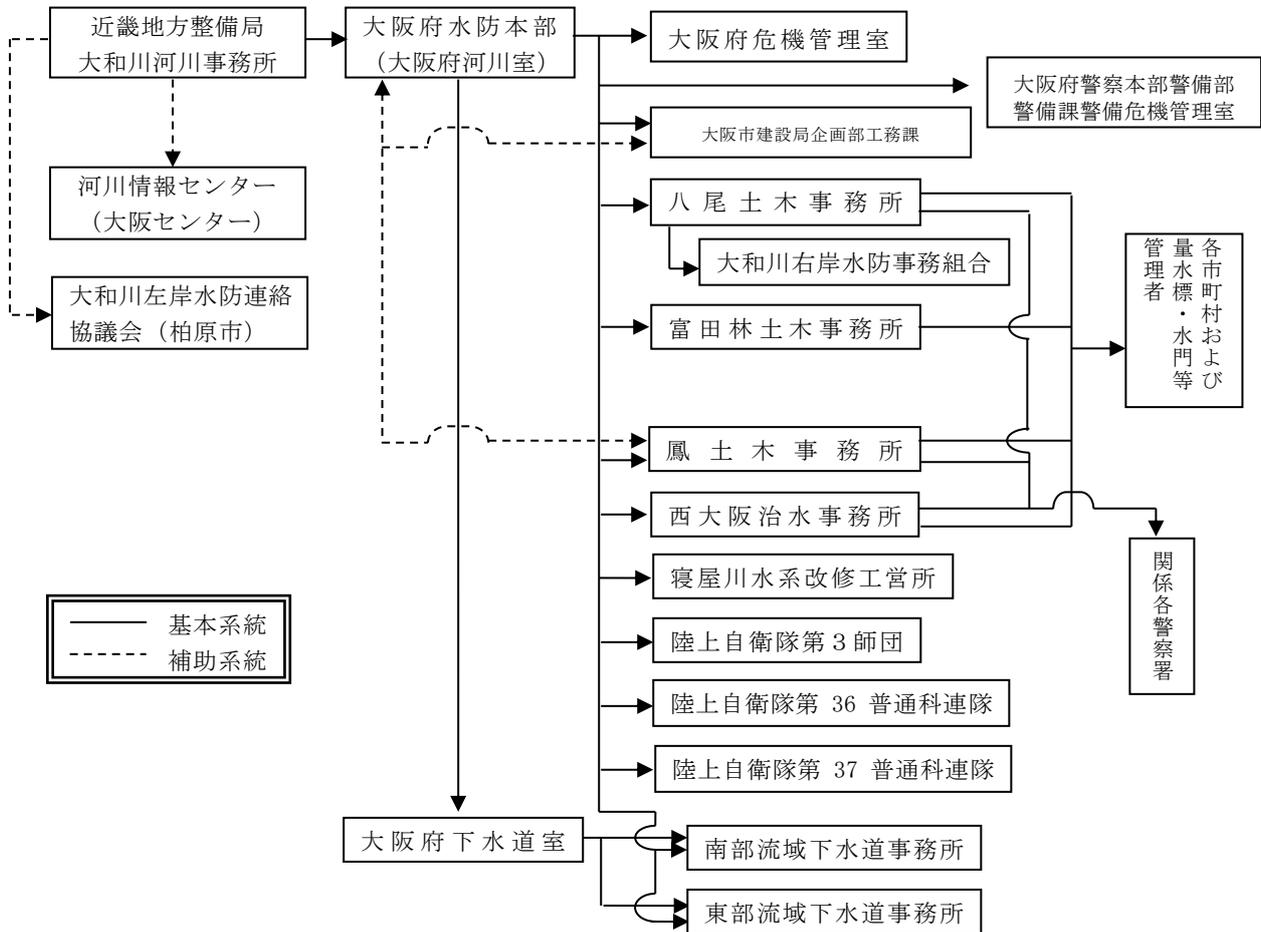
- (1) 水防配備のための招集体制を確立する。
- (2) 水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び技術的な援助を行う。
- (3) 大阪府災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。

3 防潮扉等の施設管理者、操作責任者等

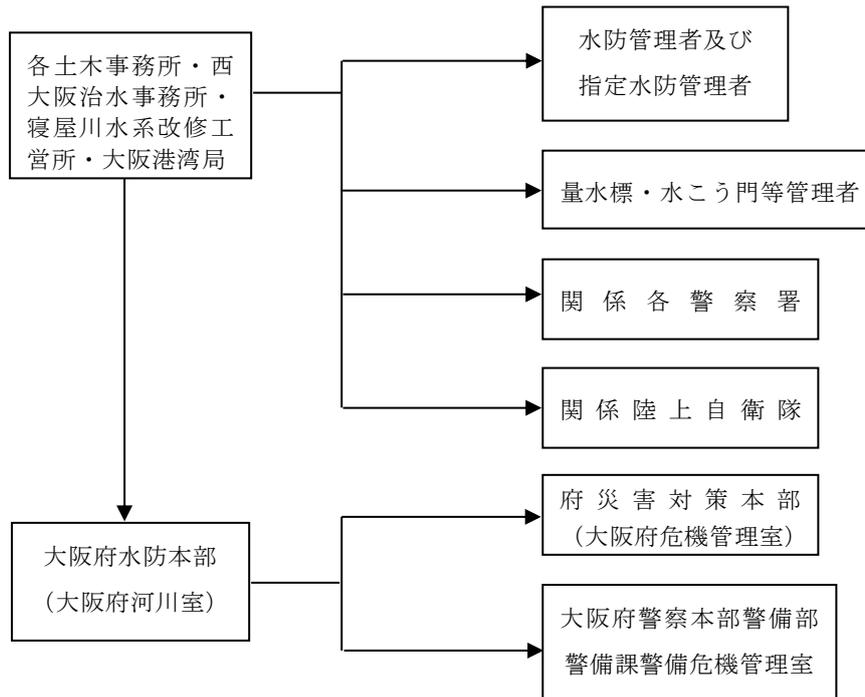
- (1) 気象予警報を入手したときは、水位の変動を監視し、的確に防潮扉等の開閉を行う。
- (2) 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

(別図1-5) 洪水警報の関係機関への伝達経路

(1) 国土交通大臣が発表する水防警報【大和川、石川水防警報】



(2) 知事が発表する水防警報



第4 異常現象発見時の通報

実施担当	* 危機管理課、堺海上保安署、府警察
------	--------------------

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官、海上保安官等に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要に応じ大阪管区气象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

1 地震

堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動、津波の前兆である海面の急激な変動など

2 水害（河川、海岸、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下など

第5 ライフライン・交通等警戒活動

実施担当	* 都市政策部、* 関西電力送配電株式会社、* 大阪ガスネットワーク株式会社、* 西日本電信電話株式会社、* KDDI株式会社等、* 日本放送協会、* 民間放送事業者、* 西日本旅客鉄道株式会社、* 南海電気鉄道株式会社、* 近畿地方整備局、* 阪神高速道路株式会社、* 西日本高速道路株式会社、* 港湾施設
------	--

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

(1) 上水道、下水道

- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常参集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の確保

(2) 電力（関西電力送配電株式会社）

- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常参集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の確保

(3) ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常参集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- ウ 主要供給路線、橋りょう架管、浸水のおそれのある地下マンホール等の巡回点検

(4) 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等）

- ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
- ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
- エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
- オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- キ その他安全上必要な措置

2 放送事業者（日本放送協会、民間放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

- (1) 電源設備、給排水設備の整備、点検
- (2) 中継・連絡回線の確保
- (3) 放送設備・空中線の点検
- (4) 緊急放送の準備

3 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講じる。

(1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

- ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
- イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 道路施設（市、府、近畿地方整備局、阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）

- ア 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
- イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講じる。

(3) 港湾、漁港施設

- ア 施設に被害が生じるおそれがある場合は、供用の一時停止等の措置を講じる。
- イ 適切な情報提供を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

第6 在港船舶避難活動

実施担当	* 堺海上保安署
------	----------

関係機関は、連携して、暴風、波浪等による船舶の座礁・遭難事故に備える。

1 堺海上保安署

在港中の船舶を河川又は港外の安全な場所に待避させ、船舶の安全を図るとともに、船

舶による港湾施設の損壊を未然に防止する。

(1) 避難の要否、の時期等は、大阪港海難防止対策委員会の具申等に基づき決定する。

(2) 避難指示

電話・ファクシミリによる連絡、国際旗りゅう信号、無線通信、ラジオ放送、巡視船艇によるサイレンの吹鳴、避難指示文書の交付などの方法で周知する。

(3) 避難要領

ア 小型船舶は、河川、運河等の安全な場所に避難させる。

イ 大型船舶は、港外へ避難させる。

ウ 水先人、ひき船等を必要とする船舶は、関係者が協議の上、沖出し順序を決定する。

(4) 緊急時の措置

事態が急迫し、関係機関と協議のいとまがないとき、又は市長から要求のあったときは、状況を適切に判断して避難の指示を行う。

2 府警察

大阪港海難防止対策委員会その他関係機関と連携して、船舶に対する避難指示の伝達及び避難に伴う必要な誘導を行う。

第7 物資等の事前状況確認

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部
------	-----------------

大規模な災害発生のおそれがある場合、市及び府は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点をややくに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第3節 津波警戒活動

市及び防災関係機関は、大阪管区气象台から発表される津波警報・注意報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講じるものとする。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 避難対策等	* 危機管理課、* 総務部、* 保険福祉部、* 健康こども部、* 都市政策部、* 消防本部、* 教育委員会事務局
第2 水防活動	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部
第3 ライフライン・放送事業者の活動	* 都市政策部
第4 交通対策	* 政策推進部、* 都市政策部
第5 在港船舶に対する周知活動	* 堺海上保安署

第1 避難対策等

実施担当	* 危機管理課、* 総務部、* 保険福祉部、* 健康こども部、* 都市政策部、* 消防本部、* 教育委員会事務局
------	--

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難情報等の発令基準を設定するとともに、府警察及び堺海上保安署と協力して、避難指示、避難誘導等の必要な措置を講ずる。

1 市が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市は、自ら管理・運営する庁舎・学校等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理上の措置をおおむね次のとおり行う。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

ア 津波警報等の来場者等への伝達

(ア) 来場者の円滑な避難行動を取り得るよう、適切に伝達する。

(イ) 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達する。

(ウ) 施設が海岸近くにある場合には、強い揺れ又は長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に伝達する。

イ 来場者等の安全確保のための退避等の措置

(2) 学校における措置

ア 津波浸水想定区域内に学校がある場合、避難の安全に関する措置

イ 学校に、保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

(4) 施設の緊急点検・巡視等

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所・避難場所の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

2 避難の指示、誘導

市は、防災関係機関と協力して、避難指示の発令、避難誘導等の必要な措置を講じる。

市長は、大津波警報や津波警報が発表された場合、強い揺れ（震度4程度以上）若しくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、住民や釣り人、ドライバー、船舶等に対して、迅速かつ的確な情報提供、避難指示を行うとともに、津波ハザードマップに基づき安全な場所に誘導する。

※資料 13-1 「ハザードマップ」

3 周知の方法

市長は、避難指示の発令及び避難誘導を行う場合は、市防災行政無線（同報系）及び津波防災情報システムや広報車等の活用、自主防災組織等住民組織との連携など、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。

周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

4 消防機関等の活動

市は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じるものとする。消防本部及び消防団は、消火活動、救助・救急活動及び津波からの避難誘導や広報活動等を実施する。

- (1) 大津波警報等の正確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土のう等による応急浸水対策
- (4) 救助・救急

第2 水防活動

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部
------	------------------------

市は、大阪湾沿岸に津波が来襲するおそれがあると認められるときは、大阪府水防計画等に基づき、各防災関係機関との協力により、広報活動等迅速な水防活動を実施する。

1 初動措置

大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表された場合は、次の初動措置をとる。

(1) 津波注意報

- ア 広報車等による広報準備体制
- イ 巡視船艇の出動又は待機
- ウ 水門・門扉等の閉鎖

(2) 津波警報

- ア 住民に対する警報発表の広報の実施
- イ 水門・門扉等の閉鎖

(3) 大津波警報

- ア 住民に対する警報発表の広報の実施
- イ 水門・門扉等の閉鎖

2 広報活動

各防災関係機関は、海岸沿いの住民・船舶等を対象に予報の周知、安全対策、海岸からの退避等の広報活動を実施する。

(1) 実施方法

- ア 津波注意報が発表された時
 - (ア) 広報車・パトカー等による広報

- (イ) 巡視船艇による広報
 - (ウ) ラジオ放送等による広報
 - (エ) 防災行政無線（同報系）による広報
 - (オ) 船舶への無線による広報
 - (カ) 航行警報等による広報
- イ 津波警報・大津波警報が発表された時
- (ア) ラジオ放送等による広報
 - (イ) 防災行政無線（同報系）による広報
 - (ウ) 船舶への無線による広報
 - (エ) 航行警報等による広報

(2) 実施区域

- ア 陸上における移動広報区域で津波ハザードマップの浸水想定区域
- イ 海上における移動広報区域で主として堺泉北港

第3 ライフライン・放送事業者の活動

実施担当	* 都市政策部
------	---------

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時、第6章第3節に準じた緊急対応を行うとともに、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

1 水道等

市は、上水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行い、情報収集に努める。

2 関西電力送配電株式会社

火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

また、電気は、大津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化など電力供給のための体制を確保する。

3 大阪ガスネットワーク株式会社

利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。

4 西日本電信電話株式会社等

津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、災害発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講じる。

5 日本放送協会、民間放送事業者

日本放送協会及び民間放送事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

- (1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前にあっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- (2) 被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等防災関係機関や居住者等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- (3) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的な内容を定める。

第4 交通対策

実施担当	* 政策推進部、* 都市政策部
------	-----------------

1 道路

大阪府公安委員会は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて交通規制を行う。

2 海上

- (1) 堺海上保安署は、船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 堺海上保安署は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止する。
- (3) 堺海上保安署は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (4) 堺海上保安署は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講

ずべきことを命じ、又は勧告する。

- (5) 国土交通省、港湾管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去等に努める。
- (6) 堺海上保安署、府、市は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時刻等を踏まえ、その具体的な内容を定める。

3 鉄道事業者(南海電気鉄道株式会社)

列車及び乗客等の安全を確保するため、走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行を停止する。

4 乗客等の避難誘導等

鉄道及びバス、フェリー等旅客船の事業者は、乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定める。

第5 在港船舶に対する周知活動

実施担当	* 堺海上保安署
------	----------

堺海上保安署は、津波の来襲が予想される場合には、直ちに航海中及び入港中の船舶に無線及び巡視船艇、航空機等により周知する。

1 周知方法

(1) 船艇による方法

巡視船艇によりサイレンを吹鳴しつつ拡声機により放送する。

(2) 放送による方法

第五管区海上保安本部運用司令センター及び大阪海上保安監部港内交通管制室から無線通信により放送するほか、緊急の際は、日本放送協会等の協力を得てラジオ放送を行う。

2 緊急時の措置

事態が急迫し、関係機関と協議のいとまがないとき、又は市長から要求のあったときは、状況を適切に判断して避難の指示を行う。

第4節 発災直後の情報収集伝達

市は、防災関係機関と連携し、災害発生後、直ちに情報連絡体制を確立し、市域にかかる被害の状況等を迅速かつ的確に収集し、これを一元的に取りまとめて分析し、応急対策活動方針を決定するとともに、防災関係機関相互間で、予警報その他災害情報を迅速かつ的確に伝達する。

また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 情報収集伝達経路	全部局
第2 被害情報の収集・報告	全部局
第3 被害情報の報告	全部局
第4 通信手段の確保	*危機管理課、*総務部
第5 有線・無線途絶時の対策	*危機管理課

第1 情報収集伝達経路

実施担当	全部局
------	-----

市は、防災関係機関と連携し、初期の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次のとおり災害発生時の情報収集、伝達、職員の動員等を定める。

1 情報連絡体制

災害発生時の情報連絡体制を最優先で確立させるため、市は、防災関係機関と連携し、通信連絡体制を統轄するとともに、通信連絡網を確保する。また、市防災行政無線等については、必要に応じて無線通信を統制する。

災害発生時においては、あらゆる通信手段を活用して、市災害対策本部と防災関係機関との情報連絡にあたる。

(1) 有線通信

ア 災害時優先電話の確保

通常の電話回線のほか、災害時優先電話の回線を一定数確保し、輻輳等による混乱を緩和する。

イ ファクシミリの利用

市災害対策本部、防災関係機関の情報伝達、報告等の通信連絡については、ファクシミリによる。

(2) 無線通信

災害発生時の連絡手段として、有線電話が電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で使用できない場合には、次の無線網を活用して情報連絡を円滑に行う。

ア 泉大津市防災行政無線（同報系）

屋外受信局及び戸別受信局への一斉通信

イ I P無線（移動系）

市防災関係各部局との相互通信

ウ 大阪府防災行政無線

府、府出先機関、府下市町村及び防災関係機関との相互通信

エ 堺泉北地域防災相互無線（相互系）

防災関係機関及び近隣市町との相互通信

※資料 34「無線施設」

(3) 大阪府防災情報システム

府域にかかる気象情報の収集のほか、市から府への被害報告等を迅速かつ的確に行う。情報の収集・配信については大阪府防災行政無線の回線を使用する。

※資料 35「大阪府防災情報システムの概要」

2 指定電話、連絡責任者の指定

(1) 指定電話

市は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害発生時には、指定電話を平常業務に使用することを制限し、円滑な通信連絡を確保する。

(2) 連絡責任者

市は、災害発生時の防災関係相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

第2 被害情報の収集・報告

実施担当	全部局
------	-----

1 初動期の情報収集

(1) 情報収集内容

災害発生直後における被害概況の正確な把握、要員や資機材等の確保、応援の要請等の迅速な判断に資するため、市災害対策本部は次の情報収集活動を実施する。

この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概況をつかむことに留意する。

- ア 人的被害
- イ 物的被害
- ウ 機能的被害
- エ その他災害対策上必要な事項

(2) 情報収集に基づく判断

本部長は、得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を協議・決定する。また、勤務時間外等のため本部会議を開催することが困難な場合は、本部長が決定する。

なお、前記について、緊急を要すると認められる場合には、各部が所管する応急対策を実施し、事後速やかに本部長に報告する。

2 被害情報の収集

二次災害防止、災害救助法の適用の可否等を早急に判断するため、初動期の情報収集活動に並行して、人的被害状況及び火災の発生状況等のより詳しい被害情報の収集を実施する。この際、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、被害状況等の情報については、市をはじめ各防災関係機関において定められた所管業務に基づき連携して収集にあたる。

また、人的被害の数について広報を行う際には、府等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、ドローン等を活用し収集した被災現場の画像情報を市及び府災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

調査実施者		収集すべき被害状況等の内容	
市	災害対策本部	1 人的被害	死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 被災者の状況、要救援救護情報、住民の動向 避難の必要の有無及びその状況 避難所の状況
		2 物的被害	庁舎等所管施設及び設備の損壊状況 建物（住家、非住家）の損壊状況
		3 機能的被害	道路及び橋りょう等の被害状況 ライフラインの状況 各医療機関等の被害状況
		4 その他災害対策上必要な事項	
	各施設の管理者	1 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 2 その他所管する施設の人的・物的・機能的被害	
	職務上の関連部課	1 農業施設、商業施設、市場、工場、危険物取扱施設等の物的被害 2 その他所管する施設の人的・物的・機能的被害	
	消防本部	1 火災発生状況及び火災による物的被害並びに延焼の状況 2 危険物施設等の物的被害 3 要救援救護情報及び救急医療活動情報 4 避難道路及び橋りょうの被災状況 5 避難の必要の有無及びその状況 6 その他消防活動上必要ある事項	
府警察	1 被害の概要（火災、人命、建物、道路、交通機関） 2 避難者の状況 3 交通規制及び緊急交通路確保の要否 4 ライフラインの状況 5 各種犯罪の発生状況 6 その他災害警備活動上必要な事項		
その他の防災機関	1 所管施設に関する被害状況並びに応急措置の概要 2 その他活動上必要ある事項		

第3 被害情報の報告

実施担当	全部局
------	-----

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、府に対して行う（府に対して報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う）が、地震が発生し、市域内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告し、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。

市は、可能な限り関係部課にわたる被害情報等を取りまとめ、（別図1-6）の経路により報告する。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、電話及びファクシミリ等の手段による。

- (1) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。
- (2) 通信の途絶等により府へ報告できない場合は、直接国（消防庁）に報告する。
- (3) 応急措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。

火災等に関する報告について、「直接即報基準*」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は第一報を府に加え消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告する。また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため電話による報告も認められる。

※資料44「被害状況等報告」

*：直接即報基準とは、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）において、市町村が特に迅速に消防庁へ報告すべき火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）に関して定められている基準のことで、災害に関しては(1)地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）、又は(2)津波、風水害によって死者又は行方不明者が生じたものとなっている。

総則

災害予防対策

災害応急対策

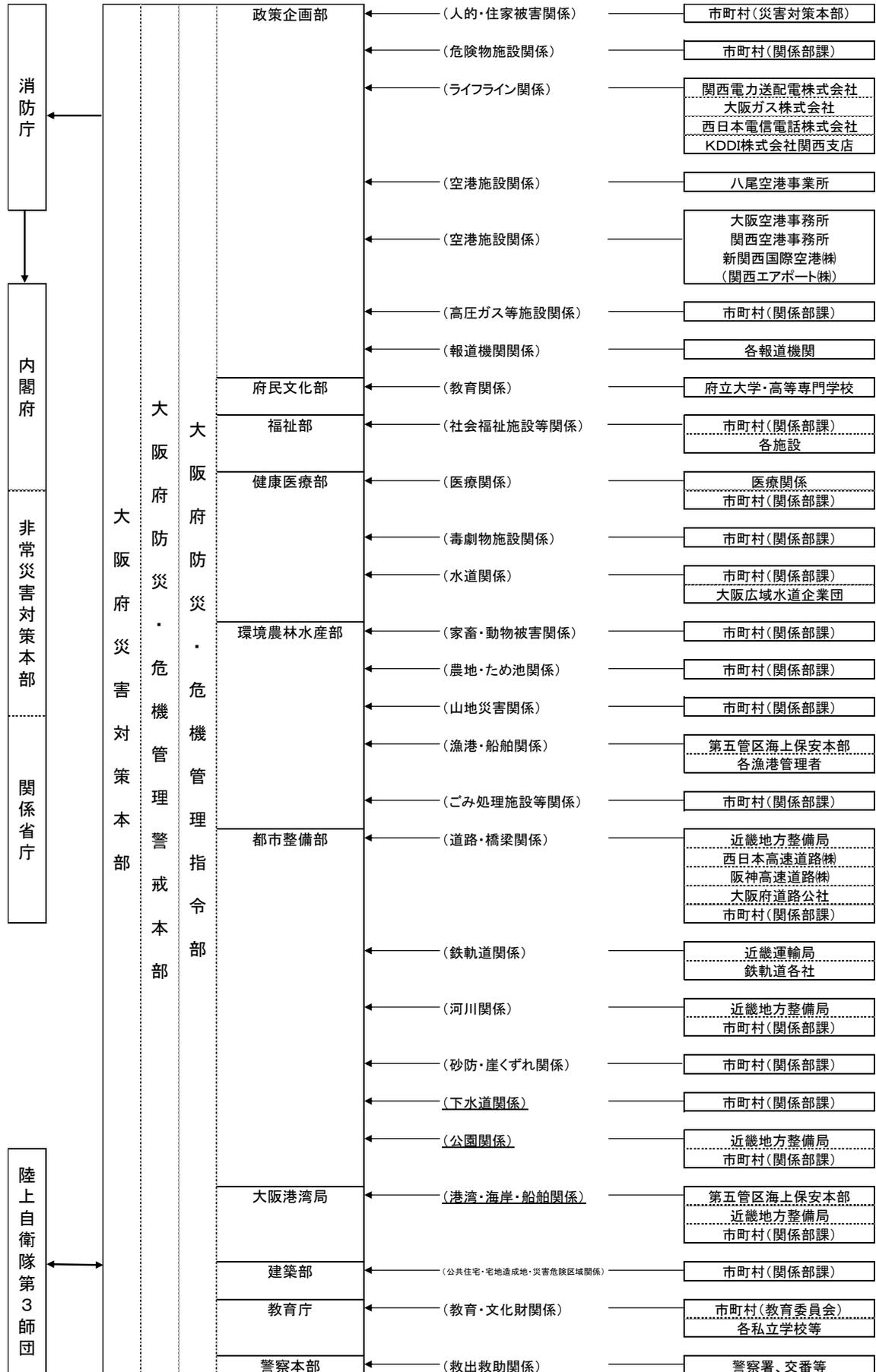
事故等災害応急対策
 災害復旧・復興対策

南海トラフ地震防
 災対策推進計画

附属1(東海地震の
 警戒宣言)

資料編

(別図1-6) 情報収集伝達経路



第4 通信手段の確保

実施担当	* 危機管理課、* 総務部
------	---------------

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用を図るとともに、状況によっては伝令（自転車、オートバイ若しくは徒歩）等検討し、緊急情報の連絡手段の確保に努める。

電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

西日本電信電話株式会社（関西支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

府は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

第5 有線・無線途絶時の対策

実施担当	* 危機管理課
------	---------

有線電話が途絶した場合若しくは市の無線電話が不通となった場合は、大阪地区非常通信協議会に加入する最寄りの他の機関の無線電話を使用し通信する。

大阪地区非常通信協議会の定めた通信経路は次のとおりである。

○大阪地区非常通信利用

泉大津市 危機管理課	— — — 泉大津警察署 — — — 大阪府警察本部 — — —	大阪府 政策企画部 危機管理室 災害対策課
	(警備課) (通信指令室)	
	— — — 市消防本部 — — — 大阪市消防局 — — —	
	(通信指令室) (指令情報センター)	
	— — — 南海泉大津駅 ~~~~ 南海電鉄本社 (運輸指令) 4.2km	
..... J R 和泉府中駅 ~~~~ J R 京橋駅	3.0km 1.4km	
... 国土交通省大阪国道事 — — 近畿地方整備局 — — —	2.5km 務所南大阪維持出張所 (情報通信技術課)	

(注) — 無線区間、~ 有線区間、・ 使送区間

第5節 災害広報

市は、府や防災関係機関と協議・調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々な手段を用いて提供する。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 災害広報	*危機管理課、*市長公室、*政策推進部、*保険福祉部、健康こども部、*都市政策部、*消防本部、*教育委員会事務局
第2 報道機関との連携	*危機管理課、*市長公室、*政策推進部、*保険福祉部、*健康こども部
第3 広聴活動	*危機管理課、*市長公室

第1 災害広報

実施担当	*危機管理課、*市長公室、*政策推進部、*保険福祉部、*健康こども部、*都市政策部、*消防本部、*教育委員会事務局
------	---

市は、府及び防災関係機関と連携し、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への情報の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

1 市の広報内容

(1) 大阪府が発信する災害モード宣言との連携

府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行うこととされている。

市は、これら情報発信と連携し必要な災害広報を実施する。

災害モード宣言の内容は、以下のとおりである。

ア 発信の目安

(ア) 台風

気象台の予測で、台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速30m/s以上が見込まれる場合

大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模の高潮が見込まれる場合

(イ) 地震

府域に震度6弱以上を観測した場合(ウ) その他自然災害等

その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

イ 発信の内容

(ア) 台風

- 自分の身の安全確保
- 出勤・通学の抑制
- 市町村長の発令する避難情報への注意

(イ) 地震

- 自分の身の安全確保
- 近所での助け合い
- むやみな移動の抑制
- 出勤・通学の抑制

(2) 台風接近時の広報

- ア 台風についての情報(進路予想図、予報円等)や気象の状況
- イ 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- ウ 鉄道等の交通機関の運行情報等

(3) 地震発生直後の広報

- ア 地震の規模・津波情報(津波の規模、到達予想時刻等)・余震・気象の状況
- イ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- ウ 避難指示
- エ 避難行動要支援者の保護及び人命救助の協力呼びかけ
- オ 二次災害の危険性
- カ パニック防止及びデマ情報への注意の呼びかけ
- キ 市内の被害状況の概要
延焼火災、建物倒壊、道路破損等の発生状況
- ク 市の活動体制及び応急対策始動状況

- (ア) 本部等の設置
- (イ) 避難所及び救護所の設置
- (ウ) その他必要な事項

ケ 要配慮者への支援の呼びかけなど

(4) 風水害発生直後の広報

ア 避難指示

イ 避難行動要支援者の保護及び人命救助の協力呼びかけ

ウ 二次災害の危険性

エ パニック防止及びデマ情報への注意の呼びかけ

オ 出火防止及び初期消火の呼びかけ

カ 市内の被害状況の概要

(ア) 延焼火災、建物倒壊、道路破損等の発生状況

キ 市の活動体制及び応急対策始動状況

(ア) 本部等の設置

(イ) 避難所及び救護所の設置

(ウ) その他必要な事項

(5) 応急対策活動実施段階の広報

ア 地震及び津波に関する情報

イ 気象等の状況

ウ 災害状況に関する情報

エ 被害情報及び応急対策実施状況

(ア) 被災地の状況

(イ) 避難所及び救護所の開設状況

(ウ) 応急給水、応急給食等の実施状況

(エ) その他必要な事項

オ 生活関連情報

(ア) 電気、ガス、水道及び下水道の復旧状況

(イ) 食料品及び生活必需品の供給状況

カ 通信施設の復旧状況

キ 道路交通状況

ク 医療機関の活動状況

ケ 交通機関の復旧及び運行状況

- コ 市役所業務の再開等に関する情報
- サ 要配慮者への支援の呼びかけ
- シ その他必要な事項

(6) その後の広報

- ア 二次災害の危険性
- イ 被災状況とその後の見通し
- ウ 被災者のために講じている施策
- エ ライフラインや交通施設等の復旧状況
- オ 医療機関などの生活関連情報
- カ 交通規制情報
- キ 義援物資等の取扱い など

2 広報の方法

災害広報活動は、人心の安定及びパニック等の防止を目的として、災害発生後できる限り速やかに開始し、以降、応急対策及び復旧対策の進展に応じた確かな情報の提供に努める。

また、広報情報の不統一を避けるため、市民に対して実施する災害発生時の広報活動については、市災害対策本部において調整のうえ実施する。

(1) 災害発生時の広報体制

- ア 災害広報責任者による情報の一元化
- イ 広報班の設置

(2) 市民に対する広報

- ア 防災行政無線（同報系）の利用

市災害対策本部は、市内43箇所に設置した防災行政無線（同報系）及び臨海部等24箇所に設置した津波防災情報システムにより屋外受信局を通じて津波情報等必要な情報を伝達する。

※資料34-1「泉大津市防災行政無線（同報系）」

※資料41「広報の文例」

- イ 広報車、航空機の利用

広報車による広報活動は、市災害対策本部又は防災関係機関が必要な地域へ出動し、広報活動を実施する。必要に応じて航空機による現場広報を行う。

- ウ 口頭等での伝達

広報車の活動が不可能な地域、又は特に必要と認められる地域に対しては、市災害対策本部から職員を当該地域に派遣し、広報活動を実施する。

また、必要な場合には、併せて消防本部、府警察その他の防災関係機関の協力を要請する。

エ 市庁舎、避難場所等での配付、掲示

災害対策広報又はチラシ等を作成し、可能な限り、市庁舎、避難場所等で印刷物を配付又は掲示する。

オ インターネットやSNSによる広報

市及び防災関係機関が運用するホームページ、SNSを活用して、災害関連情報を提供する。

カ ケーブルテレビ、コミュニティ放送（FM）等による情報広報

ケーブルテレビやコミュニティ放送などを通じて災害関連情報を提供する。

キ 新聞、ラジオ、テレビによる広報

新聞やラジオ、テレビ等の報道を通じて災害関連情報を提供する。

ク 携帯メールや緊急速報メールによる広報

ケ 避難行動要支援者に配慮した広報

点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したきめ細やかな広報を行う。

コ 臨時災害FM局の開設

災害発生時に臨時に開設されるFM局の放送により災害関連情報を提供する。

(3) 報道機関に対する情報の発表

災害の状況、被災者に対する生活情報及び応急活動の実施状況等を必要に応じ、報道機関に提供する。報道機関に対する情報提供については、情報内容の一元化を図るため統轄して行う。

なお、情報等の提供・発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知する。また、定期的な発表を行う。

(4) 広報資料等の収集

ア 市災害対策本部への報告のほか、必要に応じ災害現場における取材を行う。

イ 災害現場に職員を派遣し、被害状況等の災害写真を撮影する。

ウ 他の機関の資料や情報の収集に努める。

3 防災関係機関等の広報体制

(1) 消防本部

災害状況に応じて、消防車両等による二次災害の発生防止並びに災害現場においては、火災発生状況、延焼状況及び消防隊の活動状況について広報する。

(2) 消防団

消防本部と協力し、地域住民の安全確保に係る広報活動に努める。

(3) 府警察

府警察は、市災害対策本部その他防災関係機関と協力し、次の事項について広報活動を行う。

- ア 災害の状況及びその見通し
- イ 避難及び救出・救助活動に関する事
- ウ 各種犯罪の予防・取締りに関する事
- エ 交通規制に関する事
- オ その他警察措置に関する事

(4) 西日本電信電話株式会社

災害のため通信が途絶したとき又は利用制限を行ったときは、利用者に対して次の事項について広報活動を行う。

- ア 通信途絶又は利用制限の理由及び内容
- イ 災害復旧に対しての措置及び復旧見込み時期
- ウ 通信利用者に協力を要請する事項
- エ その他の事項

(5) 関西電力送配電株式会社

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- ア 無断昇柱、無断工事をしないこと
- イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに関西電力送配電(株)に通報すること
- ウ 断線垂下している電線には、絶対に触らないこと
- エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置とし

て漏電ブレーカーを取り付けること。また、必ず電気店等で点検してから使用すること

オ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること

カ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること

キ その他事故防止のために留意すべき事項

(6) 大阪ガスネットワーク株式会社

住民の不安解消を図り、二次災害を防止するため、大阪ガスネットワーク株式会社のホームページ等を用い、状況に応じた適切な広報活動を行う。

第2 報道機関との連携

実施担当	* 危機管理課、* 市長公室、* 政策推進部、* 保険福祉部、* 健康こども部
------	---

市は、府をはじめ防災関係機関、報道機関と連携して広報活動を実施する。

1 緊急放送の実施

避難の指示等で緊急を要する場合で、放送を利用する必要があるときは、災害対策基本法第57条に基づき放送を依頼する。

日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。

- (1) 大津波警報等が発せられた場合
- (2) 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、知事の放送要請があった場合
- (3) 災害対策基本法の規定により市町村長から放送を求められた場合
- (4) 大規模地震対策特別措置法による警戒宣言が発せられた場合
- (5) その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う場合

2 報道機関への情報提供

地震に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

府は、状況に応じ震災プレスセンターを設置し、総合的な災害情報の提供を行う。

3 要配慮者・避難行動要支援者に配慮した広報

(1) 障がい者への情報提供

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障がい者に配慮した広報を行う。

(2) 外国人への情報提供

府は、必要に応じ放送事業者に対し、外国語放送など適切な対応を要請する。

(3) 避難行動要支援者への情報提供

広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮した広報に努める。

4 安否情報の提供

日本放送協会（大阪放送局）は、安否情報の提供に努める。

第3 広聴活動

実施担当	* 危機管理課、* 市長公室
------	----------------

大規模な災害により甚大な被害が発生した場合、人心の動揺、混乱や情報不足、誤報などによる社会不安を防止するため、被災者の生活相談や要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問合せに速やかに対応できるよう広聴活動を行い、応急対策及び復旧対策に市民の要望等を反映させる。

1 相談窓口の開設

災害の状況により本部長が必要と認めたときは、専用電話及び専用ファクシミリを備えた被災者のための総合相談窓口を市災害対策本部に開設し、相談・問合せ・受付等の業務を行う。

2 相談窓口の運営体制

- (1) 相談窓口では、当該災害についての電話や市民対応全般について実施するものとし、必要に応じ、各部から職員を派遣するほか、防災関係機関の協力を得るものとする。
- (2) 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等を通じ市民へ周知する。

3 広聴内容の処理

相談窓口等で聴取した内容に応じて、速やかに関係部局又は関係機関へ連絡する。

第3章

消火、救助、救急、医療救護

第1節 消火・救助・救急活動

市、消防、府警察、海上保安署及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施する。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 市	* 危機管理課
第2 消防本部	* 消防本部
第3 府警察	* 危機管理課、* 府警察
第4 堺海上保安署	* 危機管理課、* 堺海上保安署
第5 各機関による合同調整所（連絡会議）の設置	* 危機管理課
第6 自主防災組織等	* 危機管理課、* 消防本部
第7 惨事ストレス対策	* 危機管理課、* 市長公室、* 消防本部

第1 市

実施担当	* 危機管理課
------	---------

市災害対策本部は、高所カメラ等を通じて、被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努め、災害発生状況の把握に努める。

また、災害の規模及び地域その他の状況を勘案し、関係機関と連携をとり、救護班を編成し、応急救護にあたる。

なお、業務遂行にあたっては、適宜、地域住民、自主防災組織等の協力を求めて行う。

第2 消防本部

実施担当	* 消防本部
------	--------

消防本部は、消防団及び府警察等の関係機関と連携を図り、震災時における出火防止、消火、延焼防止及び救急・救助を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減を図る。

1 消防体制

消防本部は、風水害、大規模地震・津波等が発生し、通常の警防体制では効果的な警備活

動を実施することが困難と予測されるときに、現に勤務している職員以外の職員を招集し、現警備体制を強化して非常警備体制をとる。

2 応急活動

(1) 消火活動

- ア 初動配備体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施し、出火防止及び火災の早期鎮圧、並びに延焼拡大防止に努める。
- イ 延焼状況から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(2) 救助活動

- ア 府警察及び関係機関との密接な連携のもと、救助隊、救急隊を中心として、状況に適した部隊配備を行い、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。
- イ 救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地指揮本部を設置し、自主防災組織、自治会等の地域住民とも連携し、救助救出を行う。また、救出活動用資機材の活用により、初動時における救助救出活動の円滑化を図る。

(3) 救急活動

- ア 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し適宜実施する。
- イ 救急・救助は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- ウ 多数の傷病者が発生した場合には、応急救護所を開設し、救急隊員等によるトリアージ（負傷者の重症度、緊急度の選別）を実施し、効果的な救急隊の運用を図る。
- エ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、人命救護活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

(4) 行方不明者の捜索

- ア 行方不明者の捜索にあたっては、府警察及び自主防災組織、地域住民と協力して実施する。
- イ 行方不明者や捜索された遺体については、リストに整理する。
- ウ 行方不明者が多数の場合は、受付所を設置して手配・処理などの円滑化を図る。
- エ 遺体を発見した場合は、速やかに府警察に連絡する。

3 相互応援

地震等による災害の発生により同時多発的に火災等が発生し、現有の消防力を結集しても対応することが不可能と判断される場合は、他市及び他府県からの大規模部隊（緊急消防援助隊等）の応援を要請し、消防活動を遂行する。

- (1) 市が被災し、市単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、資機材が必要な場合は、府、他の市町村などに応援を要請する。
- (2) 被災していない場合、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。
- (3) 海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、堺海上保安署に応援を要請する。

第3 府警察

実施担当	* 危機管理課、* 府警察
------	---------------

- (1) 府警察は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資機材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。
- (2) 警察本部は、被害発生状況等に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する府警察に派遣する。
- (3) 市、消防本部等と密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、救助・救急活動を支援する。
- (4) 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。
- (5) 負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等について、関係機関と緊密な連携を図る。

第4 堺海上保安署

実施担当	* 危機管理課、* 堺海上保安署
------	------------------

海上又は船舶内における人命、負傷者等の海難救助活動を実施する。

- (1) 被害の早期把握に努め、巡視船艇等により迅速な人命救助活動を実施する。
- (2) 府警察、市その他の関係機関と密接な連携のもと、救助・救急活動を実施する。

(3) 市は、堺海上保安署と直接連絡することが困難な場合は、防災相互通信波を使用して沖合に配備された巡視船艇又は航空機を通じて所用の連絡を行い、要請、情報交換を実施する。

(4) 負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等について、関係機関と緊密な連携を図る。

第5 各機関による合同調整所（連絡会議）の設置

実施担当	* 危機管理課
------	---------

市は、消防機関、府警察、堺海上保安署及び自衛隊が、相互に連携した救助・救急活動を実施することができるよう、情報連絡を密に行うとともに活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に関係機関による合同調整所（連絡会議）を設置する。

第6 自主防災組織等

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部
------	----------------

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。

また、消防団、消防署、府警察など防災関係機関との連携を図る。

1 事業所による活動

(1) 事業所内の被害及び負傷者の状況を調査し、消防署又は府警察等にすみやかに伝達する。

(2) 負傷者の自発的な救出活動に努めるとともに、困難な場合は消防署、府警察などに連絡し早期救出を図る。

(3) 火気の消火及びプロパンガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等の異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(4) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(5) 災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取扱う事業所において、異常

が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
- ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

2 自主防災組織等による活動

- (1) 各家庭等におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。
- (2) 地域の被害状況を調査の上、早期に把握し、負傷者等の早期発見に努めるとともに、消防署、府警察など防災関係機関との連携に努める。
- (3) 火災が発生したときは消火器、水バケツ等を活用して初期消火活動に努める。
- (4) 救出活動用資機材を活用し、組織的救出活動に努める。
- (5) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救出を図る。
- (6) 救出活動を行うときは、可能な限り、市、消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受ける。
- (7) 消防隊が到着したときは、消防隊の長の指揮に従う。

第7 惨事ストレス対策

実施担当	* 危機管理課、* 市長公室、* 消防本部
------	-----------------------

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2節 医療救護活動

市災害対策本部及び医療関係機関、府は、災害により多数の疾病及び外傷患者が発生した場合、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施し、被災者の保護に万全を期する。

また、災害医療コーディネーター*（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

*：災害医療コーディネーターとは、災害時に、都道府県又は保健所が保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、被災地の医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等を行うことを目的として、都道府県により任命された者。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 災害時医療体制	* 健康こども部、* 市立病院
第2 医療情報の収集・提供活動	* 危機管理課、* 健康こども部、* 市立病院
第3 現地医療対策	* 健康こども部、* 市立病院
第4 後方医療対策	* 危機管理課、* 健康こども部、* 市立病院、* 消防本部
第5 医薬品等の確保・供給活動	* 健康こども部、* 市立病院
第6 個別疾病対策	* 健康こども部、* 市立病院

第1 災害時医療体制

実施担当	* 健康こども部、* 市立病院
------	-----------------

1 医療本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、泉大津市立病院内に医療第一本部を設置する。

なお、災害の規模等により、医療第一本部による活動では対応できない場合、又は対応できないと予想される場合には、市災害対策本部は、泉大津市医師会に対して応援を要請し、医療第二本部を設置する。

(1) 災害が発生したとき

- (2) 医療救護を必要とする傷病者が多数発生したとき
- (3) 市災害対策本部の要請があったとき

2 医療本部の所掌事務

医療本部の所掌事務については、おおむね次のとおりである。

- (1) 医療情報の収集・提供に関すること
- (2) 市災害対策本部及び医療関係機関との連絡調整に関すること
- (3) 医療救護班等の編成・派遣に関すること
- (4) その他災害時医療救護対策に関すること

3 医療本部の運営

医療本部の運営については、次のとおりとする。

※資料 33 「医療救護班編成表」

- (1) 各医療本部は市災害対策本部との協議連絡、医療計画並びに各班・行動隊の動員計画及び各医療部相互間の連絡調整を行う。
- (2) 各医療本部長は所属部員を指揮、統括する。
- (3) 各副本部長は各医療本部長を補佐し、所属部員を指揮し、医療本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- (4) 各班を指揮するものは医療本部長の指示を受け、所属部員を指揮し、所掌業務を遂行する。
- (5) 各班相互の応援は業務の状況に応じ随時行う。

4 業務分掌

医療本部は、部の医療救護活動を指揮するため市災害対策本部及び他部との連絡を密にして、医療計画並びに動員計画の樹立、救助情報の収集、報告及び記録、資料の作成保管、部内各班の連絡調整を図る。

なお、必要に応じて各医療本部は、医療救護班を編成し、傷病者の救急診療及び救護所への収容を行う。医療本部内各班の業務分掌は次のとおりである。

(1) 医療班

医療班は、医療本部の指示により、搬送された傷病者の治療にあたる。また、災害の程度、状況に応じ救護所が設置された場合は、救護所に収容された傷病者の応急治療にあたる。

(2) 救護班

救護班は、医療本部の指示により、搬送された傷病者の治療、救護にあたる。また、災害の程度・状況に応じ救護所が設置された場合は、救護所に収容された傷病者の応急治療及び救護にあたる。

(3) 避難誘導班

避難誘導班は、医療本部の指示に基づき、入院患者等を安全な場所への避難・誘導を行う。

(4) 庶務班

庶務班は、医療本部の指示に基づき、所轄施設の被害状況の把握並びに部内各班の連絡調整を行う。

(5) 通信連絡班

通信連絡班は、医療本部の指示に基づき、救助情報の収集・報告及び記録等を行う。

(6) 資材工作班

資材工作班は、施設・機器等の安全管理及び各所の維持・修繕等を行う。

(7) 防災班

防災班は、安全な場所の確保並びに避難者の安全措置を行う。

(8) 給食班

給食班は、傷病者等の食料確保及び供給を行う。

5 保健所保健医療調整本部

災害時に保健医療活動の総合調整を行うため大阪府災害対策本部の下に保健所保健医療調整本部が設置された場合、保健所保健医療調整本部と連携して医療救護活動を行う。

第2 医療情報の収集・提供活動

実施担当

* 危機管理課、* 健康こども部、* 市立病院

1 市

泉大津市医師会等の協力を得て、人的被害、医療機関の被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また、市民にも可能な限り医療機関

情報を提供する。

2 府

市からの報告、大阪府広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び大阪府防災行政無線等を用いて医療機関の被災状況や活動状況、被災地ニーズ、患者受入情報を一元的に把握し、速やかに市など関係機関及び市民に提供する。また、必要に応じてライフライン事業者等に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

なお、大阪府災害対策本部の下に保健所保健医療調整本部が設置された場合は、医療機関状況の情報を保健所保健医療調整本部に集約する。

第3 現地医療対策

実施担当	* 健康こども部、* 市立病院
------	-----------------

1 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

市災害対策本部及び医療関係機関は、災害の状況に応じ速やかに医療救護班を編成し、派遣する。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動に対応できるよう当面の間に必要な資機材等を携行する。

ア 医療第一本部

泉大津市立病院内に設置された医療第一本部は、市災害対策本部の要請により、災害発生後、直ちに医療救護班を編成・派遣し医療救護活動を実施する。

イ 医療第二本部

災害の状況により、医療第一本部では対処できない場合に、市災害対策本部又は医療第一本部の要請により、泉大津市医師会の協力を得て構成・設置する医療第二本部は、医療救護班を編成・派遣し医療救護活動を実施する。

ウ 府等への派遣要請

市災害対策本部では十分対応できない規模の災害が発生した場合は、府を通じて日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

エ 保健所保健医療調整本部

大阪府和泉保健所内に保健所保健医療調整本部が設置された場合、保健所保健医療調整本部を通じて医療救護班の派遣要請を行う。

(2) 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関が所有する緊急車両等により移動するが、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 救護所の設置・運営

市は、医療救護活動を行うため、医療救護班による現地医療活動のほか次の救護所を設置し運営する。

ア 応急救護所

災害発生後、災害現場付近に設置する。

イ 医療救護所

災害発生直後から中長期にわたって、避難所に設置する。

(4) 医療救護班の受入調整

市は、医療救護班の受入窓口を設置し、府（保健所）の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

2 現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

ア 応急救護所における医療救護活動

災害発生直後に派遣される医療救護班等は、応急救護所で応急処置やトリアージ等の医療救護活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

市及び各医療関係機関等から派遣される医療救護班等は、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

ア 患者に対する応急処置

イ トリアージ及び医療機関への搬送の要否

ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

エ 助産救護

オ 被災住民等の健康管理

- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

(3) 府による現地医療活動の継続支援

府は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）を活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。

第4 後方医療対策

実施担当	* 危機管理課、* 健康こども部、* 市立病院、* 消防本部
------	--------------------------------

1 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、府及び医療関係機関と協力して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）から得られる情報等をもとに、被災を免れた府下全域の災害医療機関で患者の受入病床を確保する。さらに、必要に応じて他府県等にも患者の受入病床の確保を要請する。

また、府は確保した受入病床の情報を速やかに市町村等に提供する。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者や病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者については、被災を免れた医療機関が受入重症度等に応じた治療を行う。

(1) 受入病院の選定と搬送

市等は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振分調整した後、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

- ア 陸上搬送

患者の陸上搬送については、原則として救急車で実施する。救急車を確保できない場合は、市及び府が搬送車両を確保する。

イ 航空機搬送

市は、状況により府に対し、航空機搬送の要請を行う。府は、市から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機を保有する関係機関に要請する。

ウ 海上搬送

市は、状況により府に対して、所有する船舶、堺海上保安署等に要請し、海上搬送を行う船舶を確保する。

(3) 広域医療搬送

市は、空港等に設置された航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を利用し、被災地域内で対応困難な重症患者の症状の安定化・被災地域外への搬送を行う。

3 災害医療機関の役割

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は、地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害拠点病院間の調整を行う。

イ 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は、次の活動を行う。

- (ア) 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害発生時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- (イ) 医療救護班の受入れ、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣
- (ウ) 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- (エ) 地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出し等の支援

(2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患等特定の疾病対策の拠点として、疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供、疾病患者に対応する医療機関間の調整支援を行う。

(3) 市災害医療センター（泉大津市立病院）

市災害医療センターは、次の活動を行う。

- ア 市の医療拠点としての患者の受入れ
- イ 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整
- ウ 府の要請、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣して医療救護活動を実施

(4) 災害医療協力病院（救急告示病院等）

災害医療協力病院は、災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。市の災害医療協力病院は、かわい病院である。

第5 医薬品等の確保・供給活動

実施担当	* 健康こども部、* 市立病院
------	-----------------

泉大津薬剤師会、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備し、供給活動を行う。

第6 個別疾病対策

実施担当	* 健康こども部、* 市立病院
------	-----------------

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病及び心のケアについては、府等と連携をとりながら特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第4章

避難行動

第1節 避難誘導

災害発生時に住民の安全を確保するため、市及び防災関係機関は相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講じるとともに、避難を必要とする住民を収容するため、避難所を開設する。

また市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、プランに沿った避難支援に努める。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難	*危機管理課
第2 住民への周知	*危機管理課、*市長公室、*保険福祉部、*健康こども部
第3 避難者の誘導等	*危機管理課、*政策推進部、*総務部、*保険福祉部、*健康こども部、*都市政策部、*市立病院、*教育委員会事務局
第4 警戒区域の設定	*危機管理課、*政策推進部、*消防本部
第5 広域避難	*危機管理課、*政策推進部

第1 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難

実施担当	*危機管理課
------	--------

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、避難指示等を発令する。避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。また、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、府は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。

1 避難の標準的な意味合い

市は、地域の特性を考慮し、下表の「避難指示等により立退き避難が必要な住民等に求

める行動」や府の「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月改定)を踏まえ、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成・運用する。また、近年の都市型豪雨や大型台風等に対応するため、タイムライン*等の最新の知見を参考にするほか、南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、適宜、ガイドライン及びマニュアルを改訂する。

※タイムライン：防災・減災を目的とした行動の流れを時間軸によって定めた計画のこと

避難指示等により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)
警戒レベル1	<ul style="list-style-type: none"> 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める 	早期注意情報 (気象庁が発表)	—
警戒レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。 	注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意情報 洪水警報の危険度分布(注意)
警戒レベル3	<p>危険な場所から高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。 その他の人も必要に応じ出勤等の外出を控えるなど、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めのタイミングで自主的に避難することが望ましい。 	高齢者等避難 (市が発表)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫警戒情報 洪水警報 洪水警報の危険度分布(警戒) 高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
警戒レベル4	<p>危険な場所から全員避難</p> <p>○危険場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</p>	避難指示 (市が発表)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報 洪水警報の危険度分布(非常に危険) 高潮警報 高潮特別警報

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)
警戒レベル5	<p>命の危険、直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でのいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。 	緊急安全確保(市が発令)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫発生情報 (大雨特別警報(浸水害))※¹ 高潮氾濫発生情報

注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、者等避難は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。

注2 市は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注3 市が発令する避難指示等は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 ※1の大雨特別警報は、洪水の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

注5 「屋内安全確保」とは、災害から身の安全を確保するためには、災害リスクのある区域等からの立退き避難が最も望ましいが、洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定(浸水深、浸水継続時間等)が明らかになってきている等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

2 緊急安全確保及び避難指示、高齢者等避難

(1) 緊急安全確保

市長は、災害が実際に発生していることを把握した場合は、災害の種別、対象となる地域名等を明示し、防災行政無線(同報系)、広報車、携帯メール、SNS、緊急速報メール、コミュニティFM等により周知徹底を図るとともに、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必

要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

(2) 避難指示

ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する避難指示するよう努める。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、避難指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。（災害対策基本法第60条）

イ 知事又はその命を受けた職員は、洪水、雨水出水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ウ 警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。（災害対策基本法第61条）

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。（自衛隊法第94条）

オ 水防管理者は、洪水、雨水出水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第29条）

カ 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必

要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

キ 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

(3) 高齢者等避難

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報等の判断・伝達マニュアル」等に基づき、高齢者等避難を発令・伝達する。

また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、河川及びため池で警戒水位に達し、海岸では台風が大阪湾に接近し、風速が20mに達するなど洪水又は高潮により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により避難の準備を指示する。

第2 住民への周知

実施担当	* 危機管理課、* 市長公室、* 保険福祉部、* 健康こども部
------	---------------------------------

市長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車、携帯メール、SNS、緊急速報メール、ホームページ、コミュニティFM等により周知徹底を図るとともに、周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

また、市及び府、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

さらに、市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

第3 避難者の誘導等

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 総務部、* 保険福祉部、* 健康こども部、* 都市政策部、* 市立病院、* 教育委員会事務局
------	--

1 市

避難誘導にあたっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域等、災害の概要

その他避難に資する情報の提供に努める。

住民の避難誘導に際し府警察の協力を得るとともに自治会、自主防災組織等の住民組織等と連携してできるだけ集団避難を行う。また、避難行動要支援者の避難にあたっては、自治会、自主防災組織等地域団体等と連携しながら、速やかに安否確認、被災状況を把握するとともに、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

2 学校、病院等の施設管理者等

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者等は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

3 避難路の確保

市は、府、府警察及び道路管理者の協力を得て、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第4 警戒区域の設定

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 消防本部
------	------------------------

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

1 警戒区域の設定

発令者	「警戒区域」を設定する要件	根拠法令
市長	住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認められるとき	災害対策基本法第63条
警察官 海上保安官	市長から要求があったとき 市長（権限の委任を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき	災害対策基本法第63条
大阪府知事	市長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第73条
消防吏員 消防団員	火災の現場又は水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定する必要があるとき	消防法第23条の2 消防法第28条 水防法第21条

自 衛 官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にはいない場合	災害対策基本法第63条
-------	--	-------------

2 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立入禁止の措置を講じるとともに、府警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第5 広域避難

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部
------	-----------------

1 府内市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2 都道府県外の広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

府は、市町村から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市町村から求めがあった場合は適切な助言を行う。

第2節 避難所の開設及び運営等

▶関連計画・マニュアル等： 避難所運営マニュアル

市は、災害による家屋の浸水、損壊、滅失により避難を必要とする住民を受け入れる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講じるとともに、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の提供、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

府は、市を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 避難所の開設	*危機管理課、*政策推進部、*保険福祉部、*健康子ども部、*教育委員会事務局
第2 避難所の管理・運営	*危機管理課、*市長公室、*政策推進部、*保険福祉部、*健康子ども部、*都市政策部、*教育委員会事務局
第3 府への要請と広域避難の受入れ	*危機管理課、*政策推進部
第4 避難所の早期解消のための取組み等	*政策推進部、*都市政策部
第5 自主避難所の開設	*危機管理課

第1 避難所の開設

実施担当	*危機管理課、*政策推進部、*保険福祉部、*健康子ども部、*教育委員会事務局
------	--

災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

避難所の開設については避難所の開設基準に基づき避難所派遣職員が行い、開設とともに

被災者の収容にあたっての状況を市災害対策本部に報告する。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

- (1) 市長は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、避難場所又は避難所を指定し、周知する。
- (2) 避難所を指定した場合は、速やかに避難所を管理するための避難所派遣職員を派遣し、避難所を開設する。ただし、市域において震度5弱以上を観測した場合は、防災委員が指定された避難所(防災拠点)を開設する。
- (3) 避難所派遣職員は、市災害対策本部の統括のもと、「避難所運営マニュアル」に基づき、自主防災組織、自治会など地域団体等と連携して避難所の円滑な運営に努める。
- (4) 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努める。併せて、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を用いて避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

※資料24-1「避難所等」

1 避難所の開設基準

- (1) 災害の発生又は発生するおそれがあるとき
- (2) 市災害対策本部が開設を決定したとき
- (3) その他市長が必要と認めたとき

※ただし、市域において震度5弱以上の地震を観測したとき、又は市域において特別警報が発表されたとき(ただし、大津波警報の場合、津波浸水想定区域内の避難所を除く。)には、防災委員が自主参集によって開設する。

2 避難所開設の期間

災害発生の日から最大限7日間とする。ただし、市災害対策本部等の指示により決定する。

3 開設の留意点

- (1) 避難所を開設した場合は、速やかに地域の自治会、自主防災組織等を通じ、住民に周知を行う。
- (2) 開設にあたっては、避難所の安全を確認してから行うとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (3) 学校の教育活動に配慮する。

- (4) 緊急の場合を除き、避難所の開設・運営にあたっては避難施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を求める。
- (5) 二次避難所の開設

市長は、避難所の受入能力が不足した場合は、二次避難所に指定している保育所、幼稚園、認定こども園及び公共施設並びに避難所協力民間施設等を避難所として開設する。

また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等、関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。

- (6) 要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

4 避難所開設に伴う報告事項

市災害対策本部長は、避難指示を行ったとき、又は避難所を開設したときには、ただちに府知事、所轄の警察に次のことを報告する。

- (1) 開設の日時、場所、施設名
- (2) 収容人員
- (3) 開設期間の見込み
- (4) 救援食料の要否、必要量

5 避難所の閉鎖

市災害対策本部長は、下記の決定に基づき避難所派遣職員に対して、被災者を帰宅させる他、必要な措置をとるよう指示する。

- (1) 災害の状況を考慮して市災害対策本部が決定したとき
- (2) その他、市長が決定したとき

ただし、被災者のうち住居が全壊、全焼等により居住が困難なものについては、避難所を縮小して存続することも検討する。

第2 避難所の管理・運営

実施担当	* 危機管理課、* 市長公室、* 政策推進部、* 保険福祉部、* 健康こども部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局
------	--

市は、避難所を管理するため避難所派遣職員を派遣し、市災害対策本部の統括のもと、施設管理者等の協力を得て、自主防災組織などと連携し円滑な管理・運営に努める。なお、防災委

員は、避難所派遣職員が参集するまでの間、避難所の管理運営を代行する。

府は、施設の本来の機能の早期回復のため、市と協力して、応急仮設住宅の建設など避難者の住宅の確保に努める。

1 避難受入れの対象者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

- ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- イ 現に災害を受けた者であること

(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- ア 避難指示が発せられた場合
- イ 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

(3) その他避難が必要と認められる場合

2 避難所の管理・運営の留意点

市は、自治会、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促すとともに、「避難所運営マニュアル」に基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理・運営に努める。

(1) 避難者の把握

避難者を受け入れる際には、避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れ、避難所ごとに避難者名簿を作成し、市災害対策本部に提出するとともに避難所においても公開する。また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等の情報把握に努め、府への報告を行う。

(2) 飲料水、食料、生活必需品の供給

避難所派遣職員は、飲料水、食料及び生活必需品等避難者に必要な物資の数量を把握し、市災害対策本部に報告する。物資の受取りと提供は、避難者との協力連携により行う。また、長期化に伴い避難者の自主運営により行う。食糧に関しては、食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努める。

(3) 避難所における情報提供

避難所派遣職員は、掲示及び放送等により、避難者に各種情報を提供する。

- ア 混乱防止のための避難者心得（避難所ルール）の掲示
- イ 飲料水、食料、生活必需品等の供与及び支援情報
- ウ 被害状況や避難者情報
- エ 応急対策の実施状況・予定等の情報

(4) 生活環境への配慮

食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。また、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努める。

(5) 避難行動要支援者・要配慮者への配慮

避難行動要支援者の健康状態等を把握し、避難スペースや必要な生活必需品の供与等に配慮するとともに、施設での介護を必要とする避難行動要支援者に対しては、本人の意思を確認した上で、防災協定を締結している福祉避難施設等に搬送する。また、高齢者・障がい者・乳幼児・児童等の要配慮者の配慮にも留意する。

(6) 外国人への配慮

多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語・生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

(7) 男女ニーズの違いや男女双方の視点への配慮

避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に女性専用の物干場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による供与、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの供与等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(8) 相談窓口の設置（女性相談員の設置）

市は、市民が今後の生活相談等が可能となるよう、相談窓口を設置する。その際、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者へ相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(9) 動物飼養者の周辺への配慮の徹底及び家庭動物（ペット）のためのスペース確保

動物飼養者に対しては、普段から家庭動物（ペット）の避難に必要な用具等の準備や、しつけ・健康管理を行うとともに、避難所においてペットを飼育する場合は、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方等への特別な配慮を求める。また、市は、避難所において家庭動物（ペット）の管理等が適切に行えるよう飼育スペース等の確保に努める。

さらに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(10) 指定管理者等との役割分担

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(11) 専門家等との定期的な情報交換

各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

(12) 防犯対策への配慮

女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。

また、市は、府警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、被災者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底する。

また、避難所の治安・防犯等の観点から、必要に応じ、警備員等の雇用も検討する。

(13) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者が避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局や保健所と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。

(14) 外部支援者等の協力

正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること。

第3 府への要請と広域避難の受入れ

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部
------	-----------------

市は市域外への避難所の確保が必要となった場合、府へ要請を行う。府は、市から要請があった場合は、府域の他の市町村への応援の指示、関西広域連合、他府県への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講ずる。

また、原子力災害に伴い府から避難者受入れ等の要請があった場合は、関西広域連合がまとめた「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、対象市の避難住民の受入れを行う。

第4 避難所の早期解消のための取組み等

実施担当	* 政策推進部、* 都市政策部
------	-----------------

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市は府、関係機関と連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。

第5 自主避難所の開設

実施担当	* 危機管理課
------	---------

自主避難所は、避難情報（高齢者等避難、避難指示）を発令したとき等に開設する避難所とは異なり、台風が本市付近に接近・上陸する恐れがある場合など、避難者自らの判断で「事前の避難」を希望される住民を対象に、一時的に開設する避難所。

(1) 自主避難所の開設基準

台風が接近・上陸する恐れがある場合、又は長時間降り続く雨の影響等で洪水発生が懸念される場合、気象状況やそれに伴う気象説明会、住民の避難所開設に関する問い合わせ状況等を勘案し、開設する。

(2) 自主避難所の閉鎖

気象警報解除等、災害の危険性が回避された場合には、自主避難所を閉鎖する。

総則

災害予防対策

災害応急対策

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

南海トラフ地震防
災対策推進計画

附属1（東海地震の
警戒宣言）

資料編

第3節 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

また、府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、市からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）を派遣し、支援する。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等	* 保険福祉部、* 健康こども部、* 教育委員会事務局
第2 被災した避難行動要支援者への支援活動	* 保険福祉部、* 健康こども部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

実施担当	* 保険福祉部、* 健康こども部、* 教育委員会事務局
------	-----------------------------

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 安否確認・避難誘導

市は、災害発生直後には、個人情報やプライバシーの保護対策を講じながら在宅要援護高齢者、障がい者等の避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員・児童委員をはじめ、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

また市は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見・保護に努める。

(2) 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備・入所者・職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福

祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

実施担当	* 保険福祉部、* 健康こども部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局
------	-------------------------------------

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、情報の提供についても、十分配慮する。

1 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、市は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 避難行動要支援者の社会福祉施設への緊急入所等

市は、被災により居宅・避難所等で生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3 広域支援体制の確立

市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約して府に報告するとともに、必要に応じて、広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、関係機関に要請する。

第4節 広域一時滞在

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 総務部
------	-----------------------

市は、災害の規模、避難者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、市への受入れについては、当該市町村に対し直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、市長と協議を行う。協議を受けた市長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

第5章

交通対策、緊急輸送活動

第1節 交通規制・緊急輸送活動

市は、防災関係機関と連携し、救助・救急・消火、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

府警察、道路管理者及び堺海上保安署は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 陸上輸送	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部
第2 水上輸送	* 危機管理課
第3 航空輸送	* 危機管理課、* 教育委員会事務局

第1 陸上輸送

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部
------	------------------------

1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施

(1) 被害情報等の収集及び緊急交通路の確保（第1次交通規制）

市は、府、府警察及び道路管理者と連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特にあらかじめ選定された府の「重点14路線」である国道26号、大阪和泉南線について、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、府警察は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

高速自動車国道等については、府警察が全線車両通行禁止の交通規制を行う。

※資料25「広域緊急交通路」

※資料26「市緊急交通路及び防災拠点」

(2) 災害応急対策のための地域緊急交通路の確保（第2次交通規制）

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、府、府警察、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき地域緊急交通路を選定する。

府警察及び道路管理者は、選定された当該地域緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、府及び市に連絡する。

(3) 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

ア 市・府・道路管理者

(ア) 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。

(イ) 通行規制

道路の破損、欠損等により通行が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限する。

(ウ) 道路啓開等

道路管理者は、道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、早期の道路啓開に努める。

運転者がいない場合や障害物については、関係する地方公共団体、高速道路会社等の道路管理者、府公安委員会等の関係機関と連携し、自ら車両や障害物の移動等を行うものとする。

(エ) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行

鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

(注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど、緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。

イ 府警察

(ア) 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制ぎよ等の交通管制を行う。

(イ) 緊急交通路における交通規制の実施

「重点 14 路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、

緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

(4) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(5) 交通規制の標識等の設置

府警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(6) 一般社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて一般社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、出動要請を行う。

府警察は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

2 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3 緊急通行車両の確認等

府公安委員会が災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第 33 条の規定により、緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

※資料 31 「緊急通行車両事前届出書等」

4 輸送手段の確保

市は、関係機関並びに民間運送業者の協力を得て緊急輸送活動を実施する。

5 輸送基地の確保

- (1) 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

6 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置

災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定されたときは、西日本高速道路株式会社ならびに阪神高速道路株式会社はこれに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力する。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金收受業務に関し、適切な措置を講じる。

7 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

また、国は、被災状況や復旧状況に応じて関係機関と連携し、交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的に実施し、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保に努める。

第2 水上輸送

実施担当	* 危機管理課
------	---------

- (1) 市は、府警察、堺海上保安署をはじめ関係機関並びに船舶所有者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。また、府は必要に応じて、近畿運輸局に輸送力確保を要請することを要求する。
- (2) 堺海上保安署と直接連絡することが困難な場合は、防災相互通信波を使用して沖合に配備された巡視船艇又は航空機を通じて所用の連絡を行い、要請、情報交換を実施する。

第3 航空輸送

実施担当	* 危機管理課、* 教育委員会事務局
------	--------------------

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

- (1) 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 市は、大阪市消防局、府警察、堺海上保安署、自衛隊と協議し、使用するヘリポートを指定する。

※資料30「災害時用臨時ヘリポート」

2 輸送手段の確保

市は、大阪市消防局、府警察、堺海上保安署、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第2節 交通の維持復旧

鉄道、道路、港湾、漁港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるとともに、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 交通の安全確保	* 危機管理課、* 政策推進部、* 都市政策部、* 西日本旅客鉄道株式会社、* 南海電気鉄道株式会社、* 近畿地方整備局、* 阪神高速道路株式会社、* 西日本高速道路株式会社
第2 交通の機能確保	* 危機管理課、* 政策推進部、* 都市政策部、* 西日本旅客鉄道株式会社、* 南海電気鉄道株式会社、* 近畿地方整備局、* 阪神高速道路株式会社、* 西日本高速道路株式会社

第1 交通の安全確保

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 都市政策部、* 西日本旅客鉄道株式会社、* 南海電気鉄道株式会社、* 近畿地方整備局、* 阪神高速道路株式会社、* 西日本高速道路株式会社
------	---

1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

2 各施設管理者における対応

(1) 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

- ア 地震の場合は、あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- イ 負傷者には応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、消防署、府警察に通報し、出動の要請を行う。
- ウ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 道路施設（市、府、近畿地方整備局、阪神高速道路株式会社、西日本高速道路

株式会社)

- ア 地震の場合は、あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
- イ 負傷者には応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防署、府警察に通報し、出動の要請を行う。
- ウ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

3 港湾施設、漁港施設

- ア 港湾施設、漁港施設に被害が生じたときは、供用の一時停止等の措置を講じる。
- イ 負傷者には応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防署、府警察、海上保安署に通報し、出動の要請を行う。
- ウ 利用者の混乱を防止するため、適切な案内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

第2 交通の機能確保

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 都市政策部、* 西日本旅客鉄道株式会社、 * 南海電気鉄道株式会社、* 近畿地方整備局、* 阪神高速道路株式会社、 * 西日本高速道路株式会社
------	---

鉄道、道路、港湾施設等の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

1 障害物の除去

各管理者は交通の支障となる障害物を除去するとともに、除去した障害物の廃棄又は保管の措置をとる。

2 各施設管理者における復旧

(1) 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

- ア 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- イ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

(2) 道路施設（市、府、近畿地方整備局、阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）

ア 災害応急対策に供するため、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょう、高架など復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。

また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。

エ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

(3) 港湾施設（大阪港湾局）

ア 係留施設、臨港交通施設、外郭施設などの応急復旧を行う。

イ 近畿地方整備局は、国有港湾施設等の応急工事を実施するとともに、港湾管理者からの要請により、必要に応じて、応急復旧工事の技術指導を行う。

ウ 使用状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

第6章

二次災害防止、ライフライン確保

第1節 公共施設応急対策

市及び関係機関は、余震による建築物の倒壊、大雨による洪水や高潮などに備え、二次災害防止対策を講じるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 公共土木施設等（河川施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、ため池等農業用施設、橋りょう等道路施設など）	* 危機管理課、* 政策推進部、* 都市政策部、* 消防本部
第2 公共建築物	* 総務部、* 保険福祉部、* 健康子ども部、* 都市政策部、* 市立病院、* 教育委員会事務局
第3 応急工事	* 総務部、* 保険福祉部、* 健康子ども部、* 都市政策部、* 市立病院、* 教育委員会事務局

第1 公共土木施設等（河川施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、ため池等農業用施設、橋りょう等道路施設など）

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 都市政策部、* 消防本部
------	--------------------------------

市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行う。特に、人命に関わる重要施設が被災した場合には、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

また、市及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

1 河川施設、海岸保全施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、消防機関の長は、直ちにその旨を大阪府水防計画に基づく現地指導班長（大阪府鳳土木事務所長）、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。現地指導班長は、水防本部長その他必要な機関に連絡する。
- (2) 水防管理者は、氾濫する方向にある地域住民に対し避難のための立退を指示する。

- (3) 水防管理者、ため池等管理者又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

2 その他公共土木施設

- (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合には、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

3 橋りょう等道路施設

- (1) 道路管理者は二次災害防止のため緊急点検調査を実施し、通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。
- (2) 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

第2 公共建築物

実施担当	* 総務部、* 保険福祉部、* 健康こども部、* 都市政策部、* 市立病院、 * 教育委員会事務局
------	--

市は、市有建築物及び敷地の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物や崩壊の危険性のある敷地への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第3 応急工事

実施担当	* 総務部、* 保険福祉部、* 健康こども部、* 都市政策部、* 市立病院、 * 教育委員会事務局
------	--

施設管理者等は、二次災害の危険がなくなった後、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第2節 民間建築物等応急対策

関係機関及び事業者は、建築物の倒壊、有害物質の漏えい、アスベストの飛散などに備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講じるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 民間建築物等	* 都市政策部
第2 危険物等（危険物施設、高圧ガス、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部
第3 放射性物質（原子力施設、放射性同位元素に係る施設等）	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部、原子力事業者等
第4 文化財の応急対策	* 教育委員会事務局

第1 民間建築物等

実施担当	* 都市政策部
------	---------

1 危険度判定

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたっては必要に応じ、府に対して、建築物にあっては被災建築物応急危険度判定士を、宅地にあっては被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

府は、市の派遣要請に基づき、事前に登録された被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に対して出動を要請するとともに、必要に応じて、他府県に派遣を要請する。

市は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物及び宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

2 空き家等の対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次被害の防止に努める。

第2 危険物等（危険物施設、高圧ガス、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部
------	------------------------

1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。消防本部は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講じる。

2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第3 放射性物質（原子力施設、放射性同位元素に係る施設等）

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部、原子力事業者等
------	--------------------------------

1 施設の点検、応急措置

原子力事業者等は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

2 避難及び立入制限

原子力事業者等は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 文化財の応急対策

実施担当	* 教育委員会事務局
------	------------

指定文化財等の所有者又は管理責任者は被災状況を調査し、その結果を市教育委員会を経由して府教育委員会に報告する。

市教育委員会は、被災指定文化財等の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ、所有者又は管理責任者に対し応急措置をとるよう指導・助言する。

第3節 ライフライン・放送の確保

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに応急供給、サービス提供を行うものとする。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 被害状況の報告及び情報提供	* 危機管理課、* 都市政策部
第2 ライフライン事業者における対応	* 都市政策部、関西電力送配電株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等、日本放送協会、民間放送事業者
第3 放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）	* 日本放送協会、民間放送事業者

第1 被害状況の報告及び情報提供

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部
------	-----------------

- 1 ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、市及び府に報告する。
- 2 各水道事業者、大阪広域水道企業団、関西電力送配電株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社及び西日本電信電話株式会社等は、サービス供給地域内において震度5弱以上の震度が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。
- 3 市は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて各種情報の提供に努める。

第2 ライフライン事業者における対応

実施担当	* 都市政策部、関西電力送配電株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等、日本放送協会、民間放送事業者
------	---

1 上水道

(1) 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関、府警察及び住民に通報する。

(2) 応急給水及び復旧

ア 市及び府は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合、その他の災害により必要な場合、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

イ 給水車、トラック等により応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。

ウ 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水・復旧を行う。

エ 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。

(3) 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

2 下水道

(1) 応急措置

ア 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、自家発電設備によるポンプ運転を行う。

イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の通水に支障のないよう応急措置を講じる。

ウ 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関、府警察及び住民に通報する。

(2) 復旧

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、効率的・計画的に復旧を行う。

イ 被害状況等によっては、協定や府への要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

(3) 広報

ア 生活水の節水に努めるよう広報する。

イ 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

3 電力（関西電力送配電株式会社）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じるとともに、市、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急供給及び復旧

ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。

イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

エ 単独復旧が困難な場合は、他の電力会社との協定に基づき応援を要請する。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

(1) 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替の燃料・機器等を貸し出す。

ウ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等）

(1) 通信の非常疎通措置

- 災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
- ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
 - イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
 - ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
 - エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講じる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

- 災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 応急措置設備の応急対策

- ア 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- ウ 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

- 災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第3 放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）

実施担当	* 日本放送協会、民間放送事業者
------	------------------

- (1) 放送体制の確保に努める。
- (2) 非常放送を実施する。
- (3) 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。
- (4) 施設の応急復旧を進める。
- (5) 日本放送協会は、避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

第4節 農水産関係応急対策

市、府、及び防災関係機関は、農水産業に関する応急対策を講ずるものとする。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 農業用施設	* 政策推進部、光明池土地改良区
第2 漁業	* 政策推進部
第3 農作物	* 政策推進部、農業協同組合

第1 農業用施設

実施担当	* 政策推進部、光明池土地改良区
------	------------------

市は、府及び土地改良区等と連携し、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

1 市

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講じる。

2 土地改良区等

管理施設（ため池、水路等）が損傷した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講じる。

第2 漁業

実施担当	* 政策推進部
------	---------

市は、各種施設が被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、機能を維持するための応急措置を講じるとともに、その復旧促進に関する措置を要請する。

第3 農作物

実施担当	* 政策推進部、農業協同組合
------	----------------

1 技術の指導

市は、府及び農業協同組合と連携し、農地、施設及び農作物に被害が生じたときは、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

2 病虫害の防除

市は、関係機関と協力して、病虫害発生予察事業を活用した、被災農作物の各種病虫害防除指導を行う。

第7章

被災者の生活支援

第1節 生活支援体制

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部
------	-----------------

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、府と連携し、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な生活支援体制の整備を図る。

府は、生活支援体制の整備にあたり、NPO・ボランティア団体や民間事業者との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降の生活支援について検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、市の生活支援体制の整備を支援する。

第2節 住民等からの問い合わせ

実施担当	* 危機管理課、* 市長公室、* 総務部、* 消防本部
------	-----------------------------

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害救助法の適用

災害が一定規模以上の場合、被災者の生命、生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るため、災害救助法に基づく救助活動を実施する。

※資料 42 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 法の適用	* 危機管理課
第2 救助の内容	* 全部局

第1 法の適用

実施担当	* 危機管理課
------	---------

1 適用基準

法による救助は、市の区域を原則として、同一原因による災害で次のいずれかに該当する災害とする。

【災害救助法の適用基準】

批評になる被害項目	適用の基準	備考
市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	80 以上	住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。
府内の住家が滅失（り災）した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯数	2,500 以上 40 以上	
府内の住家が滅失（り災）した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯数	12,000 以上 多数	住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合	大阪府知事が内閣総理大臣と協議	

2 適用手続き

市長は、災害による被害の程度が適用基準のいずれかに該当し又は該当する見込みがある場合は、速やかにその旨を大阪府知事に報告する。

知事は、報告に基づき災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施を市長に指示するとともに内閣総理大臣に報告し、公示する。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待ついとまのない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第2 救助の内容

実施担当	* 全部局
------	-------

1 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。(要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む)

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金の貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索
- (11) 死体の処理
- (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去
- (13) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

2 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。(災害救助法第13条)

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は知事が行う救助を補助するものとする。

3 救助の程度、方法及び期間等

救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、応急救助に必要な範囲において、内閣総理大臣が定める基準に従い、知事がこれを定める。

救助の期間については、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣の承認を得て知事が延長することができる。

第4節 緊急物資の供給

市及び府は、家屋の損壊、滅失、流失等により水、食料、生活必需品等の確保が困難な住民に対して、生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて迅速に必要な物資を供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 給水活動	* 都市政策部
第2 食料・生活必需品の供給	* 危機管理課、* 市長公室、* 政策推進部、* 総務部、* 保険福祉部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局

第1 給水活動

実施担当	* 都市政策部
------	---------

市は、災害発生後の非常用飲料水として1人1日3リットルを供給するため次の給水体制を確立し、迅速かつ円滑な給水活動を実施するとともに、その他の機関へ応援要請を行う。なお、応急復旧の進捗にあわせて順次給水量を増加していく。

1 応急給水体制の確立

(1) 被害状況の把握

災害が発生し、給水機能が停止すると判断される場合又は停止した場合は、直ちに被害状況を把握し、応急給水体制の確立を図る。

ア 配水場等の状況を把握し、貯水量の把握を行う。

イ 給水区域の断水状況の情報収集・把握を行う。

(2) 応急給水用資機材の確保

応急給水活動に使用できる現有の車両及び資機材のほか、他市の応援又は指定給水装置工事事業者等の協力を得てその確保を図る。

(3) 応急給水場所の設置

応急給水については、緊急給水拠点並びに運搬給水により、重要施設及び応急給水拠点に対して行う。

- ア 緊急給水拠点・・耐震性貯水槽（飲料水兼用）
- イ 重要施設・・・・医療施設、救護所、福祉施設等、他に優先して給水する必要がある施設
- ウ 応急給水拠点・・避難所及び避難場所等

2 市における給水活動

(1) 給水基準

災害発生直後の給水の量は、1人1日3リットルを目標とし、応急復旧の進捗にあわせて順次給水量を増加していく。

(2) 給水場所の周知・広報

市災害対策本部は、給水活動を行うに際し、以下の事項を明示し、住民への広報を行う。

- ア 給水場所
- イ 給水時間
- ウ 給水量
- エ その他必要な事項

(3) 給水活動の実施措置

給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講じる。

- ア 配水場での給水の実施
- イ 給水車・トラック等による給水の実施
- ウ 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施
- エ 給水用資機材の調達
- オ 住民への給水活動に関する情報の提供
- カ 飲料水の水質検査及び消毒
- キ ボトル缶等の配布（災害時用備蓄水の配布）

3 大阪府等への要請

府内で震度5弱以上の地震が発生し、市独自で全ての応急対策を整えることが困難な場合、「大阪広域水道震災対策相互応援協定」に基づき設置される「大阪府水道災害調整本部」に応援を要請する。

第2 食料・生活必需品の給付

実施担当	* 危機管理課、* 市長公室、* 政策推進部、* 総務部、* 保険福祉部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局
------	---

災害により避難所に収容され又は食料の調達のための手段を失った住民に対して食料及び生活必需品の供給を実施する。また、災害により生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な住民に対し供給する。

市において必要な食料及び生活必需品の確保及び供給ができない場合は、府及び災害協定市町村等に対し応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪地域センター）に応援要請した場合は、府に報告する。

1 市における食料、生活必需品の供給

(1) 対象者

- ア 避難所に避難した人
- イ 旅行者、市内通過者等でほかに食料を得る手段の無い人
- ウ 在宅での避難者や所在が確認できる広域避難者
- エ 住宅の被害を受けた者で、その被害の程度が全焼、全壊、半焼、半壊等により日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品をそう失又は損傷し、しかも資力有無にかかわらず、これらの物品を入手することができない状態にあると認められる者

(2) 物資の確保・供給の実施措置

災害発生時においては、必要な物資を確保・供給するため次の措置を講じる。自ら調達することが困難であるときは、府及び物資関係省庁（厚生労働省・農林水産省・経済産業省・総務省・消防庁）又は非常本部等々に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

- ア 避難所毎の必要量算定
- イ 災害用備蓄物資の供給
- ウ 協定締結している物資の調達

(3) 供給時の留意点

ア 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食物の確保、要配慮者や男女等のニーズ

の違いに配慮する。

イ 交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

ウ 在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

2 府による措置

府は、市から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講じる。府は、市における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物資を確保し輸送する。

- (1) 被災市の必要量、調達可能な物資量の情報収集
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達
- (4) 市町村間の応援措置について指示
- (5) 近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部、（一社）大阪府LPガス協会に対し、それぞれ食料、毛布・日用品、LPガスの供給を要請
- (6) 不足する場合は、広域応援協定に基づく要請
- (7) 応援物資等を輸送基地で受け付けし、地域防災拠点など市町村の集積地まで輸送

3 その他の防災関係機関による措置

下記の防災関係機関は、市からの要請があった場合は次の措置を講じる。

(1) 近畿農政局（大阪府拠点）

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」の定めるところによる備蓄物資の供給

(2) 日本赤十字社大阪府支部

毛布、日用品等の備蓄物資の供給

(3) 近畿経済産業局

生活必需品等の調達に関する情報の収集及び伝達

(4) 関西広域連合

救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保

※資料 36-1 「必需品目重点 11 品目（大阪府備蓄方針）」

※資料 36-2 「避難所用品一覧表」

4 炊き出しの実施

災害の状況、組織体制の状況により、必要があると認めた場合に炊き出しを実施する。

- (1) 炊き出し場所については、原則として小学校、保育所、認定こども園等の給食調理場及び適当な施設を利用する。また、業者にも委託して行う。
- (2) ガス供給設備が被害を受け使用することが困難な場合、防災協定に基づき(一社)大阪府LPガス協会和泉泉大津支部にガス器具等及び燃料の供給を要請調達し、適当な場所で行う。
- (3) 炊き出しの実施及び提供は、自治会、自主防災組織や避難者等の協力を得て行う。
- (4) 食料の提供にあたっては、事前に被災住民に対し広報を行うとともに、炊事できない在宅の被災者への配布についても考慮する。
- (5) 食料の提供にあたっては、常に食品の衛生、調理用具や施設についても消毒を行うなど、食中毒の防止等の衛生管理に十分注意する。

第5節 住宅の応急確保

市及び府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期の確保するものとする。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、要配慮者を優先する。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 被災住宅の応急修理	* 都市政策部
第2 住居障害物の除去	* 都市政策部
第3 応急仮設住宅の建設	* 保険福祉部、* 都市政策部
第4 応急仮設住宅の運営管理	* 市長公室、* 保険福祉部、* 都市政策部
第5 応急仮設住宅の借上げ	* 都市政策部
第6 公共住宅への一時入居	* 都市政策部
第7 住宅に関する相談窓口の設置等	* 都市政策部
第8 建設用資機材等の調達	* 都市政策部

第1 被災住宅の応急修理

実施担当	* 都市政策部
------	---------

市は、府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠かすことのできない部分について、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

第2 住居障害物の除去

実施担当	* 都市政策部
------	---------

- (1) 市は、浸水等により居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。
- (2) 市は、障害物の除去について、府へ要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請を行い、必要な措置を講じる。

第3 応急仮設住宅の建設

実施担当	* 保険福祉部、* 都市政策部
------	-----------------

市は、府の委任により、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対して「住」を確保するため、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。

- (1) 建設地については、公園、公共施設等の空地とし、次の基準により選定する。
 - ア 電気、ガス、水道の供給施設が敷設可能な場所
 - イ 一定の空地面積を有する等、宅地が確保される場所
- (2) 集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (3) 入居者に建設型応急住宅を供与する期間は、完成の日から原則として2年以内とする。
- (4) 高齢者、障がい者に配慮した建設型応急住宅を建設するよう努める。

第4 応急仮設住宅の運営管理

実施担当	* 市長公室、* 保険福祉部、* 都市政策部
------	------------------------

市は、各建設型応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、市と府が連携して、建設型応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第5 応急仮設住宅の借上げ

実施担当	* 都市政策部
------	---------

民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。

第6 公共住宅への一時入居

実施担当	* 都市政策部
------	---------

被災者の住宅を確保するため、建設型応急住宅の建設及び賃貸型応急住宅の借上げ等の活用状況に応じ、府・市営住宅・住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。

第7 住宅に関する相談窓口の設置等

実施担当	* 都市政策部
------	---------

- (1) 住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- (2) 民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を促進するため、空家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第8 建設用資機材等の調達

実施担当	* 都市政策部
------	---------

被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、協定を締結した関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図るとともに、必要に応じ、府へ要員派遣及び建設資機材等のあっせん又は調達を要請する。

第6節 応急教育等

市健康こども部及び教育委員会は、園児・児童・生徒の安全を確保するとともに、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 教育施設の応急整備	* 健康こども部、* 教育委員会事務局
第2 応急教育体制の確立	* 健康こども部、* 教育委員会事務局
第3 学校給食の応急措置	* 健康こども部、* 教育委員会事務局
第4 教職員の確保	* 健康こども部、* 教育委員会事務局
第5 就学援助等	* 健康こども部、* 教育委員会事務局
第6 応急保育	* 健康こども部

第1 教育施設の応急整備

実施担当	* 健康こども部、* 教育委員会事務局
------	---------------------

市健康こども部及び教育委員会は、被害を受けた学校・園の授業及び保育の実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

- (1) 校舎の軽微な被害については施設の長において即刻応急修理を行い、普通教室に不足が生じたときは、特別教室を一時転用する等の措置をとる。
- (2) 破損等により使用不能の園児・児童・生徒の机及びいすの補充は、近隣の学校・園と調整し、保育・授業に支障のないようにする。
- (3) 災害により教室に不足が生じた場合は、通学可能な隣接学校園との総合調整又は学校・園施設以外の教育施設、集会所その他適当な公共施設等を借用するなどの措置をとる。
- (4) 施設が避難者を収容するために使用される場合は、校・園舎の被害程度を考え、関係機関とよく調整のうえ措置するものとする。

第2 応急教育体制の確立

実施担当	*健康こども部、*教育委員会事務局
------	-------------------

1 応急教育の実施

(1) 校・園長

教職員及び園児・児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、市教育委員会等と協議し、応急教育実施のための措置を講じる。

ア 学校施設が避難所として利用されている場合の市との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 市

学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所の転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

(3) 学校長及び市教育委員会

学校長及び市教育委員会は、府と連携し児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。また、教職員及び児童・生徒の被災状況を把握し、応急教育実施のための教職員体制の確保など円滑な学校運営が確保できるよう、必要な措置を講じる。

第3 学校給食の応急措置

実施担当	*健康こども部、*教育委員会事務局
------	-------------------

校長は、速やかに被災状況を市教育委員会に報告するとともに、学校給食の実施に支障がある場合は、学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講じる。この場合、次の事項に留意する。

(1) 給食施設が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施するように努める。

(2) 避難場所として使用されている学校については、その給食施設は、被災者の炊き出しに利用される場合が予想されるので、学校給食、被災者用の炊き出しとの調整に特に留意する。

(3) 市教育委員会は関係機関と協議のうえ、学校給食用物資の供給方策を速やかに講じる。

第4 教職員の確保

実施担当	*健康こども部、*教育委員会事務局
------	-------------------

応急教育を速やかに確立するため、府教育委員会と十分連絡のうえ、教職員の確保に努める。

まず、当該学校・園内で調整することとし、当該学校・園内で調整できない場合は市教育委員会等で調整に努める。ただし、学校教職員について、市教育委員会で調整できない場合は、府教育委員会に指導・助言を求める。

第5 就学援助等

実施担当	*健康こども部、*教育委員会事務局
------	-------------------

1 就学援助等の措置

市教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学費の支弁が困難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講じる。

2 学用品等の支給

災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対し、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

3 園児・児童・生徒の健康管理

市健康こども部、教育委員会及び校園長は、被災園児・児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所等と連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第6 応急保育

実施担当	*健康こども部
------	---------

1 保育園児の安全確保

災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、児童の安全確保を図り、休所、中途帰宅等適切な措置をとる。

2 保育施設の応急復旧

災害により保育施設に被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を行ない、平常どおりに保育できるよう努める。

3 応急保育の実施場所

- (1) 応急復旧により使用可能な場合は、速やかに処理し使用する。
- (2) 施設の全部又は大部分が使用できない場合は、原則として保育を中止する。

4 応急保育の実施方法

- (1) 被災地区の保育園児には、必要に応じ臨時の健康診断を行ない、健康の保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適切な指導を行う。
- (2) 長期にわたって保育が不能な場合、又は被災地区における復旧作業のための保育が特に必要とされる場合は、速やかに保育が可能となるよう努める。

5 給食の実施

- (1) 被害があっても、できる限り継続実施するよう努める。
- (2) 給食施設等の被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。

第7節 自発的支援の受入れ

市内外から寄せられる支援の申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 災害発生時における NPO・ボランティア 等の活動	* 保険福祉部
第2 義援金品の受付・配 分	* 保険福祉部
第3 海外からの支援の受 入れ	* 危機管理課、* 政策推進部
第4 日本郵便株式会社近 畿支社の援護対策等	* 日本郵便株式会社近畿支社

第1 災害発生時におけるNPO・ボランティア等の活動

実施担当	* 保険福祉部
------	---------

市、市社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

1 NPO・ボランティア等の受入れ・調整

(1) 受入窓口の開設

市は、市社会福祉協議会と連携し、NPO・ボランティア等の受入れと活動の調整を行う窓口として災害ボランティアセンターを開設する。

(2) 活動拠点・情報の提供

市は、NPO・ボランティア等の受入れ、活動の調整を行う窓口となる市社会福祉協議会と連携し、被災者のニーズや支援活動の全体像などを把握し、情報を交換するとともに活動の拠点を提供する。

(3) 災害情報の提供

市は、災害ボランティアセンターに対して、災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、一般ボランティアが得た情報を積極的に活用する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を計画するなど、効率的な活動の促進に努める。

(4) 受入方法

ボランティア活動を希望する者は、「災害ボランティア受付票」に必要事項を記入し提出する。

(5) ボランティア保険への加入促進

ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者にボランティアの保険加入を促進する。

(6) 高齢者等災害時避難行動要支援者への支援

大阪府社会福祉協議会、市社会福祉協議会その他ボランティア関連団体へ災害ボランティアの派遣を要請する。

(7) 関係団体・大阪府との連携

ボランティア関係団体への情報の提供に努めるとともに、必要に応じ、大阪府に対して支援を要請する。また、大阪府等と連携しながら、発災時における対応等を情報交換し、被災者ニーズ等の対応を市町村社会福祉協議会等へフィードバックする。

2 NPO・ボランティア等の派遣調整

(1) 個人

本人の希望・特技・資格等に応じて、後述の被災情報により活動内容、派遣場所、期間等を定め、ボランティアコーディネーターが中心になって派遣調整を行う。

特に、18歳未満の者については、保護者の承諾を得ることを原則とする。

(2) 団体

団体については、上記の個人と同じく、団体の希望等により、派遣先、期間等を決定するが、ある程度組織的な活動を期待できることから、その内容にそった派遣調整を行う。

(3) その他

市外からの個人及び団体のボランティアについても、上記と同じ取扱いとする。

3 派遣先・活動の種別

(1) 派遣先

- ア 避難所
- イ 防災拠点
- ウ 救護所
- エ 市災害対策本部（連絡・情報収集活動等）
- オ その他

(2) 活動内容

- ア 避難場所の確保
避難所での被災者用の居住場所（テント設営を含む。）の確保を行う。
- イ 援助物資等の輸送
市災害対策本部で配分決定された援助物資等について、避難所への輸送を行う。
- ウ 生活物資・食料等の提供
衣類、毛布、寝具等日常生活援助物資の仕分け及び提供や被災者用の飲料水・生活用水の提供及び食料の調整・提供等を行う。
- エ けが人、病人等への対応
被災者の健康状態の聴取・把握及び医薬品の提供並びに病院への搬送あるいは、その手配等を行う。
- オ 避難所・仮設トイレの整備
- カ 避難所内外及び周辺のごみの清掃
- キ 専門職ボランティアによる専門知識・資格を考慮した活動

4 ボランティア活動に必要な情報の収集・提供

(1) 収集内容

- ア 避難所ごとの被災者数
 - (ア) 大人数（男女別）・世帯数
 - (イ) こども数（乳児・幼児・小学生・中学生・高校生）
 - (ウ) 高齢者数（特に要介護者数・介護の種別）
 - (エ) 障がい者数・種別
 - (オ) 病人数（特に病状別要加療者数）
 - (カ) 外国人数（国別）

- イ 避難所の状況（建物・ガス・水道・電気・グラウンド等建物周辺）
- ウ 必要な衣類、毛布、寝具等の日常生活支援物資の量、食料・水の量
- エ 重傷を負ったけが人、病人、乳幼児等で緊急に治療等が必要な被災者数

(2) 情報の提供

最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点、活動申込方法・場所等について、近隣都道府県・市町村及び報道関係機関等に協力を求め、積極的に情報提供を行うことにより、NPO・ボランティア等の確保に努める。

第2 義援金品の受付・配分

実施担当	* 保険福祉部
------	---------

市などに寄託された被災者あての義援金品の受付・配分については次により行う。

1 義援金

(1) 受付

- ア 市は、義援金の受入窓口を開設し、受付業務を行う。
- イ 義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成するとともに、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、市指定金融機関で保管する。

(3) 配分

義援金の配分方法等については、府、日本赤十字社大阪府支部等関係する機関と協議のうえ決定する。

2 救援物資の受入れ及び配分

(1) 受付

- ア 市は、あらかじめ定めた物資供給拠点に救援物資の受入窓口を開設し、受付業務を行う。
- イ 義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成するとともに、寄託者に受領書を発行する。

ウ 市は、必要物資の確保及び仕分作業をスムーズに行うことができるよう受入品目を限定し、次のことを広報する。

- (ア) 救援物資については、荷物を開閉することなく物資名及び数量がわかるよう表示すること
- (イ) 複数の品目をひとつに梱包しないこと
- (ウ) 腐敗する食料は避けること
- (エ) 必要とする物資を明確にすること

(2) 保管、配分

ア 市は、府及び災害協定市町村等からの物資を物資供給拠点に受入れ・保管し、仕分けのうえ避難所へ搬送する。

イ 救援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。

ウ 仕分け、配分作業は、市の管理のもとNPO・ボランティア等の協力を得て実施する。

(3) 支援物資の送付等に関する知識の普及

市及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

第3 海外からの支援の受入れ

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部
------	-----------------

市及び府をはじめ防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講じる。府は、国のルート以外に、海外の自治体との地域レベルの協力体制について検討を行う。

1 国及び府の連絡調整

- (1) 海外からの支援の受入れについては、基本的に国において推進されることから、府は国と十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 府は、海外からの支援が予想される場合には、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に対して迅速に対応する。

2 支援の受入れ

- (1) 市及び府は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。
 - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - イ 被災地のニーズと受入体制
- (2) 市及び府は、海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - ア 案内者、通訳等の確保
 - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第4 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等

実施担当	* 日本郵便株式会社近畿支社
------	----------------

日本郵便株式会社近畿支社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に提供する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第8章

社会環境の確保

第1節 保健衛生活動

災害発生後は、生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等悪条件が重なると想定されるため、市は関係機関と協力し迅速かつ適切な防疫活動を実施し、感染症の発生を未然に防止する。

市は、府と連携し、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 防疫活動	*健康こども部、*都市政策部
第2 被災者の健康維持活動	*保険福祉部、*健康こども部
第3 応援要請	*健康こども部、*都市政策部
第4 動物保護等の実施	*都市政策部

第1 防疫活動

実施担当	*健康こども部、*都市政策部
------	----------------

市は、府と連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

また、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

- (1) 被災地及び避難所での感染症等患者・保菌者の早期発見に努めるとともに、環境衛生の確保、感染症の予防等を実施するため、防疫班を適宜編成し、府の指導、指示、命令に従い次の防疫活動を実施する。

- ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）
- イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
- ウ 避難所の防疫指導
- エ 臨時予防接種（予防接種法第6条）
- オ 衛生教育及び広報活動

- (2) 防疫に必要な薬品を調達・確保する。
- (3) 自らの防疫活動が十分でない認められるときは、府に協力を要請する。

- (4) その他、感染症法により、府の指示を受け必要な措置を行う。

第2 被災者の健康維持活動

実施担当	* 保険福祉部、* 健康こども部
------	------------------

市は、府と連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。
- (4) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、府等と連携をとりながら、特定診療災害医療センター等関係機関と協力して、それぞれ後方医療活動等を行う。

第3 応援要請

実施担当	* 健康こども部、* 都市政策部
------	------------------

防疫活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、市は府等に応援を要請する。

第4 動物保護等の実施

実施担当	* 都市政策部
------	---------

市は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、府及び関係機関と連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市、府獣医師会等関係団体をはじめ、NPO・ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

府は避難所を設置する市と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物感染症予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 府は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市との連絡調整及び支援を行う。
- (2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。
- (3) 他府縣市との連絡調整及び応援要請を行う。

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、府警察、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第2節 廃棄物の処理

市は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、泉大津市災害廃棄物処理計画に基づき、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 し尿処理	* 都市政策部
第2 ごみ処理	* 都市政策部
第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理	* 都市政策部

第1 し尿処理

実施担当	* 都市政策部
------	---------

1 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

2 収集体制

- (1) し尿収集については、被災地域、避難所、被災者収容施設、高層集合団地及び住宅密集地を優先に行う。
- (2) 避難所等においてトイレに不足が生じた場合、保有又は調達した応急仮設トイレを設置する。
- (3) し尿収集運搬許可業者に協力を要請し、し尿収集体制の確立を図る。

3 処理活動

- (1) 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- (2) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- (3) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、府、災害協

定市等に対して支援要請を行う。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

第2 ごみ処理

実施担当	* 都市政策部
------	---------

1 初期対応

- (1) 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

2 処理活動

(1) 処理方針

- ア 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- イ 必要に応じて、一時保管場所を設置する。
- ウ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみについては、迅速に収集処理する。
- エ 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- オ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

※資料9「公的空地（オープンスペース）一覧表」

(2) ごみの搬出方法

ごみの搬出方法は、原則として次のとおり行う。

- ア 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上特に早急に収集する必要がある、廃棄物収集運搬許可業者の協力を得て最優先で収集及び搬送の体制を確立し、焼却処理する。
- イ 障害物として道路上に排出された廃棄物は、適宜、車両等で一時集積場所に搬送する。
- ウ 収集できず道路・空地等に置かれたごみについては、定期的に消毒を実施する。
- エ 一時集積場所に集積されたごみについては、泉北環境整備施設組合（泉北クリーンセンター）で焼却又は破碎処分されて最終処分地へ搬出されるが、「建築物等解体廃棄物」については資源の再利用を積極的に図る。

- (3) 廃棄物収集運搬許可業者に協力を要請し、ごみ収集体制を確立する。

- (4) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- (5) 災害の状況により市において収集・処理することが不可能である場合は、府、災害協定市等に対して支援要請を行う。

第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理

実施担当	* 都市政策部
------	---------

1 初期対応

- (1) 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

2 処理活動

- (1) 災害廃棄物等の処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- (5) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、府、災害協定市等に対して支援要請を行う。

第3節 遺体対策

市は、府警察及び堺海上保安署と連携し、遺体対策について必要な措置をとる。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 初期活動	*危機管理課、*総務部
第2 遺体の検視等	*総務部、*健康こども部
第3 遺体の収容・安置	*総務部
第4 遺体の身元確認	*総務部
第5 遺体の火葬	*総務部
第6 応援要請	*総務部

第1 初期活動

実施担当	*危機管理課、*総務部
------	-------------

市は、災害発生後、直ちに市災害対策本部の情報等により全体の状況の把握に努めるとともに、地域別の死者の実数はもちろんのこと、予測数もつかむ。

また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を調査し、把握する。

これらを総合的に判断して、遺体の安置・火葬体制を定める。

第2 遺体の検視等

実施担当	*総務部、*健康こども部
------	--------------

災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体については、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

遺体の検視（死体調査）については、現地にて警察官、海上保安官により行い、検視（死体調査）した後、次のとおり遺体の検案を行う。なお、多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。

- (1) 遺体の検案は、市医師会等の協力を得て実施する。
- (2) 医師は、遺体を検案した後、死体検案書を発行する。なお、死体検案書には、警察で検視済であるとの司法警察員の署名捺印が必要である。

第3 遺体の収容・安置

実施担当	* 総務部
------	-------

1 遺体の収容・安置方法

検案を終えた遺体については、府警察等の関係機関に連絡し身元確認及び身元引受人の調査に努めるとともに、次のとおり遺体を収容・安置する。

- (1) 市内の公共施設等遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容所（安置所）として開設する。安置所の選定にあたっては、多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所として設定するように努める。
- (2) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
- (3) 遺体処理台帳を作成する。
- (4) 遺族その他より遺体引取りの申出があったときは、遺体処理台帳を整理し、確認のう え引き渡す。
- (5) 遺体の収容にあたっては、葬祭業者の協力を得て、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。納棺用品、骨壺、棺及び遺体保存剤等必要な資機材や車両を確保するとともに、不足する場合には、その確保に努める。
- (6) 身元確認や遺族感情に配慮し、遺体の洗浄、消毒等の処置に関する手配を行う。
- (7) 遺体の火葬、遺族等に対する棺・骨つぼ等の支給など、必要な措置を講じる。

2 遺体の収容・安置にあたっての留意点

- (1) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在・紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- (2) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議・調整を行う。
- (3) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
- (4) 遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的としたカウンセラーの派遣等についても、あらかじめ検討しておく。
- (5) 火葬場の耐震化、耐浪化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。

第4 遺体の身元確認

実施担当	* 総務部
------	-------

身元不明の遺体については、府警察その他関係機関に連絡して、身元確認の調査にあたる。また、身元不明の遺体の着衣・所持品・人相・特徴等を保存・記録して身元確認の照会に応じる。

第5 遺体の火葬

実施担当	* 総務部
------	-------

災害により死亡した者については、その遺族が火葬等を行うことが困難若しくは不可能な場合や遺族がない場合及び引取手がいない場合は、次のとおりとする。

- (1) 遺体処理台帳及び遺品を保存し、原則として火葬に付す。
- (2) 引取手のない遺体については、火葬後、遺骨、遺品等を市又はその他適当な施設で保存する。

第6 応援要請

実施担当	* 総務部
------	-------

- (1) 市は、自ら遺体の処理、火葬等の実施が困難な場合、府が作成する大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。
- (2) 府は、府が作成する大阪府広域火葬計画に基づき、他の市町村への指示、他府県への応援要請を行う。

第4節 社会秩序の維持

市は、災害に伴う流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 住民への呼びかけ	*危機管理課、*市長公室、*政策推進部
第2 警備活動の強化	*政策推進部
第3 社会秩序維持のための対策	全部局
第4 物価の安定及び物資の安定供給	*危機管理課、*市長公室、*政策推進部

第1 住民への呼びかけ

実施担当	*危機管理課、*市長公室、*政策推進部
------	---------------------

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警備活動の強化

実施担当	*政策推進部
------	--------

市は、府警察と連携し、公共の安全と秩序を維持するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、自治会（防犯）組織及び関係機関との連携協力のもと、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪防止対策を重点とした警備活動や、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第3 社会秩序維持のための対策

実施担当	全部局
------	-----

府警察は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

1 犯罪の予防・取締り

- (1) 自主防犯についての注意指導、警告広報
- (2) 警ら警戒活動の強化
- (3) 臨時派出所、検問所等の設置
- (4) 避難所、食料等救助物資の収集場所、その他警戒対象における警戒警備
- (5) 一斉取締り及びその他防犯警戒
- (6) 人心の不安、物資の不足に伴う紛争、その他集团的事案、暴利行為に対する警戒取締り

2 流言飛語の防止対策

- (1) 災害に関する的確な情報の収集と、活発な広報活動による人心の不安の除去
- (2) 人心の不安を助長するようなデマ・情報等の防止

第4 物価の安定及び物資の安定供給

実施担当	* 危機管理課、* 市長公室、* 政策推進部
------	------------------------

市は、物価などの消費者情報の把握に努めるとともに、府と協力して買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

市は、市民から寄せられた物価の実態に関する情報を把握し、府に対して、小売業者等に対する適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

2 消費者情報の提供

市は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

3 生活必需品等の確保

生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

4 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、市民は、これに応じるよう努める。

5 金融機関における預貯金払戻等

- (1) 近畿財務局、日本銀行は、被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、次のような指導・要請を行う。
 - ア 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、り災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって預金払戻の利便を図ること。
 - イ 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。
 - ウ 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。
- (2) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講じるよう要請を行う。

事故等災害応急対策

この編は、第1節から第7節までの事故等災害に限定した災害応急対策を定める。なお、記載事項以外の対応やその他の都市圏特有の事故についても、防災関係機関は、災害の態様に応じ、「災害応急対策」を準用し、相互に連携し、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救急・救助、医療救護活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講じる。

第1節 海上災害応急対策

防災関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により、大量の油、危険物、高圧ガス及び毒物劇物等（以下「危険物等」という。）の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため各種対策を実施する。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 市の組織動員	* 危機管理課、* 消防本部
第2 府現地災害対策本部との連絡	* 危機管理課、* 消防本部
第3 通報連絡体制	* 危機管理課、* 消防本部、防災関係機関
第4 事故発生時における応急措置	* 危機管理課、* 政策推進部、* 消防本部、堺海上保安署、港湾管理者、近畿地方整備局、その他防災関係機関
第5 事故対策連絡調整本部の設置	* 危機管理課、* 政策推進部、* 消防本部、堺海上保安署、近畿運輸局、府、府警察、港湾管理者、自衛隊

第1 市の組織動員

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部
------	----------------

市は、大規模な海上事故等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策に協力するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制

泉大津市事故等対策本部（以下「事故対策本部」という。）は、災害が発生したと市長（市長が不在の場合の代理順位については、①副市長、②危機管理監、③市長公室長、④政策推進部長とする。）が判断するとき、災害応急対策を実施するため設置される。

2 組織及び運営

事故対策本部の組織及び運営については、災害応急対策の組織動員体制を準用する。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が予想される若しくは発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による。

指 令	配 備 時 期	配 備 体 制
事故警戒配備	災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
事故非常配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

(2) 防災関係機関の組織動員計画

消防及び防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 廃止基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (3) その他本部長が認めたとき

5 事故対策本部の設置又は廃止の通知

市長は、本部を設置し又は廃止したときは、速やかに知事、その他関係機関に通知するものとする。

第2 府現地災害対策本部との連絡

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部
------	----------------

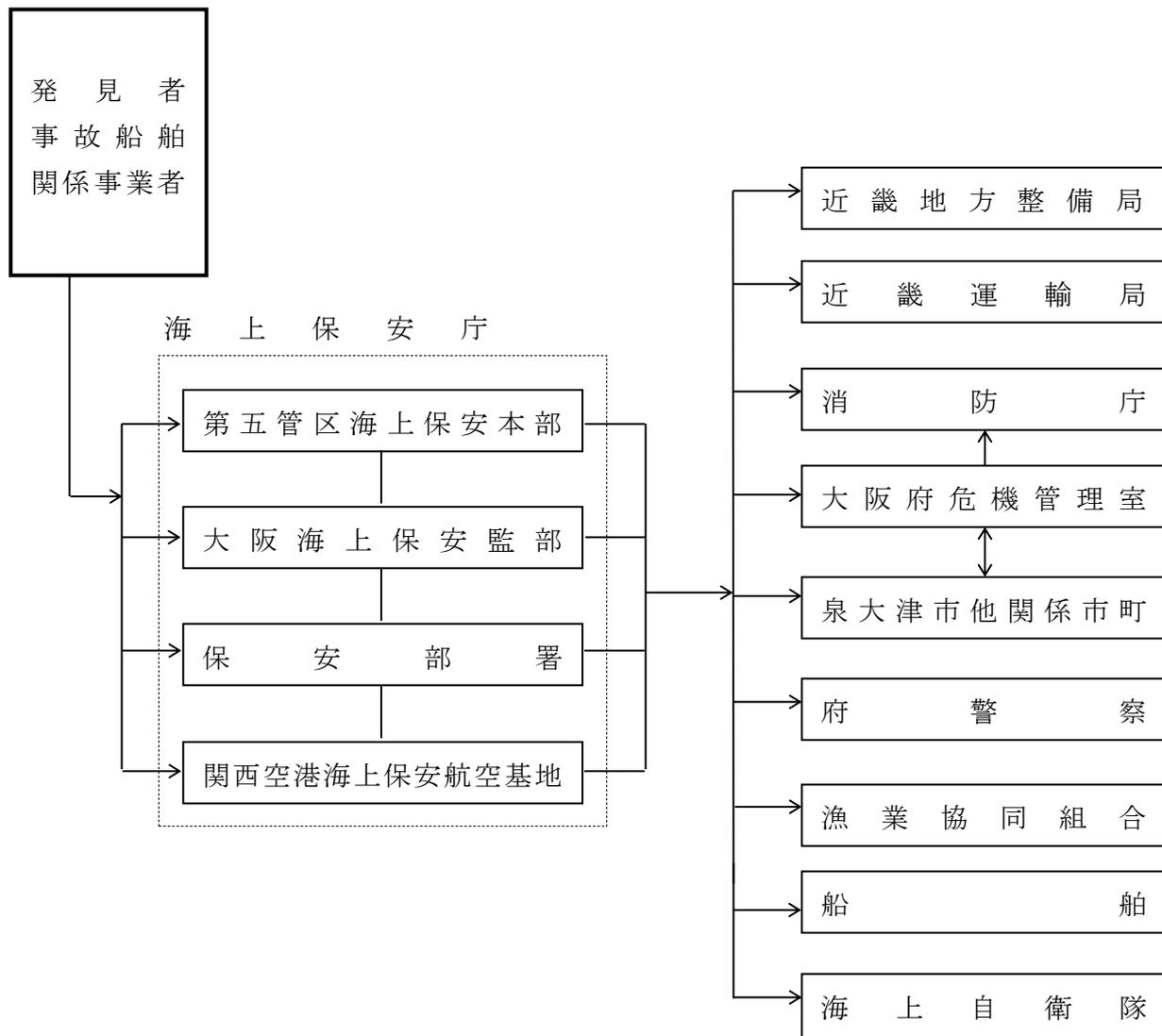
庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 通報連絡体制

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部、防災関係機関
------	-----------------------

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報連絡については、次による。

1 通報系統



2 通報事項

- (1) 船名、総トン数、乗組員数並びに危険物等の種類及び量、又は施設名並びに危険物等の種類及び量
- (2) 事故発生日時及び場所
- (3) 事故の概要

- (4) 気象、海象の状況
- (5) 危険物等の状況
- (6) 人的被害の状況
- (7) 今後予想される災害
- (8) その他必要な事項

第4 事故発生時における応急措置

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 消防本部、堺海上保安署、港湾管理者、近畿地方整備局、その他防災関係機関
------	---

市は速やかに、災害対策に関する関係機関との連絡調整、応急措置の協力を行う。

1 災害広報

(1) 船舶への周知

堺海上保安署及び港湾管理者等は、危険物等による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、無線、ラジオ、拡声器等により、付近航行の船舶に対し周知に努める。

(2) 沿岸住民への周知

市及び防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、住民の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、防災行政無線（同報系）、広報車等により、沿岸住民に対して周知する。

2 流出油の防除措置

(1) 市、府

ア 必要となる油防除資機材を防災関係機関と協力して調達する。

イ 流出油の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集を行う。また、情報収集にあたっては、第五管区海上保安本部と浮流・漂着の監視等について連携を図り、必要に応じて役割分担を行う。

ウ 第五管区海上保安本部からの、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく要請を受けた場合で知事若しくは関係市町長が必要と認めたとき、又は知事若しくは関係市町長が必要と認めたときは、流出油の海岸等への漂着に対処するため、第五管区海上保安本部、海上災害防止センター等と連携を密にして、必要な対応を行う。

エ 港湾法、漁港法、海岸法等に基づく管理区域である港湾区域、漁港の区域、海岸保全区域等に流出油が漂着するおそれがあると認める場合は、速やかに防除措置の体制を整え、防災関係機関等と協力して有効な防除措置を実施する。また、管理区域内に流出油が流入した場合には、迅速かつ効率的な回収及び処理を実施する。

オ エの場合において、防除措置義務者が必要な措置を講じていない場合には、防除措置義務者に対し措置を講じるよう要請する。

カ 市は、必要に応じて、周辺住民に対して避難誘導を行う。

(2) 堺海上保安署

ア 被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

イ 流出油の種類及び性状、気象・海象の状況等を把握したうえで、適切な防除方針を決定する。

ウ 防除措置義務者が行う防除措置の実施状況を総合的に把握し、防除措置義務者に対して防除作業の実施に必要な事項について助言・指導を行う。

エ 防除措置義務者が措置を講じていないと認められる場合は、防除措置を講じるよう命じる。

オ 緊急に防除措置を講じる必要がある場合は、巡視船艇、航空機等による応急的な防除措置を講じることとし、必要があると認める場合は、海上災害防止センターに対して防除措置を講じるべきことを指示する。

カ 流出油の広域的拡散防止を図るため、大阪湾播磨灘排出油防除協議会による流出油防除活動を必要と認めた場合、構成員の出動の調整を行い、会員の全部又は一部に対し出動要請を行う。

(3) 近畿地方整備局

第五管区海上保安本部の要請に基づき、油回収船等による防除措置を実施する。

(4) その他の防災関係機関等

堺海上保安署又は府、関係市町から防除措置の実施について協力要請を受けた場合は、協力の可否を判断し、必要な協力を行う。

なお、海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示又は防除措置義務者からの委託により、防除措置を実施する。

3 積油の抜取り

堺海上保安署は、タンカー事故に際して関係企業を指導・監督し、流出油等による被害の拡大を防止するため、油槽船、バージ船により事故船舶の積油の抜取りを行わせる。

4 消火活動

(1) 海面及び事故船舶の火災

堺海上保安署は、船舶及び化学消火剤等の効果的な活用により、海面火災及び事故船舶の消火活動を行う。

(2) 沿岸部の火災

消防は、速やかに沿岸部の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

5 船舶交通の制限等

(1) 船舶交通の制限

堺海上保安署（港内にあっては港長）は、危険物等により火災が発生し又は発生のおそれがある場合には、必要に応じて関係船舶に対し、火気の使用の制限又は禁止、航行の制限・禁止、移動又は退去及び避難の勧告等の措置を講じる。

また、周辺海域においては、船舶の航行の停止、航行経路の変更等について指導を行う。

(2) 船舶交通の危険防止

堺海上保安署は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。

第5 事故対策連絡調整本部の設置

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 消防本部、堺海上保安署、近畿運輸局、府、府警察、港湾管理者、自衛隊
------	---

市は、ふ頭又は岸壁に係留されたタンカー事故の場合、防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、事故対策連絡調整本部を設置することができる。

1 構成及び設置場所

(1) 構成

堺海上保安署、近畿運輸局、府、府警察、関係市町（消防機関を含む）、港湾の管理者、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

(2) 設置場所

堺海上保安署又は事故現場に近い適当な場所若しくは船艇とする。

2 事故対策連絡調整本部への報告等

(1) 関係機関は、次の事項について事故対策連絡調整本部へ報告するとともに、関係職員を必要期間常駐させ必要な調整を図る。

ア 被害状況、災害応急対策実施状況に関すること

イ その他各機関等が事故対策連絡調整本部へ報告することが適当と認める事項に関すること

(2) 事故対策連絡調整本部は、前項の報告及び調整の要請を受けたときは、各機関と協議のうえ必要な措置をとる。

第2節 航空災害応急対策

市は、防災関係機関と連携し、航空機の墜落等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 市の組織動員	* 危機管理課、* 消防本部
第2 府現地災害対策本部との連絡	* 危機管理課、* 消防本部
第3 その他の地域	* 危機管理課、* 消防本部

第1 市の組織動員

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部
------	----------------

市は、大規模な航空事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制

事故対策本部は、災害が発生したと市長（市長が不在の場合の代理順位については、①副市長、②危機管理監、③市長公室長、④政策推進部長とする。）が判断するとき、災害応急対策を実施するため設置される。

2 組織及び運営

事故対策本部の組織及び運営については、災害応急対策の組織動員体制を準用する。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が予想される若しくは発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による。

指 令	配 備 時 期	配 備 体 制
事故警戒配備	災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
事故非常配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

(2) 防災関係機関の組織動員計画

消防及び防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 廃止基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (3) その他本部長が認めたとき

5 事故対策本部の設置又は廃止の通知

市長は、本部を設置し又は廃止したときは、速やかに知事、その他関係機関に通知するものとする。

第2 府現地災害対策本部との連絡

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部
------	----------------

庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 その他の地域

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部
------	----------------

空港及びその周辺以外の地域において災害が発生した場合には、府、市町村をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

第3節 鉄道災害応急対策

鉄道事業者及び市、府その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 市の組織動員	* 危機管理課、* 消防本部
第2 府現地災害対策本部との連絡	* 危機管理課、* 消防本部
第3 情報収集伝達体制	* 危機管理課、* 消防本部、鉄道事業者、府警察、府、近畿運輸局、消防庁
第4 鉄道事業者の災害応急対策	* 鉄道事業者

第1 市の組織動員

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部
------	----------------

1 組織体制

事故等対策本部は、災害が発生したと市長（市長が不在の場合の代理順位については、①副市長、②危機管理監、③市長公室長、④政策推進部長とする。）が判断するとき、災害応急対策を実施するため設置される。

2 組織及び運営

事故対策本部の組織及び運営は、災害応急対策の組織動員体制を準用する。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が予想される若しくは発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による。

指 令	配 備 時 期	配 備 体 制
事故警戒配備	災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
事故非常配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

(2) 防災関係機関の組織動員計画

消防及び防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 廃止基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (3) その他本部長が認めたとき

5 事故対策本部の設置又は廃止の通知

市長は、本部を設置し又は廃止したときは、速やかに知事、その他関係機関に通知するものとする。

第2 府現地災害対策本部との連絡

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部
------	----------------

庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

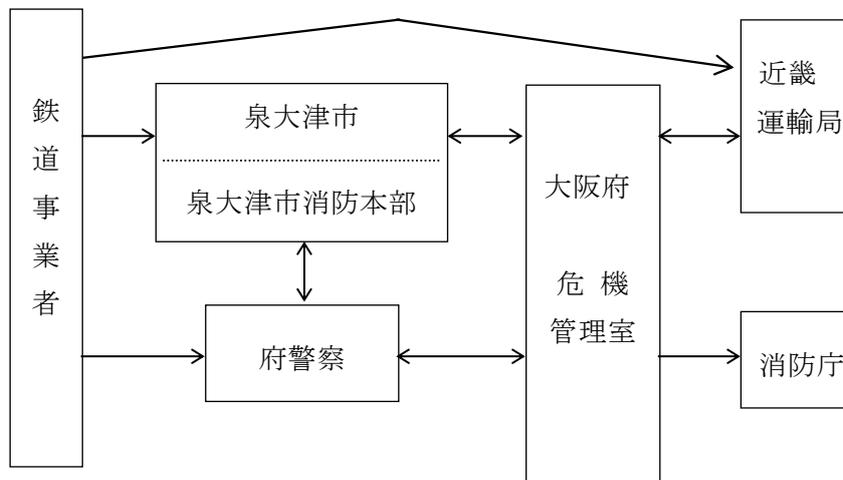
第3 情報収集伝達体制

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部、鉄道事業者、府警察、府、近畿運輸局、消防庁
------	--------------------------------------

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達については、次により行う。

1 情報収集伝達経路

鉄道事業者



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第4 鉄道事業者の災害応急対策

実施担当	* 鉄道事業者
------	---------

鉄道事業者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講じる。

2 救助・救急活動

事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行う。

3 代替交通手段の確保

他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

4 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第4節 道路災害応急対策

道路管理者及び市、府その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 市の組織動員	*危機管理課、*都市政策部、*消防本部
第2 府現地災害対策本部との連絡	*危機管理課、*都市政策部、*消防本部
第3 情報収集伝達体制	*危機管理課、*都市政策部、*消防本部、阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、府警察、府、近畿地方整備局
第4 道路管理者の災害応急対策	*危機管理課、*都市政策部、*消防本部、道路管理者

第1 市の組織動員

実施担当	*危機管理課、*都市政策部、*消防本部
------	---------------------

市は、大規模な道路事故等による災害が発生し又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

1 組織体制

事故対策本部

災害が発生したと市長（市長が不在の場合の代理順位については、①副市長、②危機管理監、③市長公室長、④政策推進部長とする。）が判断するとき、災害応急対策を実施するため設置される。

2 組織及び運営

事故対策本部の組織及び運営は、災害応急対策の組織動員体制を準用する。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が予想される若しくは発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による。

指 令	配 備 時 期	配 備 体 制
事故警戒配備	災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
事故非常配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

(2) 防災関係機関の組織動員計画

消防及び防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 廃止基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (3) その他本部長が認めたとき

5 事故対策本部の設置又は廃止の通知

市長は、本部を設置し又は廃止したときは、速やかに知事、その他関係機関に通知するものとする。

第2 府現地災害対策本部との連絡

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部
------	------------------------

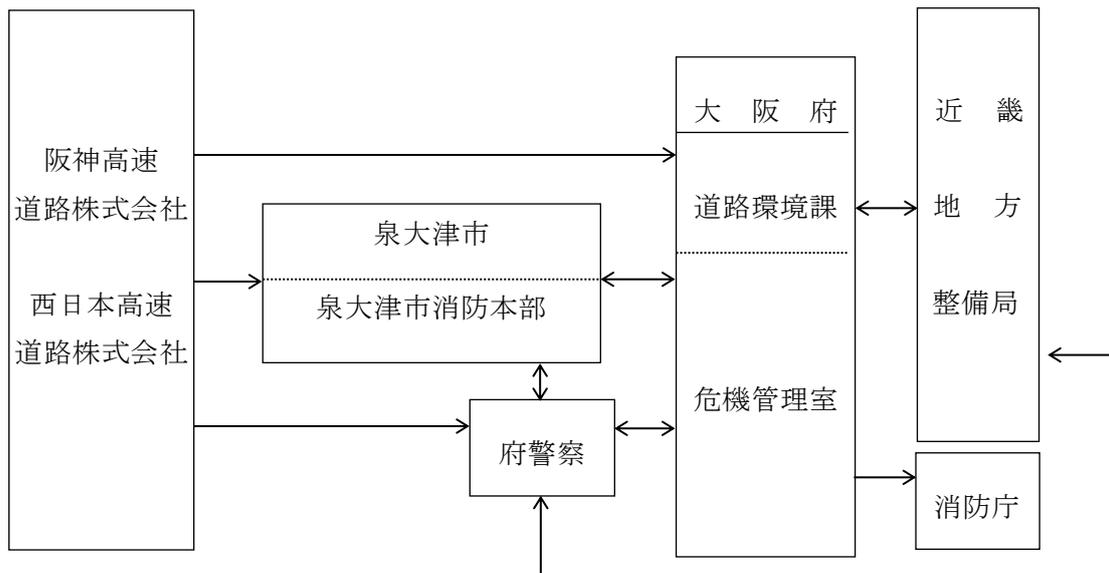
庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 情報収集伝達体制

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部、阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、府警察、府、近畿地方整備局
------	---

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達については、次により行う。

1 情報収集伝達経路



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第4 道路管理者の災害応急対策

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部、道路管理者
------	------------------------------

道路管理者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2 危険物等の流出対策

他の防災関係機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

3 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。

4 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

5 関係者等への情報伝達

災害の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第5節 危険物等災害応急対策

市及び防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 市の組織動員	* 危機管理課、* 消防本部
第2 府現地災害対策本部との連絡	* 危機管理課、* 消防本部、府、消防庁、府警察、自衛隊、近畿地方整備局、海上保安本部等
第3 危険物災害応急対策	* 危機管理課、* 消防本部
第4 高圧ガス災害応急対策	* 危機管理課、* 消防本部、府、中部近畿産業保安監督部近畿支部、府警察、事業所
第5 火薬類災害応急対策	* 危機管理課、* 消防本部、府、府警察、火薬類保安協会、自衛隊、中部近畿産業保安監督部近畿支部、消防庁
第6 毒物劇物災害応急対策	* 危機管理課、* 消防本部、府、消防庁、府警察、自衛隊、近畿厚生局、海上保安本部等
第7 管理化学物質災害応急対策	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部、府、府警察、海上保安本部、近畿地方整備局

第1 市の組織動員

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部
------	----------------

市は、大規模な危険物等による災害が発生し又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制

事故対策本部は、災害が発生したと市長（市長が不在の場合の代理順位については、①副市長、②危機管理監、③市長公室長、④政策推進部長とする。）が判断するとき、災害応急対策を実施するため設置される。

2 組織及び運営

事故対策本部の組織及び運営は、災害応急対策の組織動員体制を準用する。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が予想される若しくは発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による。

指 令	配 備 時 期	配 備 体 制
事故警戒配備	災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
事故非常配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

(2) 防災関係機関の組織動員計画

消防及び防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 廃止基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (3) その他本部長が認めたとき

5 事故対策本部の設置又は廃止の通知

市長は、本部を設置し又は廃止したときは、速やかに知事、その他関係機関に通知するものとする。

第2 府現地災害対策本部との連絡

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部、府、消防庁、府警察、自衛隊、近畿地方整備局、海上保安本部等
------	--

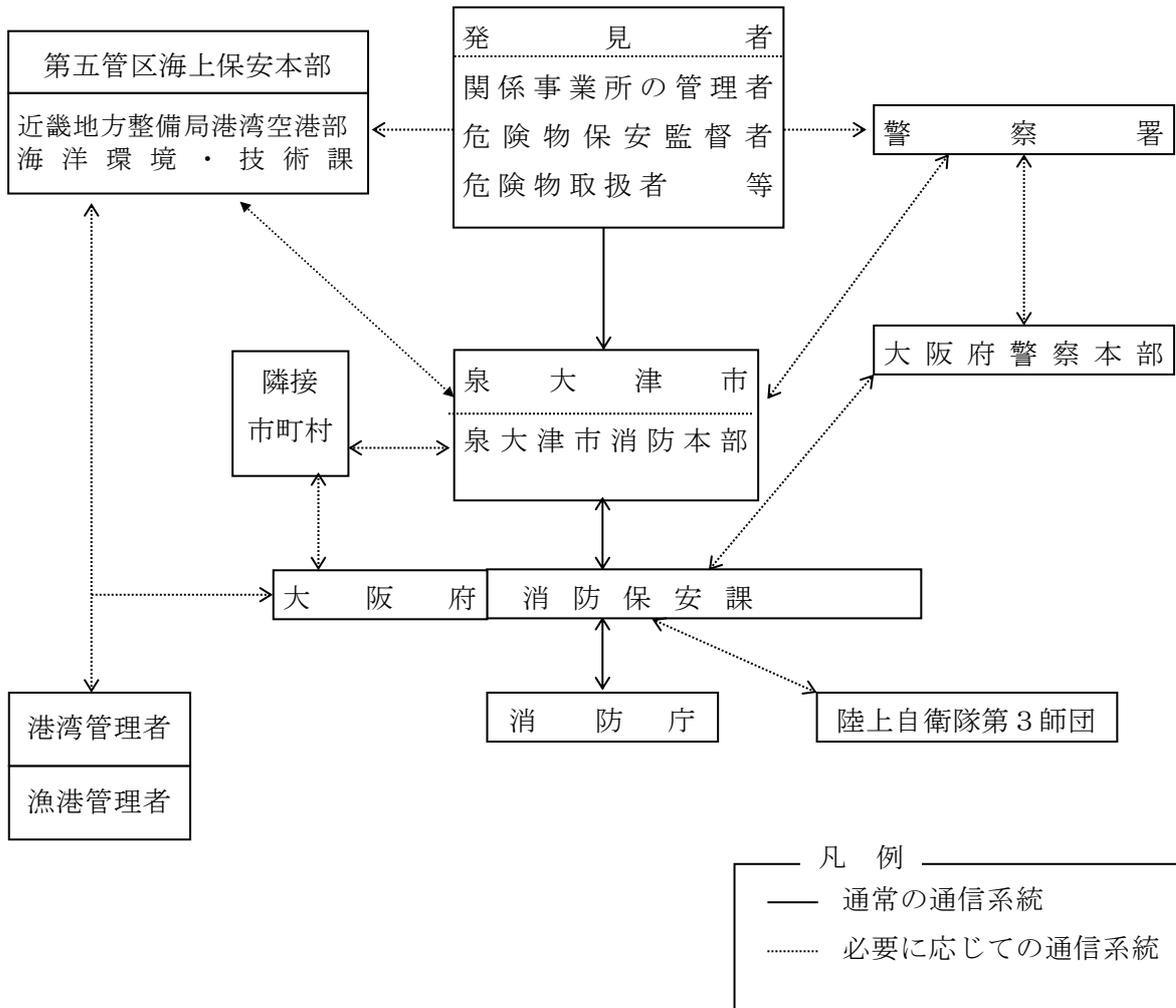
庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 危険物災害応急対策

実施担当 *危機管理課、*消防本部

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報については、次により行う。



2 市、消防

- (1) 市、消防は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。
- (2) 市、消防は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携等必要な措置を講じるよう指導する。

- (3) 市、消防は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 府警察

- (1) 危険物の流出、火災爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が危険物施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

4 事業者

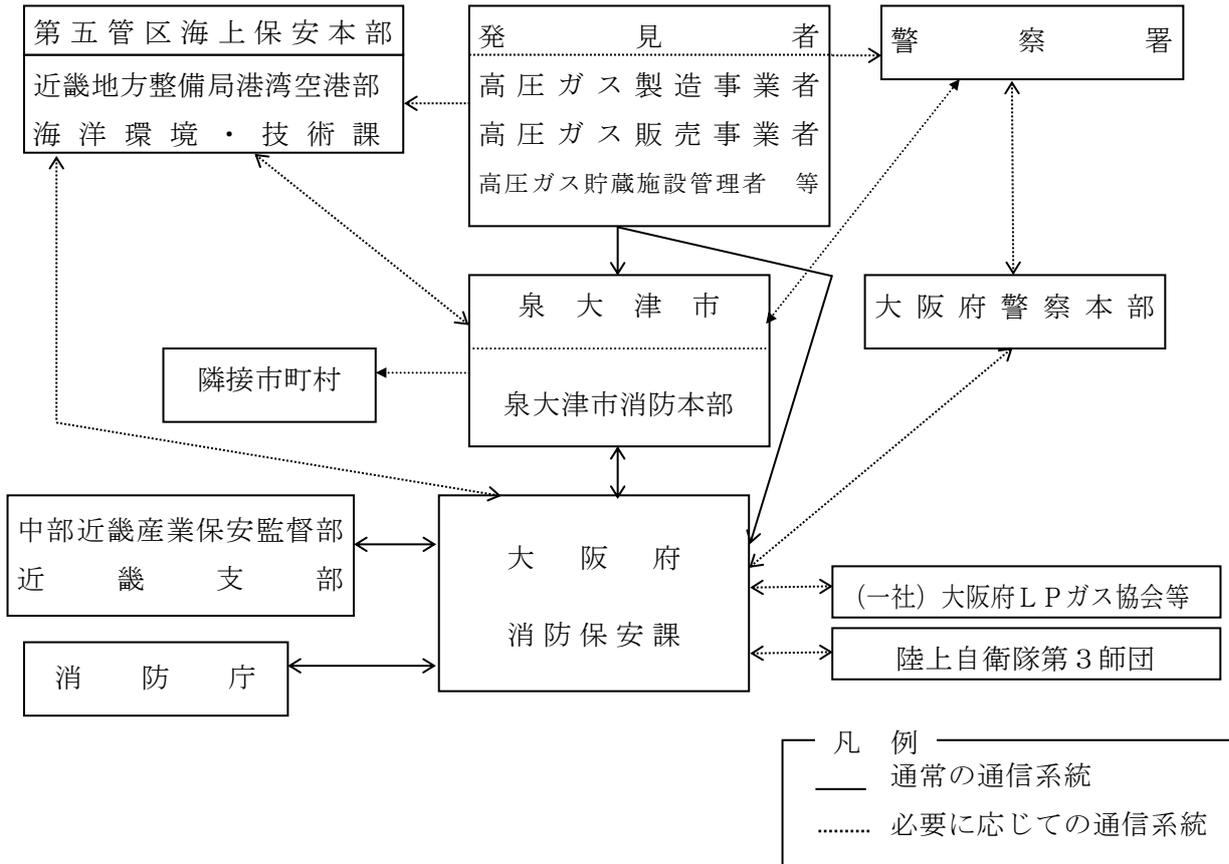
- (1) 危険物による大規模な事故が発生した場合、市及び消防にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 危険物による大規模な事故が発生した場合、速やかに職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため必要な措置を行う。

第4 高圧ガス災害応急対策

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部、府、中部近畿産業保安監督部近畿支部、府警察、事業所
------	--

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報については、次により行う。



2 市、消防

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、市は、関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講じる。

3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部

関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講じる。

4 府警察

- (1) 高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が高圧ガス施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保全措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

5 事業者

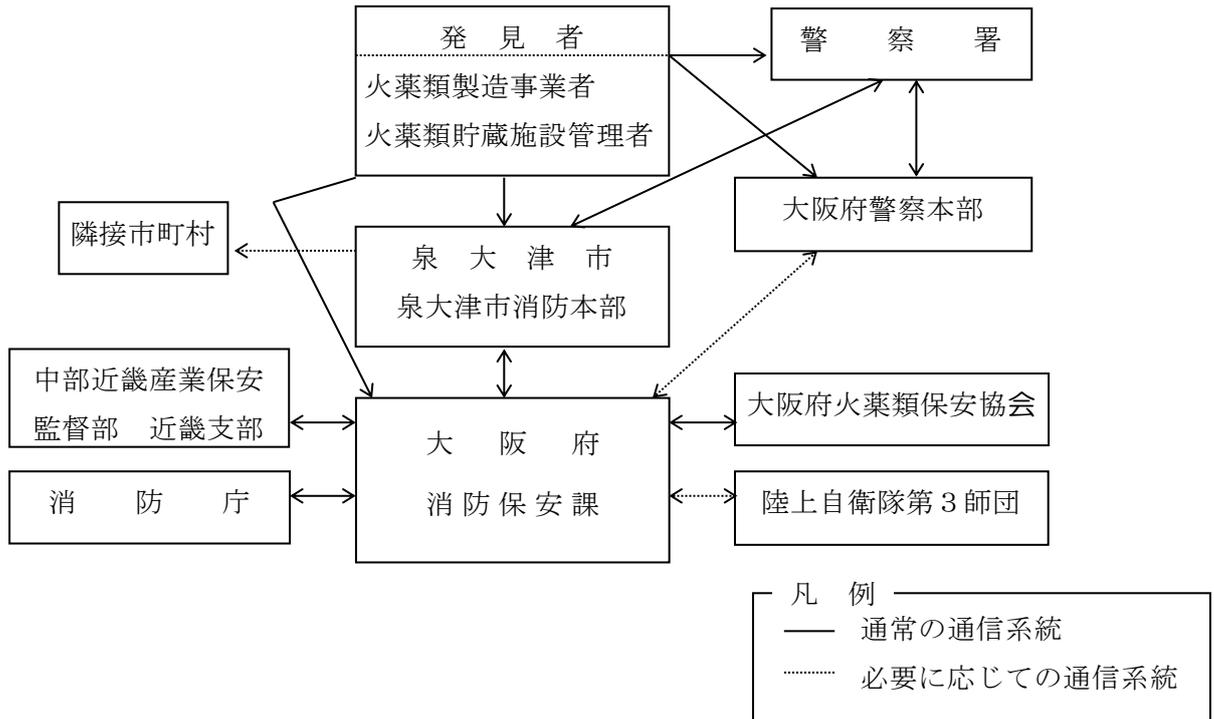
高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、速やかに職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため必要な措置を行う。また府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

第5 火薬類災害応急対策

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部、府、府警察、火薬類保安協会、自衛隊、中部近畿産業保安監督部近畿支部、消防庁
------	--

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報については、次により行う。



2 市、消防

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、市は、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講じる。

3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部

関係機関と密接な連絡を図り、施設の使用停止、火薬の運搬停止等の必要な緊急措置を講じる。

4 府警察

- (1) 火薬類の爆発等により災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止

の措置を講じる。

- (2) 火災等の災害が火薬類貯蔵所に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を講じる。

5 事業者

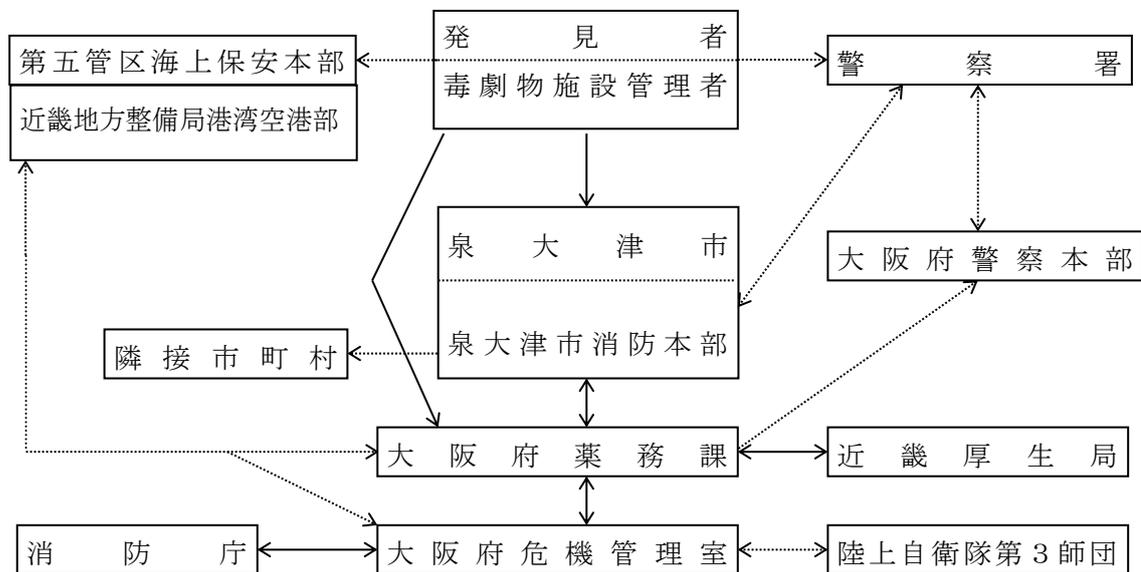
- (1) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため必要な措置を講じる。

第6 毒物劇物災害応急対策

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部、府、消防庁、府警察、自衛隊、近畿厚生局、海上保安本部等
------	--

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報については、次により行う。



凡例
 — 通常通信系統
 必要に応じての通信系統

2 市、消防

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 府

- (1) 毒物劇物施設が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透して保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、施設等の管理責任者に対し、危害防止のための除毒等の応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 関係機関との連携を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集・伝達に努め、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

4 府警察

- (1) 毒物劇物の流出等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が毒物劇物の貯蔵施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

5 事業者

- (1) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第7 管理化学物質災害応急対策

実施担当	* 危機管理課、* 都市政策部、* 消防本部、府、府警察、海上保安本部、 近畿地方整備局
------	---

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報については、別図により行う。

2 市

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、生活環境保全条例の権限を移譲されている市は、管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある場合には、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

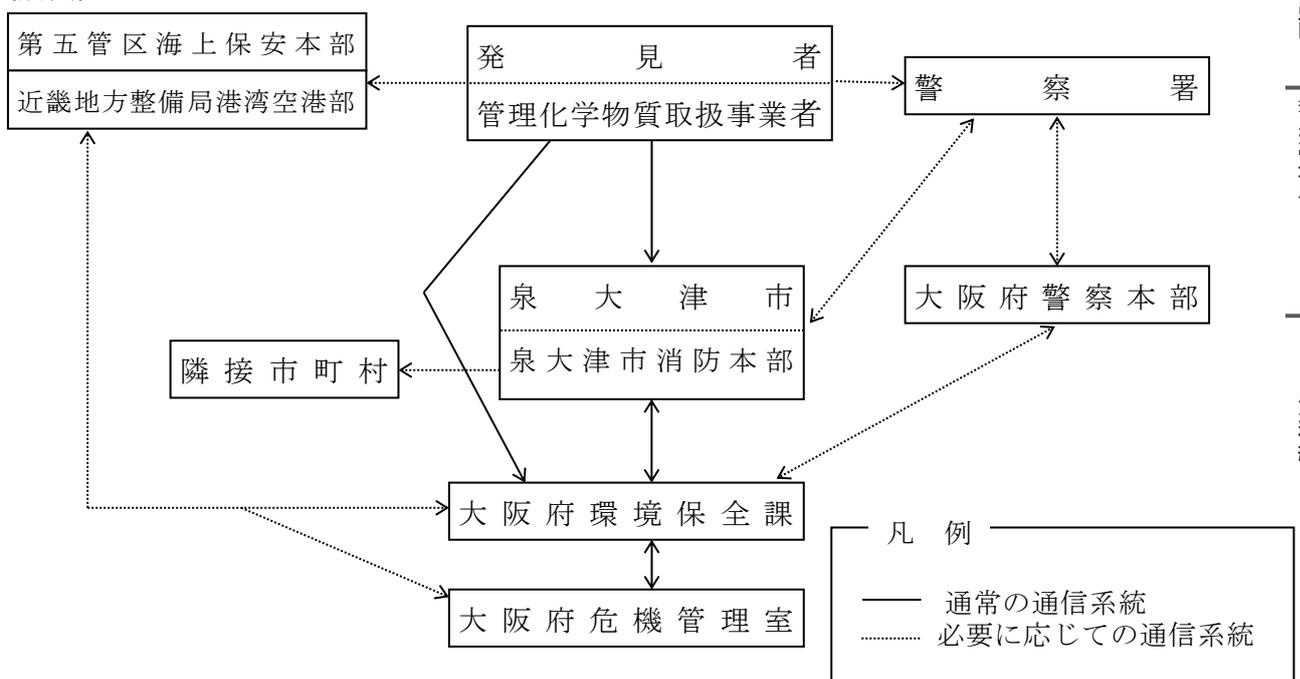
3 府

- (1) 管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある場合には、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 関係機関との連携を密にし、管理化学物質に係る災害情報の収集連絡を行い、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

4 事業者

- (1) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、府及び市町村にその被害の状況、応急措置の実施状況等を連絡する。
- (2) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止等のため、必要な措置を行う。

[別図]



第6節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策

高層建築物等の災害に対処するため関係機関は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 市の組織動員	* 危機管理課、* 消防本部
第2 府現地災害対策本部との連絡	* 危機管理課、* 消防本部
第3 通報連絡体制	* 危機管理課、* 消防本部
第4 火災の警戒	* 危機管理課、* 消防本部
第5 市、消防	* 危機管理課、* 消防本部
第6 府警察	* 府警察
第7 大阪ガスネットワーク株式会社	* 大阪ガスネットワーク株式会社
第8 高層建築物、地下街の管理者等	* 高層建築物、地下街の管理者

第1 市の組織動員

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部
------	----------------

市は、大規模な高層建築物、地下街又は市街地火災等による災害が発生し、若しくは災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制

事故対策本部は、災害が発生したと市長（市長が不在の場合の代理順位については、①副市長、②危機管理監、③市長公室長、④政策推進部長とする。）が判断するとき、災害応急対策を実施するため設置される。

2 組織及び運営

事故対策本部の組織及び運営については、災害応急対策の組織動員体制を準用する。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が予想される若しくは発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による。

指 令	配 備 時 期	配 備 体 制
事故警戒配備	災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
事故非常配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

(2) 防災関係機関の組織動員計画

消防及び防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 廃止基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (3) その他本部長が認めたとき

5 事故対策本部の設置又は廃止の通知

市長は、本部を設置し又は廃止したときは、速やかに知事、その他関係機関に通知するものとする。

第2 府現地災害対策本部との連絡

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部
------	----------------

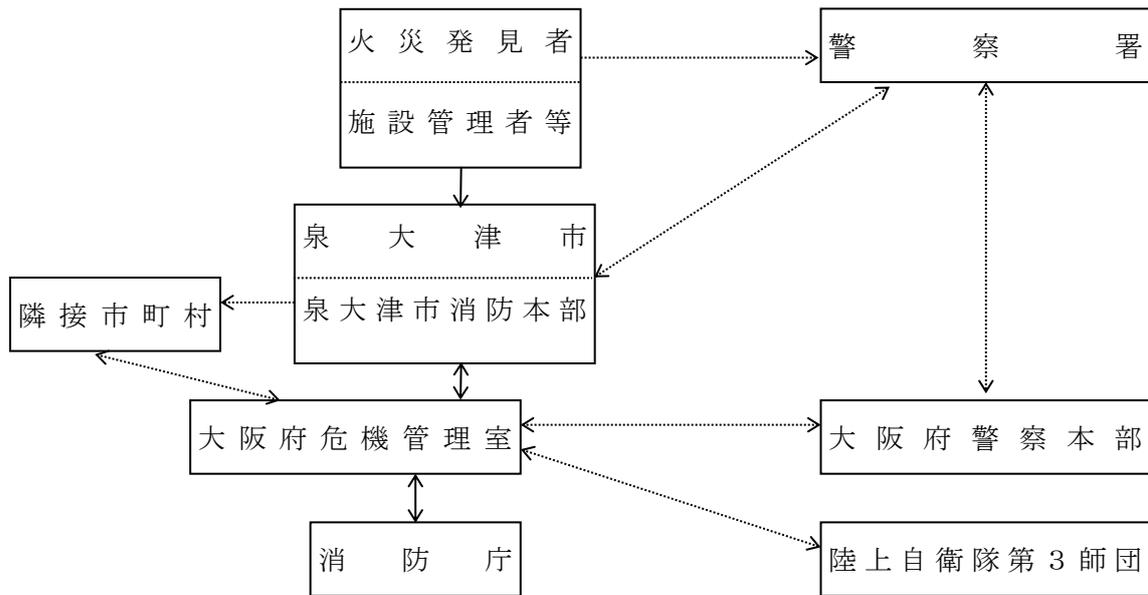
庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 通報連絡体制

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部
------	----------------

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報については、次により行う。

1 通報系統



凡例
 — 通常の通信系統
 必要に応じた通信系統

第4 火災の警戒

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部
------	----------------

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は、市長に伝達する。

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報（実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下）」及び「強風注意報（平均風速：陸上12m/s、海上15m/s）」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予測している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

2 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで火の使用を制限する。

4 住民への周知

市は、防災行政無線（同報系）、広報車、警鐘、航空機などを利用するとともに状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第5 市、消防

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部
------	----------------

市及び消防は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助については、他の活動に優先して行う。

1 ガス漏洩事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定
- (4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示、危険箇所に要員を配置するなど、府警察等と協力して安全で迅速な避難誘導を行う。

- (5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

- (6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断については、大阪ガスネットワーク株式会社（都市ガスの場合）、又は、（一社）大阪府LPガス協会が指定する通報事業所（LPガスの場合）が行う。

イ 大阪ガスネットワーク株式会社等の到着が消防隊より相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちにその旨を大阪ガス株式会社等に連絡する。

2 火災等

消防機関は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策
- (4) 高層建築物、地下街等の消防用設備の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 浸水、水損防止対策

3 広域応援体制

- (1) 市は、市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防ぎょ活動を実施できない場合には、隣接市町村、府、府警察などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。
- (2) 府は、市から要請があったとき又は緊急の必要があるとき、隣接市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

第6 府警察

実施担当	* 府警察
------	-------

府警察は、災害状況に応じ次の警備措置を実施する。

1 警備本部等の設置

幹部の早期現場急行により現地指揮体制を確立し、警備本部を設置する。

2 救出救助

被災者の有無の確認及び速やかな救出救助活動と消防機関・救護機関等と連携協力した

負傷者の救護搬送措置を行う。

3 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所への要員配置による各種資機材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。

4 警戒区域の設定

二次災害防止を図るための広範囲の警戒区域の設定を行う。

5 交通規制

迅速・円滑な救出救助活動及び復旧作業を図るために必要な交通規制を実施する。

6 その他

府警察は、関係機関との密接な連携のもと、市が行う消火・救助・救急活動を支援する。
また、市その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視（死体調査）等所要の措置をとる。

第7 大阪ガスネットワーク株式会社

実施担当	* 大阪ガスネットワーク株式会社
------	------------------

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講じる。

- (1) 緊急の場合には、特定の施設に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等により、ガスの供給を停止する。
- (2) 遮断後のガスの供給再開にあたっては、消防機関の現場最高指揮者に連絡のうえ行う。

第8 高層建築物、地下街の管理者等

実施担当	* 高層建築物、地下街の管理者
------	-----------------

- (1) ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物、地下街の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

総則

(2) 高層建築物、地下街の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。

災害予防対策

(3) 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

災害応急対策

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

南海トラフ地震防
災対策推進計画

附属1(東海地震の
警戒宣言)

資料編

第7節 放射線災害応急対策

放射性物質を取り扱う事業所、施設及び輸送事業所（以下この節において「事業所等」という。）における災害及び放射性物質輸送時の災害等から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市及び事業所等の役割を明確にするとともに十分連携をとり、放射線災害の応急対策に万全を期するため必要な事項について定める。

放射線災害の特殊性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に住民の安全確保対策を講じる。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 市の組織動員	*危機管理課、*消防本部
第2 府現地災害対策本部との連絡	*危機管理課、*消防本部
第3 災害状況の報告	*危機管理課、*消防本部、事故発生事業者
第4 災害時の連絡体制	*危機管理課、*消防本部、府、府警察、消防庁、文部科学省
第5 放射性同位元素に係る災害応急対策	*危機管理課、*市長公室、*消防本部、事故発生事業者
第6 災害時における消防活動	*危機管理課、*消防本部、放射性物質取扱事業所、輸送責任者等
第7 市域外の原子力事業所施設等での災害への対応	*危機管理課、*政策推進部

第1 市の組織動員

実施担当	*危機管理課、*消防本部
------	--------------

市は、大規模な放射線事故による災害が発生し又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

1 組織体制

事故対策本部は、災害が発生したと市長（市長が不在の場合の代理順位については、①副市長、②危機管理監、③市長公室長、④政策推進部長とする。）が判断するとき、災害応急対策を実施するため設置される。

2 組織及び運営

事故対策本部の組織及び運営は、災害応急対策の組織動員体制を準用する。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が予想される若しくは発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による。

指 令	配 備 時 期	配 備 体 制
事故警戒配備	災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
事故非常配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

(2) 防災関係機関の組織動員計画

消防及び防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 廃止基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (3) その他本部長が認めたとき

5 事故対策本部の設置又は廃止の通知

市長は、本部を設置し又は廃止したときは、速やかに知事、その他関係機関に通知するものとする。

第2 府現地災害対策本部との連絡

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部
------	----------------

庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 災害状況の報告

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部、事故発生事業者
------	------------------------

事業所等は、事故及び災害が発生したときは、速やかに下記の事項を市等の関係機関に報告する。

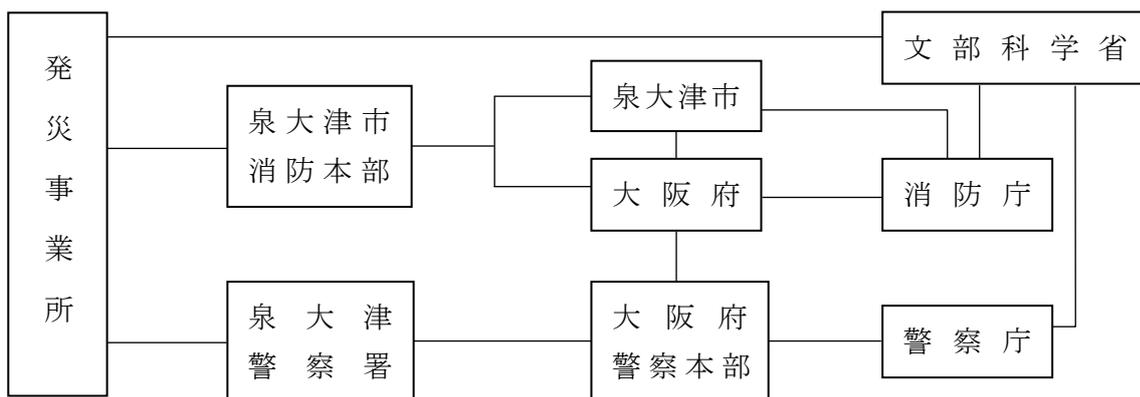
- (1) 事故又は災害発生の時刻
- (2) 事故又は災害発生の場所
- (3) 事故又は災害の種別
- (4) 事故又は災害の範囲
- (5) 事故又は災害の程度
- (6) 汚染状況

第4 災害時の連絡体制

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部、府、府警察、消防庁、文部科学省
------	--------------------------------

市及び事業所等は、放射線災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、直ちに下記の連絡体制がとれるよう緊急時の連絡体制を確立しておく。

連絡体制



第5 放射性同位元素に係る災害応急対策

実施担当	* 危機管理課、* 市長公室、* 消防本部、事故発生事業者
------	-------------------------------

放射性同位元素に係る災害が発生した場合、防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、相互に協力して次の措置を講じる。

(1) 関係機関への情報連絡及び広報

市は、事業所等からの通報により、大規模な放射線災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知り得た場合、直ちに防災行政無線、広報車等を活用し広報を実施するほか、報道機関に対し広報を要請する。

(2) 放射線量の測定

(3) 放射線による被曝を受けた者等の救出・救護

(4) 住民等の避難

危険地域の住民に対し退避又は避難等の指示を行う。

(5) 危険区域の設定と立入制限

市は、放射性物質による汚染状況調査等に基づき、必要に応じ応急対策及び復旧・復興対策における避難対策等を準用し、警察等の協力を得て立入制限・交通規制等を実施する。

(6) 交通規制

(7) その他災害の状況に応じた必要な措置

他市等及び他府県に立地する原子力事業所施設等において異常な事象等が発生した場合は、関係自治体等からの情報収集に努めるとともに、必要に応じ本節を適用する。

第6 災害時における消防活動

実施担当	* 危機管理課、* 消防本部、放射性物質取扱事業所、輸送責任者等
------	----------------------------------

1 放射性物質を取り扱う事業所及び輸送責任者等

放射性物質を取り扱う事業所及び放射性物質の輸送時における輸送責任者等は、災害が発生し又は発生のおそれのある場合は、消火等を行うなど被害の軽減に努める。

2 消防本部

(1) 消防活動の基本

ア 放射性物質の漏洩等による被ばく及び汚染のおそれがある場合は、放射線施設責任者及び輸送責任者等の協力を得て消防活動を実施する。

ただし、放射性物質の漏洩等のないことが確認された場合は、通常災害と同様に対応する。

イ 消防隊員等は放射線防護服、個人線量計、空気呼吸器等の装着を行い、できるだけ身体の露出部分を少なくするものとする。

(2) 放射線危険区域等の設定

ア 防ぎよ活動に先だって測定器による放射線量の測定を行い、測定結果に基づき放射線危険区域の設定を行う。

イ 放射線危険区域の設定に当たっては、関係機関等と協議のうえ、活動区域を勘案して行い、消防警戒区域として立ち入りを制限するものとする。

(3) 消防隊員等の安全確保

ア 救出活動等を行う場合の消防隊員等は、放射線粉塵等が体表面及び粘膜等に触れないよう防護措置を行うものとする。

イ 消防活動に従事する消防隊員等は、個人線量計等を携行するものとし、1回あたりの活動の被ばく線量の上限は、10mSv以下、人命救助等の緊急時活動の被ばく線量の上限は100mSv以下とする。

(4) 汚染検査等

ア 放射性物質による汚染のおそれのある場合及び放射線管理区域等で活動した消防隊員等は汚染検査を実施する。

イ 汚染検査で汚染が確認された場合は、汚染の除去措置をとるとともに、医師の診断を受ける。

(5) 救急搬送病院の選定

放射性物質による汚染者の搬送先医療機関は、「大阪府緊急被ばく医療活動マニュアル」で定められた医療機関とする。

ア 大阪府泉州救命救急センター

イ 大阪府立中河内救命救急センター

(6) 放射線災害を覚知したときは、速やかに次の関係機関に必要な連絡をしなければならない。

ア 泉大津警察署

- イ 大阪府政策企画部危機管理室
- ウ 文部科学省 科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室
- エ その他関係機関等

(7) その他の消防活動

消防活動の詳細については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」及び消防本部が別に定める「放射線施設等災害時の消防災害対策要綱」に基づき実施する。

第7 市域外の原子力事業所施設等での災害への対応

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部
------	-----------------

他市等及び他府県に立地する原子力事業所施設等において異常な事象等が発生した場合は、関係自治体等からの情報収集に努めるとともに、必要に応じ本節を適用する。

また、福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、市は、関西広域連合が策定する「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、府を通じて滋賀県長浜市から被災住民の広域避難の受入れを行う。

災害復旧・復興対策

第 1 章

災害復旧対策

第1節 復旧事業の推進

市及び防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざすことを基本として、復旧事業を推進する。

市は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 被害の調査	全部局
第2 公共施設等の復旧	全部局
第3 激甚災害の指定	* 危機管理課、* 総務部
第4 激甚災害指定による 財政援助	* 危機管理課、* 政策推進部、* 総務部、* 都市政策部
第5 特定大規模災害	* 危機管理課、* 政策推進部、* 総務部

第1 被害の調査

実施担当	全部局
------	-----

市は、防災関係機関と協力し、災害による直接被害額及び復旧事業に要する額等、その他必要な事項等を調査し、速やかに府に報告する。

第2 公共施設等の復旧

実施担当	全部局
------	-----

1 復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、国又は府が査定を速やかに実施できるよう努める。

2 復旧完了予定時期の明示

市、府をはじめ防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

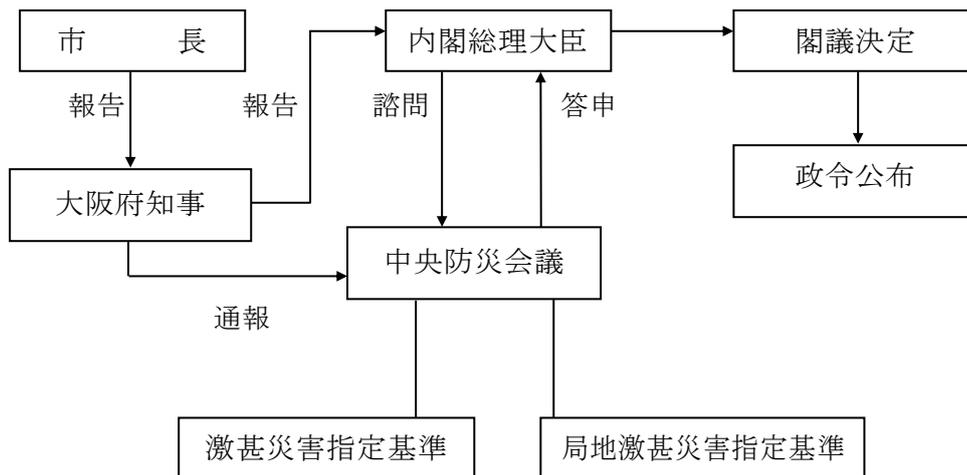
第3 激甚災害の指定

実施担当	* 危機管理課、* 総務部
------	---------------

市は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため必要な手続きを進める。

※資料 43 「激甚災害及び局地激甚災害指定基準」

【激甚災害指定の手続きの流れ】



第4 激甚災害指定による財政援助

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 総務部、* 都市政策部
------	-------------------------------

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係書類を作成して知事に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように措置する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の特別の財政援助及び助成

※資料45「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく復旧事業及び府の関係部局」

第5 特定大規模災害

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 総務部
------	-----------------------

府は、特定大規模災害*を受けた市又は市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。

※特定大規模災害とは、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害をいう。

第2節 被災者の生活再建等の支援

市及び府は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、支援金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付等を行うものとする。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 災害弔慰金等の支給	*危機管理課、*総務部、*保険福祉部
第2 災害援護資金・生活資金等の貸付	*総務部、*保険福祉部、府社会福祉協議会
第3 り災証明書の交付等	*危機管理課、*政策推進部、*総務部、*保険福祉部、*都市政策部
第4 租税等の減免及び徴収猶予等	*総務部、*保険福祉部
第5 住宅の確保	*都市政策部
第6 被災者生活再建支援金	*危機管理課、*総務部、

第1 災害弔慰金等の支給

実施担当	*危機管理課、*総務部、*保険福祉部
------	--------------------

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

市は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき支給する。

- (1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。
 - ア 本市の区域において5世帯以上の住家が滅失した災害
 - イ 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害
 - ウ 府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害
 - エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上ある場合の災害
- (2) 次の場合、支給を制限する。
 - ア 死亡又は障害が故意または重大な過失による場合
 - イ 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合

- (3) 災害弔慰金については、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。
- (4) 災害障害見舞金については、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

実施担当	* 総務部、* 保険福祉部、府社会福祉協議会
------	------------------------

市及び大阪府社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1 災害援護資金貸付

市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、被災者に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

大阪府社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、市内居住の低所得世帯等に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

第3 り災証明書の交付等

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 総務部、* 保険福祉部、* 都市政策部
------	---------------------------------------

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立するとともに遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

住家等の被害の程度を調査する際には、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施に努める。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的か

つ効率的な実施に努める。

り災証明の発行や被災者台帳の作成にあたっては、「被災者支援システム」を活用する。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

第4 租税等の減免及び徴収猶予等

実施担当	* 総務部、* 保険福祉部
------	---------------

- (1) 国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。
- (2) 府は、「地方税法」及び「大阪府税条例」に基づき、府税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。
 - ア 申告、納入若しくは納付期限の延長
 - イ 府税の還付又は減免
 - ウ 徴収猶予
 - エ 滞納処分の執行停止、換価猶予
- (3) 府は、条例に基づき、各種許可証等の再交付等に係る手数料の減免措置を行う。
- (4) 市は、「地方税法」及び「泉大津市市税条例」に基づき、市税の減免及び徴収猶予等の適切な措置を行う。
- (5) 市は、「国民健康保険法」及び「泉大津市国民健康保険条例」等に基づき、減免及び徴収猶予等の適切な措置を行う。
- (6) 市は、「介護保険法」及び「泉大津市介護保険条例」等に基づき、減免及び徴収猶予等の適切な措置を行う。
- (7) 国は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講じる。

第5 住宅の確保

実施担当	* 都市政策部
------	---------

市は、府及び関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者

に対して支援を行う。

1 相談窓口の設置

市は、住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

2 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

3 公共住宅の供給促進

市は、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

(1) 公営住宅の空き家活用

既存の空家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるように配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

4 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸し付けを行う。

5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を行う。

第6 被災者生活再建支援金

実施担当	* 危機管理課、* 総務部
------	---------------

1 被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金の迅速な支給を要請する。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る。）における自然災害。

(3) 支給対象世帯

自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるもの

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

- ウ 災害による危険な状況が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支給金額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

- ・上記(3)ア～ウの世帯 100万円
- ・上記(3)エの世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

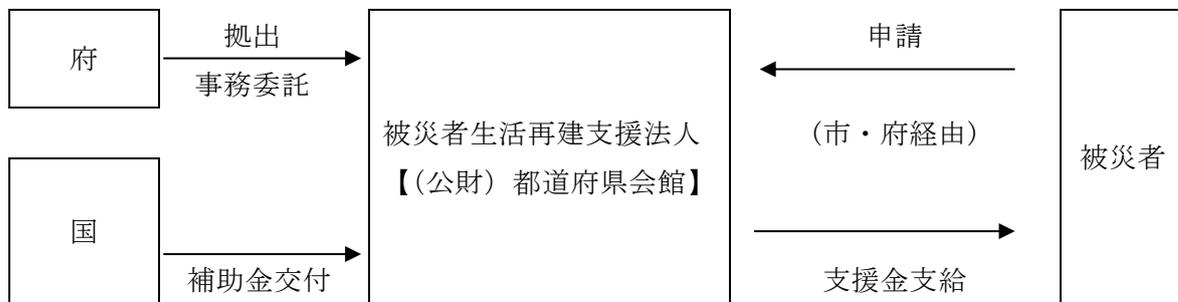
- ・住宅を建設又は購入した場合
 - 上記(3)ア～エの世帯 200万円
 - 上記(3)オの世帯 100万円
- ・住宅を補修した場合
 - 上記(3)ア～エの世帯 100万円
 - 上記(3)オの世帯 50万円
- ・住宅を賃貸した場合（公営住宅を除く）
 - 上記(3)ア～エの世帯 50万円
 - 上記(3)オの世帯 25万円

※ いったん住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。（中規模半壊世帯は1/2）

※ 世帯人数が1人の場合については、それぞれ3/4の額となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次図のとおり。



(所管：内閣府) (支援金の 1/2)

第3節 中小企業の復興支援

市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 市の措置	* 政策推進部
第2 融資の種類	* 政策推進部

第1 市の措置

実施担当	* 政策推進部
------	---------

市は、あらかじめ泉大津商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

中小企業の被害状況調査、再建資金の需要把握など、府の講じる措置に協力するとともに、泉大津商工会議所と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、融資相談窓口を開設する。

第2 融資の種類

実施担当	* 政策推進部
------	---------

1 日本政策金融公庫

災害の程度に応じて融資条件を定めて、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引下げを行う。

2 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者及び中小企業協同組合に対して、その再建資金の貸し付けを行う。

3 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

第4節 農漁業関係者の復興支援

市は、災害により被害を受けた農漁業者又は農漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農漁業の生産力の回復及び経営の安定を図るため、資金の融資が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 市の措置	*政策推進部
第2 資金の融資	*政策推進部

第1 市の措置

実施担当	*政策推進部
------	--------

農漁業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 資金の融資

実施担当	*政策推進部
------	--------

- (1) 天災融資資金（天災融資法）
- (2) 農林水産業資金
- (3) 大阪府農林漁業経営安定資金

第5節 ライフライン等の復旧

実施担当	* 危機管理課、* 市長公室、* 都市政策部、府、関西電力送配電株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等、近畿地方整備局、日本放送協会、民間放送事業者、鉄道事業者
------	--

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

1 上水道

(1) 復旧計画

- ア 水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えて、各水道事業者等のホームページ上に稼働状況、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

2 下水道（府、市）

(1) 復旧計画

- ア 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、市及び府のホームページ上に稼働状況、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

3 電力（関西電力送配電株式会社）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。

ウ 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、関西電力送配電株式会社のホームページ上に停電エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、大阪ガスネットワーク株式会社のホームページ上に供給停止エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等）

(1) 復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

(2) 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、各電気通信会社のホームページ上に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

6 共同溝・電線共同溝（近畿地方整備局、府、市）

(1) 復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、国、府及び市のホームページ上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

(1) 復旧計画

- ア 被災した施設及び設備等については、迅速且つ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。
- イ 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。
- ウ 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシまたは新聞等

の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

(2) 広報

災害発生時においては、府や関係機関等への情報提供に努める。

8 鉄道（鉄道事業者）

(1) 復旧計画

- ア 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- イ 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期を明示するものとする。
- ウ 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

(2) 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、各事業者のホームページ上等に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

9 道路（近畿地方整備局、府、市）

(1) 復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。
- エ 府は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、府道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、国、府及び市のホームページ上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第2章

災害復興対策

第1節 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建や地域経済の再生を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 基本的考え方	* 危機管理課、* 政策推進部、* 都市政策部
第2 現状復旧	* 危機管理課、* 政策推進部、* 都市政策部
第3 復興計画の作成	* 危機管理課、* 政策推進部、* 都市政策部
第4 関西広域連合における復興に向けた取組み	* 危機管理課、* 政策推進部、* 都市政策部

第1 基本的考え方

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 都市政策部
------	-------------------------

市域に大規模な災害が発生し被災した場合には、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに府は復興に関する方針、計画を、市は復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

また、迅速で円滑な都市の復興と安全で快適な都市づくりの両立を図るため、大阪府震災復興都市づくりガイドラインを指針に復興プロセスを推進する。

そのためにも市は、府と連携し、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

市は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国・府等関係機関と協議を行い、現状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行い、基本方針を決定する。

災害予防対策

災害応急対策

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

南海トラフ地震防
災対策推進計画

附属1（東海地震の
警戒宣言）

資料編

第2 現状復旧

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 都市政策部
------	-------------------------

災害発生直後は、当面、現状復帰復旧を基本とするが、将来に発生する災害に対応するよう、中・長期的視野に立って、発災直後にすべき緊急対応・緊急対策と、中長期的対策を区分して取り組むことが望ましく、復旧対策では緊急対応・緊急対策を、復興対策では中長期的対策を基本として各種事業を進めていくこととする。

第3 復興計画の作成

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 都市政策部
------	-------------------------

1 復興計画の考え方

- (1) 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、市は国・府その他関係機関と協議のうえ復興計画を策定し、諸事業と調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。
- (2) 市は、復興が迅速に進むよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。
復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。また、市は、関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。
- (3) 市は、復興計画の迅速かつ的確な策定と遂行を図るため、広域調整や国・府との連携などにより、必要な体制を整備する。
- (4) 市は、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画策定段階で復興後のあるべき姿を明確にして、住民の理解を求め、将来に悔いのない住民の生活安全と環境保全に配慮した防災力の高いまちづくりを目指す。

2 復興計画の項目

市は、次に掲げる事項について定めることとする。復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、計画の策定過程において、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

- (1) 復興計画の区域

- (2) 復興計画の目標
- (3) 市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

第4 関西広域連合における復興に向けた取組み

実施担当	* 危機管理課、* 政策推進部、* 都市政策部
------	-------------------------

関西広域連合は、他分野事務局と連携をとり、職員派遣などによる復興計画策定支援、復興に関するノウハウの提供、提言等を行う。

また、関西が壊滅的被害を受けるような大規模広域災害において、関西広域連合は必要に応じて、関西全体の将来像を見据えた復興の指針となる「関西復興戦略」を策定する。

南海トラフ地震 防災対策推進計画

第1章 総則

第1 推進計画の目的

本市は、南海トラフ地震が発生した場合に最大震度6弱と想定され、沿岸部では津波による浸水予想区域に含まれる地域があるなど、著しい被害が生ずるおそれがあるため、平成26年3月の中央防災会議において「南海トラフ地震の防災対策推進地域」に指定された。

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）は、地震災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら泉大津市地域防災計画総則第4節防災関係機関の業務大綱に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第3 水防に関する市等の活動

市等においては、次の活動を行う。

- 1 水防活動上必要な監視、警戒
- 2 水門等の操作
- 3 重要水防箇所等の監視体制の構築
- 4 水防活動上必要な資機材の調達
- 5 水防上、危険な箇所を発見した場合は、関係機関及び施設管理者に連絡し、必要な措置を講じるとともに、場合により、警戒区域を設定し関係者以外の立入を禁止するとともに、担当者自身の安全の確保を行う。
- 6 水門、樋門等の被害状況を把握し、関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、水位等の変動に応じ適正な管理を行う。

第4 泉大津市消防団の活動

泉大津市消防団の活動等については、消防本部と密接な連携を図り、市災害対策本部の指揮の下、その活動を行う。

第5 推進計画に定めのない対策

この計画に定めのない予防対策及び災害応急対策については、泉大津市地域防災計画災害予防対策及び災害応急対策の定めに基づき行う。

第6 地震・津波の被害想定

本市の地震・津波の被害想定は、泉大津市地域防災計画総則第3節本市の概況と被害想定第3 災害想定2 地震・津波の被害想定に記載のとおりである。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1 資機材・人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な資機材等（以下「物資等」という。）の確保については、泉大津市地域防災計画災害応急対策第3章消火、救助、救急、医療救護、第6章二次災害防止、ライフライン確保に基づき行う。
- (2) 市は、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等が不足する場合は、府に対して供給の要請を行う。

2 人員の配置等

市は、泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立、第2章情報収集伝達・警戒活動に基づき、府に対し人員配置等を報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、府等に応援を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 市及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- (2) 具体的な措置内容は、各防災関係機関において別に定める。

第2 他防災関係機関に対する応援要請

- 1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定等は次のとおりである。

締結先	名称
愛知県知多市	災害時における相互応援に関する協定書
市町村広域災害ネットワーク	災害時相互応援に関する協定
石油基地自治体協議会加盟団体	災害時相互応援協定
堺市、高石市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃事務組合	一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定
高石市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合	し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定
堺市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	泉州地域災害時相互応援協定
国土交通省近畿地方整備局	災害時等の応援に関する申し合わせ

※資料 39 「災害時応援協定等一覧表」

- 2 市長は、必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。
- 3 市長は、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣要請を要求することができる。

また、市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知することができる。

なお、この場合においては、事後速やかに知事に通知する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要求する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

※資料46 「自衛隊派遣要請書式等」

第3 帰宅困難者への対応

- 1 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。
- 2 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設などの確保対策等の検討を進める。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

南海トラフ地震が発生した場合、約95分で本市に津波の第1波が来襲することが想定されている。

このため市は、府等と協力し津波からの防護に努める。

第1 津波からの防護

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び樋門の閉鎖、工事の場合は工事の中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備・点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- 2 河川、海岸、港湾、漁港の管理者は、次の事項について、別に定める。
 - (1) 防潮堤、水門等の点検方針・計画
 - (2) 防潮堤、水門・樋門等の機能高度化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制・手順及び平常時の管理方法
 - (4) 水門等の操作マニュアル等の作成
 - (5) 南海トラフ地震により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時発着場、港湾等の整備の方針及び計画
 - (6) 同報系防災行政無線の整備等の方針及び計画

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は以下のとおりとする。

1 情報の収集・伝達における役割及び経路・手段

(1) 情報の収集・伝達における役割

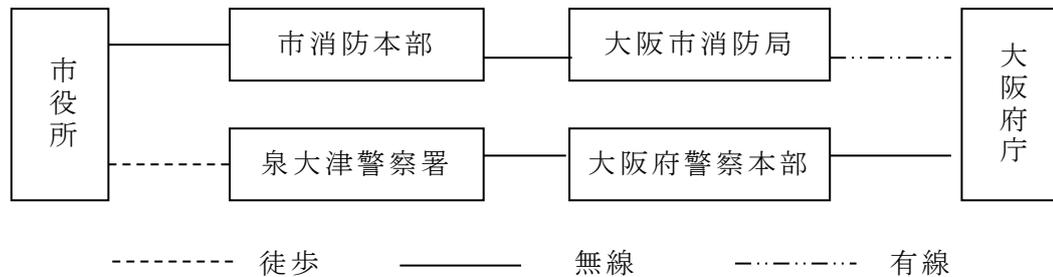
市は、防災行政無線や大阪府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関（消防、警察、自衛隊、堺海上保安署等）に迅速に伝達する。

無線通信の系統は、泉大津市地域防災計画災害予防対策第1章第2節情報収集伝達体制の整備、及び災害応急対策第2章第4節発災直後の情報収集伝達のとおりである。

また、住民及び臨海部の就業者等に対し避難の指示等必要な措置を行う。

(2) 情報の収集・伝達の経路・手段

地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により、通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、次の経路・手段により行う。



2 情報の伝達先

市は、津波に関する情報を管轄区域内の住民及び臨海部の就業者、観光客、釣り人やドライバー等滞在者その他公私の団体（以下「居住者等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達する。

3 被害状況の把握

管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握する。

第3 避難指示の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、原則として下記のとおりである。

- (1) 津波予報区「大阪府」に大津波警報、津波警報が発表されたとき
- (2) 市域において強い揺れ（震度4程度以上）が観測された場合、または長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、津波による浸水が発生すると判断したとき

第4 避難対策等

1 避難指示の対象地区

津波予報区「大阪府」に大津波警報、津波警報が発表された時に、津波による避難指示の対象となる地区は、下記のとおりである。

避難対象地域（町丁名）			
春日町	戎町	青葉町	綾井
小松町	高津町	松之浜町1丁目	臨海町1丁目
菅原町	上之町	松之浜町2丁目	臨海町2丁目
東港町	下之町	助松町1丁目	臨海町3丁目
若宮町	西港町	助松町2丁目	新港町
田中町	清水町	助松町3丁目	小津島町
神明町	河原町	助松町4丁目	なぎさ町
本町	汐見町	東助松町1丁目	夕凧町

2 周知する事項

市は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図る。

- (1) 地区の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難指示の伝達方法
- (6) 避難場所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

3 周知の方法

市は、避難の指示を行う場合は、同報系防災行政無線及び津波防災情報システムや広報車等の活用、自主防災組織等住民組織との連携など、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。

周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

4 避難所開設のための準備

市は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備を進めておく。

5 避難所開設にかかる計画

市は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うよう、あらかじめ計画を作成しておく。

6 自主防災組織及び自衛消防組織が行う措置

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民・従業員・入場者等の避難誘導のための必要な措置をとる。

7 介護等を要する者への配慮

介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

- (1) 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
- (2) 津波の発生のおそれにより、市長より避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
- (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

8 外国人・出張者への対応

市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人・出張者等に対する避難誘導等の対応について定める。その際には、消防団や自主防災組織等との連携に努めることや、避難誘導・支援等を行う者の安全確保を最優先とすること等に留意する。

9 避難所における救護上の留意事項

- (1) 市が、避難所において避難者に対し実施する救護の内容は、下記のとおりである。
- ア 収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食料及び毛布等の供給
 - ウ その他必要な措置
- (2) 市は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。
- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
 - イ 府に対し府及び他市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ その他必要な措置

10 津波避難に関する意識啓発

市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

(1) 津波ハザードマップの活用

大阪府津波浸水想定区域図に基づき作成した泉大津市総合防災マップ(津波ハザードマップ)により、住民の円滑な避難をはじめとする避難計画の策定及び防災意識の高揚等を図る。

(2) 津波防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練を実施する。

第5 消防機関等の活動

消防機関等の活動は、泉大津市地域防災計画災害応急対策第3章消火、救助、救急、医療救護に基づき行動する。特に次の事項を重点として必要な措置を講ずる。また、これら措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画を定める。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- 2 津波からの避難誘導
- 3 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- 4 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

第6 ライフライン・放送事業者の活動

1 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、市は、上水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行い、情報収集に努める。

2 電気

関西電力送配電株式会社は、津波からの円滑な避難を確保するため、大津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電源の確保のためにとるべき必要な措置を講ずるとともに、泉大津市地域防災計画災害応急対策第6章二次災害防止、ライフライン確保第3節ライフライン・放送の確保に基づき行動する。

3 ガス

大阪ガスネットワーク株式会社は、泉大津市地域防災計画災害応急対策第6章二次災害防止、ライフライン確保第3節ライフライン・放送の確保に基づき行動する。

4 通信

西日本電信電話株式会社等通信事業者は、泉大津市地域防災計画災害応急対策第6章二次災害防止、ライフライン確保第3節ライフライン・放送の確保に基づき行動する。

5 放送事業者

放送事業者等は、市長の要請により、住民への広報活動に努め、泉大津市地域防災計画災害応急対策第6章二次災害防止、ライフライン確保、第3節ライフライン・放送の確保に基づき行動する。

第7 交通対策

1 道路

府公安委員会、府警察は、道路管理者と協力し、津波の来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難路について交通規制の内容をあらかじめ計画し、周知する。

2 鉄道

- (1) 鉄道事業者は、走行路線に津波により浸水が予想される区間がある場合、運行を停止し、必要に応じて乗客の避難誘導を行う。
- (2) 鉄道事業者は、列車の乗客及び駅舎に滞在する者を避難誘導計画等に基づき、避難誘導する。

3 海上

港湾管理者は、港内航路等について、沈没、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物の除去等に努める。

第8 市が管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入する施設

市が管理する施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 大津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び整備、備品等の転倒・落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検・整備
- キ 非常用電源装置の整備、情報収集装置（無線、ラジオ等）の整備

(2) 個別事項

施設ごとに具体的に避難に関する事項を別途定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又は医療対策本部等がおかれる庁舎の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- (1) 自家発電設備、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- (2) 無線通信設備等の確保
- (3) 災害対策本部開設に必要な資機材又は緊急車両等の確保

第9 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防本部は、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

2 消防団の充実

消防本部は、消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

第1 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表。

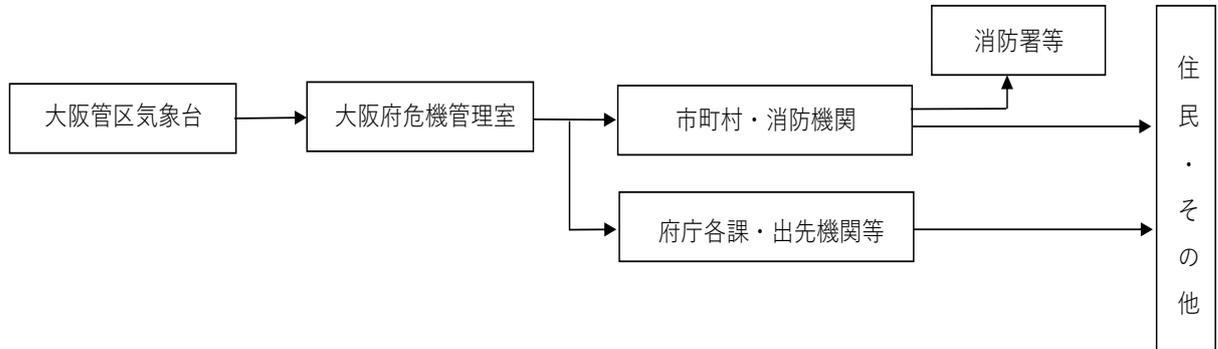
3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表。

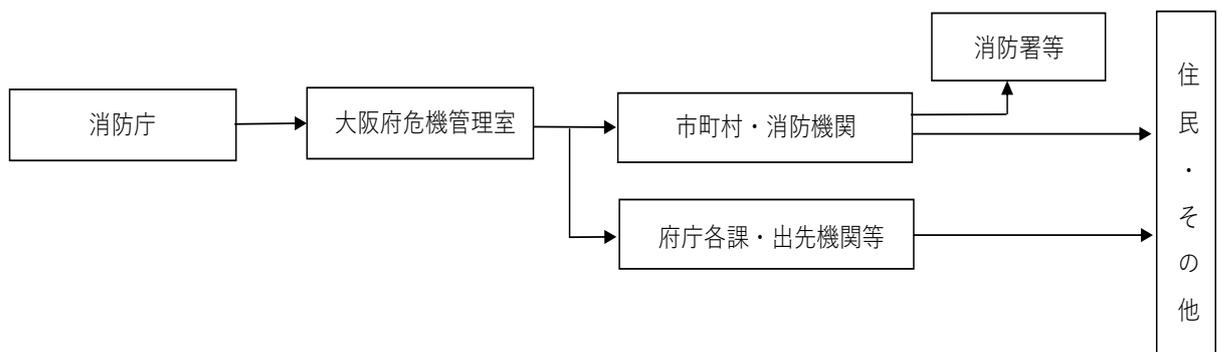
第2 南海トラフ地震臨時情報等の伝達について

1 伝達情報及び系統

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



2 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置については、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立、第2章情報収集伝達・警戒活動」に準じて必要な措置をとる。

第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

- (1) 災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）について市は、市庁内及び関係機関相互間において、確実に情報が伝達されるよう、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立、第2章情報収集伝達・警戒活動」に準じて必要な措置をとる。

この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

- (2) 市は、市域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が正確かつ広範に伝達されるよう、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動」に準じて必要な措置をとる。

この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うよう留意する。

なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

- (3) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

- (4) 市は、各々の災害対策本部の設置運営方法その他の事項について「泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立」に準じて必要な措置をとる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

- (1) 市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知を図るため、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動」に準じて必要な措置をとる。

- (2) 周知手段については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報系防災行政無線による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主消防組織やそ

の他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

- (3) 市は、地域住民等からの問い合わせに対応するための窓口等整備について「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動第5節災害広報」に準じて必要な措置をとる。
- (4) 以上の周知を実施するに当たって、市は、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮する。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

- (1) 市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集体制の整備については、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立、第2章情報収集伝達・警戒活動」に準じて必要な措置をとる。

この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

- (2) 市は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立、第2章情報収集伝達・警戒活動」に準じて必要な措置をとる。
- (3) 避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動、第4章避難行動第2節避難所の開設及び運営等」に準じて必要な措置をとる。

4 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間）、後発地震に対して警戒する措置をとり、また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、各々について「泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立第1節組織動員体制」に準じて必要な措置をとる。

5 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

ア 市は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してから適切に避難できるよう「泉大津市津波避難計画」に準じて避難誘導、指定避難所の開設など必要な措置をとる。

なお、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の実施等による検証、交通対策等の実施内容との十分な調整を通じて、当該避難計画を見直していく。

イ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を「泉大津市地域防災計画災害予防対策第2章地域防災力の向上第1節防災意識の高揚」に準じて周知する。

(2) 避難所の運営

ア 市は、避難後の救護について「泉大津市地域防災計画災害応急対策第4章避難行動第2節避難所の開設及び運営等」に準じて必要な措置をとる。

イ 国は、地方公共団体等が滞留旅客等のために避難所を設置した場合等には、これらの者の避難生活の状況に応じて、災害救助法等に基づき、必要な支援を実施する。

6 関係機関のとりべき措置

(1) 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講ずる措置の内、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達については「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動第1節警戒期の情報伝達」に準じて必要な措置をとる。

(2) 警備対策

府警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点としてその対策を推進計画に明示するものとする。

- 正確な情報の収集及び伝達
- 不法事案等の予防及び取締り
- 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(3) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

ア 水道

飲料水の供給は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠である。

このため、市等は、必要な飲料水を供給するための体制の確保について「泉大津市地域防災計画災害応急対策第7章被災者の生活支援第4節緊急物資の供給」に準じて必要な措置をとる。

イ 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠である。

このため、電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保することについて、推進計画に明示する。

ウ ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとする。

このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保することについて、推進計画に明示する。

ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を推進計画に明示するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制を明示する。

エ 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠である。

このため、電気通信事業者は、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容を推進計画に明示する。

オ 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。

このため、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正

確かつ迅速な報道に努める。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとし、その内容を推進計画に明示する。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、市等と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意する。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用を努める。

(4) 金融対策

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置としてとるべき内容を推進計画に明示する。

国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を推進計画に明示する。

国は、この指導方針等において、事前避難対象地域を除く推進地域内の地域住民等の日常生活に極力支障をきたさないよう、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合におけるキャッシュサービス等、金融機関に係る営業を継続するよう努めるとともに、営業を継続する店舗等を広く周知し、混乱防止に努める旨を定める。

(5) 交通

ア 道路

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法については、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動第5節災害広報」に準じて必要な措置をとる。

イ 海上

市は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動第3節津波警戒活動」に準じて必要な措置をとる。この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮するものとする。

(6) 計画主体が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の措置について「泉大津市地域防災計画災害応急対策第5章交通対策、緊急輸送活動第1節交通規制・緊急輸送活動、第6章二次災害防止、ライフライン確保第1節 公共施設応急対策」に準じて必要な措置をとる。

この場合において、市は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意する。

イ 市は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置については、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動第3節津波警戒活動」に準じて必要な措置をとる。

この場合において、市は、内水排除施設等について施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずる。

ウ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずる。

この場合において、市は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検、その他所要の措置について「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動第2節警戒活動、第7章被災者の生活支援第4節緊急物資の供給、泉大津市業務継続計画（BCP）」に準じて必要な措置をとる。

エ 市は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制について「泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章 活動体制の確立第1節組織動員体制、第2章情報収集伝達・警戒活動第3節津波警戒活動」に準じて従事者の安全確保に配慮し必要な措置をとる。

オ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保を実施するため「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動第3節津波警戒活動」に準じて必要な措置をとる。

(7) 計画主体が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策

ア 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

病院や百貨店等については、原則として営業を継続するものとする。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮するものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法を対策計画に明示するものとする。

当該施設が住民事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置を対策計画に明示するものとする。

病院においては、患者等の保護等の方法については、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して、その内容を対策計画に明示するものとする。

イ 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、その内容を定め、対策計画に明示するものとする。

この場合、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。

後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容を対策計画に明示するとともに、必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討するものとする。

ウ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者

① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達

アに準ずる。ただし、発着場等の施設のみならず運行中の列車、船舶、バス等に対する伝達方法について対策計画に明示するものとする。

② 運行等に関する措置

鉄道事業については「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動第3節津波警戒活動第4交通対策3鉄道事業者（南海電気鉄道株式会社）」に準ずる。

一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業については、海上交通の規制又は港湾施設の使用制限がなされた場合及び津波による危険が予想さ

れる場合においては、発航の中止、目的港の変更等の運行中止、旅客の下船、船舶の安全な海域への退避等の措置を講ずるものとし、その具体的な実施要領を定め、その内容を対策計画に明示するものとする。

一般乗合旅客自動車運送事業については、走行路線に住民事前避難対象地域がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を対策計画に明示するものとする。

エ 学校、社会福祉施設を管理・運営する者

- ① 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。
- ② 社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定め、対策計画に具体的に明示するものとする。
- ③ 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域内にあるときは、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を対策計画に具体的に明示するものとする。

この場合において、要配慮者等の避難誘導について配慮するものとする。

オ その他の施設又は事業関係

工場等で勤務人員が千人以上のものについては、当該工場等に勤務し又は出入する者に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達方法及びこれらの者の安全確保のための措置について、対策計画に明示するものとする。

この場合において、当該工場等の置かれている位置、周囲の状況、退避ルート等を勘案して防災要員を除く従業員等の工場からの退避、帰宅等の行動計画を明示するものとする。

7 滞留旅客等に対する関係者との連携協力の確保

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策については「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動、第4章避難行動」に準じて必要な措置をとる。

第5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、地方公共団体の災害に関する会議等の設置等

- (1) 災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）については、市は、市庁内及び関係機関相互間において、確実に情報が伝達されるよう、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立、第2章情報収集伝達・警戒活動」に準じて必要な措置をとる。

この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

- (2) 市は、市域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が正確かつ広範に伝達されるよう、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動」に準じて必要な措置をとる。

この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるよう留意する。

なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

- (3) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

- (4) 市は、各々の災害に関する会議の設置運営方法その他の事項について「泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立」に準じて必要な措置をとる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について周知を図るため、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動」に準じて必要な措置をとる。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間）、後発地震に対して注意するため、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立第1節組織動員体制」に準じて必要な措置をとる。

また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意するため、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立第1節組織動員体制」に準じて必要な措置をとる。

4 関係機関のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を「泉大津市地域防災計画災害予防対策第2章地域防災力の向上第1節防災意識の高揚」に準じて周知する。

また、市等は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとし、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第6章二次災害防止、ライフライン確保」などに準じて必要な措置をとる。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市は、施設等の整備を、計画的に実施し、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

なお、整備は、泉大津市地域防災計画災害予防対策第3章災害予防対策の推進に基づく。

第6章 防災訓練計画

1 市は、想定される地震・津波の影響が広域にわたることに配慮し、防災関係機関と連携して、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。また、その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

3 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携し、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなど、具体的かつ実践的な訓練を行う。

また、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう配慮する。

(1) 職員参集訓練及び本部設置・運営訓練

(2) 避難行動要支援者等に対する避難訓練

(3) 大津波警報等の情報収集、伝達訓練

(4) 防潮施設の操作訓練

(5) 緊急地震速報を受信した場合を想定した訓練

(6) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第1 市職員に対する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

なお、内容については、次の事項を含む。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 3 南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に職員等が果たすべき役割
- 4 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 5 地震防災対策として今後取り組む必要のある課題
- 6 緊急地震速報を受信した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 7 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する知識の普及に努める。

なお、普及活動は、地域の実態に応じて地域単位・事業所単位等で行うものとし、その内容は次の事項を含む。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合における出火防止・初期消火及び自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 4 正確な情報の入手方法

- 5 防災関係機関等が講じる災害応急対策等の内容
- 6 各地域における津波浸水想定区域に関する知識
- 7 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 8 避難生活と運営に関する知識
- 9 平素から住民が実施する応急手当、生活必需品の備蓄（最低でも3日間、可能な限り1週間分程度）、家具の固定、ブロック塀の倒壊防止等の知識
- 10 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- 11 緊急地震速報を受信した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

第3 児童・生徒等に対する教育

市は、小学校等において地震や津波に関するわかりやすい情報を提供するとともに、地震や津波が発生した場合の実践的な教育を行う。

第4 防災上重要な施設管理者に対する地震防災知識の普及

市は府と連携して、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。また、施設の管理者は、それらの研修に積極的に参加する。

第5 相談窓口の設置

市は府と連携して、地震対策の実施上の相談を受けるため、必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図る。

また、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。

第 8 章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業について、大阪府地震防災対策アクションプランとの整合を図り、避難行動要支援者支援の充実、社会福祉施設の避難体制の確保、自主防災組織の充実強化等の推進を図る。

第9章 東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止

第1 東南海・南海地震が時間差発生した場合の対応

1 対応方針

- (1) 市は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努める。
- (2) 市は、最初の地震で脆弱になった建築物等を可能な限り迅速に把握し、次の地震で倒壊することによる人的被害を防止するなど、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう応急活動等に努める。

泉大津市地域防災計画

令和6年3月

作成 泉大津市防災会議

発行 泉大津市危機管理課

《資料編》

目 次

組織関係 ※資料名の後ろの [] は、本編の関連ページです。(以下、同様)

資料 1	泉大津市防災会議条例〔予防-2〕	資 - 1
資料 2	泉大津市防災会議委員名簿〔予防-2〕	資 - 3
資料 3	泉大津市災害対策本部条例〔予防-3、応急-4〕	資 - 4
資料 4	泉大津市災害対策本部事務分掌〔予防-3、応急-4、5〕	資 - 5
資料 5	配備体制別職員動員計画〔予防-3、応急-6〕	資 -10
資料 6	防災関係機関一覧表〔総則-14〕	資 -11

防災拠点関係

資料 7	府の防災拠点等一覧表〔予防-7〕	資 -13
資料 8	市の防災拠点等一覧表〔予防-7〕	資 -15
資料 9	公的空地（オープンスペース）一覧表〔予防-86、応急-159〕	資 -16

被害調査関係

資料 1 0	大阪に被害をもたらした過去の主な地震〔予防-76〕	資 -19
資料 1 1	地震被害想定〔総則-7〕	資 -21
資料 1 2	地震動予測図〔総則-7〕	資 -27
資料 1 3 - 1	ハザードマップ〔総則-7、予防-101、応急-59〕	資 -29
資料 1 3 - 2	大津川水系大津川・槇尾川・東槇尾川・父鬼川・松尾川・牛滝川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（平成31年3月）〔総則-9、予防-106〕	資 -34
資料 1 3 - 3	大阪府高潮浸水想定区域図（令和2年8月）〔総則-9、予防-106〕	資 -35
資料 1 4	大阪府に被害をもたらした過去の風水害〔予防-76〕	資 -36

消防関係（泉大津市消防本部）

資料 1 5	組織機構図〔予防-21〕	資 -44
資料 1 6	職員の配置表〔予防-21〕	資 -45
資料 1 7	消防庁舎現況〔予防-21〕	資 -46
資料 1 8	各種車両配置表〔予防-21〕	資 -47
資料 1 9	特殊器具保有状況〔予防-21〕	資 -48
資料 2 0	消防通信指令総合システム〔予防-21、23〕	資 -50
資料 2 1	消防水利状況〔予防-22〕	資 -51
資料 2 2	危険物施設の推移〔予防-114〕	資 -52

水防関係

資料 2 3	水門・樋門・鉄扉・排水口・ポンプ場位置〔予防-106〕	資 -53
--------	-----------------------------	-------

避難関係

資料 2 4	避難及び誘導	資 -54
24-1	避難所等〔予防-66、103、応急-103〕	資 -54
24-2	南海トラフ地震臨時情報等の発表時にとるべき行動〔予防-73〕	資 -61
24-3	警戒レベル等の概要〔予防-73〕	資 -62

道路・輸送関係

資料 2 5	広域緊急交通路〔予防-32、応急-113〕	資 -63
資料 2 6	市緊急交通路及び防災拠点〔予防-32、応急-113〕	資 -64
資料 2 7	避難路一覧表〔予防-87〕	資 -66
資料 2 8	都市計画道路一覧表〔予防-87〕	資 -68
資料 2 9	泉大津市保有車両一覧表〔応急-45〕	資 -69
資料 3 0	災害時用臨時ヘリポート〔予防-32、応急-20、117〕	資 -71
資料 3 1	緊急通行車両事前届出書等〔予防-34、応急-115〕	資 -73

医療関係

資料 3 2	医療機関一覧表〔予防-25〕	資 -76
資料 3 3	医療救護班編成表〔応急-87〕	資 -81
33-1	医療救護班編成表（医師会）〔予防-25〕	資 -81
33-2	医療救護班編成表（市立病院）〔予防-26〕	資 -82

通信関係

資料 3 4	無線施設〔応急-65〕	資 -83
34-1	泉大津市防災行政無線（同報系）〔予防-17、応急-74〕	資 -83
34-2	IP無線〔予防-17〕	資 -86
34-3	大阪府防災行政無線	資 -87
34-4	堺泉北地域防災相互無線（泉大津市所管分）〔予防-17〕	資 -87
資料 3 5	大阪府防災情報システムの概要〔予防-17、応急-65〕	資 -88

救援・備蓄関係

資料 3 6	防災備蓄一覧表	資 -89
36-1	必需品目重点11品目〔予防-50、応急-141〕	資 -89
36-2	避難所用品一覧表〔予防-50、応急-141〕	資 -89
36-3	防災資機材一覧表〔予防-8〕	資 -90
資料 3 7	市内薬局・薬店一覧表〔予防-28〕	資 -91
資料 3 8	大阪広域水道震災対策相互応援協定書	資 -93
38-1	大阪広域水道震災対策相互応援協定書〔予防-49〕	資 -93
38-2	「大阪広域水道震災対策中央本部」組織図〔予防-49〕	資 -98
資料 3 9	災害時応援協定等一覧表〔応急-18、20、推進-4〕	資 -99
資料 4 0	災害時協力井戸〔予防-49〕	資-105

広報関係

資料 4 1	広報の文例〔応急-74〕	資-106
--------	--------------	-------

災害救助法関係

資料 4 2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間〔応急-134〕	資-110
資料 4 3	激甚災害及び局地激甚災害指定基準〔復旧・復興-2〕	資-116
43-1	激甚災害指定基準	資-116
43-2	局地激甚災害指定基準	資-119
資料 4 4	被害状況等報告〔応急-68〕	資-121
資料 4 5	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく復旧事業及び府の関係部局〔復旧・復興-2〕	資-127

その他

資料 4 6	自衛隊派遣要請書式等〔応急-11、推進-4〕	資-129
資料 4 7	浸水想定区域内の要配慮者利用施設〔予防-109、110〕	資-130

資料 1 泉大津市防災会議条例

泉大津市防災会議条例

昭和 38 年 3 月 28 日

条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、泉大津市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 泉大津市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長の事故あるときは、あらかじめその指令する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもって充て、委員の定数は、それぞれ各号に定める人数とする。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 4 名以内
 - (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 6 名以内
 - (3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者 2 名以内
 - (4) 市長がその部内の職員から任命する者 10 名以内
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関職員のうちから市長が任命する者 10 名以内
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 3 名以内
 - (9) 前各号以外の者で市長が特に必要と認める者 6 名以内

- 6 第5項第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とし、再任をさまたげないものとする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和39年7月27日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年10月1日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年3月15日条例第5号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月1日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月23日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の泉大津市防災会議条例第3条第5項第8号の規定により任命された最初の委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、他の委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

資料2 泉大津市防災会議委員名簿

泉大津市防災会議委員名簿

(令和5年4月1日現在)

委員	職名
会長	泉大津市長
1号委員	大阪海上保安監部堺海上保安署長
2号委員	大阪府鳳土木事務所長
2号委員	大阪府鳳土木事務所地域防災監兼地域支援・企画課長
2号委員	大阪港湾局泉州港湾・海岸部堺泉北建設管理課長
2号委員	大阪府和泉保健所長
3号委員	大阪府泉大津警察署長
4号委員	泉大津市副市長
4号委員	泉大津市参与
4号委員	泉大津市市長公室長
4号委員	泉大津市市政策推進部長
4号委員	泉大津市危機管理監
4号委員	泉大津市総務部長
4号委員	泉大津市保険福祉部長
4号委員	泉大津市健康こども部長
4号委員	泉大津市都市政策部長
4号委員	泉大津市立病院長
5号委員	泉大津市教育長
6号委員	泉大津市消防長
6号委員	泉大津市消防団長
7号委員	大阪ガス(株)ネットワークカンパニー南部導管部導管計画チームマネジャー
7号委員	関西電力送配電(株)大阪支社南大阪地域統括長
7号委員	西日本電信電話(株)大阪支店設備部長
7号委員	日本通運(株)大阪国際輸送支店長
7号委員	南海電気鉄道(株)泉大津駅長
7号委員	西日本旅客鉄道(株)和泉府中駅長
7号委員	光明池土地改良区理事長
8号委員	泉大津市自主防災組織連絡協議会会長
8号委員	関西大学社会安全学部准教授
9号委員	泉大津市医師会会長
9号委員	陸上自衛隊第37普通科連隊第4中隊長
9号委員	泉大津市消防団女性分団長
9号委員	泉大津市人権擁護委員
9号委員	泉大津市民生委員児童委員協議会副会長

資料3 泉大津市災害対策本部条例

○泉大津市災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 28 日

条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、泉大津市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 災害対策本部は本市防災会議と緊密な連絡のもとに地域防災計画に基づき、災害予防及び災害応急対策を実施する。

(本部長及び本部員)

第 3 条 災害対策本部は本部員をもって組織する。

2 災害対策本部長は市長をもって充てる。

3 災害対策副本部長並びに災害対策本部員は市長が部内の職員のうちから任命する。

4 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、部内の職員を指揮監督する。

5 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部及び事務局)

第 4 条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部及び事務局を置くことができる。

2 部及び事務局に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長及び事務局に事務局長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長はその部及び事務局長はその事務局の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日からこれを施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 1 日条例第 3 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 23 日条例第 27 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

泉大津市災害対策本部事務分掌

部	班(担当課)	事務分掌
各部局共通	各班	1 部内各班の応援・連絡調整に関する事 2 本部等の指示・要請に従い、各部の応援に関する事 3 本部と調整の上、他市町村等への応援協力要請に関する事 4 部内災害体制・災害応急対策計画に関する事 5 所管施設の被害調査及び応急復旧計画に関する事

部	班	事務分掌	担当課
市長公室		1 室内の庶務に関する事 2 本部長、副本部長の秘書に関する事 3 災害見舞いの応接に関する事 4 防災関係機関の災害視察の応接に関する事 5 本部長等の現地視察及び被災地見舞いに関する事 6 被害に関する広報及び報道機関との連絡に関する事 7 災害状況の写真記録に関する事 8 他部の応援に関する事	秘書広報課
		1 本部長の特命事項に関する事	成長戦略課
		1 被災者の相談業務に関する事	人権くらしの相談課
		1 職員の把握・調整並びに要員確保に関する事 2 職員の時間外等件費に関する事 3 職員の食料の配給及び衛生管理に関する事 4 職員の救護、災害給与に関する事	人事課
政策推進部 危機管理課	本部班	1 課内の庶務に関する事 2 本部の設置及び閉鎖に関する事 3 本部会議及び部長会議に関する事 4 本部長命令の伝達に関する事 5 本部長、副本部長への災害、被害、災害対策活動等の状況の報告に関する事 6 自衛隊の派遣(撤収)要請及び知事への応援要請に関する事 7 各班の災害対策活動の総括的掌握に関する事 8 各班の応援体制の調整・指示に関する事 9 各班から本部長への報告文書の保管整理に関する事 10 各種情報の収集、伝達に関する事 11 防災無線の運用に関する事 12 罹災証明の発行に関する事 13 災害救助法の事務に関する事 14 弔慰金、支援金等に関する事 15 他部の応援に関する事	危機管理課
		1 部内の庶務に関する事 2 復興事業の企画立案に関する事 3 外国人の避難に関する事 4 他部の応援に関する事	政策推進課
		1 各地域代表者への連絡調整に関する事 2 防犯活動の推進に関する事	市民協働推進課
		1 商工業者の被害調査、復旧対策に関する事 2 商工業者罹災証明の発行並びに復旧資金の融資あっせん事務に関する事 3 罹災者応急日用品等の確保、あっせんに関する事 4 大阪府商工労働部との連絡に関する事	地域経済課
	農水班	1 耕地、かんがい用ため池の被害状況調査及び復旧対策に関する事 2 水産業者の被害調査、復旧対策に関する事 3 災害用農林金融あっせんに関する事 4 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事 5 家畜関係の被害状況調査及び応急対策並びに保健所との指導連絡に関する事 6 大阪府環境農林水産部との調整に関する事	地域経済課

部	班	事務分掌	担当課
総務部	庶務班	1 部内の庶務に関すること 2 災害に関する文書の受発に関すること 3 災害対策従事者の食料の調達に関すること 4 災害対策にかかわる物品、応急資材の調達・貸借及び工事等の契約に関する こと 5 他部の応援に関すること	総務課
		1 所管施設の被害状況の把握に関すること 2 災害用自動車の配置に関すること 3 庁内放送に関すること 4 被災者用仮設住宅等の建設に関すること	資産活用課
		1 市の起債及び災害融資に関すること 2 市の災害復旧資金計画及び資金の調達に関すること 3 国・府等の補助金に関すること 4 災害関係経費の取りまとめに関すること	財政課
		1 被害状況の調査に関すること 2 罹災者に対する市税の減免に関すること 3 罹災者に対する市税の徴収猶予、延滞金免除、執行停止、換価猶予及び解除 に関すること 4 被害調査事項の取りまとめ及び報告に関すること	税務課
		1 災害時の食料計画及び主食の特別措置に関すること 2 災害時における主食販売業者の指揮監督に関すること 3 災害応急用食料の調達及び配分に関すること 4 被災者に対する炊き出しに関すること 5 遺体の収容に関すること	市民課

部	班	事務分掌	担当課	
保険福祉部	庶務班	1 部内の庶務に関する事	福祉政策課	
		2 ボランティアの受入に関する事		
		3 社会福祉協議会及び日本赤十字社等への協力要請及び連絡調整に関する事		
		4 災害援護資金の支給に関する事		
		5 弔慰金、支援金等の支給に関する事		
	調査班	6 低所得世帯の被災者に対する世帯更正資金に関する事	高齢介護課	
		7 義援金品に関する事		
		8 大阪府の行う災害生業資金の貸付業務に関する事		
		9 所管施設の避難所の設置、管理及び運営指導に関する事		
		10 所管施設の被害状況の把握に関する事		
健康こども部	障がい者	11 他部の応援に関する事	障がい福祉課	
		1 高齢者の救護対策に関する事		
		2 所管施設の避難所の設置、管理及び運営指導に関する事		
		3 避難者(高齢者)の援護状況の調査に関する事		
	生活保護	4 所管施設の被害状況の把握に関する事	生活福祉課	
		1 障がい者の救護対策に関する事		
		2 所管施設の避難所の設置、管理及び運営指導に関する事		
	調査班	3 避難者(障がい者)の援護状況の調査に関する事	高齢介護課	
		4 所管施設の被害状況の把握に関する事		
		1 避難者(生活保護を受けている者)の援護状況の調査に関する事		
2 罹災者に対する介護保険料の減免に関する事		保険年金課		
3 罹災者に対する介護保険料の徴収猶予、延滞金免除、及び解除に関する事				
1 罹災者に対する国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免及び国民年金保険料の免除に関する事				
2 罹災者に対する国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の徴収猶予、及び解除に関する事				
3 罹災者に対する障害基礎年金等受給者所得制限の緩和に関する事				
健康こども部	医療班		1 部内の庶務に関する事	こども政策課
		2 他部の応援に関する事		
		1 被災児童の児童福祉に関する事	子育て応援課	
		1 所管施設の被害状況の把握に関する事		
		健康づくり課	1 医療関係機関及び保健所との連絡調整に関する事	健康づくり課
			2 救護班編成・救護所設置及び救護班との連絡調整に関する事	
			3 災害医療隊の出動要請に関する事	
			4 救護班活動の把握、救護班活動継続の必要の有無の判定、及びこれらの報告に関する事	
5 救護班・医療要員・医療用資器材・医薬品等の府、市町村、関係機関等への支援要請に関する事				
6 保健センター・医療機関の被害調査に関する事				
7 予防接種に関する事				
8 感染症予防に関する事				

部	班	事務分掌	担当課
都市政策部	庶務班	1 部内の庶務に関する事 2 所管施設の被害状況の把握に関する事 3 活動報告、応援要請または応援可能要員の報告に関する事 4 部内の災害対策に関する資機材の調達・賃借に関する事 5 他部の応援に関する事	都市づくり政策課
	建築班	1 市営住宅の被害状況の調査及び住民対策に関する事 2 被災者の住宅対策及び復旧相談に関する事 3 被災者用仮設住宅等の入居あっせんに関する事 4 被災者の市営住宅一時使用、及び公営住宅等の入居あっせんに関する事 5 建築物等の応急危険度判定に関する事	建築住宅課
	土木班	1 都市計画幹線道路等の危険箇所の調査・応急復旧・復旧計画等に関する事 2 部内の災害対策に関する資機材等の調達・賃借に関する事 3 建設業者への協力要請及び機械等の動員に関する事 4 道路等の危険箇所の調査・応急復旧・復旧計画に関する事 5 交通規制に関する事 6 道路等の障害物の除去に関する事 7 緊急輸送路の確保に関する事 8 水防活動に関する事	土木課
	公園班	1 公園等の被害調査・応急復旧・復旧計画に関する事 2 公園等への避難者の状況把握に関する事	都市づくり政策課
	防疫班	1 災害時における消毒に関する事 2 犬・猫等(ペット)に関する事 3 環境衛生施設の被害状況に関する事 4 災害による大気、河川、土壌、その他の汚染に関する事	環境課
	清掃班	1 塵芥収集の応急処理に関する事 2 し尿収集の応急処理及び仮設トイレに関する事 3 泉北環境整備施設組合との連絡に関する事 4 ごみ、し尿収集業者及び浄化槽清掃業者への協力要請に関する事	
	下水班	1 下水道施設の応急対策に関する事 2 水門等の管理状況の把握及び応急対策に関する事 3 下水道施設等の被害状況調査・応急・復旧計画等に関する事	下水道課
	給水班	1 飲料水の確保に関する事 2 応急給水に関する事 3 水質管理に関する事 4 水道施設の被害調査・応急復旧・復旧計画等に関する事	水道課

部	班	事務分掌	担当課	
教育委員会 事務局	庶務班	1 部内の庶務に関する事 2 所管施設の被害状況の把握に関する事 3 他部の応援に関する事	教育政策課	
		1 所管施設の被害状況の把握に関する事 2 所管施設及び文化財の被害調査・応急復旧・復旧計画に関する事	生涯学習課	
		1 所管施設の被害状況の把握に関する事 2 所管施設の応急復旧・復旧計画に関する事	スポーツ青少年課	
	施設班	1 学校教育施設の被害調査・応急復旧・復旧計画に関する事 2 避難所の開設、管理及び運営の協力に関する事 3 避難者の援護状況の調査に関する事	教育政策課	
	保護班	1 学校との連絡に関する事 2 休校・休園処置に関する事 3 学用品等の調達に関する事 4 就学援助金等の支給に関する事 5 給食施設の利用に関する事 6 教職員の避難所にかかる業務協力に関する事 7 教職員及びその家族の被災状況の把握に関する事	指導課	
	管理班	1 所管施設の避難所の設置、管理及び運営指導に関する事 2 避難者の援護状況の調査に関する事	生涯学習課	
		1 所管施設の避難所の設置、管理及び運営指導に関する事 2 避難者の援護状況の調査に関する事	スポーツ青少年課	
	市立病院	医療班	1 病院内及び救護所に救護収容された傷病者の応急治療に関する事	診療局
		救護班	1 病院内及び救護所に救護収容された傷病者の応急治療及び救護に関する事	看護部
		避難誘導班	1 入院患者等の避難・誘導に関する事	
庶務班		1 病院内の庶務に関する事 2 所管施設の被害状況の把握に関する事 3 部の医療計画並びに医療救護班に関する事 4 部内各班の連絡調整に関する事	事務局 医事課 総務課 地域医療連携室	
通信連絡班		1 救助情報の収集・報告及び記録、資料の作成、保管に関する事		
資材工作班		1 施設、機器等の安全管理及び維持・修繕に関する事		
防災班		1 避難者の安全措置に関する事		
給食班		1 傷病者等の食料確保及び供給に関する事		
会計課 市議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 公平委員会事務局 農業委員会事務局	経理班	1 課内の庶務に関する事 2 経理に関する事 3 他部の応援に関する事	会計課	
	議会班	1 局内の庶務に関する事 2 市議会議員の連絡に関する事 3 他部の応援に関する事	市議会事務局	
	庶務班	1 局内の庶務に関する事 2 他部の応援に関する事	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 公平委員会事務局 農業委員会事務局	
消防本部	消防班	1 消火活動に関する事 2 避難援護のための防ぎよ活動に関する事 3 人命救助、救急活動に関する事 4 消防通信業務に関する事	警防課 消防署	
	情報班	1 情報収集に関する事	予防課	
	庶務班	1 部内の庶務に関する事 2 所管施設の被害状況の把握に関する事 3 消防団に関する事	総務課	

資料5 配備体制別職員動員計画

(令和5年4月1日現在)

		○事前警戒体制	○災害警戒本部体制		○災害対策本部体制	
		事前警戒 防災関係職員 1/2または全員	警戒配備		非常配備	
			1号配備	2号配備	A号配備	B号配備
部・局	課・室		職員の約1/8	職員の約1/4	職員の約1/2	全職員
(危機管理監)	危機管理課	7	7	7	7	7
	小計	7	7	7	7	7
市長公室 (出向職員4名及び 派遣職員2名を除く)	秘書広報課	0	2	2	2	2
	人事課	0	1	2	4	6
	成長戦略課	0	1	3	5	7
	成長戦略課	0	1	2	3	5
	人権くらしの相談課	0	1	2	3	6
小計	0	6	11	17	26	
政策推進部 (研修生1名を含む)		0	1	1	1	1
	政策推進課	0	1	3	3	8
	地域経済課	0	1	2	4	7
	市民協働推進課	0	1	2	2	3
	小計	0	4	8	10	19
総務部		0	1	1	1	1
	総務課	0	1	3	3	6
	財政課	0	1	1	2	5
	税務課	0	1	2	6	26
	市民課	0	1	2	4	11
	資産活用課	0	1	2	6	8
	小計	0	6	11	22	57
保険福祉部		0	1	1	1	1
	福祉政策課	0	2	2	3	5
	高齢介護課	0	1	2	6	15
	障がい福祉課	0	1	2	3	8
	生活福祉課	0	2	2	6	17
	保険年金課	0	1	2	7	14
	小計	0	8	11	26	60
健康こども部 (幼稚園職員及び 保育所職員含む)		0	1	1	1	1
	子育て応援課	0	1	3	5	18
	こども育成課	0	1	12	21	117
	こども政策課	0	1	2	4	4
	健康づくり課	0	1	3	5	9
	小計	0	5	21	36	149
都市政策部		0	3	3	3	3
	都市づくり政策課	0	1	2	6	11
	建築住宅課	0	2	3	5	7
	土木課	0	1	6	13	13
	環境課	0	1	2	3	10
	水道課	0	2	6	8	14
	下水道課	1	1	3	5	7
	小計	1	11	25	43	65
市立病院事務局		0	3	3	3	3
	市立病院総務課	0	1	3	6	11
	市立病院医事課	0	0	1	3	6
	地域医療連携室	0	0	2	5	6
	小計	0	4	9	17	26
会計課		0	1	2	5	6
	小計	0	1	2	5	6
教育委員会		0	2	2	2	2
	教育政策課	0	1	2	4	10
	指導課	0	2	11	12	14
	生涯学習課	0	1	3	8	19
	スポーツ青少年課	0	1	2	3	5
	小計	0	7	20	29	50
議会事務局		0	2	3	4	6
	小計	0	2	3	4	6
選管・監査・公平・農業委員会事務局		0	2	3	3	5
	小計	0	2	3	3	5
合計		8	63	131	219	476
基準人員		8	59	119	238	476

資料6 防災関係機関一覧表

防災関係機関一覧表

	機 関 名	通 信 窓 口		連 絡 手 段	
		担 当	所 在 地	電 話	大阪府防災行政無線
国 関 係	大阪管区气象台	気象防災部 予報課	大阪市中央区大手前4-1-76 (合同庁舎4号館)	06-6949-6313 06-6949-6303	816-8930 (緊急時)
	近畿地方整備局大阪国道事務所南大阪維持出張所	所長	泉大津市我孫子99-6	0725-23-1051	
	堺海上保安署	海上防災係	堺市西区石津西町20	072-244-1771	813-1
	近畿農政局	大阪府拠点 地方参事官室	大阪市中央区大手前1-5-44 (合同庁舎1号館)	06-6943-9691 06-6941-9062	804-8900
	泉大津労働基準監督署	署長	泉大津市旭町22-45 テクスピア大阪6階	0725-27-1211 0725-27-1212	
	陸上自衛隊第37普通科連隊	第3科	和泉市伯太町官有地	0725-41-0090	825-8900
	第五管区海上保安本部 (大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会)	警備救難部 環境防災課	神戸市中央区波止場町1-1 (第2地方合同庁舎)	078-391-6551	
	ハローワーク泉大津	所長	泉大津市旭町22-9	0725-32-5181	
府 関 係	大阪府(本庁)		大阪市中央区大手前2	06-6941-0351	
	大阪府(咲洲庁舎)		大阪市住之江区南港北 1-14-16	06-6941-0351	
	大阪府政策企画部	危機管理室	大阪市中央区大手前3-1-43	06-6944-6022	200-4871 220-8920
	大阪府都市整備部河川室		大阪市中央区大手前3-2	06-6944-9293	200-2932
	大阪府鳳土木事務所	地域支援・ 企画課	堺市西区鳳東町4-390-1	072-273-0123	302-8910
	大阪港湾局	総務企画課	泉大津市なぎさ町6-1	0725-21-1411	322-8910
	大阪府和泉保健所	企画調整課	和泉市府中町6-12-3	0725-41-1342	622-8900
	大阪府泉大津警察署	警備課	泉大津市田中町2-12	0725-23-1234	
	大阪府大阪水上警察署	警備課	大阪市港区海岸通1-5-1	06-6575-1234	
	大阪府泉州農と緑の総合事 務所	所長	岸和田市野田町3-13-2	072-439-3601	303-8920
	大阪府泉北府税事務所	総務課	堺市堺区中安井町3-4-1	072-238-7221	
	大阪府立消防学校		大東市平野屋1-4-1	072-872-7151	240-310-8900
	大阪府立泉大津高等学校	校長	泉大津市北豊中町1-1-1	0725-32-2876	

	機 関 名	通 信 窓 口		連 絡 手 段		
		担 当	所 在 地	電 話	大阪府防災行政無線	
	大阪府立信太高等学校	校長	和泉市葛の葉町 3-6-8	0725-23-3631		
隣 接 市 町	堺市役所	危機管理室	堺市堺区南瓦町 3-1	072-233-1101	501-8900	
	和泉市役所	公民協働推進室 (危機管理担当)	和泉市府中町 2-7-5	0725-41-1551	519-8900	
	高石市役所	総務部 危機管理課	高石市加茂 4-1-1	072-265-1001	525-8900	
	忠岡町役場	町長公室 自治政策課	泉北郡忠岡町忠岡東 1-34-1	0725-22-1122	536-8900	
消 防 本 部	泉大津市消防本部	通信指令室	泉大津市池浦町 1-9-9	0725-21-0119	406-8900	
	堺市消防局	警防部 通信指令課	堺市堺区大浜南町 3-2-5	072-238-0119	401-8900	
	和泉市消防本部	通信指令室	和泉市一条院町 140-2	0725-41-0119	419-8900	
	忠岡町消防本部	指令室	泉北郡忠岡町忠岡北 1-1-23	0725-32-0119	436-8900	
そ の 他 (指 定 地 方 公 共 機 関 等)	南海電気鉄道(株)泉大津駅	駅長	泉大津市旭町 19-1	0725-32-0209		
	西日本旅客鉄道(株)和泉府中駅	駅長	和泉市府中町 1-1-18	0725-41-0259		
	西日本電信電話(株)大阪南支店	設備部長	大阪市浪速区日本橋 5-8-21	06-4300-4754		
	関西電力送配電(株)岸和田配電営業所	所長	岸和田市藤井町 3-4-4	072-424-0024		
	大阪ガス(株)ネットワークカンパニー 南部導管部		堺市堺区住吉橋町 2-2-19	(平日昼間) 072-238-2375 (夜間休日) 072-238-2716 (ガス漏れ) 0120-3-19424		
	阪神高速道路(株)大阪管理部	大阪管理部 総務課	大阪市港区石田 3-1-25	06-6576-3881		
	日本赤十字社大阪府支部	事業課	大阪市中央区大手前 2-1-7	06-6943-0743	837-8980	
	泉大津市医師会	事務局	泉大津市宮町 2-25	0725-32-2536		
	光明池土地改良区	理事長	和泉市王子町 1020-1	0725-41-0214		
	日本通運(株)大阪国際輸送支 店	支店長	大阪市港区築 2-7-9	06-4395-3800		
	泉大津郵便局	局長	泉大津市小松町 1-85	0725-32-0800		
	泉北環境 整備施設 組 合	総務部総務課		高石市取石 6-9-40	0725-46-0150	
		第 1 事業所		泉大津市汐見町 98	0725-32-5491	
		泉北クリーンセンター		和泉市舞町 87	0725-41-2030	
	日本放送協会大阪放送局	報道部	大阪市中央区大手前 4-1-20	06-6941-0431	838-1	
いずみの農業協同組合泉大津支店	支店長	泉大津市寿町 6-33	0725-21-4121			

資料7 府の防災拠点等一覧表

府の防災拠点等一覧表

<p>広域 防災 拠点</p>	<p>1 大阪北部 2 大阪中部（八尾空港周辺） 3 大阪南部（りんくうタウン）</p>	<p>吹田市千里万博公園 78-4 八尾市空港 1 丁目 209-7 泉南市りんくう南浜 2-14</p>
<p>後方 支援 活動 拠点</p>	<p>※1 日本万国博覧会記念公園 ※2 服部緑地 3 大阪城公園 4 鶴見緑地 5 長居公園 ※6 寝屋川公園 ※7 久宝寺緑地 8 山田池公園 ※9 大泉緑地 10 錦織公園 11 蜻蛉池公園</p>	<p>吹田市千里万博公園 1-1 豊中市服部緑地 1-1 大阪市中央区大阪城 大阪市鶴見区緑地公園 大阪市東住吉区長居公園 寝屋川市寝屋川公園 1707 八尾市西久宝寺 323 枚方市山田池公園 1-1 堺市北区金岡町 128 富田林市錦織 1560 岸和田市三ヶ山町大池尻 701</p>
<p>輸 送 基 地</p>	<p>○陸上輸送基地 1 日本万国博覧会記念公園 2 北大阪トラックターミナル 3 大阪府立消防学校 4 東大阪トラックターミナル 5 大阪城公園（東部地区） 6 大阪府北部広域防災拠点 7 大阪府中部広域防災拠点 8 大阪府南部広域防災拠点 ○航空輸送基地 1 大阪国際空港 2 関西国際空港 3 八尾空港 ○海上輸送基地 1 大阪南港（A 岸壁） 2 堺泉北港（堺浜 1 号岸壁-7.5m） 3 堺泉北港（汐見 5 号岸壁-12m） 4 堺泉北港（助松 1 号岸壁-9m） 5 堺泉北港（助松 9 号岸壁-12m）</p>	<p>吹田市千里万博公園 1-1 茨木市宮島 2 大東市平野屋 1-4-1 東大阪市本庄中 1-87 大阪市中央区大阪城 吹田市千里万博公園 5-5 八尾市空港 1 丁目 209-7 泉南市りんくう南浜 2-14 豊中市蛭池西町 3-555 泉南郡田尻町泉州空港中 1 八尾市空港 2-12 大阪市住之江区南港南 3 堺市堺区築港八幡町 泉大津市汐見町 泉大津市小津島町 高石市南高砂</p>

河川輸送基地	<p>【大阪府設置】</p> <p>1 防災船着場（神崎川／高浜） 2 防災船着場（神崎川／榎木） 3 防災船着場（神崎川／三国） 4 防災船着場（神崎川／佃） ○ 5 防災船着場（神崎川／西島） 6 船着場（堂島川／国際会議場前港） 7 船着場（木津川／ドーム前千代崎港） 8 船着場（尻無川／ドーム前岩崎港） 9 船着場（大川／八軒屋浜港） 10 船着場（堂島川／福島港） □ 11 船着場（安治川／仮称・中央卸売市場前港） □ 12 船着場（安治川／仮称・福島港） □ 13 船着場（大川／仮称・桜ノ宮港）</p> <p>※ ○整備中 □計画中</p>	<p>吹田市内本町 3 吹田市芳野町 大阪市淀川区新高 5 大阪市西淀川区佃 2 大阪市淀川区西島 2 大阪市北区中之島 5 大阪市西区千代崎 3 大阪市西区千代崎 3 大阪市中央区天満橋京町 大阪市福島区福島 1 大阪市福島区野田 1</p> <p>大阪市西区川口 2 大阪市都島区中野町 2</p>
	<p>【国土交通省設置】</p> <p>14 防災船着場（淀川／大塚） 15 防災船着場（淀川／枚方） 16 防災船着場（淀川／点野） 17 防災船着場（淀川／鳥飼） 18 防災船着場（淀川／佐太） 19 防災船着場（淀川／毛馬） 20 防災船着場（淀川／新北野） 21 防災船着場（淀川／柴島） 22 防災船着場（淀川／海老江）</p>	<p>高槻市大塚 高槻市大塚 3 寝屋川市点野 1 摂津市鳥飼下 1 摂津市鳥飼和道 1 大阪市都島区毛馬町 4 大阪市淀川区新北野 大阪市東淀川区柴島 2 大阪市福島海老江 3</p>

原子力災害緊急事態応急対策拠点

施設名	所在地	対象原子力事業所
大阪府熊取オフサイトセンター	熊取町朝代西2丁目	京都大学原子炉実験所 原子燃料工業(株)熊取事業所
大阪府東大阪オフサイトセンター	東大阪市新上小坂1番	近畿大学原子力研究所

資料8 市の防災拠点等一覧表

市の防災拠点等一覧表

防災拠点	泉大津市役所（災害対策本部） 泉大津市消防本部	泉大津市東雲町 9-12 泉大津市池浦町 1-9-9
地域防災拠点	東雲公園 穴師公園 畦田公園 古池公園 三十合池公園 助松公園 東港公園 シーパスパーク	泉大津市東雲町 9 泉大津市池浦町 3-14 泉大津市千原町 2-12 泉大津市曾根町 3-6 泉大津市我孫子 624 泉大津市助松町 4-1 泉大津市東港町 16 泉大津市小松町 1-55
地区防災拠点	戎小学校 旭小学校 穴師小学校 上條小学校 浜小学校 条東小学校 条南小学校 楠小学校 東陽中学校 誠風中学校 小津中学校	泉大津市河原町 3-7 泉大津市昭和町 2-27 泉大津市我孫子 1-12-10 泉大津市東助松町 3-13-1 泉大津市小松町 5-6 泉大津市千原町 2-12-1 泉大津市宮町 9-1 泉大津市我孫子 2-4-7 泉大津市池浦町 4-4-1 泉大津市池浦町 4-1-1 泉大津市助松町 2-13-1
輸送拠点	【陸上輸送基地】 総合体育館 【臨時ヘリポート】 古池公園 泉北7区汐見公園多目的広場	泉大津市宮町 2-50 泉大津市曾根町 3-6 泉大津市汐見町

資料9 公的空地（オープンスペース）一覧表

公的空地（オープンスペース）一覧表

名 称	場 所	面 積 (ha)	防災上の機能・設備及び					備 考
			災害時の利用区分					
			一時避難場所	仮設住宅	廃棄物			
1 東助松1号公園	東助松町1丁目地内	0.01						
2 東助松2号公園	東助松町2丁目地内	0.01						
3 東助松3号公園	東助松町2丁目地内	0.05						
4 助松南公園	助松町3丁目地内	0.06						
5 助松町3丁目公園	助松町3丁目地内	0.03						
6 助松公園	助松町4丁目地内	5.54	○	○				
7	松之浜町1丁目地内							
8 松之浜1号公園	松之浜町2丁目地内	0.01						
9 畦田公園	千原町2丁目地内	1.3	○					
10 森のみどり公園	森町2丁目地内	0.05						
11 北豊中2丁目公園	北豊中町2丁目地内	0.03						
12 豊中南児童公園	東豊中町1丁目地内	0.07						
13 豊中公園	豊中町1丁目地内	0.96						
14 豊中加茂公園	豊中町2丁目地内	0.2						
15 豊中古池公園	豊中町3丁目地内	0.08						
16 豊中北公園	北豊中町2丁目地内	0.16						
17 豊中東児童公園	北豊中町3丁目地内	0.06						
18 豊中1号公園	和泉市池上町地内	0.01						
19 池園町公園	池園町地内	0.12						
20 条南1号公園	条南町地内	0.01						
21 古池公園	曾根町3丁目地内	2.24	○	○				
22 宮児童遊園	宮町地内	0.05						
23 三十合池公園	我孫子地内	0.9	○	○				
24 要池児童公園	池浦地内	0.08						
25 穴師公園	池浦町3丁目地内	2.76	○					
26 池浦1号公園	池浦町5丁目地内	0.02						
27 池浦2号公園	池浦町5丁目地内	0.02						

名 称	場 所	面 積	防災上の機能・設備及び					備 考
			災害時の利用区分					
		(ha)	一時避難場所	仮設住宅	廃棄物			
28	東雲公園	東雲町地内	1.32	○	○			
29	浜児童遊園	菅原町地内	0.03					
30	さつき児童公園	虫取町2丁目地内	0.05					
31	板原4号公園	板原町3丁目地内	0.01					
32	板原1号公園	板原町4丁目地内	0.4					
33	板原2号公園	板原町4丁目地内	0.1					
34	板原3号公園	板原町5丁目地内	0.15					
35	板原公園	板原町5丁目地内	0.9					
36	大津川緑地	大津川右岸河川敷	2.83					
37		汐見町、河原町、清水町、高津町、式内町、虫取町2丁目、板原町3丁目各地内						
38	上之町公園	上之町地内	0.12					
39	清水町児童遊園	清水町地内	0.05					
40	河原町1号公園	河原町地内	0.01					
41	東港公園	東港町地内	1.2	○				
42	東港ライオン公園	東港町地内	0.04					
43	西港1号公園	西港町地内	0.01					
44	戎町公園	戎町地内	0.37					
45	助松団地公園	助松団地地内	0.38					
46	松之浜2号公園	松之浜町2丁目地内	0.02					
47	上之町2号公園	上之町地内	0.02					
48	板原三角公園	板原町5丁目地内	0.01					
49	板原5号公園	板原町1丁目地内	0.01					
50	助松東公園	助松町3丁目地内	0.02					
51	清水町1号公園	清水町地内	0.01					
52	昭和町1号公園	昭和町地内	0.03					
53	板原6号公園	板原町3丁目地内	0.02					
54	板原7号公園	板原町3丁目地内	0.04					
55	虫取1号公園	虫取町2丁目地内	0.03					
56	板原8号公園	板原町3丁目地内	0.04					

名 称	場 所	面 積	防災上の機能・設備及び					備 考
			災害時の利用区分					
		(ha)	一時避難場所	仮設住宅	廃棄物			
57	末広町1号公園	末広町1丁目地内	0.01					
58	河原町2号公園	河原町地内	0.02					
59	清水町2号公園	清水町地内	0.01					
60	昭和町2号公園	昭和町地内	0.02					
61	清水町3号公園	清水町地内	0.02					
62	我孫子1号公園	我孫子2丁目地内	0.02					
63	曾根町1号公園	曾根町2丁目地内	0.01					
64	河原町3号公園	河原町地内	0.03					
65	濱公園	若宮町地内	0.01					
66	宮町コブシ公園	宮町地内	0.03					
67	豊中てらがいと公園	豊中町2丁目地内	0.02					
68	シーバスパーク	小松町内	3.51	○				

資料10 大阪に被害をもたらした過去の主な地震

大阪に被害をもたらした過去の主な地震

	発生年月日		規模 M	震央	主な被害地	大阪での被害状況	タイプ
	西 暦	和 暦					
1	887. 8. 26	仁和 3. 7. 30	8~8. 5	紀伊半島沖	五畿七道	大阪湾に津波被害	海溝型
2	1099. 2. 22	承徳 3. 1. 24	8~8. 3	紀伊半島沖	南海道		海溝型
3	1099. 9. 20	承徳 3. 8. 27		河内	河内	小松寺の講堂倒る	直下型
4	1360. 11. 22	正平 15. 10. 5	7. 5~8		紀伊 摂津	23 日津波が大阪湾に侵入。人馬多く死す。	海溝型
5	1361. 8. 3	正平 16. 6. 24	8. 25~ 8. 5	紀伊半島沖	畿内・土佐・阿波	大阪湾に津波侵入	海溝型
6	1498. 9. 20	明応 7. 8. 25	8. 2 ~ 8. 4		東海道全般		海溝型
7	1510. 9. 21	永正 7. 8. 8	6. 5~7	摂津・河内	摂津・河内	大阪湾に津波侵入。潰死者あり。	
8	1579. 2. 25	天正 7. 1. 20	6. 0	摂津	摂津		直下型
9	1586. 1. 18	天正 13. 11. 29	7. 8		畿内・東海・東山・北陸		
10	1596. 9. 5	文禄 5. 7. 13	7. 5	京都 畿内	京都 畿内 (伏見大地震)	大阪でも潰家多く、堺で死者 600 余人	直下型
11	1605. 2. 3	慶長 9. 12. 16	7. 9		東海 南海 西海		海溝型
12	1662. 6. 16	寛文 2. 5. 1	7. 25~ 7. 6		山城・大和・河内・和泉・丹後・若狭等	大阪では石垣、櫓、塀等に被害あり	直下型
13	1707. 10. 28	宝永 4. 10. 4	8. 4	五畿七道	東南海・東山・西海 諸道 畿内 (宝永地震)	崩家 1, 074、崩橋 61、死者 542、津波被害あり	海溝型
14	1854. 7. 9	嘉永 7. 6. 15	7. 25	伊賀・伊勢・大和	伊賀・伊勢・大和	堺で死者 1	直下型
15	1854. 12. 23	嘉永 7. 11. 4	8. 4	東海・東山・南海道	東海・東山・南海道 (安政東海地震)	大阪震度VI (推定)	海溝型
16	1854. 12. 24	嘉永 7. 11. 5	8. 4	畿内・東海・東山・南海	畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道 (安政南海地震)	津波が木曾川、安治川を逆流し、碇泊中の船多数 (8, 000) 破損し、橋をこわし、死多数 (7, 000)、潰痛家も多かった (1, 000)	海溝型

	発生年月日		規模 M	震央	主な被害地	大阪での被害状況	タイプ
	西 暦	和 暦					
17	1891. 10. 28	明治 24	8. 0	岐阜県西部	愛知県・岐阜県 (濃尾地震)	摂津では死 23、傷 76、全潰 247、半潰 148、堤防崩壊 3。和泉では死 1、傷 16、全潰 14、半潰 2、河内では傷 2、全壊 750、半壊 558	直下型
18	1899. 3. 7	明治 32	7. 0	紀伊半島 南東部	奈良県・三重県・ 和歌山県	大阪市では煉瓦煙突 1ヶ破壊し、小学校 1 棟破損	直下型
19	1927. 3. 7	昭和 2	7. 3	京都府 北西部	京都府・兵庫県 北部 (北丹後地震)	大阪府では死者 21、 負傷者 126、全潰 127、 半潰 117	直下型
20	1936. 2. 21	昭和 11	6. 4	奈良県北部	奈良・大阪の府 県境 (河内大和地震)	大阪府の震央に近い 地域に被害多く、 死者 9、負傷者 59、 全半壊 148、山地に 小さながけ崩れ	直下型
21	1944. 12. 7	昭和 19	7. 9	東海道沖	東海・近畿各県 (東南海地震)	大阪小被害	海溝型
22	1946. 12. 21	昭和 21	8. 0	紀伊半島沖	中部から九州 に至る各県 (南海地震)	大阪府の被害状況： 死者 32、負傷者 46、 住家全壊 234、半壊 194、 非住家全壊 27、半壊 23、 家屋焼失 1	海溝型
23	1952. 7. 18	昭和 27	6. 8	奈良県中部	奈良県 (吉野地震)	大阪では死者 2、負傷者 75、 住家全壊 9、半壊 7、 破損 3、非住家全被害 13、 道路破損 2、橋梁破損 3	直下型
24	1995. 1. 17	平成 7	7. 3	淡路島	兵庫県・大阪府 (平成 7 年兵庫 県南部地震)	大阪府の被害：死者 30、 負傷者 3, 589、全壊 895、 半壊 7, 221、一部破損 87, 879	直下型
25	2000. 10. 6	平成 12	7. 3	鳥取県西部	鳥取県西部	負傷者 4	直下型
26	2004. 9. 5	平成 16	7. 4	紀伊半島 南東沖		負傷者 10	海溝型
27	2013. 4. 13	平成 25	6. 3	淡路島付近	兵庫県南部	負傷者 5 (平成 25 年 5 月 14 日現在、消防 庁調べ)	直下型
28	2018. 6. 18.	平成 30	6. 1	大阪府北部	大阪府北部	死者 6、負傷者 385、 住家全壊 20、住家半 壊 443 (平成 31 年 2 月 12 日、消防庁調 べ)	直下型

(資料) 「大阪の気象百年」(大阪管区気象台)
「府県別地震、津波災害年表」(大阪管区気象台)
「理科年表」(丸善)
「平成 7 年 1 月 17 日 阪神・淡路大震災の記録」(大阪府)
「大阪府に被害を及ぼした主な地震」(地震調査研究本部)

資料 1 1 地震被害想定

1. 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）概要

1.1 調査目的

兵庫県南部地震を契機に実施された前回調査（大阪府地震被害想定調査報告書、平成 9 年 3 月）は、内陸直下型地震を想定した地震防災対策を検討し、地域防災計画を見直すために、当時最新の情報、技術と知見により地震現象と災害規模を想定したものであった。そしてその後約 10 年間においては、以下のような調査等を実施し、地震現象を評価するための基礎情報の充実に図ってきた。

- ・ 上町断層帯に関する調査（平成 8-10 年度）
- ・ 大阪平野の地下構造調査（平成 14-16 年度）
- ・ 東南海・南海地震津波対策検討（平成 15-16 年度）

今回調査は、これらの情報を基礎に、最新の知見と技術に基づいて地震現象（地震ハザード）を想定し、地域の地盤環境や社会・生活環境の災害脆弱性を綿密に把握したうえで、このような大規模地震が発生した場合に府域が被る物的・人的被害、ライフラインの途絶等の様相を予測し、経済的な影響量を把握するとともに、大阪府地域防災計画の改正等、今後の防災対策を進めるにあたって必要となる基本的な考え方を検討するために実施したものである。

1.2 前提条件

- (1) 想定地震（海溝型地震は平成 26 年に新たな被害想定が公表されているため除く。）

大阪府域への影響が考えられる内陸断層および東南海・南海地震について、地震動予測の中で段階的な検討を行い、最終的に以下の 5 断層の地震を対象とした。

内陸直下型地震

- ① 上町断層帯地震
- ② 生駒断層帯地震
- ③ 有馬高槻断層帯地震
- ④ 中央構造線断層帯地震

- (2) 想定時期

想定時期は、地震火災や人的被害等で影響の大きい「冬季の夕刻」を基本とし、他の時間帯による災害事象への影響を考慮した検討も加えた。比較対象とした時間帯は次のとおりである。

- a) 早朝（AM5:00 頃）…人の活動がほとんどない時間帯
- b) 昼間（PM2:00 頃）…日常の活動時における平均的な人口分布の時間帯
- c) 夕刻（PM6:00 頃）…通勤・通学の移動人口が多く、火器使用率も高い時間帯

(3) 想定項目

調査項目と想定単位

調査項目		調査内容	想定単位
地震ハザード (地震現象)	地震動 液状化 津波	計測震度等 液状化危険度等 津波高、到達時間、津波浸水等	500m メッシュ (大阪市域は 250m) 沿岸域
物的被害	建物被害 地震火災 危険物 斜面災害	全壊・半壊棟数、層破壊棟数 炎上出火件数、延焼範囲等 可燃性物質等 斜面災害危険箇所等	市町村単位等 市町村単位等 市町村単位等 市町村単位等
機能障害	交通機能 ライフライン機能	緊急交通路機能障害等 影響人口、復旧期間等	府域 市町村単位等
人的被害		死者・負傷者数等	市町村単位等
経済的影響		直接被害、間接被害	府域

1.3 被害想定結果（平成 19 年 3 月大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書）

項目		想定地震											
		上町断層帯 (B)			生駒断層帯			有馬高槻断層帯			中央構造線断層帯		
地震の規模	マグニチュード	7.5~7.8			7.3~7.7			7.3~7.7			7.7~8.1		
	震度	4~7			4~7			3~7			3~7		
建物被害	被害の程度	全壊	半壊	合計	全壊	半壊	合計	全壊	半壊	合計	全壊	半壊	合計
	泉大津市	5,554	4,504	10,058	4	11	15	0	0	0	202	456	658
	大阪府内	219,222	212,859	432,081	275,316	244,221	519,537	85,700	93,222	178,922	28,142	41,852	69,994
炎上出火件数	被害の程度	地震後1時間		地震後1日		地震後1時間		地震後1日		地震後1時間		地震後1日	
	泉大津市	3		7		0		0		0		0	
	大阪府内	127		254		176		349		52		107	
人的被害	被害の程度	死者	負傷者		死者	負傷者		死者	負傷者		死者	負傷者	
	泉大津市	152	1,037		0	3		0	0		0	154	
	大阪府内	4,426	67,475		7,647	80,535		1,684	31,602		233	11,060	
機能被害	ライフライン	電気(停電)	泉大津市	6,311 軒		0 軒		0 軒		337 軒			
			府内	601,271 軒		886,814 軒		408,322 軒		147,911 軒			
			復旧所要日数	約 5 日		約 6 日		約 2 日		約 1 日			
		ガス(供給停止)	泉大津市	24 千戸		0 千戸		0 千戸		0 千戸			
			府内	1,276 千戸		1,420 千戸		642 千戸		83 千戸			
			復旧所要期間	約 1~2 ヶ月		約 0.5~1.5 ヶ月		約 0.5~1 ヶ月		約 2 週間			
	水道(断水)	泉大津市	6.8 万人		2.0 万人		0 万人		1.5 万人				
		府内	372.0 万人		489.6 万人		230.0 万人		110.5 万人				
		復旧日数	26 日		45 日		21 日		9 日				
	通信(固定電話)	泉大津市	13,217 回線		98 回線		0 回線		979 回線				
		府内	417,047 回線		447,174 回線		171,112 回線		78,889 回線				
		復旧期間	約 2 週間		約 2 週間		約 2 週間		約 5 日				
罹災者等	罹災者	泉大津市	38,708 人		53 人		1 人		2,470 人				
		府内	1,514,995 人		1,900,441 人		743,066 人		229,628 人				
	避難所生活者数	泉大津市	11,226 人		16 人		1 人		717 人				
		府内	454,068 人		569,129 人		217,440 人		66,968 人				

※ 地震の規模は「地震被害想定概要（平成 18 年 10 月）」（大阪府）による。

※ 人的被害は建物被害（夕刻）・火災（夕刻・超過確率 1% 風速）によるものの合計。

※ 水道の復旧体制が整うのに 3 日を要するものとする。

※ 上町断層帯地震には、上町断層帯地震 A（断層帯の北中部で揺れが大きいケース）と上町断層帯地震 B（断層帯の南部で揺れが大きいケース）が想定されているが、本市に対する被害が大となる上町断層帯地震 B を掲載。

※ 海溝型地震である南海トラフ巨大地震の被害想定は、資-26 に掲載。

2. 南海トラフ巨大地震被害想定結果（南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会報告）

2.1 被害想定の概要

南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会において、科学的、客観的な立場から南海トラフ巨大地震に対する災害対策等を検討することを目的とし、最新の知見を有する学識経験者参画のもと、大阪府防災会議に「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」を設置し、津波浸水想定を実施した。

（具体的検討項目）

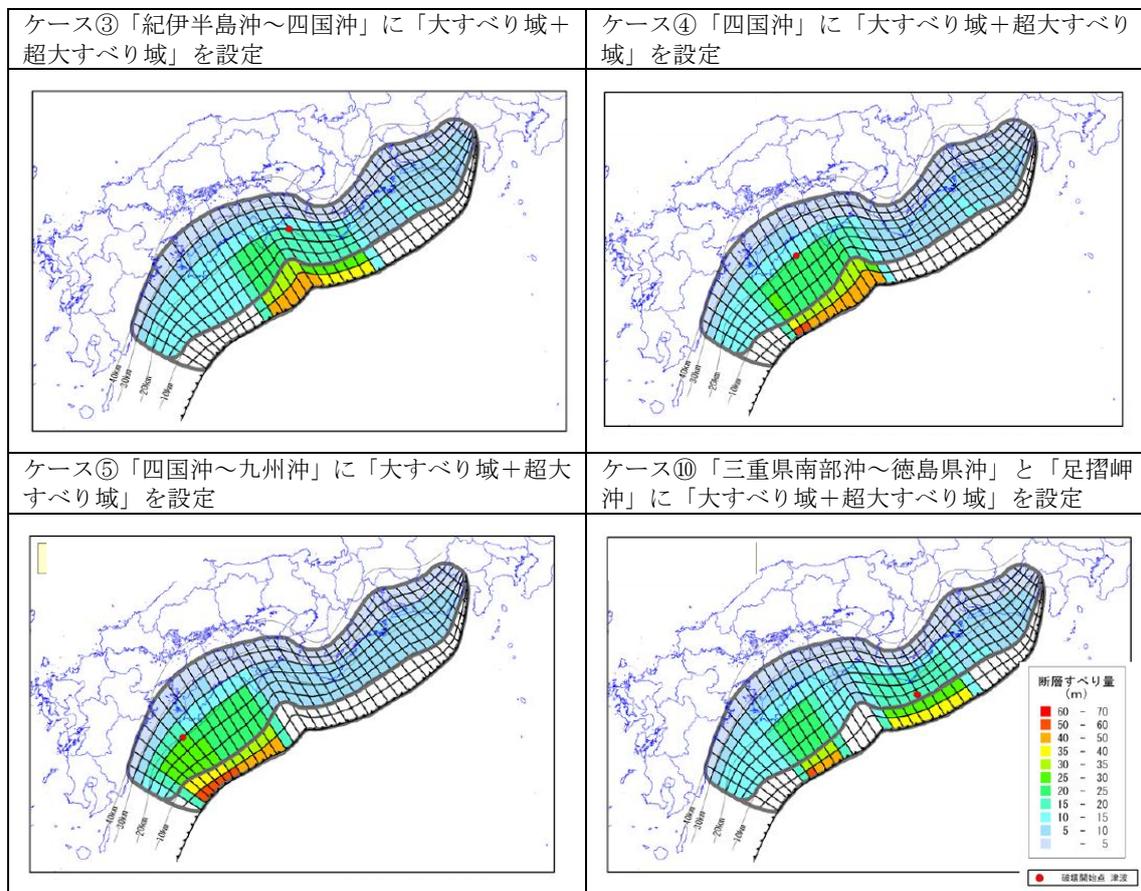
- ・ 国の被害想定を検証
- ・ 府内市町村ごとの詳細な被害想定（地震動、津波の高さ、人的被害、建物被害等）
- ・ 被害想定に対する災害対策の方向性

2.2 前提条件等

(1) 検討条件

想定した地震のマグニチュードは「 $M_w=9.1$ 」とし、津波断層モデルは、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11ケースから大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられる4つのモデルを選定した。

ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせた。



また、構造物条件としては、以下に設定された。

- ・防潮堤等：耐震や液状化に対する技術的評価結果を踏まえた沈下量を考慮する場合及び、沈下しない場合を設定
- ・水門・陸閘等：常時閉鎖の施設は閉条件とし、これ以外は開放・閉鎖を設定
- ・建築物：建物の代わりに津波が遡上する時の粗度（津波が侵入するときに阻害される度合）を設定

(2) 検討項目

- ・津波高：各市町村の最大値、および全体を概観できるように平均値でも整理
- ・津波到達時間：1 m、3 m、5 m、10m、20mの津波高を到達時間ごとに整理
- ・浸水域
- ・震度分布

2.3 被害想定結果

(1) 津波浸水想定

府が公表した浸水面積、最大津波水位及び最短津波到達時間は、以下のとおりである。なお、津波は自然現象で不確実性を伴うものであり、この想定を上回る津波が発生する可能性があることも指摘されている。（大阪府「津波浸水想定について（解説）」平成 25 年 8 月 20 日公表）」

表 市の浸水想定結果

浸水面積 (浸水深0.1m以上)	521ha
最大津波水位 (海岸線から沖合約30m地点)	4.4m
地震発生後 最短津波到達時間 (+1m)	95分

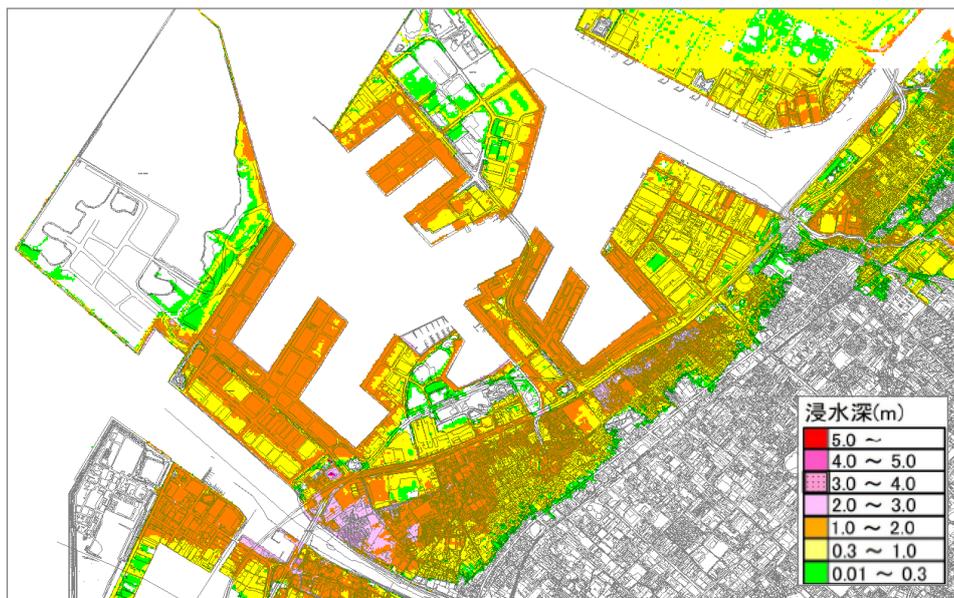


図 大阪府津波浸水想定（詳細図：泉大津市拡大）

(2) 被害想定結果

表 市における被害の想定

被害内容		単位	想定結果
気象庁マグニチュード			9.0~9.1
建物被害	揺れ	全壊	棟 42
		半壊	棟 1,006
	液状化	全壊	棟 623
		半壊	棟 1,667
	津波	全壊	棟 359
		半壊	棟 4,581
出火	焼失	棟 0	
人的被害	建物倒壊	死者	人 2
		負傷者	人 145
	火災	死者	人 0
		負傷者	人 0
	津波	死者	人 2,205
		負傷者	人 1,276
出火件数		全出火	件 2
		炎上出火	件 0(0)
避難所生活者数		人	19,226
ライフライン	停電		割合(戸) 49.0%
	ガス供給停止		戸 3,025
	水道断水人口		割合(人) 100%
	固定電話被災		割合(回線) 94.1%

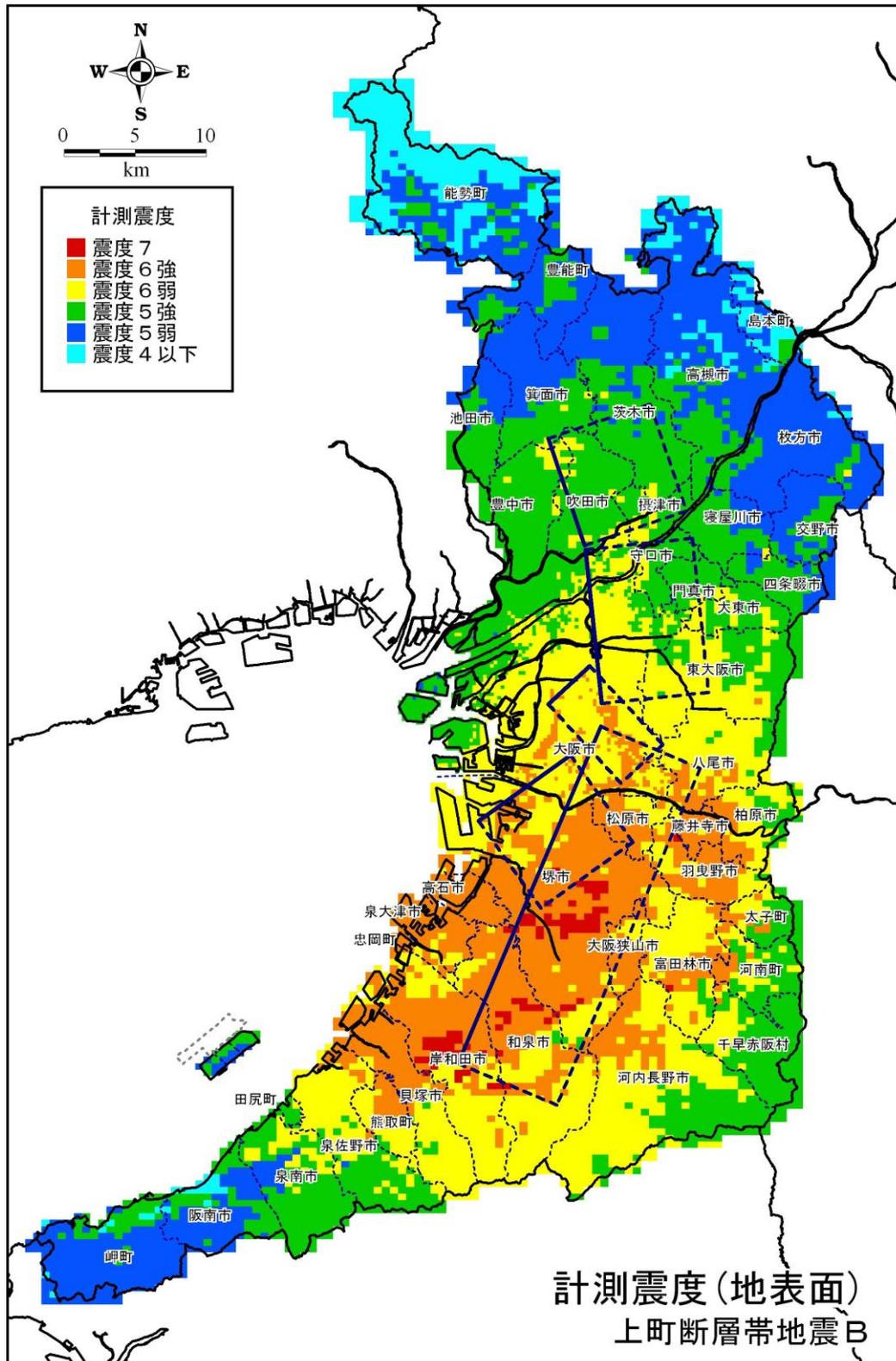
※死者、負傷者数は建物被害(夕刻)・火災(夕刻、超過確率1%風速)によるものの合計

※出火件数は地震後1時間の件数()は1日の件数

※津波による死者は、早期避難者率が低い場合

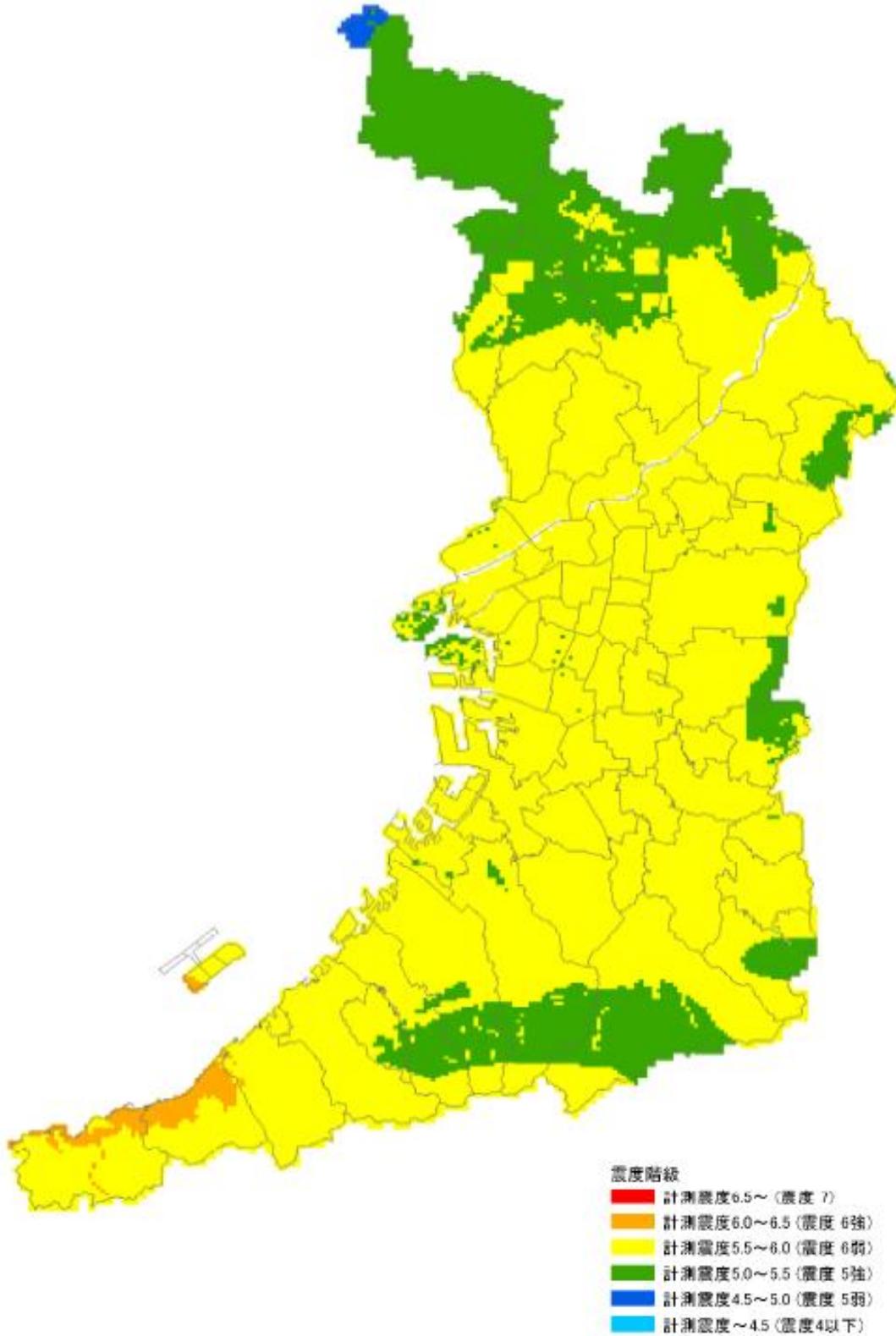
資料 1 2 地震動予測図

上町断層帯地震 B の地震動予測図 (計測震度・地表面)



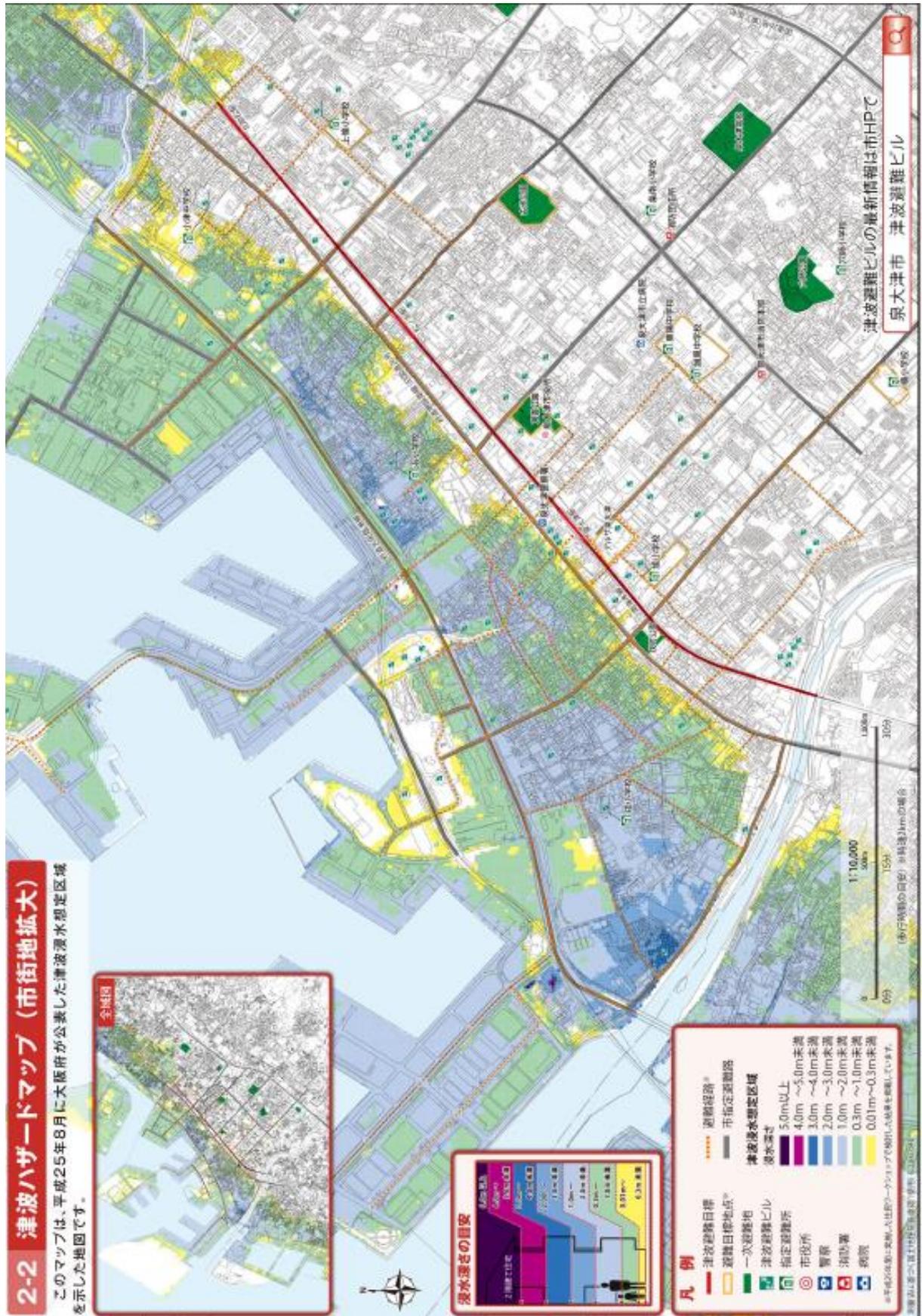
(平成 19 年 3 月大阪府自然災害総合防災対策検討 (地震被害想定) 報告書)

南海トラフ巨大地震の地震動予測図（計測震度）

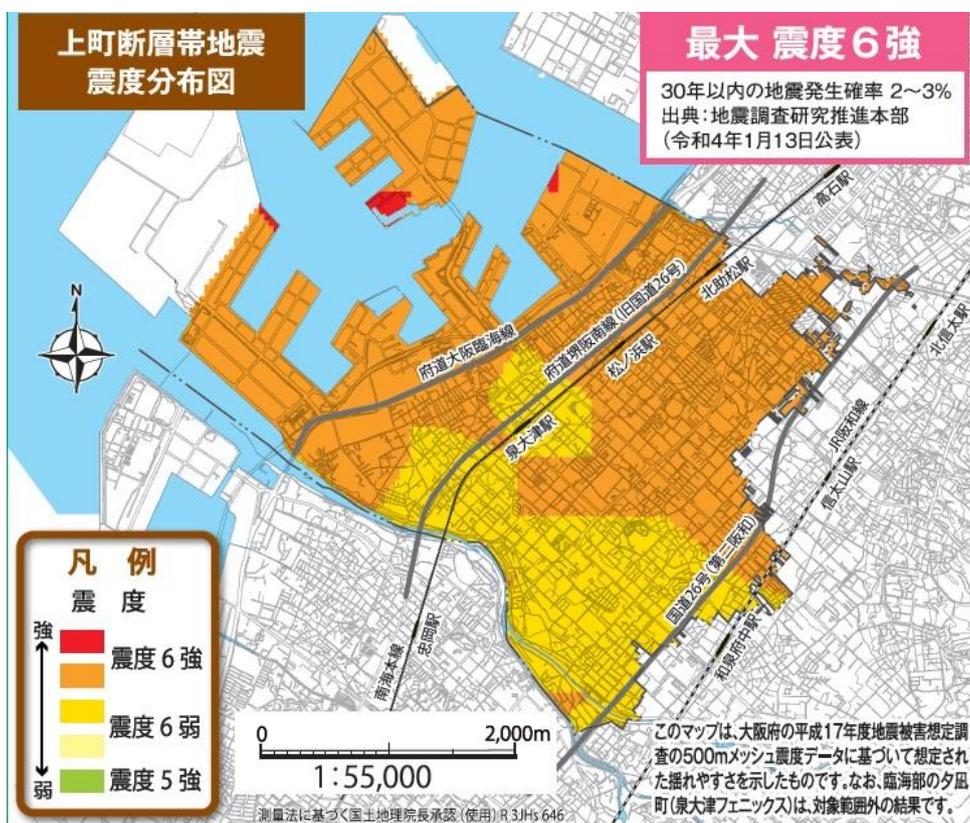


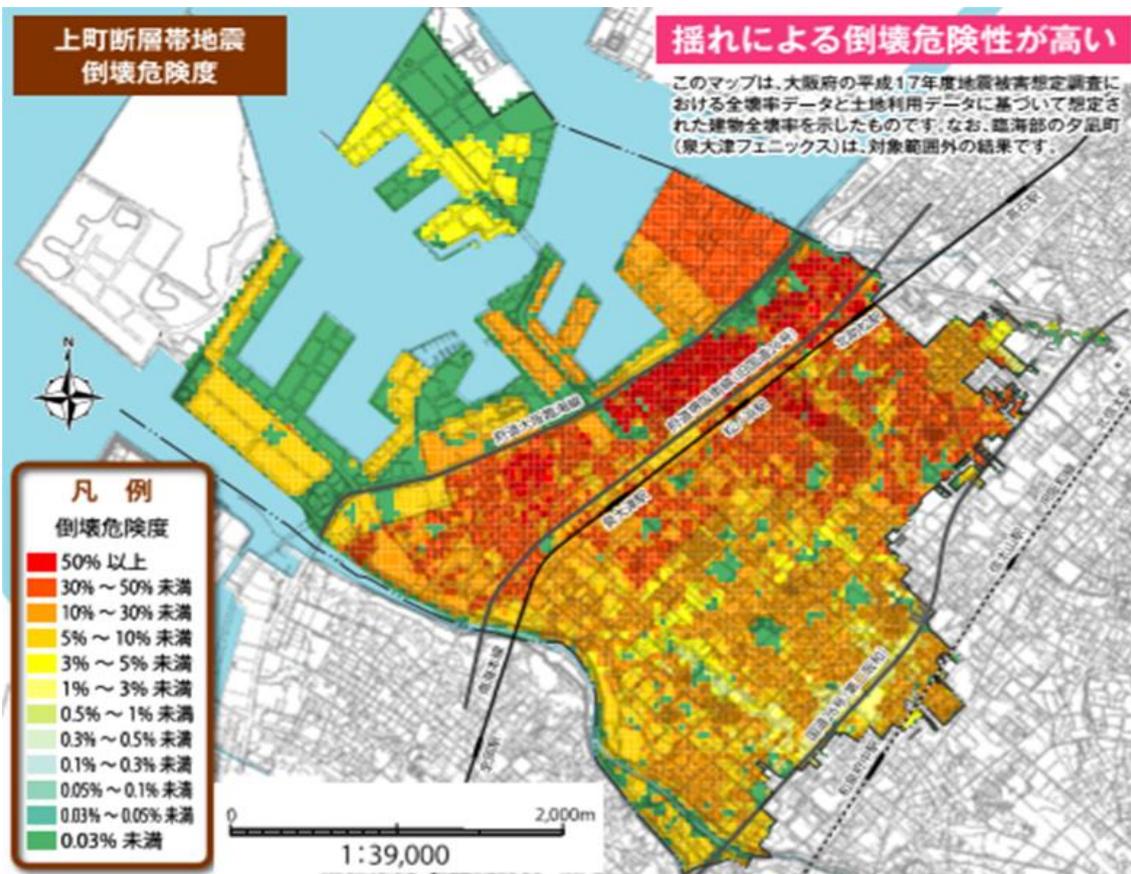
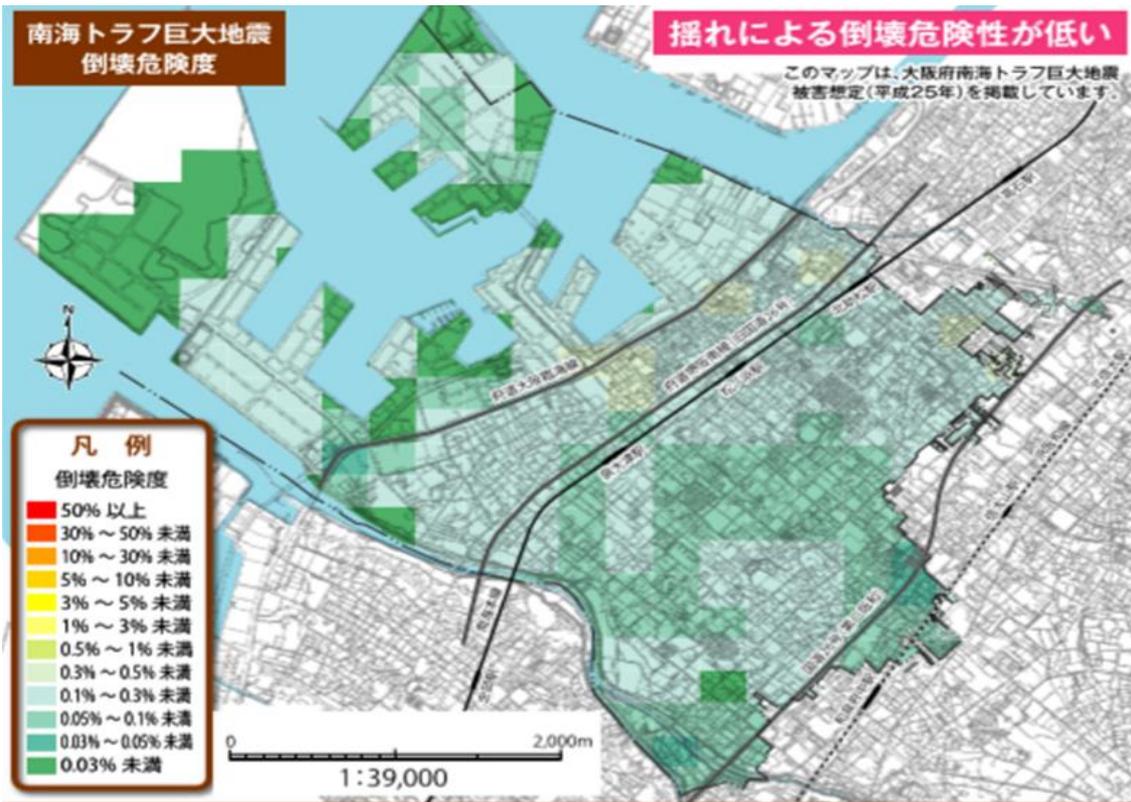
(平成 25 年 8 月 第 3 回南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 (資料一 2))

資料13-1 ハザードマップ①

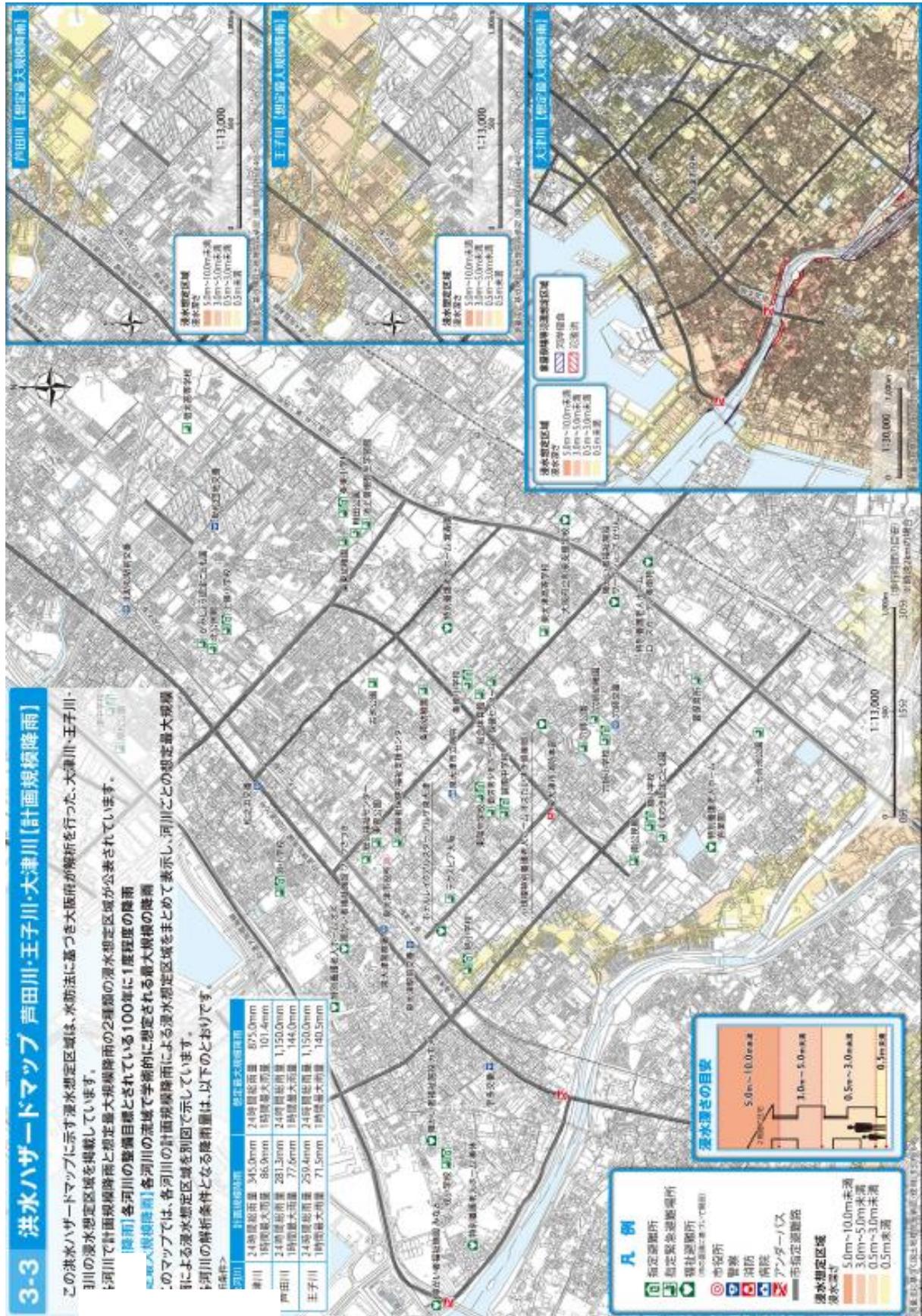


資料13-1 ハザードマップ②

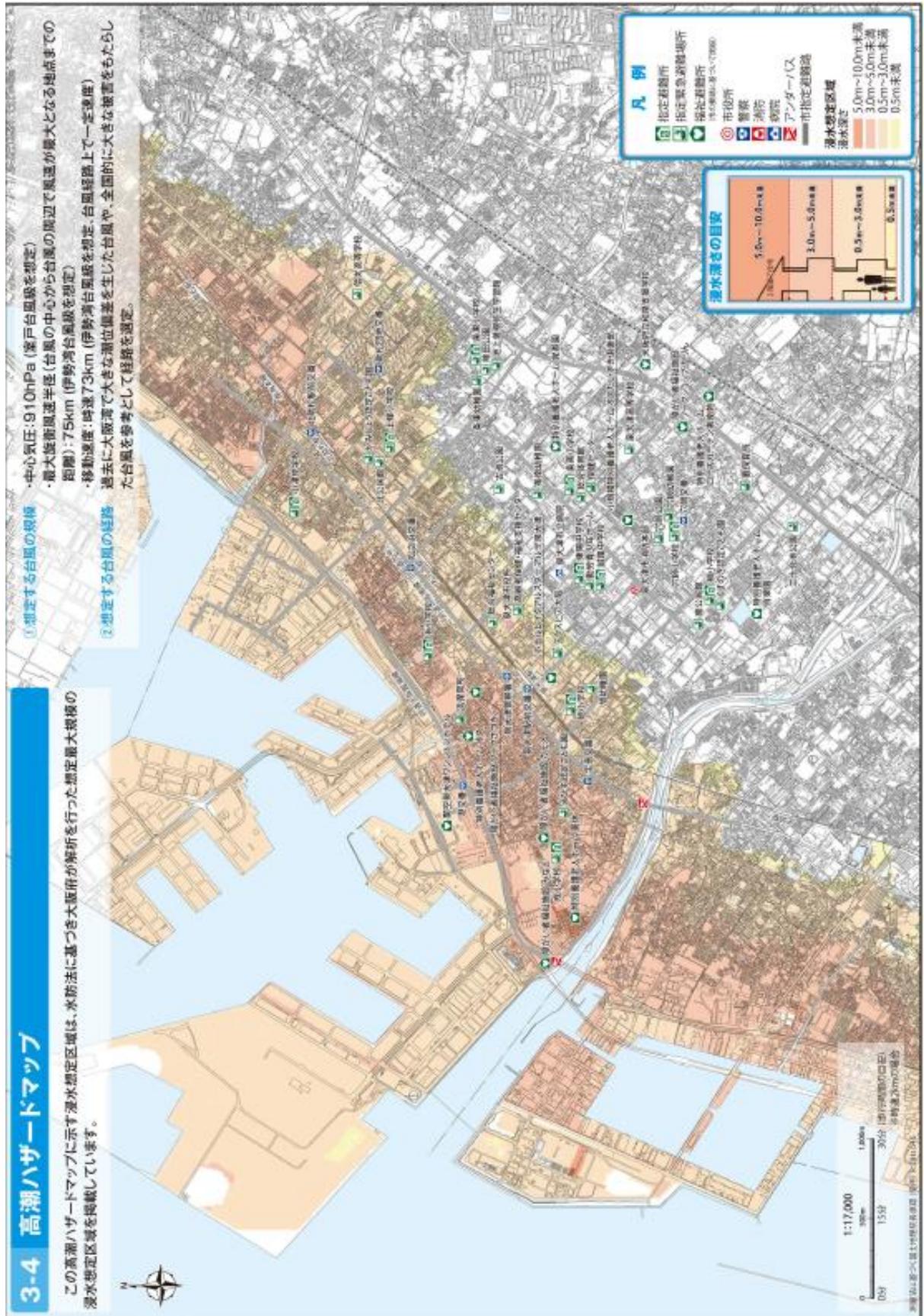




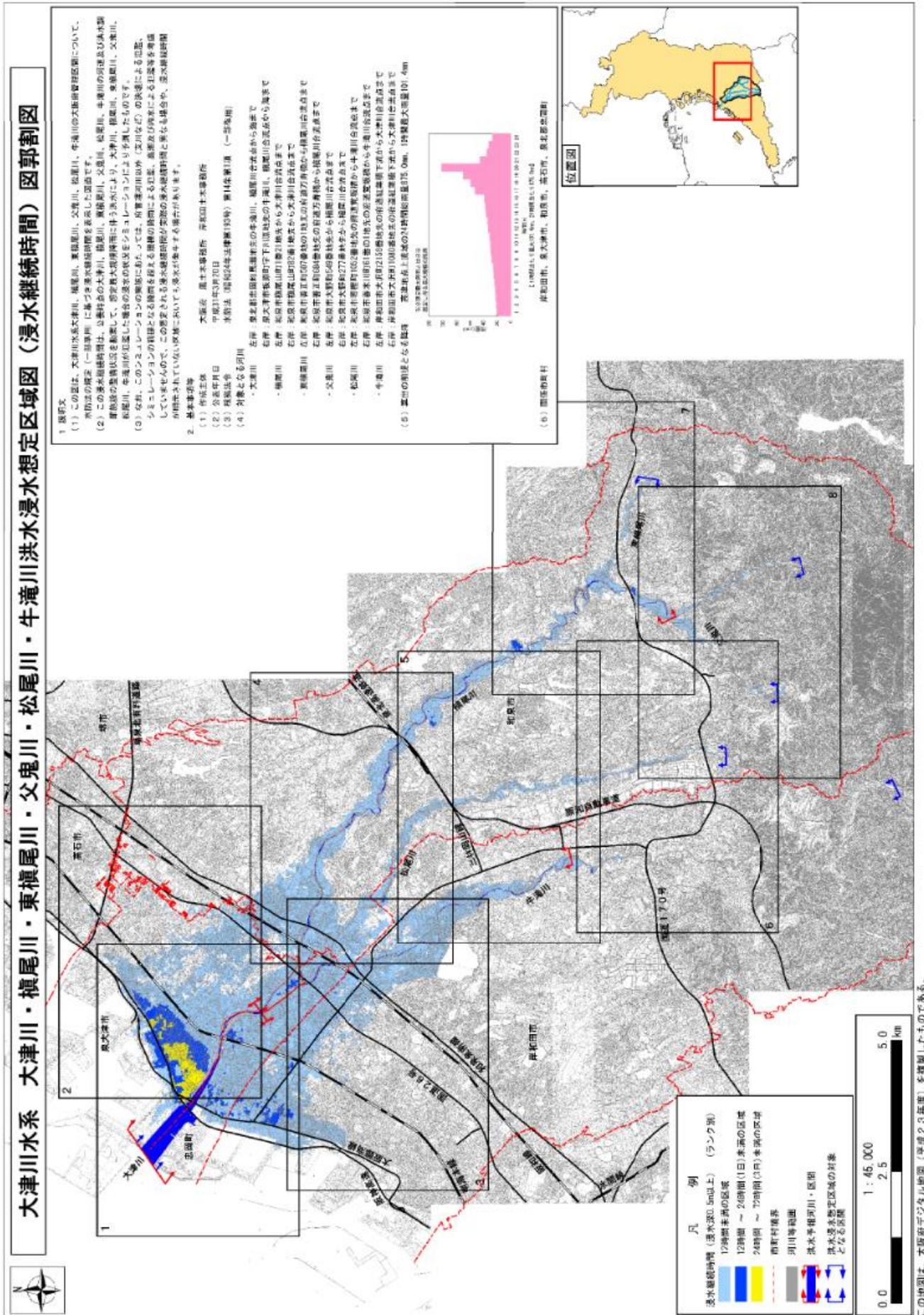
資料13-1 ハザードマップ③

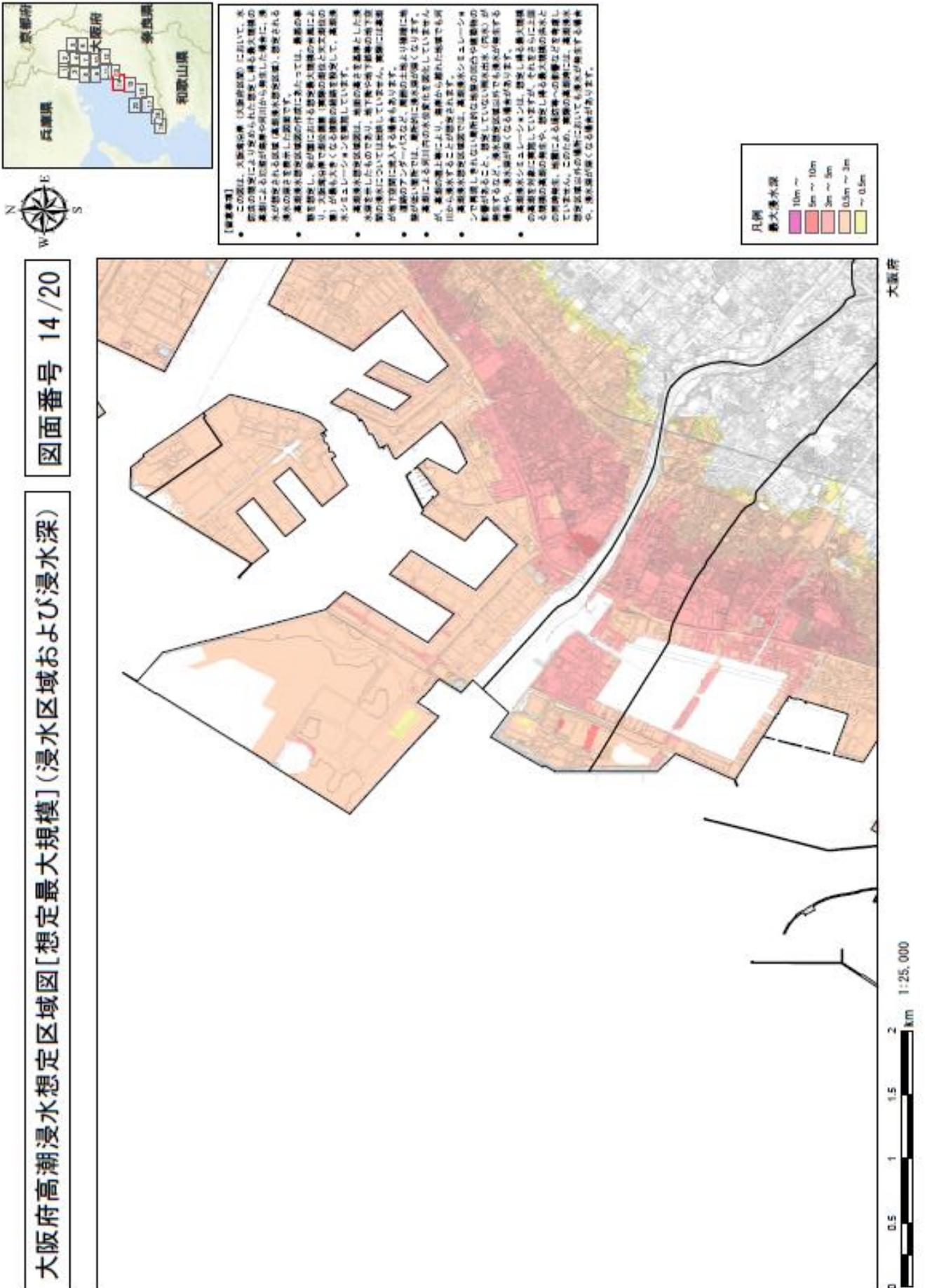


資料13-1 ハザードマップ④



資料13-2 大津川水系大津川・横尾川・東横尾川・父鬼川・松尾川・牛滝川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（平成31年3月）





資料 1 4 大阪府に被害をもたらした過去の風水害

過去の風水害

災 害 名					室戸台風		
発 生 年 月 日		昭和4年8月15日	昭和5年8月1日	昭和8年9月4日	昭和9年9月21日	昭和10年8月11日	
気 象	最低気圧	987.9hPa	995.8hPa	986.1hPa	954.4hPa	995.3hPa	
	最大風速	14.5m/s	9.3m/s		48.4m/s	42.0m/s	
	最大瞬間風速				60m/s		
	雨量	28.4mm	134.9mm		223mm	182.7mm	
人 的 被 害	死者		2人		1,812人		
	行方不明者				76人		
	重傷者				8,932人	10人	
	軽傷者						
	計		2人		10,820人	10人	
家 屋 被 害	全壊（流失）		13,328戸		14,368戸	116戸	
	半壊				15,674戸	74戸	
	床上浸水	2,080戸			27,000戸	142,910戸	3,632戸
	床下浸水					40,830戸	43,669戸
	計	2,080戸	13,328戸	27,000戸	213,782戸	47,491戸	
田 畑 被 害	水田流没冠水		1,103ha		42,500ha		
	畑流没冠水						
	計		1,103ha		42,500ha		
災害救助法 適用地区							
備 考		高潮	豪雨による 水害	高潮	高潮、 大風水害		

(大阪府地域防災計画関連資料集 令和4年4月修正)

災 害 名				台風 16 号	台風 20 号	枕崎台風
発生年月日		昭和 10 年 8 月 28-29 日	昭和 13 年 9 月 5 日	昭和 19 年 9 月 17 日	昭和 19 年 10 月 7 日	昭和 20 年 9 月 18 日
気 象	最低気圧	985.0hPa	980.5hPa	986.0hPa	978.3hPa	981.1hPa
	最大風速	13.8m/s	13.2m/s	18.6m/s	18.6m/s	19.0m/s
	最大瞬間風速	21.6m/s	19.0m/s	21.8m/s	21.8m/s	22.5m/s
	雨量	74.4mm	18.9mm	53.3mm	52.3mm	2.8mm
人 の 被 害	死者				58 人	4 人
	行方不明者				45 人	
	重傷者				37 人	
	軽傷者					
	計				140 人	4 人
家 屋 被 害	全壊（流失）				1,132 戸	
	半壊				863 戸	
	床上浸水	1,304 戸	1,919 戸	8,591 戸	5,358 戸	28,234 戸
	床下浸水	12,994 戸	13,870 戸	7,266 戸		10,800 戸
	計	14,298 戸	15,789 戸	15,857 戸	7,353 戸	39,034 戸
田 畑 被 害	水田流没冠水					267ha
	畑流没冠水					
	計					267ha
災害救助法 適用地区						
備 考			高潮	各地に豪雨被 害大	和歌山県、 滋賀県、 三重県	台風 16 号 高潮

(大阪府地域防災計画関連資料集 令和 4 年 4 月修正)

災 害 名		阿久根台風	ジェーン台風	昭和27年7月豪雨	昭和28年台風13号	昭和32年台風5号
発生年月日		昭和20年10月11日	昭和25年9月3日	昭和27年7月10日	昭和28年9月25日	昭和32年6月26-27日
気 象	最低気圧	981.1hPa	970.3hPa		977.4hPa	998.5hPa
	最大風速	19.0m/s	28.1m/s		22.0m/s	14.4m/s
	最大瞬間風速	15.5m/s	44.7m/s		28.9m/s	22.8m/s
	雨量	3.2mm	64.7mm	388.7mm	176.1mm	293.0mm
人 的 被 害	死者	1人	240人	41人	26人	6人
	行方不明者	3人	16人		1人	
	重傷者		21,215人	38人	47人	4人
	軽傷者			416人	406人	
	計	4人	21,471人	495人	480人	10人
家 屋 被 害	全壊（流失）	805戸	10,625戸	187戸	877戸	20戸
	半壊		60,708戸		3,354戸	
	床上浸水	10,034戸	54,139戸	192,238戸	13,434戸	121,819戸
	床下浸水	19,550戸	40,025戸		150,354戸	
	計	30,389戸	165,497戸	192,425戸	168,019戸	121,839戸
田 畑 被 害	水田流没冠水	267ha	7,486.05ha		43ha	2,314ha
	畑流没冠水		2,305.80ha		1,122.4ha	429ha
	計	267ha	9,791.85ha		1,165.4ha	2,743ha
災害救助法適用地区			大阪府下全域	大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、八尾市、泉南郡、泉北郡	高槻市、茨木市、三島郡（三箇牧村、鳥飼村、王島村、島本町）、北河内郡（四条畷町、四条町）	大阪市（東成区、生野区、西成区、住吉区、東住吉区、阿倍野区）、堺市、枚岡市、布施市、河内市、岸和田市、八尾市、高石町
備 考		台風20号高潮	台風28号高潮	7市2郡	2市3町3村	東大阪水害（6月水害）

(大阪府地域防災計画関連資料集 令和4年4月修正)

災 害 名		昭和36年台風6号	第二室戸台風	昭和39年台風20号	昭和42年7月豪雨	昭和43年7月豪雨
発生年月日		昭和36年6月24-30日	昭和36年9月16日	昭和39年9月25日	昭和42年7月8日	昭和43年7月2日
気 象	最低気圧	1,003.2hPa	937.3hPa	987.4hPa		
	最大風速	9.8m/s	33.3m/s	19.0m/s		
	最大瞬間風速	12.0m/s	50.6m/s	31.7m/s		
	雨量	295.5mm	44.2mm	41.4mm	152mm	200mm
人 の 被 害	死者	1人	32人		5人	
	行方不明者				2人	
	重傷者		211人	17人	11人	
	軽傷者		2,181人		159人	
	計	1人	2,424人	17人	177人	
家 屋 被 害	全壊（流失）	11戸	3,386戸	104戸	62戸	
	半壊		21,356戸	15戸	110戸	
	床上浸水	2,855戸	61,488戸	10,563戸	16,684戸	1,200戸
	床下浸水	32,205戸	59,729戸		119,976戸	24,083戸
	計	35,071戸	145,959戸	10,682戸	136,832戸	25,283戸
田 畑 被 害	水田流没冠水	2,428ha	30,484.0ha	93ha	3,079.5ha	
	畑流没冠水	70ha	2,708.9ha			
	計	2,498ha	33,192.9ha	93ha	3,079.5ha	
災害救助法 適用地区			大阪市（11区）、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、枚方市、八尾市、泉佐野市、富田林市、枚岡市、寝屋川市、河内市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、忠岡町、田尻町、岬町、泉南町、南海町、狭山町、登美丘町、美原町、美陵町、門真町、交野町、四条畷町 18市11区12町	泉大津市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市 4市	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町 7市1町	
備 考		梅雨前線豪雨大水害		兵庫県、徳島県、高知県被害大	兵庫県被害大、台風7号崩れ	台風3号による梅雨前線の刺激

（大阪府地域防災計画関連資料集 令和4年4月修正）

災 害 名		昭和 44 年豪雨	昭和 47 年 7 月豪雨	昭和 47 年台風 20 号	昭和 50 年 7 月豪雨	昭和 54 年 6 月豪雨
発生年月日		昭和 44 年 6 月 25 日	昭和 47 年 7 月 12 日	昭和 47 年 9 月 16 日	昭和 50 年 7 月 4 日	昭和 54 年 6 月 29 日
気 象	最低気圧					
	最大風速					
	最大瞬間風速					
	雨量	106mm	300mm	117.5mm		497mm
人 的 被 害	死者			3 人		
	行方不明者					
	重傷者		3 人	1 人		
	軽傷者		7 人	8 人		
	計		10 人	12 人		
家 屋 被 害	全壊（流失）		23 世帯	8 世帯		3 世帯
	半壊		42 世帯	90 世帯		1 世帯
	床上浸水	1,008 戸	6,186 世帯	9,283 世帯	1,933 世帯	1,336 世帯
	床下浸水	28,239 戸	40,346 世帯	60,146 世帯	22,493 世帯	22,865 世帯
	計	29,247 戸	46,597 世帯	69,527 世帯	24,426 世帯	24,205 世帯
田 畑 被 害	水田流没冠水		851ha	385ha		1,233ha
	畑流没冠水		72ha			106ha
	計		923ha	385ha		1,339ha
災害救助法 適用地区			大東市、東大 阪市、門真市、 八尾市 4 市	大東市、東大 阪市、門真市 3 市	大東市 1 市	
備 考		梅雨前線の 刺激	西日本被害大 梅雨前線の活 動		梅雨前線に よる大雨	梅雨前線に よる大雨

(大阪府地域防災計画関連資料集 令和 4 年 4 月修正)

災害名	昭和54年台風16号	昭和57年台風10号・豪雨	平成6年9月豪雨	平成24年8月豪雨	平成29年台風第21号	
発生年月日	昭和54年9月30日	昭和57年8月1-3日	平成6年9月6-7日	平成24年8月13日~14日	平成24年10月22日~24日	
気象	最低気圧		985.2hPa		915hPa	
	最大風速		13.4m/s		12.4m/s	
	最大瞬間風速				24.0m/s	
	雨量	149mm	209mm		213mm	537mm
人的被害	死者	1人	8人		1人	2人
	行方不明者					
	重傷者	1人				
	軽傷者	4人	4人	3人	2人	20名
	計	6人	12人	3人	3人	22人
家屋被害	全壊（流失）		70世帯			
	半壊	19世帯	一部破損99世帯	1世帯		
	床上浸水	5,088世帯	10,610世帯	1,428世帯	2,572世帯	3世帯
	床下浸水	41,489世帯	63,460世帯	4,375世帯	13,289世帯	20世帯
	計	46,596世帯	74,239世帯	5,804世帯	15,861世帯	23世帯
田畑被害	水田流没冠水	291ha	1,145ha			
	畑流没冠水	9ha		5.5ha		
	計	300ha	1,145ha	5.5ha		
非住家被害						
災害救助法適用地区		松原市、堺市、東大阪市 3市	豊中市、池田市 2市			
備考		台風とその後の低気圧による大雨		京都府被害大		

(大阪府地域防災計画関連資料集 令和4年4月修正)

災 害 名		平成30年台風第21号				
発生年月日		平成30年9月4日				
気 象	最低気圧	915hPa				
	最大風速	46.5m/s				
	最大瞬間風速	58.1m/s				
	雨量	122mm				
人 の 被 害	死者	8人				
	行方不明者					
	重傷者	6人				
	軽傷者	487人				
	計	501人				
家 屋 被 害	全壊（流失）	30世帯				
	半壊	445世帯				
	床上浸水					
	床下浸水					
	計	475世帯				
田 畑 被 害	水田流没冠水					
	畑流没冠水					
	計					
非住家被害						
災害救助法 適用地区						
備 考						

過去の高潮潮位（大阪港）

明治以降の高潮被害記録

年 月 日	台 風 の 勢 力		備 考
	最大風速 (m/ssc)	高潮潮位 (0. P+m)	
明治 44. 6. 18	SW 30. 1	2. 45	
大正 1. 9. 22	WSW25. 9	3. 10	
大正 10. 9. 25	W 25. 0	2. 70	
昭和 4. 8. 15	SW 14. 5	2. 44	
昭和 6. 10. 13	NE 12. 7	2. 40	
昭和 8. 10. 20	S 13. 0	2. 64	
昭和 9. 9. 21	S 欠測	4. 50	室戸台風
昭和 12. 9. 11	SW 14. 5	2. 70	
昭和 13. 9. 5	SE 13. 2	2. 66	
昭和 19. 9. 17	SW 18. 6	2. 80	
昭和 20. 9. 18	S 19. 0	3. 20	
昭和 25. 9. 3	S 28. 1	3. 85	ジェーン台風
昭和 26. 10. 15	WSW15. 7	2. 95	ルース台風
昭和 28. 9. 25	NNW22. 0	2. 62	13 号台風
昭和 34. 9. 26	NE 28. 9	2. 54	伊勢湾台風
昭和 36. 9. 16	SSE33. 3	4. 12	第 2 室戸台風
昭和 39. 9. 25	SSW19. 0	3. 72	20 号台風
昭和 40. 9. 10	S 17. 3	3. 19	23 号台風
平成 30. 9. 4	SSW46. 5	3. 29	21 号台風

山崩れ

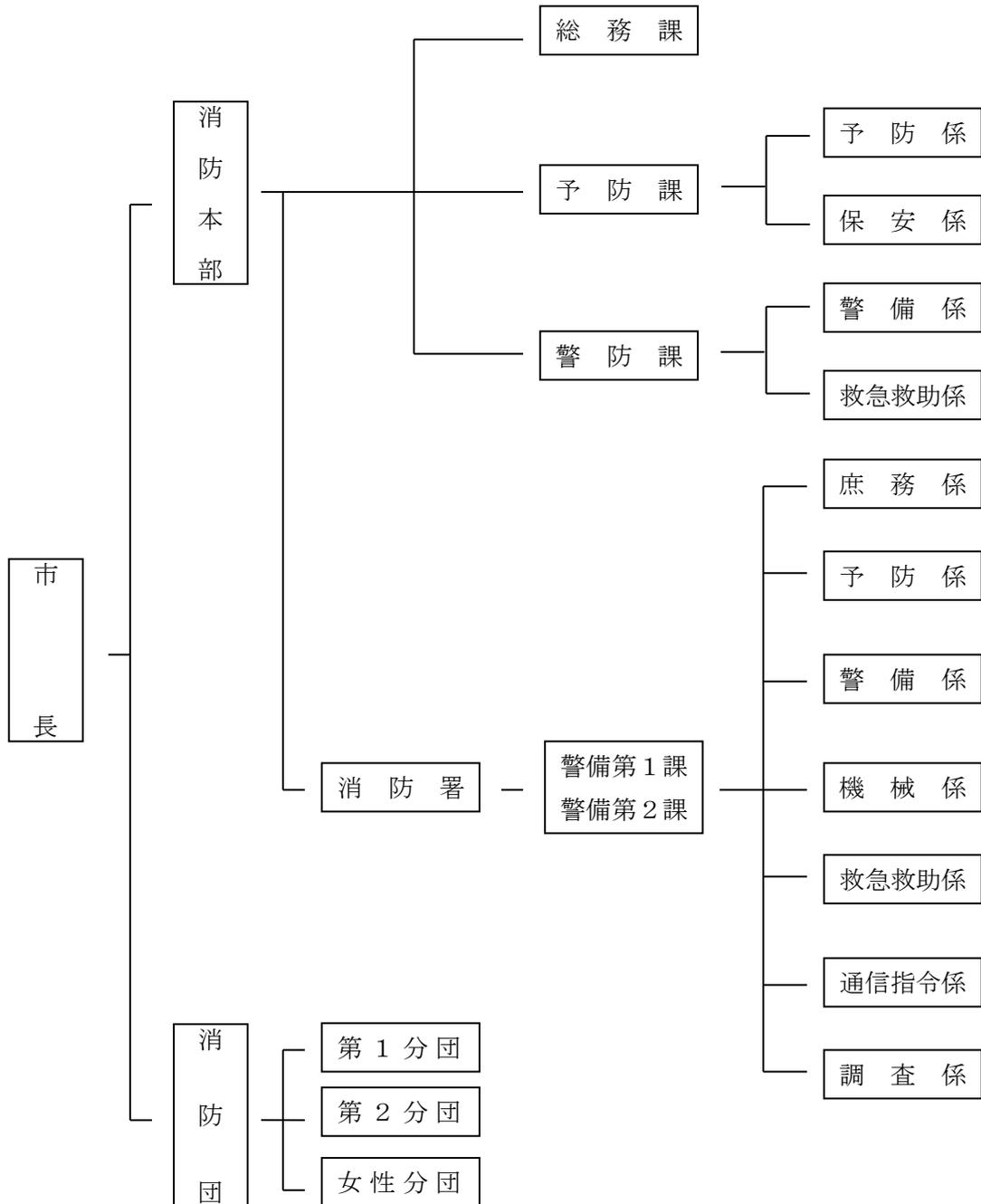
年 月 日	直接原因	場 所	災害の様相
昭和 15. 7. 15	集中豪雨 雨量 120 ミリ	生駒山グライダー場	大阪側 500 m ³ 奈良側 300 m ³
昭和 28. 9. 25	13 号台風	中河内地区	堰堤満砂し荒廃、植林地崩壊
昭和 32. 6. 26 ～6. 28	集中豪雨 雨量 300 ミリ	生駒山系 枚岡市	水源山地の崩壊 溪流の荒廃
昭和 35. 8. 29 ～8. 30	台風 16 号 豪雨 460 ミリ	小和田川西側流域 立谷	崩壊 120 ヶ所 94, 000 m ³ 土砂堆積 129, 350 m ³ 最深部 大崩壊 山 腹 大崩壊 溪流表土崩壊

(大阪府地域防災計画関連資料集 令和 4 年 4 月修正)

資料 15 組織機構図

泉大津市消防本部組織機構図

(令和 5 年 10 月 1 日現在)



資料 16 職員の配置表

(令和5年10月1日現在)

区分	消防吏員					計	備考			
	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防士					
消防本部	消防長	1					1			
	次長		1				1			
	部参事		1				1			
	総務課	毎日勤務者		<1>※	1	1	2	2	<1>※	※消防本部兼務内訳 部参事兼総務課長 派遣等 ・市出向者1名消防士長 ・消防学校初任教育派遣1名 消防士
		(消防署隔日勤務者)					(2)	(6)	(8)	
	予防課	毎日勤務者 消防署毎日勤務者含む		2					2	
		(消防署隔日勤務者)		(1)	(4)	(3)	(6)		(14)	
	警防課	毎日勤務者		2					2	
(消防署隔日勤務者)			(5)	(4)	(12)	(11)		(32)		
消防署	署長		1					1		
	副署長		<2>※					<2>※	※消防本部兼務内訳 ・予防課長兼副署長 ・警防課長兼副署長	
	毎日勤務者									
	警備第一課		3	7	12	14		36		
	警備第二課		3	7	11	15		36		
合計		1	14	15	25	31		86		

- ・ < > 消防本部兼務
- ・ () 消防署兼務
- ・ 合計数は、< >及び () を除く

資料 17 消防庁舎現況

(令和 5 年 10 月 1 日現在)

消防庁舎現況

名称	所在地
泉大津市消防本部（署）・（消防団本部）	泉大津市池浦町一丁目 9 番 9 号

区分	庁舎別 庁舎棟数	庁舎						面積 (㎡)			
		構造	経過年数						敷地面積	建築面積	延面積
			5年未満	5年～10年	10年～20年	20年～30年	30年～40年	40年以上			
合計	7		7					2,550.46	1,472.51	2,547.58	
庁舎棟 (車庫棟)	1	RC造3階 (一部S造)	平成 29 年 12 月 竣工						—	1,271.40	2,265.86
訓練棟	1	RC造4階							—	59.39	140.00
その他(※)	5	RC造他							—	141.72	141.72

(※) 薬剤倉庫、油庫、駐輪場(2か所)、受水槽ポンプ室

名称	所在地
消防団屯所	泉大津市宮町 2 番 5 2 号

区分	庁舎別 庁舎棟数	庁舎						面積 (㎡)			
		構造	経過年数						敷地面積	建築面積	延面積
			5年未満	5年～10年	10年～20年	20年～30年	30年～40年	40年以上			
合計	1						1	255.00	151.88	220.88	
消防団屯所	1	RC造2階	昭和 47 年 2 月 19 日						255.00	151.88	220.88

※旧消防出張所を改修工事（平成 30 年度）

資料 18 各種車両配置表

令和5年10月1日現在

項目 配置	種 別	登録年	登録番号	総排気量 (ℓ)	自動車 種類	積載水量等	ポンプ別
消防本部	公 用 車	H23	和泉301た1574	1.79	普通		
〃	広 報 車	H26	和泉800す6692	1.49	普通		
〃	査 察 車	H24	和泉880あ1210	0.65	普通		
消防署	化学消防ポンプ自動車	H19	和泉830そ911	10.52	大型	泡原液1500ℓ 水500ℓ積載	A1級
〃	15mはしご付消防ポンプ自動車	H23	和泉830さ1006	6.40	中型		A2級
〃	化学消防ポンプ自動車 (キャブス・ホームプロ装置付)	H22	和泉830す1002	6.40	中型	泡原液500ℓ 水1500ℓ積載	A2級
〃	水槽付消防ポンプ自動車 (キャブス装置付)	H25	和泉831さ1001	6.40	中型	水1500ℓ積載	A2級
〃	救 助 工 作 車	H26	和泉830せ1003	6.40	中型		A2級
〃	水槽付消防ポンプ自動車	R3	和泉800さ1004	4.00	準中型	水1300ℓ積載	A2級
〃	消 防 資 材 搬 送 車	H25	和泉800す5793	4.00	準中型		
〃	消 防 ポ ン プ 自 動 車	H17	和泉831も1119	4.00	準中型		A2級
〃	消防ポンプ自動車(予備)	H21	和泉830ぬ1010	4.00	準中型		A2級
〃	指 揮 車	R3	和泉830た1007	2.69	普通		
〃	高規格救急車(予備)	H24	和泉830さ992	2.69	普通		
〃	高 規 格 救 急 車	H28	和泉830さ993	2.69	普通		
〃	高 規 格 救 急 車	R2	和泉830さ994	2.69	普通		
消防団	可搬式小型動力ポンプ積載車	H21	和泉810な1	1.99	普通	可搬式小型動力ポン プ積載	B2級
〃	救助用資機材搭載型 小型動力ポンプ積載車	R5	和泉800せ1267	1.99	普通	可搬式小型動力ポン プ積載	B2級

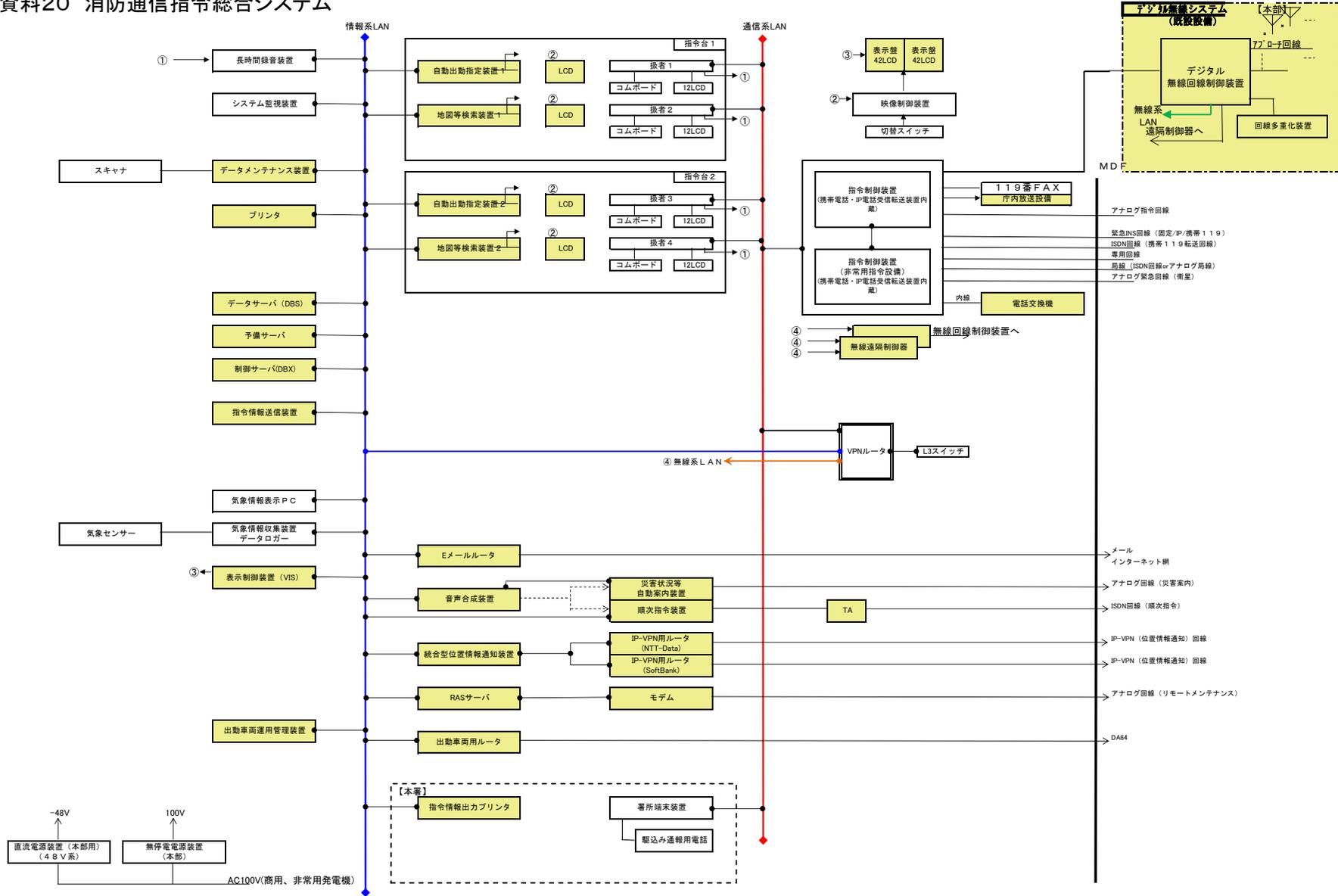
資料 19 特殊器具保有状況

令和5年10月1日現在

種 別		数量	種 別		数量
放水器具	ターレット(ブリツライト含む)	5	救助器具	マット型空気ジャッキ(大1中1小1)	3
	無反動ノズル	21		ガス溶断器	2
	プロジェクトガン	11		空気呼吸器	44
	CAFS専用ノズル(エコファイターノズル)	1		簡易呼吸器	2
	放水銃	2		発動発電機	22
	高発泡ノズル	1		耐電衣一式	10
	低発泡ノズル	8		耐電用具	20
	集水器	8		熱画像直視装置	1
	簡易組立水槽2(エア-水槽1)	3		削岩機	3
救急訓練資器材	成人用 CPRトレーニング人形	30		小型動力ポンプ	16
	乳幼児用 CPRトレーニング人形	26		エアータント	1
救助器具	油圧ジャッキ(ホルマトロ エクステンDRAM)	1		除染シャワー	1
	油圧ジャッキ(ホルマトロ ラムサポーター)	1		空気圧縮機	1
	大型油圧スプレッダー(ホルマトロ)	1		空気式救助マット	1
	大型油圧切断機(ホルマトロ)	1		三連式(チタン2・ステン3)はしご	5
	油圧ミニカッター(ホルマトロ)	1		救命索発射銃	1
	車両用油圧ジャッキ	9		シットハーネス	4
	油圧スプレッダー(ウェーバー)	1		ベルトスリング	4
	油圧切断器(ウェーバー)	1		セキユネット	1
	油圧エンジンポンプ(ホルマトロ・ウェーバー)	2	エンジンカッター	6	
	油圧ハンドポンプ	2	チェーンソー	6	
	油圧ホース	3	マンホール救助器具	1	
	油圧ホースリール	1	ワイヤーロープ	17	
レスキューブロック	1	ワイヤー用滑車	3		

種 別		数量	別	数量
救 助 器 具	チェーンセット(スプレッダー)	1		
	可搬式ウインチ	4		
	化学防護服	4		
	簡易化学防護服一式	5		
	空気工具一式(国富)	1		
	万能斧(弁慶)	11		
	携帯用コンクリート破壊器具(ストライカー)	1		
	ハンマー	5		
	携帯警報器	5		
	排煙機	4		
	防塵メガネ	4		
	簡易画像探査機(サーチライフAK-20)	1		
	携帯拡声器	9		
	救助用降下器	1		
	ロープ登降機(ペツル)	2		
	携帯投光器	19		
	投光器	10		
	資機材収納バック	6		
	救命ゴムボート	2		
	ウェットスーツ一式	4		
救命浮環	11			
救命胴衣	14			
測 定 器	放射能測定器(2)、ポケット型線量計(7)	9		
	可燃性ガス測定器	1		
	消火栓探知機	1		

資料20 消防通信指令総合システム



資料 2 1 消防水利状況

(令和 5 年 10 月 1 日現在)

種別 区分	消 火 栓	防 火 水 槽		
		40t 未満	40t 以上	飲料水 兼用 耐震性 貯水槽 100t
公 設	1,640		35	2
私 設		36	187	
合 計	1,640	36	222	2

種別 区分	防 火 井 戸		消防水利に適合する その他の水利		
	補給 弁有	補給 弁無	河 川	池	プール 合 計
公 設	1	19	85		10
私 設				2	
合 計	1	19	85	2	10

資料 2 2 危険物施設の推移

(令和 5 年 3 月 31 日現在 単位：箇所)

種別		年度別 令和 4 年度	推 移 状 況			
			令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
製 造 所		6	6	6	7	6
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	48	50	50	51	53
	屋外タンク貯蔵所	59	60	63	57	58
	屋内タンク貯蔵所	2	2	2	3	5
	地下タンク貯蔵所	28	28	28	30	32
	簡易タンク貯蔵所					
	移動タンク貯蔵所	88	86	85	83	88
	屋 外 貯 蔵 所	4	4	6	6	6
	計	229	230	234	230	242
取 扱 所	給 油 取 扱 所	30	30	31	31	31
	一 般 取 扱 所	32	33	33	34	34
	計	62	63	64	65	65
合 計		297	299	299	305	301

資料 2 3 水門・樋門・鉄扉・排水口・ポンプ場位置

水門・樋門・鉄扉・排水口・ポンプ場位置

番号	符号	名称	位置	施設 管理者	操作責任者		摘要
					名称	電話	
1	樋	緑川 防潮樋門	松之浜町	大阪府 港湾局	泉大津市 都市政策部 下水道課	(0725) 22-4867	SS製電動式1門 (手動可)
2	〃	堅川 防潮樋門	小松町	〃	〃	〃	SS製電動式2門 (手動可)
3	排水 機場	堅川緑川 排水機場	〃	〃	〃	〃	横軸斜流 φ1,600 2台 機 320PS 5.5 m ³ /s
4	水 門	新川 防潮水門 (大津水門)	菅原町	〃	〃	(0725) 32-5325	SUS製電動式2門 (手動可)
5	排水 機場	新川 排水機場	〃	〃	〃	〃	横軸斜流 φ1,000 3台 φ 900 1台 2 m ³ /s 主機 120PS 3台 1.5 m ³ /s 96PS 1台
6	排水 機場	八軒川 排水機場	なぎさ町	〃	〃	(0725) 21-2494	立軸斜流 φ1,000 2台 2.13 m ³ /s 主機 230PS 2台
7	樋	八軒川 防潮樋門	〃	〃	〃	〃	SUS製電動式1門 (手動可)

資料 2 4 避難及び誘導

24-1 避難所等

1. 指定避難所（防災拠点）

避難所名	所在地	電話番号	建物延床面積 [A] (m ²)	敷地面積 (m ²)	収容人員 [B] (人)	収容対象地区 (原則)
戎小学校	河原町 3-7	21-2000	7,479	7,534	2,266	青葉町・上之町・戎町・河原町・汐見町・式内町・下之町・清水町・神明町・高津町・田中町・西港町・東港町・本町・夕風町・若宮町
旭小学校	昭和町 2-27	21-2002	7,765	4,674	2,353	旭町・池浦町・板原町・下条町・東雲町・昭和町・式内町・神明町・田中町・虫取町・若宮町
穴師小学校	我孫子 1-12-10	21-2004	6,892	3,938	2,088	穴田・我孫子・池浦・池浦町・要池住宅・豊中・豊中町・東豊中町・虫取町
上條小学校	東助松町 3-13-1	21-2006	5,124	5,692	1,553	綾井・条南町・末広町・助松団地・助松町・東助松町・森町・臨海町
浜小学校	小松町 5-6	21-2008	6,125	4,630	1,856	小津島町・春日町・小松町・新港町・菅原町・助松町・田中町・なぎさ町・東港町・松之浜町・臨海町・若宮町
条東小学校	千原町 2-12-1	21-2012	6,724	3,541	2,038	綾井・池園町・尾井千原・尾井千原町・末広町・助松団地・曾根町・千原町・豊中・南曾根・森・森町
条南小学校	宮町 9-1	21-2022	6,878	6,130	2,084	池園町・北豊中町・寿町・東雲町・条南町・曾根町・二田町・宮町
楠小学校	我孫子 2-4-7	22-0051	5,600	4,868	1,697	穴田・我孫子・板原・板原町・宇多・楠町西・楠町東・豊中・宮・虫取町
東陽中学校	池浦町 4-4-1	33-5461	9,254	6,047	2,804	下条町・寿町・東雲町
誠風中学校	池浦町 4-1-1	33-5761	8,155	7,928	2,471	池浦町
小津中学校	助松町 2-13-1	22-6501	7,699	9,657	2,333	助松町・臨海町

※ 収容人員[B] = 建物延床面積[A] × 有効面積[C] / 収容基準[D]

- ・ 建物延床面積[A] : プール附属室を除く保有面積
- ・ 有効面積[C] : 建物延床面積の 50%
- ・ 収容基準[D] : 3.3 m²あたり 2 人

※ 敷地面積は運動場用地面積

2. 大規模災害時に二次的に開設する避難所

避難所名	所在地	電話番号	建物延床面積 [A] (㎡)	敷地面積 (㎡)	収容人員 [B] (人)
旭幼稚園	昭和町 4-38	32-2130	1,379	350	418
穴師幼稚園	我孫子 1-12-1	32-2213	1,567	1,246	475
要保育所	池浦 515-6	22-0564	792	1,010	240
浜保育所	菅原町 13-29	33-5432	443	350	134
児童発達支援センター にじっこ(旧戎保育所)	高津町 3-19	51-7002	357	437	108
くすのき認定こども園	我孫子 2-7-1	22-0057	1,779	1,726	539
かみじょう認定こども園	東助松町 4-8-18	32-2212	2,967	1,366	899
えびす認定こども園	下之町 4-7	32-0855	1,442	981	437
北公民館	東助松町 4-8-4	23-0505	1,588		481
南公民館	楠町西 1-7	33-1764	1,683		510
総合体育館	宮町 2-50	33-1200	5,736		1,738
勤労青少年ホーム	下条町 11-28	32-6432	1,020		309
総合福祉センター	東雲町 9-15	23-1390	2,466		747
保健センター	宮町 2-25	33-8181	1,856		562
高齢者保健・福祉支援センター	東雲町 9-54	21-0294	629		191
池上曾根弥生学習館	千原町 2-12-45	20-1841	934		283
テクスピア大阪	旭町 22-45	31-4401	2,402		728

※ 二次避難所は地震災害等の避難者が多数想定される場合に避難所（防災拠点）とともに開設する

※ 収容人員[B] = 建物延床面積[A] × 有効面積[C] / 収容基準[D]

- ・ 有効面積[C] : 建物延床面積の 50%
- ・ 収容基準[D] : 3.3 ㎡あたり 2 人

※ 敷地面積は運動場用地面積

3. 指定福祉避難所

避難所名	所在地	電話番号	受入対象者 (※)	その他
特別養護老人ホーム オズ	菅原町 10-33	33-6001	要介護の高 齢者、障が い者	
特別養護老人ホーム ローズガーデン条南苑	東豊中町 2-4-26	40-5800	高齢者	
特別養護老人ホーム 美休	河原町 11-6	22-3622	高齢者	但し、施設利用 者を優先する
小規模特別養護老人ホーム オズだいすき倶楽部	池浦町 3-10-16	32-8330	要介護の高 齢者	
みなと	汐見町 85-1	20-3710	要配慮者	
カモメ	河原町 2-13	32-3710	要配慮者	
ワークショップかりん	豊中町 2-8-19	21-2943	障がい者	左記の者のうち、 事前に施設が特定 した者
ホテルレイクアルスター アルザ泉大津	旭町 18-5	20-1121	妊産婦	左記の者のうち、 事前に市が特定 し、環境調整を事 前に行った者
関空泉大津ワシントンホテル	なぎさ町 5-1	20-1111	妊産婦	左記の者のうち、 事前に市が特定 し、環境調整を事 前に行った者

※家族等も受入対象とする

4. 大規模災害時に避難所として協力を依頼する施設

避難所名	所在地	電話番号
認定こども園アイビスクール	二田町 3-5-32	31-4545
認定こども園アンビー	旭町 22-28	20-2001
みらいずこども園	北豊中町 1-2-15	23-0253
南海かもめ認定こども園	戎町 3-4	23-8068
認定こども園ぱる	西港町 9-7	32-0375
とれぞあ子ども園	池浦町 3-5-8	33-3003
泉大津高等学校	北豊中町 1-1-1	32-2876
信太高等学校	和泉市葛の葉町 3-6-8	23-3631
和泉中学校	和泉市伯太町 1-2-1	41-0094

5. 大規模災害時に福祉避難所として協力を依頼する施設

避難所名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム 百楽園	板原町 1-9-18	21-1250
特別養護老人ホーム 覚寿園	曾根町 2-2-38	33-1000
ワークさつき	春日町 23-3	22-8981
大阪府立和泉支援学校	和泉市池上町 2-4-6	45-9555

6. 指定緊急避難場所

避難場所名	所在地	電話番号	建物延床面積 (㎡)	緊急避難所収容人数 (人)	指定避難所収容人数 (人)
戎小学校	泉大津市河原町 3-7	21-2000	7,479	3,739	2,266
旭小学校	泉大津市昭和町 2-27	21-2002	7,765	3,883	2,353
穴師小学校	泉大津市我孫子 1-12-10	21-2004	6,892	3,446	2,088
上條小学校	泉大津市東助松町 3-13-1	21-2006	5,124	2,562	1,553
浜小学校	泉大津市小松町 5-6	21-2008	6,125	3,062	1,856
条東小学校	泉大津市千原町 2-12-1	21-2012	6,724	3,362	2,038
条南小学校	泉大津市宮町 9-1	21-2022	6,878	3,439	2,084
楠小学校	泉大津市我孫子 2-4-7	22-0051	5,600	2,800	1,697
東陽中学校	泉大津市池浦町 4-4-1	33-5461	9,254	4,627	2,804
誠風中学校	泉大津市池浦町 4-1-1	33-5761	8,155	4,077	2,471
小津中学校	泉大津市助松町 2-13-1	22-6501	7,699	3,849	2,333
えびす認定こども園	泉大津市下之町 4-7	32-0855	1,379	689	418
旭幼稚園	泉大津市昭和町 4-38	32-2130	1,567	783	475
穴師幼稚園	泉大津市我孫子 1-12-1	32-2213	1,750	875	530
要保育所	泉大津市池浦 515-6	22-0564	443	221	134
浜保育所	泉大津市菅原町 13-29	33-5432	1,779	889	539
くすのき認定こども園	泉大津市我孫子 2-7-1	22-0057	2,967	1,483	899
かみじょう認定こども園	泉大津市東助松町 4-8-18	32-2212	1,422	711	437
北公民館	泉大津市東助松町 4-8-4	23-0505	1,588	794	481
南公民館	泉大津市楠町西 1-7	33-1764	1,683	841	510
総合体育館	泉大津市宮町 2-50	33-1200	5,736	2,868	1,738

避難場所名	所在地	電話番号	建物延 床面積 (㎡)	緊急避 難所収 容人数 (人)	指定避 難所収 容人数 (人)
勤労青少年ホーム	泉大津市下条町 11-28	32-6432	1,020	510	309
総合福祉センター	泉大津市東雲町 9-15	23-1390	2,466	1,233	747
保健センター	泉大津市宮町 2-25	33-8181	1,856	928	562
高齢者保健・福祉支援 センター	泉大津市東雲町 9-54	21-0294	629	314	191
池上曾根弥生学習館	泉大津市千原町 2-12-45	20-1841	934	467	283
テクスピア大阪	泉大津市旭町 22-45	31-4401	2,402	1,201	728
泉大津高等学校	泉大津市北豊中町 1-1-1	32-2876	16,077	16,077	892
信太高等学校	泉大津市和泉市葛の葉町 3-6-8	23-3631	9,080	9,080	654
助松公園	泉大津市助松町 4 丁目および 泉大津市松之浜町 1 丁目地内	33-1131	55,419	55,419	—
畦田公園	泉大津市千原町 2 丁目地内	33-1131	13,033	13,033	—
古池公園	泉大津市曾根町 3 丁目地内	33-1131	22,386	22,386	—
三十合池公園	泉大津市我孫子地内	33-1131	9,168	9,168	—
穴師公園	泉大津市池浦町 3 丁目地内	33-1131	27,562	27,562	—
東雲公園	泉大津市東雲町地内	33-1131	13,175	13,175	—
東港公園	泉大津市東港町地内	33-1131	12,006	12,006	—
シーパスパーク	泉大津市小松町地内	99-8550	35,100	35,100	—

※公園については敷地面積

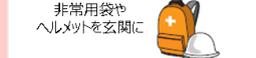
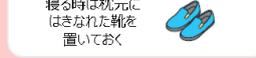
7. 津波避難ビル

(令和6年4月1日現在)

施設名	所在地	施設名	所在地
戎小学校	河原町 3-7	さつき団地 1号棟～3号棟	虫取町 2-2
浜小学校	小松町 5-6	ネバーランド泉大津シエスト	東雲町 14-54
旭小学校	昭和町 2-27	(株)日新 助松埠頭倉庫	小津島町 4-1
上條小学校	東助松町 3-13-1	ミム松之浜	二田町 3-4-16
小津中学校	助松町 2-13-1	北助松第一次住宅 1号棟～3号棟	尾井千原町 3番
総合福祉センター	東雲町 9-15	北助松第四次団地 11号棟～13号棟	末広町二丁目 5番
ルピナス泉大津	旭町 1-13	助松団地 7号棟、9号棟、11号棟、28号棟～34号棟、37号棟～41号棟、100号棟、101号棟	助松団地 1、2、3
エフォールナガイ	旭町 7-15	助松団地 16号棟、17号棟、23号棟、24号棟	和泉市富秋町三丁目 11
ポルト泉大津	旭町 14-14	府営 泉大津なぎさ住宅 1号棟～4号棟	なぎさ町 1-15
エルグランデ OZU	旭町 16-12	府営 泉大津式内住宅 1号棟～5号棟	式内町 1-13
アルザ泉大津	旭町 18-3	泉大津小松住宅 1号棟～4号棟	小松町 13-1、12-2、4-3、4-4
テクスピア大阪	旭町 22-45	府営 泉大津東助松住宅 1号棟～9号棟	東助松町三丁目 6、7
パルテール東雲	東雲町 9-54	府営 泉大津助松住宅 1号棟、2号棟	助松町三丁目 12-20、11-10
シャリエ泉大津	春日町 1-11	ユニライフ泉大津	清水町 3-27
ルミエールフカキⅡ	菅原町 10-30	ディークラディア泉大津	田中町 3-3
ルミエールフカキ	菅原町 10-38	北助松第三次住宅 10号棟	末広町 2-3-10
エンデバー泉大津	若宮町 9-22	ユニライフ泉大津ライクシーガル	下之町 7-38
アムール・M	田中町 3-13	ハイネスクラウズ泉大津駅前	田中町 11-27
ローズステージ泉大津駅前	田中町 4-19	シャルマンフジ泉大津	東雲町 11-6
フェルティ・パーク泉大津	上之町 6-21	ユニライフ泉大津駅前	田中町 2-5
エクセラート松ノ浜	助松町 3-1-15	タイムス泉大津	西港町 8-10
シャルマンコーポ松ノ浜	助松町 3-9-40	エクセラート北助松	助松町 1-3-33
LiAnge 泉大津	東助松町 1-9-23	助松パーク・ホームズ	東助松町 2-3-4
シルフィード東助松	東助松町 4-4-3	ルモン泉大津	東港町 11-25
株式会社Kスカイ池浦寮	池浦町 1-2-19	グラン・コート泉大津	東雲町 4-35
ディオ・フェルティ泉大津	池浦町 1-17-27	堺泉北港ポートサービスセンタービル	なぎさ町 6-1
あすと松之浜	二田町 1-13-16	シャルマンフジロイアルクレセント 泉大津東雲公園	東雲町 14-65
リーデンススクエア泉大津	末広町 1-9-21	北助松第二次住宅 4号棟～9号棟	尾井千原町 3、末広町 2-2
関空泉大津ワシントンホテル	なぎさ町 5-1	シャルマンフジ泉大津東雲公園	東雲町 13-28

施設名	所在地	施設名	所在地
丸全昭和運輸（株） 泉北倉庫営業所	臨海町 1-48	ルネ泉大津ロイヤルコート	田中町 6-1
大阪泉大津花き地方卸売市場	小津島町 4	ジュネス泉大津アレグロ	春日町 4-16
（株）大都 国際複合物流センター	小津島町 4-12	河原町市営住宅	河原町 13-1
藤浪倉庫（株）泉北支店	小津島町 6-2	社会福祉法人 和泉乳児院	助松町 3-8-7
センコー（株）南大阪支店 泉北PDセンター第1係	小津島町 7-3	シャルマンフジソフィア泉大津駅前	田中町 6-12
センコー（株）南大阪支店 泉北PDセンター第2係	小津島町 2-9		

24-2 南海トラフ地震臨時情報等の発表時にとるべき行動

地震発生から 最短2時間後	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)
(最短) 2時間程度	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民は事前避難 	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備   	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。   
1週間(※)	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。  	
2週間	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 		

※ 通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過したときまで

出展：内閣府「南海トラフ地震臨時情報が発表されたら！」

24-3 警戒レベル等の概要

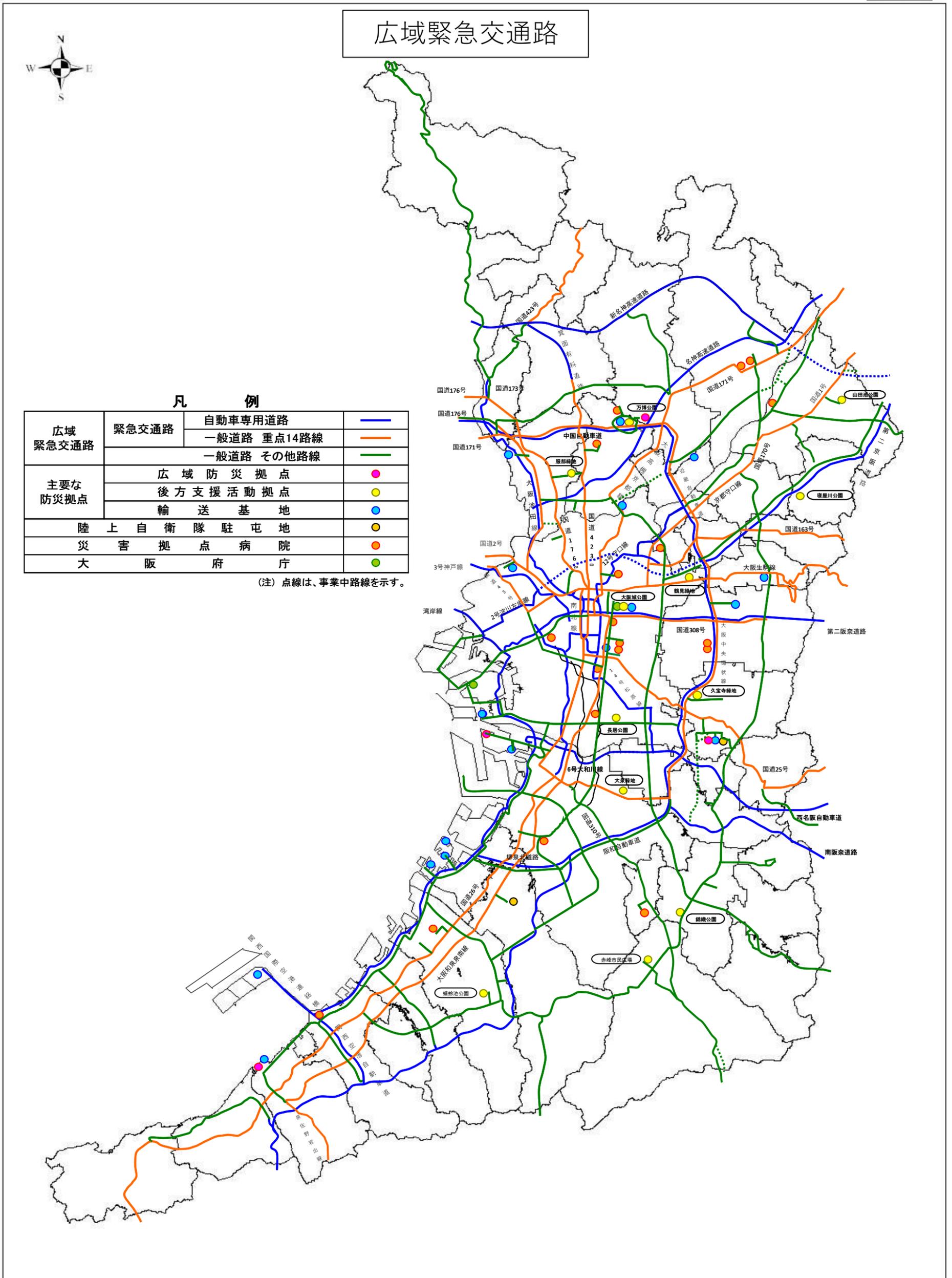
警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報		住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難情報等	洪水に関する情報		高潮災害に関する情報	
			水位情報がある場合	水位情報がない場合		
警戒レベル5	命の危険。直ちに安全確保する。	緊急安全確保※ ² (市町村発令)	氾濫発生情報	大雨特別警報(浸水害)	高潮氾濫発生情報※ ³	
警戒レベル4	危険な場所から全員避難する。	避難指示 (市町村発令)	氾濫危険情報		高潮警報、高潮特別警報	
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難する。※ ¹	高齢者等避難 (市町村発令)	氾濫警戒情報	・洪水警報	高潮注意報(高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報)	
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	氾濫注意情報			
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報(気象庁)				

※1 高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり自主的に避難してください。

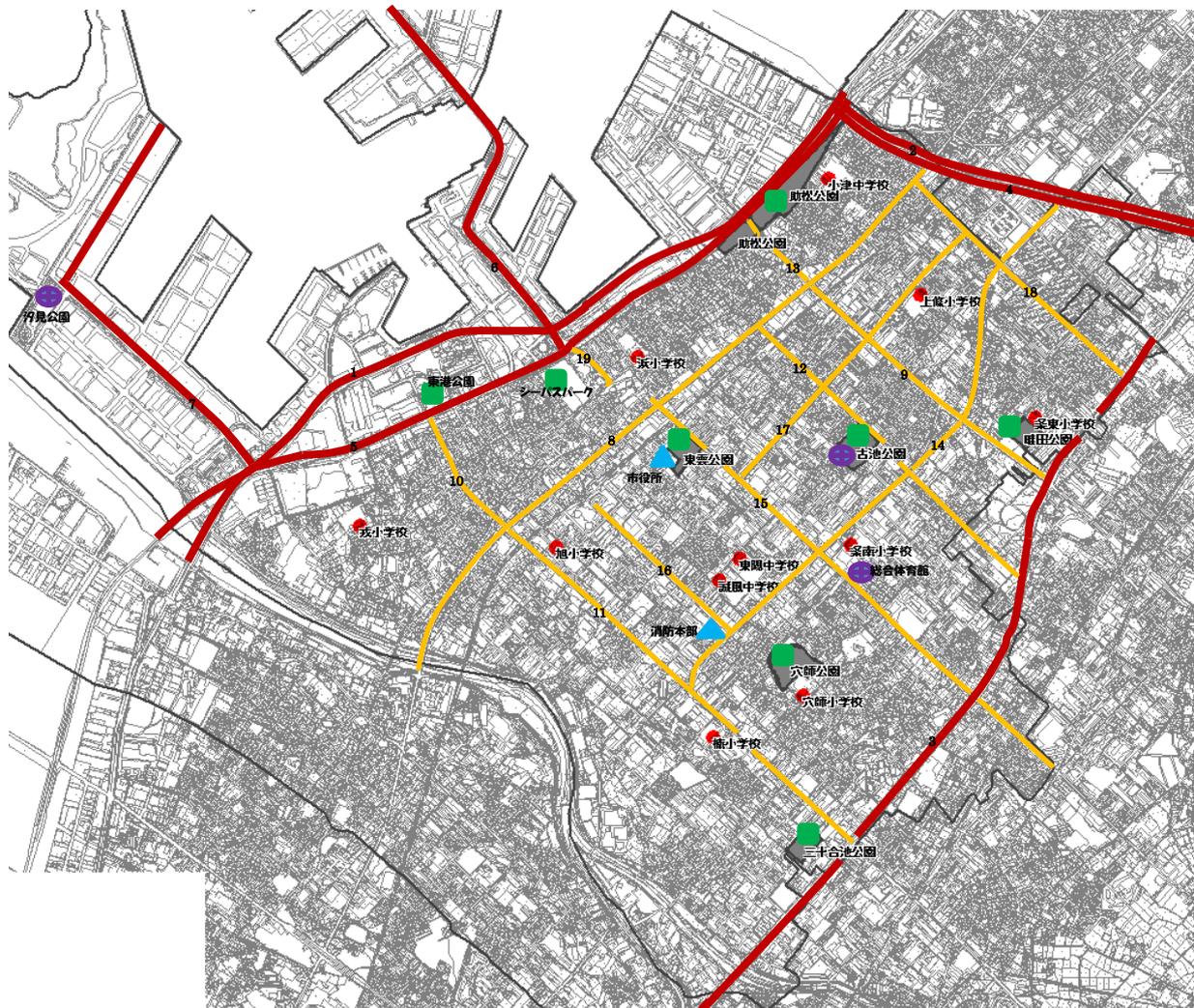
※2 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5「緊急安全確保」は必ず発令されるものではありません。

※3 水位周知海岸(高潮により相当な損害が生じるおそれのある海岸)において都道府県知事から発表される情報。

※4 各種情報は警戒レベルの順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。



資料 2 6 市緊急交通路及び防災拠点



凡例

	広域緊急交通路
	地域緊急交通路
	防災拠点
	一時避難場所 (地域防災拠点)
	指定避難所 (地区防災拠点)
	輸送拠点

広域緊急交通路

	管理者	路線名
1	阪神高速道路株式会社	阪神高速 4 号湾岸線
2	西日本高速道路株式会社	国道 26 号 (堺泉北道路)
3	国	国道 26 号
4	府	(新) 泉大津美原線
5	府	大阪臨海線
6	府	臨港道路 (新港町、小津島町地内)
7	府	臨港道路 (汐見町地内)

地域緊急交通路

	管理者	路線名
8	府	堺阪南線
9	府	富田林泉大津線
10	府	大津港線
11	府	(新) 富田林泉大津線
12	府	泉大津美原線
13	市	松之浜曾根線
14	市	南海中央線
15	市	泉大津中央線
16	市	泉大津駅池浦線
17	市	助松式内線
18	市	助松千原線
19	市	小松町 4 号線

資料 27 避難路一覧表

避難路一覧表

【国道】

番号	路線名	延長 (m)	備考
1	国道 26 号	4,323.0	

【府道】

番号	路線名	延長 (m)	備考
2	堺阪南線	3,370.0	
3	富田林泉大津線	2,023.0	
4	大津港線	717.0	
5	(新)富田林泉大津線	1,830.0	
6	泉大津美原線	1,860.0	
7	大阪臨海線	3,720.0	
8	大阪府港湾道路	1,170.0	

【市道】

番号	路線名	路面幅員	延長 (m)	区間(起点)	備考
		最大(m)		区間(終点)	
		最小(m)			
9	松之浜曾根線	40.50	391.8	助松町三丁目 107 番地の 1 先	
		21.90		助松町三丁目 708 番地の 110 先	
10	南海中央線	51.40	2,878.9	高石市綾園五丁目 157 番地の 3 先	
		20.80		虫取 38 番地の 1 先	
11	泉大津中央線	22.10	2,513.0	春日町 62 番地の 2 先	
		11.67		豊中 28 番地の 135 先	
12	台場線	24.80	1,420.2	清水町 178 番地先	
		5.80		汐見町 98 番地の 3 先	

番号	路線名	路面幅員		延長 (m)	区間(起点)	備考
		最大(m)	最小(m)		区間(終点)	
		13	臨海1号線		22.05	
14	臨海2号線	22.00	16.00	799.4	臨海町二丁目11番地先 臨海町一丁目28番地先	
15	臨海3号線	22.00	16.00	613.5	臨海町一丁目29番地先 臨海町一丁目38番地先	
16	臨海4号線	22.00	22.00	389.8	臨海町一丁目32番地先 臨海町一丁目31番地先	
17	泉大津駅池浦線	21.05	17.50	905.0	旭町236番地の5先 池浦町一丁目434番地の1先	
18	築港5号線	12.40	12.10	91.0	東港町154番地の2先 東港町157番地の9先	
19	築港4号線	34.20	11.10	164.5	東港町159番地の5先 東港町159番地の5先	

※ 国道・府道の延長は図上計測による

※ 市道の路面幅員・延長・区間は認定路線台帳（平成30年度更新）による

資料 2 8 都市計画道路一覧表

都市計画道路一覧表

番号	路線名	事業実施者	幅員(m)	延長(m)	備考
1	大阪湾岸線	—	20	3,780	整備済
2	大阪臨海線	—	36	3,720	整備済
3	松原泉大津線	—	37	500	整備済
4	国道 26 号	—	30	2,130	整備済
5	南海中央線	市	22	4,020	
6	大津港我孫子線	府	22	4,500	
7	松之浜曾根線	—	20	1,700	整備済
8	泉大津駅池浦線	—	18	830	整備済
9	堺阪南線	—	16	3,340	整備済
10	泉大津中央線	市	16	2,430	整備済
11	松之浜駅前通り線	府	16	940	
12	泉大津駅前通り線	市	16	230	
13	助松式内線	市	12	2,810	
14	泉大津駅南通り線	—	12	360	整備済
15	板原曾根線	—	8	990	整備済
16	南海東 1 号線	市	6	280	整備済
17	南海東 2 号線	市	6	770	整備済
18	南海東 3 号線	市	6	690	整備済
19	南海西 1 号線	市	6	1,200	整備済
20	南海西 2 号線	市	6	700	整備済
21	泉大津駅東通り線	市	10	100	整備済
22	松之浜駅東通り線	市	10	80	整備済

資料 29 泉大津市保有車両一覧表

泉大津市保有車両一覧表

(令和 5 年 12 月 1 日現在)

部	所属	登録番号	車種	形状	種別・用途	駐車場位置	備考
政策推進部	地域経済課	和泉 400 て 9318	ニッサンADバン	バン	小型・貨物		
総務部	資産活用課	和泉 350 や 315	アルファード	箱型	普通・乗用	3	
		和泉 480 な 8953	ニッサンクリッパー	バン	軽自・貨物	13	
		和泉 581 ち 9558	ニッサンデイズ	箱型	軽自・乗用	18	広報設備・青色回転灯付
		和泉 480 こ 3392	マツダスクラム	バン	軽自・貨物		
		和泉 480 て 4274	ニッサンクリッパー	バン	軽自・貨物	2	
		和泉 301 に 5492	トヨタヴェルファイア	箱型	普通・乗用	26	
		和泉 400 て 6346	トヨタダイナ	キャブオーバ	小型・貨物		
		和泉 480 な 9555	ニッサンクリッパー	バン	軽自・貨物	12	
		和泉 480 な 9556	ニッサンクリッパー	バン	軽自・貨物	35	
		和泉 502 の 3122	ニッサンノート	箱型	軽自・貨物	10	
		和泉 480 な 2209	スズキエブリィ	バン	軽自・貨物	14	広報設備・青色回転灯付
		和泉 480 と 3296	マツダスクラム	バン	軽自・貨物	16	広報設備・青色回転灯付
		和泉 480 に 6444	ニッサンクリッパー	バン	軽自・貨物	28	
		和泉 480 ぬ 5992	ダイハツハイゼットカーゴ	バン	小型・貨物	17	
		和泉 501 ら 248	ホンダフィット	箱型	小型・乗用	8	
		和泉 501 ら 250	ホンダフィット	箱型	小型・乗用	9	
		和泉 502 は 3918	ニッサンノート	箱型	小型・乗用	11	
和泉 502 は 3919	ニッサンノート	箱型	小型・乗用	7			
和泉 501 ら 8448	ホンダフリード	箱型	小型・乗用	6			
保険福祉部	福祉政策課	和泉 200 さ 1501	ハイエース	キャブオーバ	普通・乗用		
		和泉 200 さ 1380	ハイエース	キャブオーバ	普通・乗用		
		和泉 200 さ 1502	ハイエース	キャブオーバ	普通・乗用		
都市政策部	環境課	和泉 100 す 1929	日野 DUTRO	ダンプ	普通・貨物		
		和泉 400 す 4941	トヨタダイナ	キャブオーバ	小型・貨物		防疫車
		和泉 800 す 371	日野 DUTRO	塵芥車	普通・特種		
		和泉 480 て 3802	スズキキャリー	バン	軽自・貨物		
	都市づくり政策課	和泉 480 せ 2233	スズキ	キャブオーバ	軽自・貨物		
		和泉 100 す 3610	いすゞ	ダンプ	普通・貨物		
		和泉 480 さ 5894	スズキ	キャブオーバ	軽自・貨物	15	
	土木課	和泉 800 す 7114	いすゞエルフ	キャブオーバ	普通・貨物		ジェット
		和泉 400 ち 4698	トヨタハイエース	バン	小型・貨物	19	広報設備付
		和泉 480 あ 9933	ダイハツハイゼットカーゴ	バン	軽自・貨物		広報設備・青色回転灯付
		和泉 800 す 8874	トヨタダイナ	道路作業車	普通・特種		パトロール
		和泉 800 す 1716	日産エクストレイル	公共応急作業車	普通・特種	29	泉州水防
		和泉 800 す 3209	いすゞエルフ	道路作業車	普通・特種		ダンプ
	水道課	和泉 51 た 2129	ホンダライフ	箱型	軽自・乗用		
		和泉 480 た 4909	ニッサンクリッパー	ワンボックス	軽自・貨物	33	広報設備付
和泉 480 た 4910		ニッサンクリッパー	ワンボックス	軽自・貨物		広報設備付	
和泉 480 て 3557		ダイハツハイゼットカーゴ	ワンボックス	軽自・貨物	34	広報設備付	
		和泉 43 け 2155	ダイハツ	デッキバン	軽自・乗用		くらしの水センター

部	所属	登録番号	車種	形状	種別・用途	駐車場位置	備考
		和泉 400 た 2339	いすゞ	キャブオーバ	小型・貨物		くらしの水センター
		和泉 800 せ 875	日野	車両一体型 2t給水車	普通・特殊		くらしの水センター
	下水道課	和泉 400 た 1985	ニッサン NV150	バン	小型・貨物	27	広報設備付
		和泉 480 つ 4708	スズキエブリィ	バン	軽自・貨物	1	広報設備付
教育委員会	生涯学習課	和泉 400 さ 7367	トヨタ	バン	小型・貨物		北公民館
		和泉 480 て 3638	ニッサン	バン	軽自・貨物		南公民館
		和泉 581 あ 5959	スズキワゴンR	バン	軽自・乗用		図書館
		和泉 480 な 2687	ニッサンクリッパー	バン	軽自・貨物		池上曾根弥生学習館
	スポーツ青少年課	和泉 420 あ 7533	ホンダ	バン	軽自・貨物		総合体育館
消防本部		和泉 301 た 1574	トヨタ	箱型	普通・乗用		公用車
		和泉 830 さ 1006	ニッサン	消防車	普通・特種		15m 級はしご付き消防ポンプ自動車
		和泉 830 む 1010	ニッサン	消防車	普通・特種		消防ポンプ自動車(予備)
		和泉 831 さ 1001	ニッサン	消防車	普通・特種		水槽付消防ポンプ自動車(キャブス装置付)
		和泉 830 せ 1003	ニッサン	消防車	普通・特種		救助工作車
		和泉 880 あ 1210	ニッサン	消防車	軽自・特種		査察車
		和泉 830 す 1002	ニッサン	消防車	普通・特種		化学消防ポンプ自動車(キャブスフォームプロ装置付き)
		和泉 800 す 5793	トヨタ	消防車	普通・特種		消防資材搬送車
		和泉 830 さ 993	トヨタ	救急車	普通・特種		高規格救急車
		和泉 830 さ 992	トヨタ	救急車	普通・特種		高規格救急車(予備)
		和泉 830 さ 1004	ニッサン	消防車	普通・特種		水槽付消防ポンプ自動車
		和泉 830 さ 994	トヨタ	救急車	普通・特種		高規格救急車
		和泉 810 な 1	トヨタ	消防車	普通・特種		可搬式小型動力ポンプ積載車(消防団)
		和泉 830 そ 911	ニッサン	消防車	普通・特種		化学消防ポンプ自動車
		和泉 830 た 1007	トヨタ	消防車	普通・特種		指揮車
		和泉 800 す 6692	トヨタ	消防車	小型・特種		広報車
		和泉 831 も 119	ニッサン	消防車	普通・特種		消防ポンプ自動車
和泉 800 せ 1267	トヨタ	消防車	普通・特種		可搬式小型動力ポンプ積載車(消防団)		

◎区分別集計

区分	台数	備考	区分	台数	備考
軽貨物	20		普通特種	20	
小型貨物	8		軽乗用	4	
普通貨物	3		小型乗用	5	
軽自特種	1		普通乗用	6	
小型特種	1		合計	68	

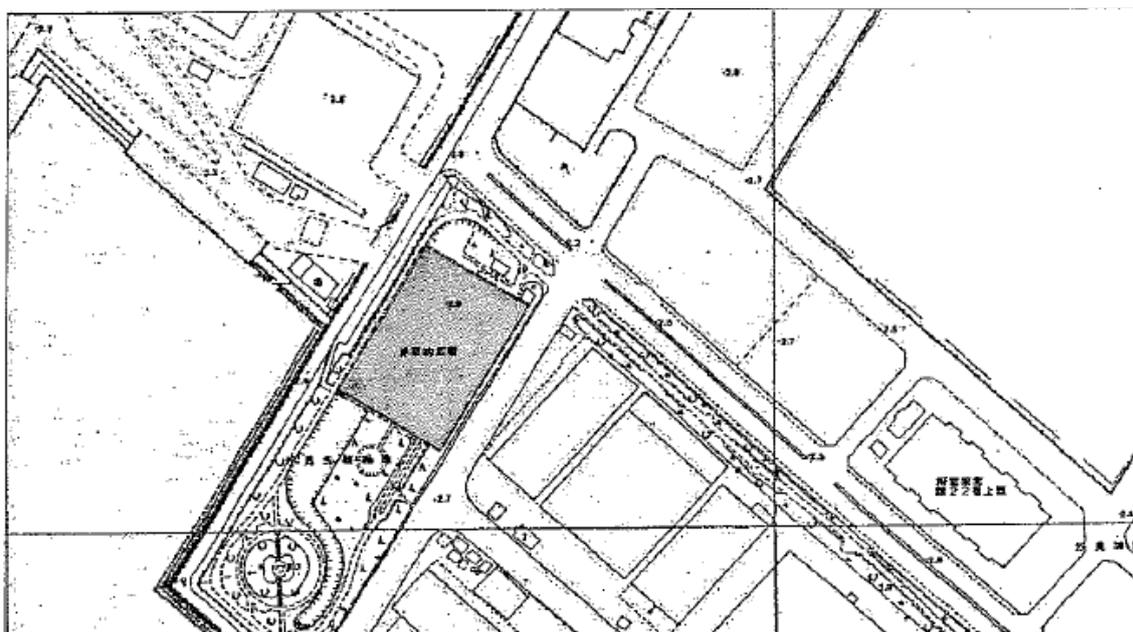
資料30 災害時用臨時ヘリポート

(1) ヘリポート表

No.1

ヘリポート名		泉北7区汐見公園多目的広場			
所在地	地名・地番	泉大津市汐見町			
	所有者又は 管理者	住所	泉大津市東雲町9-12		
		氏名	泉大津市教育委員会事務局 教育部スポーツ青少年課		
土地の状況	長さ×幅＝面積	112m×75m＝8,400㎡			
	勾配	縦断勾配	0度	横断勾配	0度
	表面	土			
付近障害物の状況		全面…周囲ネットフェンスあり（約h＝8m）			
発着可能機数		（中型）1機 （小型）2機			

(2) ヘリポート位置図



(1) ヘリポート表

No.2

ヘリポート名		古池公園			
所在地	地名・地番	泉大津市曾根町 3-6			
	所有者又は 管理者	住所	泉大津市東雲町 9-12		
		氏名	泉大津市教育委員会事務局 教育部スポーツ青少年課		
土地の状況	長さ×幅＝面積	125m×130m＝16,250 m ²			
	勾配	縦断勾配	0 度	横断勾配	0 度
	表面	土			
付近障害物の状況		グラウンド周辺にフェンスあり 北西…バックネット (約 8m)			
発着可能機数		(大型) 1機 (中型) 2機 (小型) 4機			

(2) ヘリポート位置図



緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証

別記様式第1号

(表)

()第 号		
緊急通行車両事前届出書		
年 月 日		
大阪府公安委員会 殿		
申請者住所 (電 話) 氏 名 印		
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む。) 5 指定地方公共機関	2 指定地方行政機関 4 指定公共機関
	名 称 ()	
業 務 の 内 容	1 警報の発令等 4 児童等の教育 7 社会秩序の維持 10 その他 ()	2 消防等の応急措置 5 施設等の応急復旧 8 緊急輸送の確保
3 救難救助等 6 保健衛生 9 災害の防御等		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
大阪府以外での災害 応急対策に関する活動 計画の策定の有 無 及びその活動地域	有	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県 その他の都道府県 ()
	無	
車 両 の 使 用 者	住 所 () 局 番	氏 名
番号標に表示されている番号		
出 発 地		

(裏)

()第 号	
年 月 日	
緊急通行車両事前届出済証	
大阪府公安委員会 印	
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。 3 届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) 当該車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。 	

資料31 緊急通行車両事前届出書等

注: この届出書を2通作成し、申請に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署(指定行政機関等の保有する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の上申書の写し1通を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署)に提出すること。

別記様式第3号

緊急通行車両確認申請書		年 月 日	
大阪府公安委員会 殿			
申請者住所 (電話番号)		印	
氏 名			
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む。) 5 指定地方公共機関 名 称 ()	2 指定地方行政機関 4 指定公共機関 6 その他()	
業 務 の 内 容	1 警報の発令等 4 児童等の教育 7 社会秩序の維持 10 その他 ()	2 消防等の応急措置 5 施設等の応急復旧 8 緊急輸送の確保	3 救難救助等 6 保健衛生 9 災害の防御等
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
車 両 の 使 用 者	住 所	電話番号()	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

災害対策基本法施行規則別記様式第4号

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
印		大阪府公安委員会	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
車 両 の 使 用 者	住 所	電話番号()	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備 考 用紙は、日本工業規格A5とする。

緊急通行車両事前届出書等

標 章

別記様式第3（第6条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第2線下）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月および日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料3 2 医療機関一覧表

医院、診療所、病院

(令和5年12月1日現在)

機 関 名	氏 名	診療科目	所 在 地	電 話
あずま医院	東 一夫	内	池園町 14-18	32-0897
あずま耳鼻咽喉科	東 博二	耳	池園町 14-15	32-4000
油谷クリニック	油谷令尹子	内、循、児	豊中町 2-5-10	32-5111
伊賀クリニック	伊賀 正英	心、精	田中町 4-5	23-5055
いずみ脳神経内科	和手 麗香	脳内、リハ	池浦町 4-9-48	23-8885
伊藤医院	伊藤 努	内、消、糖内	池浦町 4-2-25	22-0230
いのうえ消化器内科 クリニック	井上 拓也	消、内	松之浜町 2-4-15	90-5457
井庭医院	井庭 友見子	内、循、糖内	田中町 2-24	21-0443
眼科いまいクリニック	今居 寅男	眼	池浦町 1-3-21	33-7722
うえにし乳腺消化器 クリニック	上西 幹洋	乳、消、肛、外	二田町 1-13-13	33-0724
うちだこどもクリニック	内田 宏	児	旭町 22-64	20-6360
戎野内科医院	戎野 昌二	内、循	東助松町 1-7-3	32-5511
おおぞの眼科	大藪 澄江	眼	東豊中町 1-5-55	47-0477
小川医院	小川 博正	内、消	東豊中町 1-5-55	45-3463
沖本クリニック	沖本 俊明	内、外、整	旭町 23-38	31-3380
おづ眼科クリニック	金子 吉彦	眼	旭町 17-1 エキフ ロントビル1階	92-8882
片岡泌尿器科クリニック	片岡喜代徳	泌	寿町 3-34	20-5123
上條診療所	武本 優次	内、児	森町 2-3-8	32-1271
かやのき内科医院	栢木 善朗	内、児、消	上之町 6-23	22-0378
かわい病院	河合長兵衛	整、児、リハ、 外、内、放、麻、 リ	豊中町 2-6-5	21-6222

機 関 名	氏 名	診 療 科 目	所 在 地	電 話
川口クリニック	川口 真	内、ア、児	なぎさ町 6-1-503 きららセンター ビル5 F	32-0050
川島クリニック	川島 聡	整、婦、リ、リ ハ、	池浦町 4-5-41	23-5600
川知内科クリニック	川知 雅典	内	池浦町 4-5-10	20-6800
川端医院	川端 徹	内、脳内	戎町 5-9	32-2580
きむら耳鼻咽喉科 クリニック	木村 忠司	耳、ア	東助松町 2-6-2-1	20-0181
クレヨンキッズクリニッ ク	關谷 真一郎	児、内	下条町 17-24	31-9040
けいこ皮ふ科クリニック	細原 圭子	皮、ア	二田町 1-13-11	33-0220
塩田内科医院	塩田 正明	内	東豊中町 1-12-6	45-1391
柴谷内科	柴谷 孝夫	内、胃、呼	昭和町 1-1	32-2384
清水レディース クリニック	清水 廣	産婦	東雲町 3-8	20-0170
下出眼科	木村 綾	眼	東助松町 2-6-2	21-2556
杉本クリニック	杉本憲志郎	外、児、内、胃	助松町 1-2-15	20-1585
杉本医院	杉本 貴昭	内、外	本町 4-17	32-3251
助松団地診療所	吉本 佳子	内、児	助松団地 3-11	32-5776
高橋内科歯科クリニック	高橋 典章	歯、内、児	寿町 9-30	23-3432
竹原医院	竹原 繁芳	内、リハ	下条町 18-17	22-2255
楯整形外科	楯 憲一郎	整、リハ	田中町 3-17	33-8625
田中耳鼻咽喉科	田中 悦子	耳	松之浜町 2-7-28	21-6831
田中内科クリニック	田中 一雄	内、消	松之浜町 2-7-28	33-2671
寺本医院	寺本 和弘	内、呼	旭町 12-12	32-1848
中医院	中 透	内、児、循	田中町 9-16	32-1578

機 関 名	氏 名	診 療 科 目	所 在 地	電 話
中瀬クリニック	中瀬 栄之	内、外、肛、消、 内視鏡内	楠町東 1-1	21-2501
永野医院	永野 隆浩	内、児、婦	上之町 7-34	32-1075
長野クリニック	長野 正広	内、児、循	二田町 1-12-8	32-3234
長本医院	長本 一成	内、児	東助松町 1-12-9	32-1280
西本医院	西本 直光	内、泌	田中町 4-24	23-0070
原病院	田川 善啓	外、整、リハ	東助松町 1-7-1	21-6616
ひろおか内科・消化器クリ ニック	廣岡 知臣	内、消	旭町 16-1 コノミ ヤ泉大津店 2 階	21-8805
ふじいクリニック	藤井 真	整、リハ、内、 皮	池園町 14-3	20-0224
前田整形外科	前田 邦雄	整、リ、リハ	二田町 1-1-28	33-1311
三浦クリニック	三浦 浩介	内、神内、リハ	松之浜町 2-2-8	21-6081
三瀬医院	三瀬 徹	内、泌、腎、漢 方内科	東豊中町 3-18-1	44-3104
宮崎耳鼻咽喉科	宮崎 和浩	耳、ア	池浦町 2-6-26	20-0888
村上クリニック	村上 信伍	内、外、呼	旭町 18-3 アルザ 泉大津	31-2202
持田皮フ科	持田 和伸	皮	旭町 18-3 アルザ 泉大津	31-2830
森内脳神経クリニック	森内 秀祐	脳外、脳内	池浦町 1-9-1	90-7777
東雲八木診療所	八木 高秀	内、循	東雲町 2-13	32-7776
山路皮膚科医院	山路 雅己	皮	東助松町 1-12-7	32-0619
やまだクリニック	山田 忍	内、外、消、肛	曾根町 3-9-33	33-8882
吉川病院	吉川 憲秀	外、整、内	春日町 2-10	32-3666
よしだ乳腺ホームクリ ニック	吉田 秀行	乳、内、外	我孫子 113-11	23-0080
よしはら・すずきクリニ ック	吉原 友篤	内、消、麻、救	昭和町 9-21	20-5100

歯科医院

(令和5年12月1日現在)

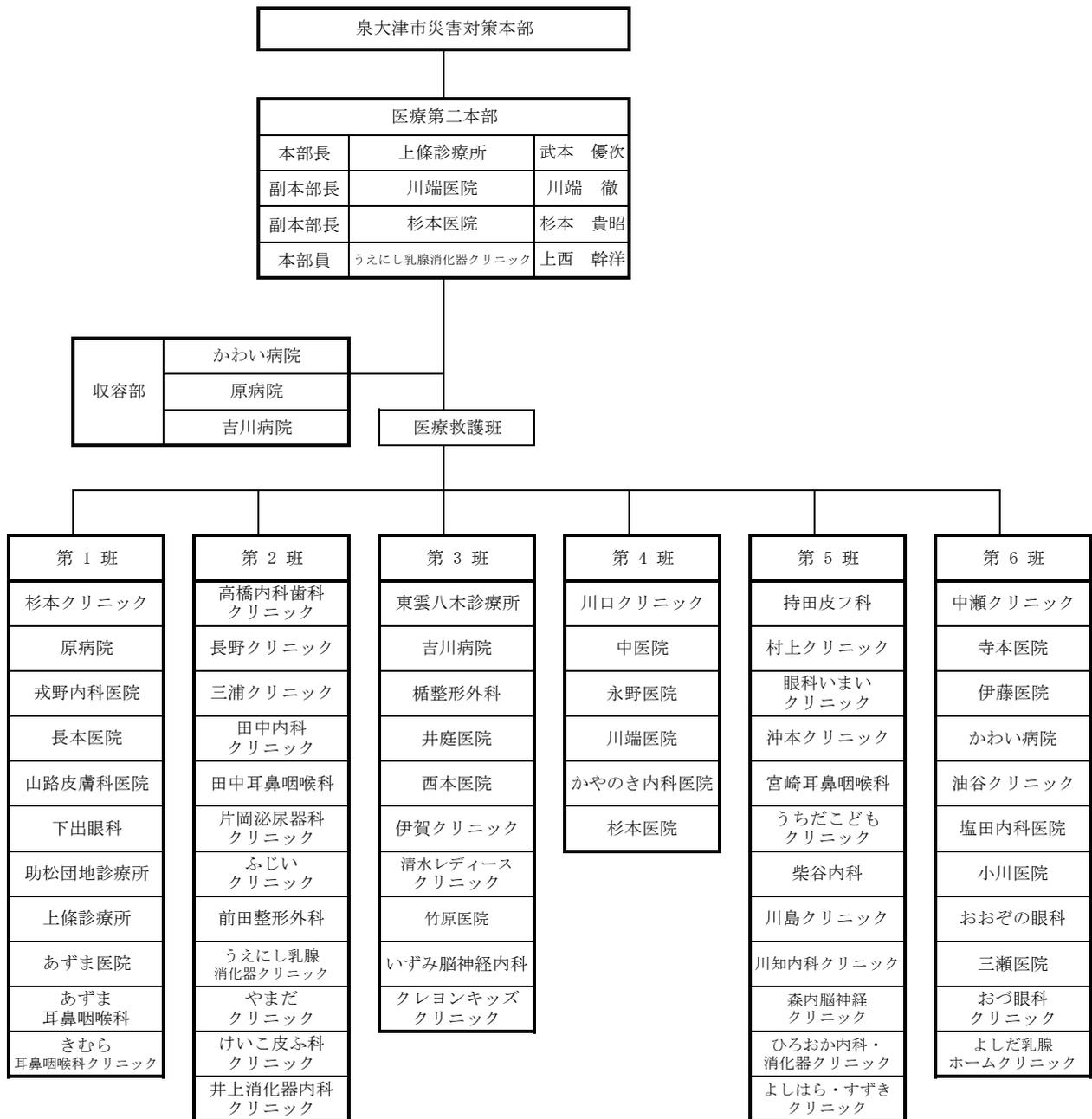
機関名	所在地	電話	備考
岩月歯科医院泉大津診療所	旭町 7-27	31-2212	
タケヤマ歯科	旭町 16-4 ブランミュー ル I M A I 2 F	33-8049	
中南歯科医院	旭町 23-44	20-1234	
中村歯科医院	旭町 21-27	21-8361	
中森歯科診療所	旭町 18-3 アルザ 1 F	23-1180	
濱田歯科医院	旭町 20-5	32-0913	
ヤマダ矯正歯科	旭町 18-3 アルザ 2 F	22-8558	
わたなべ歯科医院	旭町 1-24 旭ヒルズ 1 F	90-5454	
小滝歯科医院	我孫子 160-5	21-1160	
高橋歯科	我孫子 68 小柴ビル	22-3194	
としな歯科医院	池浦町 2-6-29	22-4182	
医療法人 和州会 和州会クリニッ ク	池浦町 4-6-35	33-2000	
浜本歯科医院	池園町 5-24	32-5556	
青木歯科医院	戎町 3-21	32-3259	
木下デンティスト木下歯科医院	北豊中町 2-14-21 ハイ ム北豊中 1 F	33-8711	
高橋こども歯科	寿町 9-30	21-9526	
高橋内科歯科クリニック	寿町 9-30	23-3432	
じんや歯科クリニック	東雲町 14-47	22-3222	
Fukai DENTAL CLINIC	東雲町 14-72	20-0648	
杉岡歯科医院	条南町 9-21	22-6471	
あかさき歯科医院	神明町 3-22	21-1909	削除
下出歯科	末広町 1-8-10	33-8118	
かじ歯科医院	助松町 1-1-23-202 清音 ビル 2 F	31-0888	
中田歯科医院	曾根町 3-1-7	22-0661	
おくくぼ歯科	田中町 10-1 千百松ビル 2 F	58-6482	
クロダ歯科クリニック	田中町 8-21	32-7585	
みやざき歯科	豊中町 1-4-7	23-0501	
磯田歯科医院	東助松町 2-9-3	21-1041	

機 関 名	所 在 地	電 話	備 考
ほりぐち歯科医院	東助松町 4-2-33	31-1010	
まごころ歯科	東助松町 2-10-8	31-8556	
小西デンタルクリニック	東豊中町 1-8-7	43-8055	
西村歯科	東豊中町 1-5-55 サンス トア府中 2 F	44-7788	
村田歯科	二田町 3-3-10	21-2151	
あさくま歯科医院	二田町 1-13-2 あすと松 之浜 2 F	32-5350	
木下歯科医院	本町 1-6	21-7733	
多田歯科医院	松之浜町 2-7-28	31-4730	
むらかみ歯科	松之浜町 1-1-15-1	23-7888	
杉山歯科	虫取町 1-5-1-106	23-0034	
片山歯科医院	森町 1-13-13	23-1182	
坂下歯科	森町 1-4-32	31-2500	
黒田歯科医院	若宮町 6-3	32-3752	

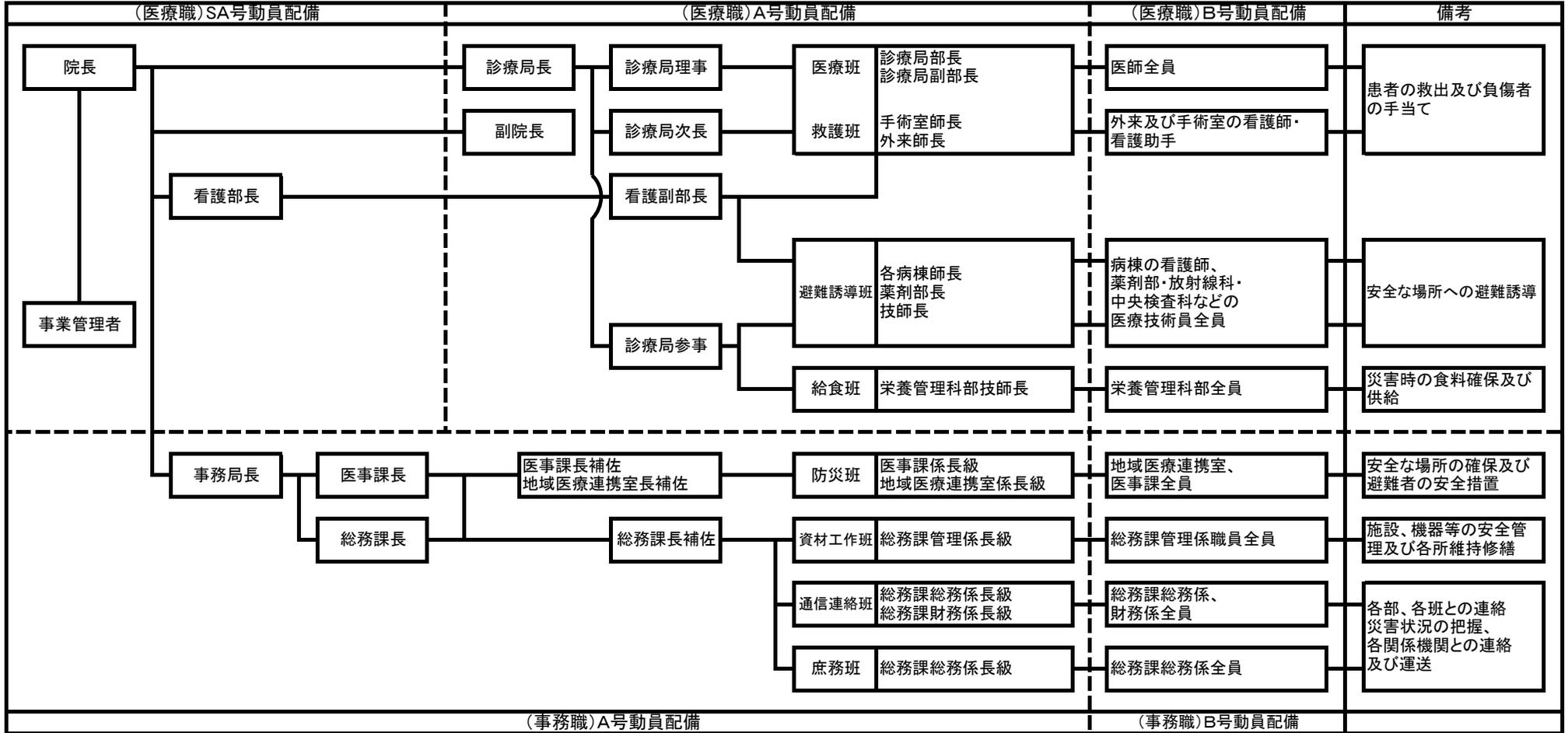
(泉大津市歯科医師会ホームページより)

資料 3 3 医療救護班編成表

33-1 医療救護班編成表 (医師会)



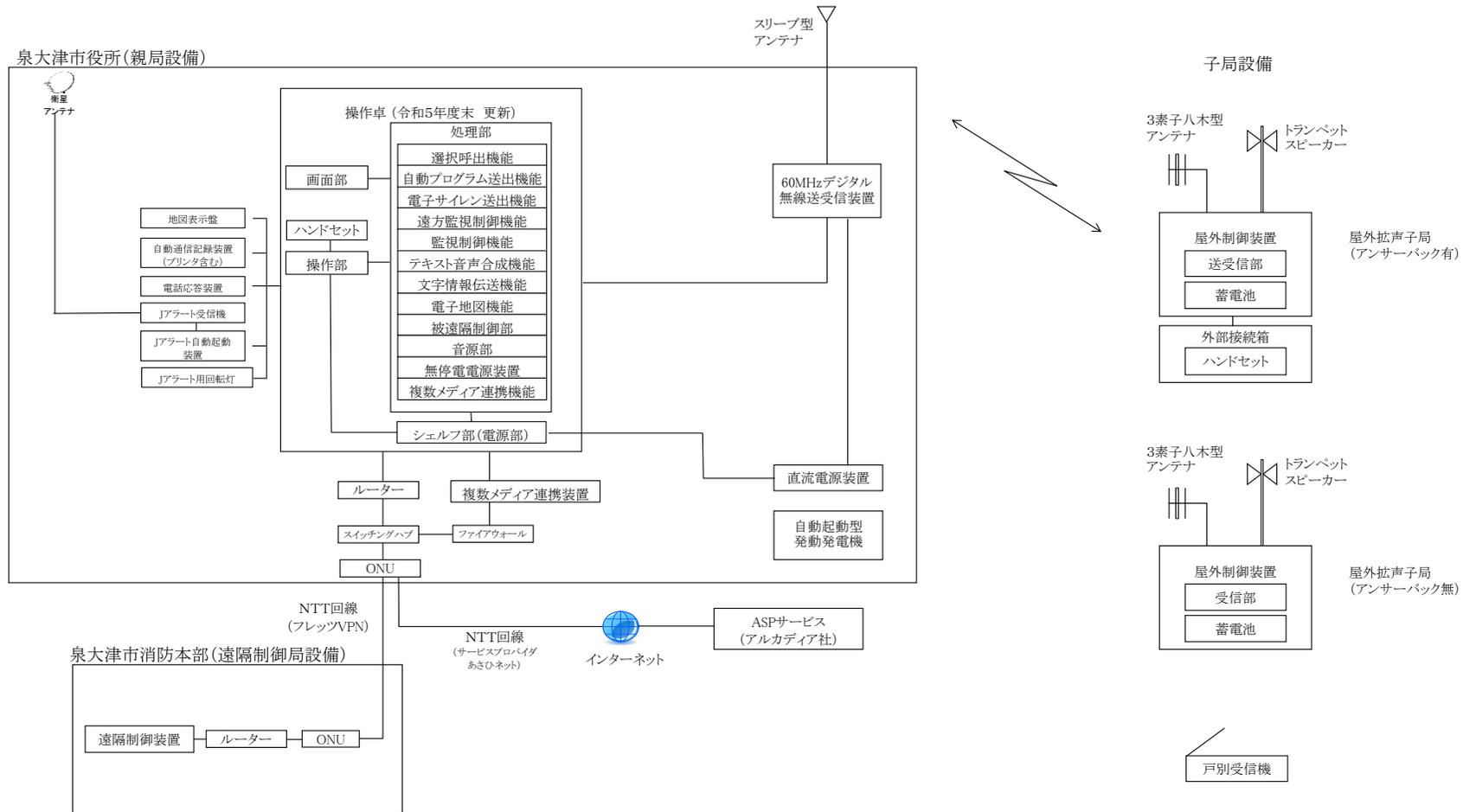
泉大津市立病院の災害時 配備体制及び参集体制



資料 3 4 無線施設

34-1 泉大津市防災行政無線(同報系)

泉大津市防災行政無線(デジタル同報系) システム系統図



泉大津市防災行政無線（同報系）設置場所

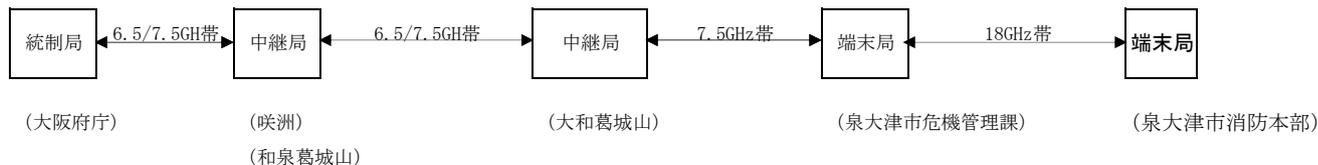
泉大津市設置分			
1	泉大津市役所	28	板原 4 号公園
2	小津中学校	29	板原 1 号公園
3	浜小学校	30	板原ちびっこ老人憩いの広場
4	教育支援センター	31	穴師公園
5	戎小学校	32	豊中南児童遊園
6	助松プール	33	豊中加茂児童公園
7	浜児童遊園	34	池浦 1 号公園
8	耐震貯水槽用地	35	市営住宅二田
9	東港公園	36	泉大津高校
10	えびす認定こども園	37	曾根町 1 号公園
11	清水町児童公園	38	池園町公園
12	河原町児童公園第 3	39	条南 1 号公園
13	松之浜長寿園	40	条東長寿園
14	楠小学校	41	助松団地公園
15	旭小学校	42	小津島町
16	誠風中学校	43	臨海町一丁目
17	穴師小学校	44	臨海町二丁目
18	要保育所	45	虫取地内溜池
19	市立病院		
20	条南幼稚園		
21	条南小学校		
22	上條小学校		
23	条東小学校		
24	昭和町 1 号公園		
25	さつき団地		
26	板原 7 号公園		
27	板原公園		

大阪府港湾局設置分			
1	助松埠頭 5 号岸壁付近		
2	助松埠頭 3 号岸壁付近		
3	助松埠頭 2 号岸壁付近		
4	小松埠頭 2 号岸壁付近		
5	小松埠頭 6 号物揚場付近		
6	小松埠頭 1 号岸壁付近		
7	きららタウン泉大津付近		
8	汐見埠頭 6 号岸壁付近		
9	八軒川排水機場付近		
10	小松埠頭 1 号物揚場付近		
11	松の浜埠頭 2 号岸壁付近		
12	汐見埠頭 5 号岸壁付近		
13	汐見埠頭 5 号岸壁付近		
14	汐見公園内		
15	汐見埠頭 2 号岸壁付近		
16	汐見福祉センター付近		
17	大津川河口付近		
18	汐見配水場付近		
19	大津川右岸大津川大橋下流		
20	大津川右岸楯並橋下流		
21	大津川右岸楯並橋付近		

管理番号	種別	配置場所
1	携帯型	危機管理課
2		
3		
4		
5		
6	携帯型	消防本部
7		
8	携帯型	消防署
9		
10	携帯型	秘書広報課
11	携帯型	政策推進課
12	携帯型	総務課
13	携帯型	福祉政策課
14	携帯型	こども政策課
15	携帯型	都市づくり政策課
16	携帯型	泉大津市立病院
17	携帯型	市議会事務局
18	携帯型	教育政策課
19	携帯型	健康づくり課
20	携帯型	戎小学校
21	携帯型	旭小学校
22	携帯型	穴師小学校
23	携帯型	上條小学校
24	携帯型	浜小学校
25	携帯型	条東小学校
26	携帯型	条南小学校
27	携帯型	楠小学校
28	携帯型	東陽中学校
29	携帯型	誠風中学校
30	携帯型	小津中学校

34-3 大阪府防災行政無線

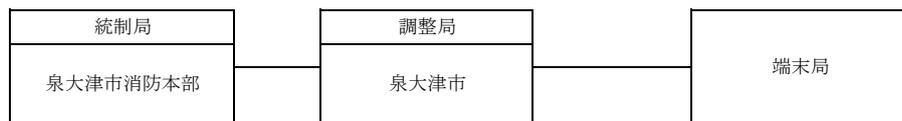
<系統図> (多重系周波数帯)



34-4 堺泉北地域防災相互無線 (泉大津市所管分)

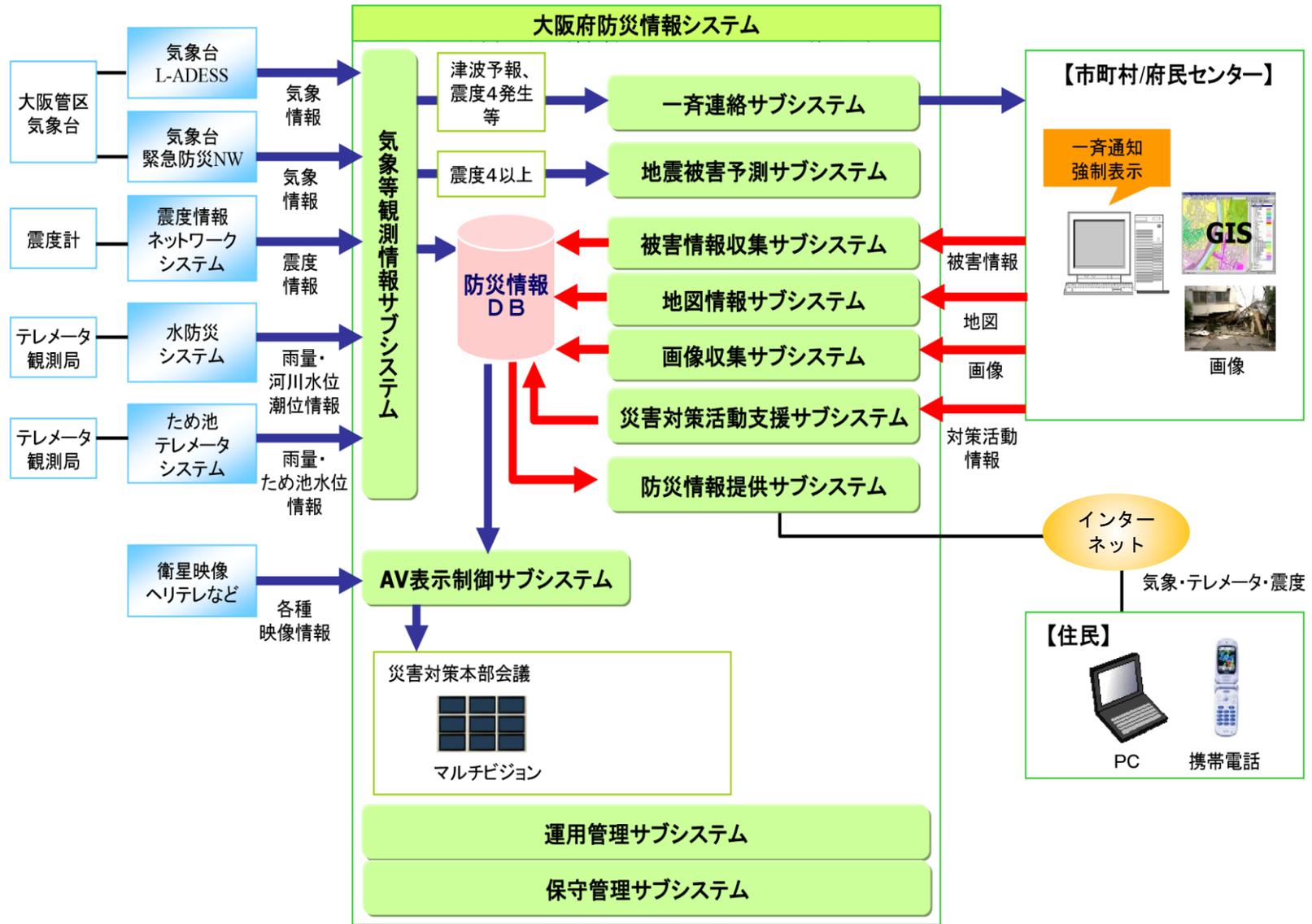
<系統図>

周波数帯 150MHz帯



<設置箇所>

局区分	種別	局名 (呼出名称)	設置場所
統制局		せんだいしょうほんぶ	消防本部
調整局		ぼうさいいずみおおつ	危機管理課
端末局	携帯型	ぼうさいせんぼく 4	大阪府和泉保健所
"	"	ぼうさいせんぼく 6	泉大津市立病院
"	"	ぼうさいせんぼく 13	泉大津警察署
"	"	ぼうさいせんぼく 16	関西電力送配電(堺岸和田)配電営業所
"	"	ぼうさいせんぼく 19	危機管理課
"	"	ぼうさいせんぼく 24	泉大津市医師会
"	"	ぼうさいせんぼく 30	南海電鉄(堺)泉大津駅
"	"	ぼうさいいずみおおつ 101	危機管理課
"	"	ぼうさいいずみおおつ 102	消防本部
"	"	ぼうさいいずみおおつ 103	環境課
"	車載型	ぼうさいいずみおおつ 104	資産活用課



資料 3 5 大阪府防災情報システムの概要

資料36 防災備蓄一覧表

36-1 必要品目重点11品目（大阪府備蓄方針）

（令和6年1月1日現在）

品名	単位	防災倉庫	消防本部	戎小学校	旭小学校	穴師小学校	上條小学校	浜小学校	桑東小学校	桑南小学校	楠小学校	東陽中学校	誠風中学校	小津中学校	合計
アルファ化米（5年保存）	食	1650	600	5000	4200	4500	3500	7000	4000	3500	4500	5000	4000	7000	54450
おかゆ（高齢者食）	食	300	200	500	300	550	550	300	400	300	550	400	300	300	4950
毛布	枚	5973	300	120	120	120	120	120	120	120	120		120		7353
アルミブランケット	枚	1700		400	400	400	400	400	400	400	400		400		5300
粉ミルク（アレルギー対応）	缶	8													8
粉ミルク（スティックタイプ）	箱	96													96
液体ミルク	缶	576													576
哺乳瓶	本	115													115
哺乳瓶（使い捨て）	本	70													70
小児用オムツ	枚	7712													7712
大人用オムツ	枚	1026													1026
簡易トイレ用テント	張	15		3	3	3	3	3	3	3	3		6		45
簡易トイレ	台	180		3	3	3	3	3	3	3	3		6		210
ラップボン（電池・テント含む）	台	120													120
ラップボン処理セット	回	21600													21600
トイレ処理セット	箱	8300		200	200	200	200	200	200	200	200		200		10100
マンホールトイレ	台	9		4	2				4						19
生理用品	枚	7090													7090
トイレトペーパー	個	2162													2162
マスク	枚			6000	6000	5200	4000	5000	5000	2000	4200	6500	6500	6000	56400

36-2 避難所用品一覧表

（令和4年4月1日現在）

品名	単位	防災倉庫	消防本部	戎小学校	旭小学校	穴師小学校	上條小学校	浜小学校	桑東小学校	桑南小学校	楠小学校	東陽中学校	誠風中学校	小津中学校	合計
間仕切りパーティション	張	510		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	620
防災用ベッド	台	250		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	360
更衣室用テント（天井あり）	張	24													24
赤ちゃん用テント	張	36													36
段ボールベッド	個	12		10	10	10	10	10	10	3	10	10	10	10	115
段ボールパーティション	個	12		10	10	10	10	10	10	3	10	10	10	10	115
避難所用仕切りパネル	セット	56		1	1	1	1	1	1	1	1		1		65
避難所用ロールマット	巻	137		3	33	3	3	3	3	3	3		4		195
避難所用たたみ	枚	24		12	12	12	12	12	12	12	12		12		132
アクリルパーティション	枚	9	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	22
救急箱	箱	5		3	1	1	1	1	1	1	1		2	1	18
噴霧器（電池入り）	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	24
アルコール消毒液	箱	36	5	3	3	3	3	3	3	3	3				65
発電機（ガソリン）	台	17		1	3	1	1	1	1	1	1		2		29
ガソリン携行缶	缶	7		1	1	1	1	1	1	1	1		2		17
発電機（ガスボンベ）	台	14													14
ポータブル蓄電池・ソーラーパネル	個	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
ソーラー蓄電池	個	4													4
コードリール	台	35		5	5	5	5	5	5	5	5		6		81
延長コード	本	3		3	3	3	3	3	3	3	3		6		33
ランタン	台	38		1	1	1	1	1	1	1	1		1		47
カセットコンロ	台	2		2	2	2	2	2	2	2	2		2		20

資料36 防災備蓄一覧表

36-3 防災資材一覧表

(令和5年4月1日現在)

品名	単位	防災倉庫	消防本部	戎小学校	旭小学校	穴師小学校	上條小学校	浜小学校	条東小学校	条南小学校	楠小学校	東陽中学校	誠風中学校	小津中学校	合計
車椅子	台	12		1											13
車椅子用スロープ	台	12		1											13
チェア型担架	台	1		1											2
担架	台	4		1	1	1	1	1	1	1	1		2		14
簡易担架	枚	47													47
ハンドマイク	台	14		1	1	1	1	1	1	1	1		2		24
投光器	台	12		3	3	3	3	3	3	3	3		4		40
投光器用スタンド	台	12		3	3	3	3	3	3	3	3		4		40
懐中電灯	本	63													63
サーチライト(充電式)	本	13		10											23
ヘッドライト	個	120		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	340
LEDバルーン投光器	台	2													2
ロープ(黄/黒)	巻	77		4	3	3	3	3	3	3	3		6		108
脚立	脚	2		1	1	1	1	1	1	1	1		1		11
ブルーシート	枚	986		3	3	3	3	3	3	3	3		10		1,020
折りたたみ式リアカー	台	3		2	2	2	2	2	2	2	2		2		21
ヘルメット(市章入り)	個	41		20	10	10	10	10	10	10	10		20		151
水袋(10ℓ)	枚	4,250													4,250
テント(2間×3間)	張	5													5
イーザーアップテント(小)	張	7													7
イーザーアップテント(大)	張	6													6
パーソナルテント	張	3													3
土のう袋(PP)	枚	780													780
鋤物ガスコンロ	台	2													2
アルミ寸胴鍋(45L)	台	2													2
移動かまど	基	2													2
軍手	組	1,056													1,056
ケブラー手袋	組	90													90
ジャッキ	台	25		1	1	1	1	1	1	1	1		2		35
バール	本	77		3	3	3	3	3	3	3	3		8		109
ツルハシ	本	106		2	2	2	2	2	2	2	2		4		126
ハンマー	本	38		3	3	3	3	3	3	3	3		6		68
ショベル	本	134		3	3	3	3	3	3	3	3		6		164
クリッパー	本	48													48
のこぎり(折込)	本	78		2	2	2	2	2	2	2	2		4		98
のこぎり	本	16													16
鎌(かま)	本	41													41
斧(おの)	本	2													2
鋤簾(じょれん)	本	34													34
鍬(くわ)	本	4													4
掛矢(かけや)	本	10													10
ばち鍬(ばちすき)	本	11													11

資料 3 7 市内薬局・薬店一覧表

市内薬局・薬店一覧表

(令和 5 年 12 月現在)

薬局・薬店名	所在地	電話	F A X
アイセイ薬局いずみファミリー店	池園町 15-35	33-7072	33-7073
共創未来泉大津薬局	下条町 12-12	20-5691	20-5692
アベリア薬局	旭町 17-1 エキフロン トビル 1F	31-1200	31-1201
いるか薬局松ノ浜店	松之浜町 2-4-8	22-7077	22-7078
ウエルシア薬局泉大津寿店	寿町 8-30	32-1022	32-1030
エコ薬局	戎町 5-10	58-7550	58-7550
エンジェル薬局	東助松町 2-6-4	20-0615	20-0616
おづ薬局	池浦町 4-5-8	20-5120	20-5125
オリーブ薬局	池浦町 4-5-1	20-3883	21-2526
上条薬局	二田町 2-14-13	33-2477	33-2477
キノ川薬局	東豊中町 1-4-17-D	43-5553	44-4474
サエラ薬局	春日町 2-11	20-5560	22-5561
サンヨウ薬局	二田町 1-12-6-3	31-0351	31-0331
すみれ薬局	東助松町 1-12-7	23-3501	23-3501
つばさ薬局	二田町 1-13-12	33-1193	33-0932
データボックス薬局	東助松町 1-14-5	20-5223	20-5212
原田薬局	東助松町 2-6-6	33-1660	33-1660
バーム薬局	菅原町 2-28	23-1193	23-1193
阪神調剤薬局泉大津店	旭町 19-1	20-0730	20-0731
ひまわり薬局泉大津店	田中町 9-15	23-2202	23-2262
百薬堂薬局東助松店	東助松町 1-8-2	33-0012	33-0013

薬局・薬店名	所在地	電話	F A X
ふじ薬局アルザ通り店	池浦町 1-9-1	20-0977	20-0978
ふじ薬局上之町店	上之町 6-22	23-5566	23-6677
府中リブス薬局	東豊中町 1-5-55 サン ストア府中 1F	46-3201	46-1621
フラワー薬局	池浦町 4-5-4	21-3987	21-3987
ひまわり薬局北助松店	森町 2-3-9	20-0023	20-0053
オレンジ薬局松ノ浜店	松之浜町 2-6-11	32-0723	32-0869
みのり薬局	豊中町 2-6-3 片山ビ ル 1F	32-9011	32-9130
みらい薬局 泉大津店	田中町 5-36 西端第一 ビル 1階	23-2101	23-2102
ミルクィー薬局	旭町 22-64	22-3233	22-3293
メイプル薬局	豊中町 2-8-8	21-9040	21-9050
メロディー薬局	池園町 14-14	22-7575	22-8020
りんご薬局	東助松町 1-6-3	33-6655	33-6622
日本調剤泉大津薬局	池浦町 4-5-5	20-2115	20-2180
アカカベ薬局泉大津昭和町店	昭和町 9-14	20-0930	20-0931

(泉大津薬剤師会ホームページより)

資料38 大阪広域水道震災対策相互応援協定書

38-1 大阪広域水道震災対策相互応援協定書

大阪広域水道震災対策相互応援協定書

(目的)

第1条 本協定は、大阪府域に地震が発生し水道施設に被害が生じた場合、大阪府地域防災計画に基づき、大阪府域の市町村（大阪市を除く。）の水道事業者、大阪広域水道企業団（以下「各水道事業者」という。）及び大阪府が相互に協力して、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 各水道事業者及び大阪府は、震災時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための相互応援体制として、大阪広域水道震災対策中央本部（以下「中央本部」という。）、大阪広域水道震災対策ブロック本部（以下「ブロック本部」という。）、大阪広域水道震災対策現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するものとする。

- 2 中央本部は、大阪府と連絡を取り合い、協議を行い、相互に協力するものとする。
- 3 第一項の相互応援体制は、別図1及び2のとおりとする。

(中央本部)

第3条 中央本部は、大阪広域水道企業団震災対策本部の構成員、大阪広域水道企業団運営協議会（以下「運営協議会」という。）議長、運営協議会各ブロックの代表者、大阪府健康医療部環境衛生室長、及び中央本部長が指名する者をもって構成する。

- 2 中央本部長には大阪広域水道企業団副企業長を、中央副本部長には運営協議会議長及び大阪広域水道企業団事業管理部長をもって充てる。
- 3 中央本部長は中央本部を統括し、中央副本部長はこれを補佐する。

(ブロック本部)

第4条 ブロック本部は、運営協議会各ブロックの委員（大阪広域水道企業団規約別表第2に掲げる市町村の委員は除く）、大阪広域水道企業団の水道事業所（以下「事業所」という。）の所長、次長及び各課長、水道センター所長並びにブロック本部長が指名する者をもって構成する。

- 2 ブロック本部長には運営協議会各ブロックの代表者を、ブロック副本部長には事業所長を、ブロック本部班長には事業所次長をもって充てる。
- 3 ブロック本部長はブロック本部を統括し、ブロック副本部長はこれを補佐する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部は、大阪広域水道企業団及び市町水道等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

- 2 現地連絡本部長は中央本部長が指名する。
- 3 現地連絡本部長は現地連絡本部を統括する。

(中央本部等の設置)

第6条 中央本部及びブロック本部は、大阪府域に震度5弱以上の地震が発生した場合は自動的に設置され、中央本部長又はブロック本部長がそれぞれ必要と認めた場合に参集するものとする。また、現地連絡本部は、中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

- 2 前項の場合のほか、震度4以下の地震その他災害の発生又は他府県への応援派遣等に当たり、中央本部は大阪広域水道企業団企業長が、ブロック本部及び現地連絡本部は中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

- 3 中央本部は大阪広域水道企業団本庁舎に、ブロック本部は事業所に、現地連絡本部は適宜必要な箇所に設置するものとする。

(応援要請)

- 第7条 応援の要請は、中央本部に対し、応援を受ける水道事業者（以下「被応援事業者」という。）が口頭、電話、電信その他の情報通信手段により行うものとする。
- 2 前項の場合のほか、被災地が混乱している状況にあつて、中央本部会議において応援が必要と判断した場合は、被応援事業者から応援要請があつたものとみなす。
 - 3 被応援事業者は、後日速やかに中央本部に文書を送付するものとする。

(費用負担)

- 第8条 応援に要した費用の負担については、当事者間においてそれぞれ別途協議するものとする。

(実施要領)

- 第9条 本協定に基づく具体的な震災対策相互応援等の実施については、別途実施要領の定めるところによる。

(情報交換)

- 第10条 各水道事業者及び大阪府は、震災対策に留まらず、大規模な事故等想定されるすべての危機について相互に協力し、情報交換を行うものとする。

(その他)

- 第11条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、各水道事業者及び大阪府で協議するものとする。

本協定の締結を証するため本書 31 通を作成し、記名押印の上、各 1 通を保有する。

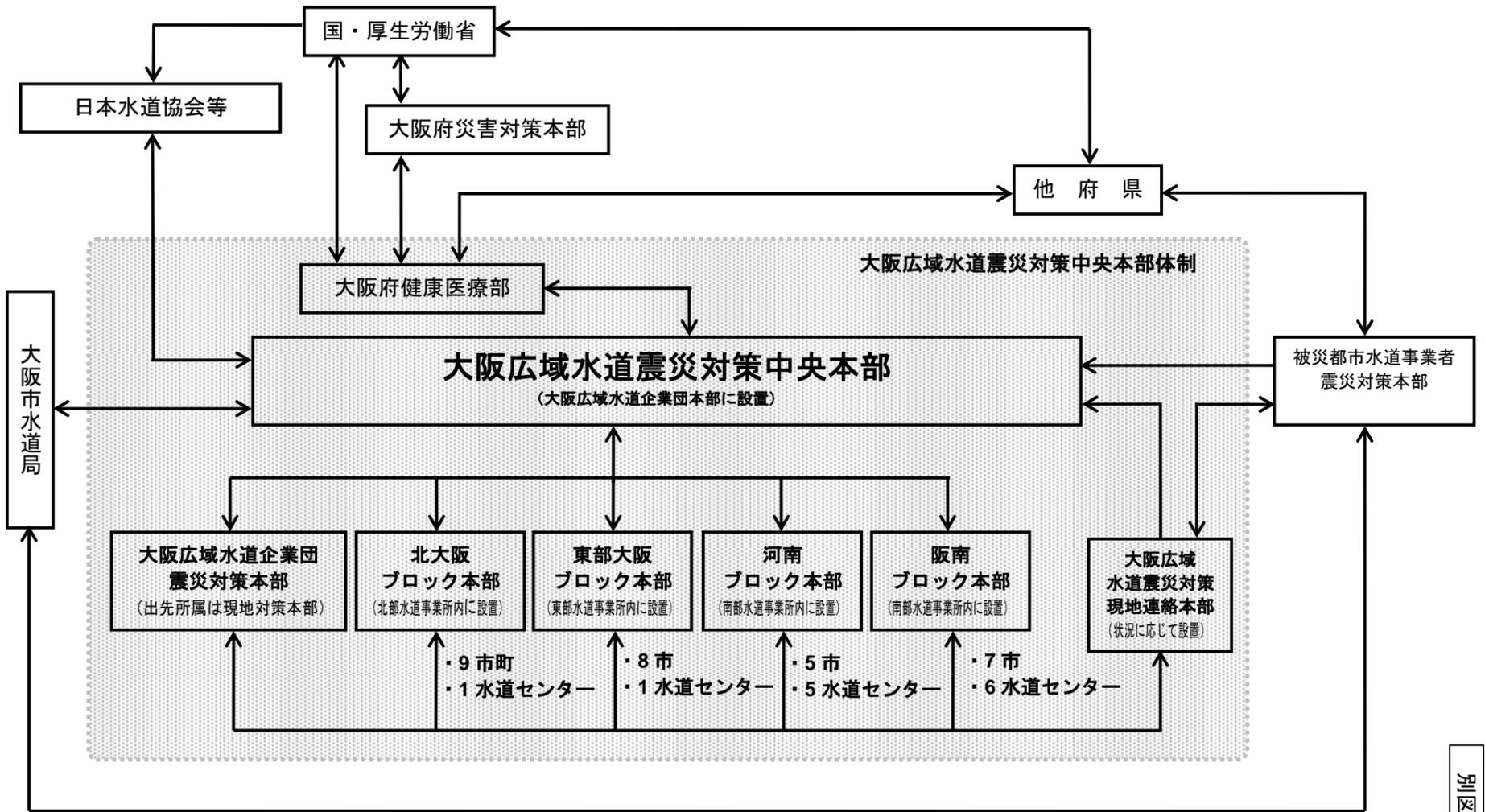
令和 4 年 4 月 1 日

- | | |
|------------------------|-------|
| 1) 大阪広域水道企業団企業長 | 永藤 英機 |
| 2) 豊中市上下水道事業管理者 | 吉田 久芳 |
| 3) 高槻市水道事業管理者 | 上田 昌彦 |
| 4) 吹田市水道事業管理者 | 前田 聡 |
| 5) 茨木市水道事業管理者職務代理者水道部長 | 福岡 俊孝 |
| 6) 箕面市上下水道企業管理者 | 稲野 公一 |
| 7) 池田市上下水道事業管理者 | 増井 文典 |
| 8) 摂津市長 | 森山 一正 |
| 9) 島本町長 | 山田 紘平 |
| 10) 能勢町水道事業 能勢町長 | 上森 一成 |
| 11) 東大阪市上下水道事業管理者 | 植田 洋一 |

- | | | |
|-----|---------------------|-------|
| 12) | 枚方市上下水道事業管理者 | 伊藤 竹彦 |
| 13) | 八尾市水道事業管理者 | 赤鹿 義訓 |
| 14) | 寝屋川市上下水道事業管理者職務代理者 | 池 真一 |
| 15) | 守口市水道事業管理者 | 南野 哲廣 |
| 16) | 門真市長 | 宮本 一孝 |
| 17) | 大東市上下水道事業管理者 | 松本 剛 |
| 18) | 交野市水道事業管理者職務代理者水道局長 | 松川 剛 |
| 19) | 松原市上下水道事業 松原市長 | 澤井 宏文 |
| 20) | 富田林市水道事業 富田林市長 | 吉村 善美 |
| 21) | 河内長野市上下水道事業 河内長野市長 | 島田 智明 |
| 22) | 羽曳野市水道事業 羽曳野市長 | 山入端 創 |
| 23) | 柏原市水道事業 柏原市長 | 富宅 正浩 |

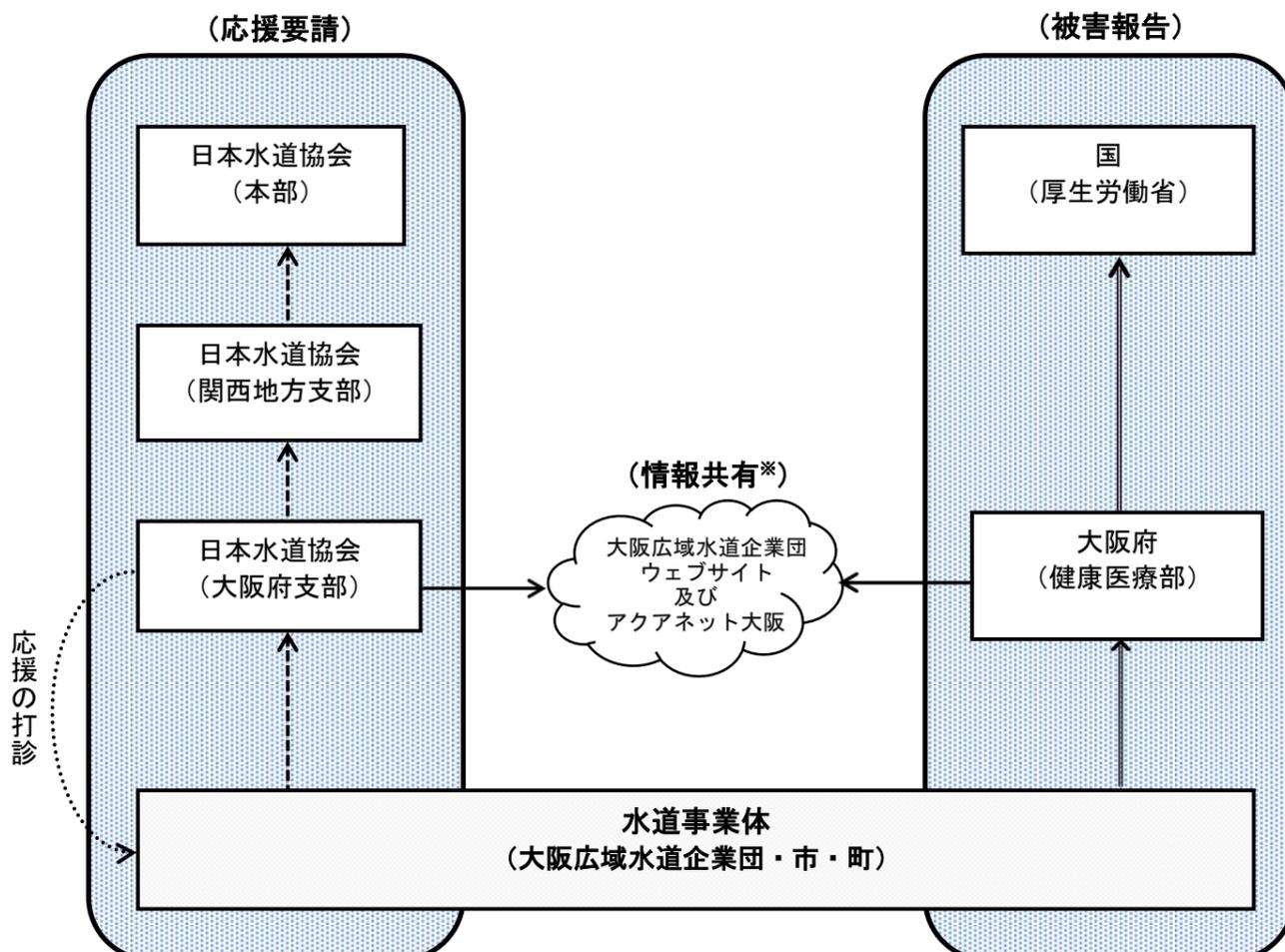
- | | | |
|-----|----------------|--------|
| 24) | 堺市上下水道事業管理者 | 出耒 明彦 |
| 25) | 岸和田市長 | 永野 耕平 |
| 26) | 和泉市長 | 辻 宏康 |
| 27) | 泉佐野市上下水道事業管理者 | 射手矢 光雄 |
| 28) | 貝塚市水道事業 貝塚市長 | 藤原 龍男 |
| 29) | 泉大津市水道事業 泉大津市長 | 南出 賢一 |
| 30) | 高石市水道事業 高石市長 | 阪口 伸六 |
| 31) | 大阪府 健康医療部長 | 藤井 睦子 |

「大阪広域水道震災対策中央本部」組織図



別図 1

発災直後^{*}の連絡体系フロー図
(^{*}中央本部及びブロック本部への参集前)



^{*}日本水道協会及び大阪府から得た情報について、大阪広域水道企業団がウェブサイト及びアクアネット大阪へ掲載

別図 2

資料 3 9 災害時応援協定等一覧表

(令和 5 年 12 月 1 日現在)

○行政機関

名称	締結先	締結年月日
避難場所の利用に関する協定	和泉市	平成 8 年 9 月 27 日
泉大津高等学校の避難場所に関する覚書	大阪府立泉大津高等学校	平成 21 年 3 月 25 日
信太高等学校の一時避難地に関する覚書	大阪府立信太高等学校	平成 21 年 3 月 25 日
災害時における相互応援に関する協定書	愛知県知多市	平成 10 年 10 月 23 日
市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定	岐阜県可児市、愛知県刈谷市、滋賀県野洲市、京都府八幡市、兵庫県高砂市、奈良県大和郡山市、和歌山県橋本市、岡山県玉野市、高知県香南市、福岡県行橋市、福岡県苅田町、三重県亀山市、島根県益田市、宮崎県日向市、静岡県磐田市、佐賀県神埼市、山口県柳井市、山梨県甲府市、愛媛県四国中央市、茨城県那珂市、鹿児島県阿久根市	平成 21 年 1 月 13 日 ～平成 29 年 6 月 5 日
石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市、石狩市、北斗市、青森市、八戸市、秋田市、男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、多賀城市、北茨城市、千葉市、市川市、船橋市、市原市、袖ヶ浦市、横浜市、横須賀市、新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、東海市、知多市、四日市市、堺市、松原市、高石市、海南市、有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市、大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、中間市、唐津市、大分市、八代市、鹿児島市、うるま市	平成 23 年 7 月 12 日

名称	締結先	締結年月日
一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定	堺市、高石市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃事務組合	平成 25 年 3 月 22 日
し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定	高石市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合	平成 25 年 3 月 22 日
泉州地域災害時相互応援協定	堺市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	平成 25 年 9 月 10 日
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	平成 26 年 7 月 7 日
安全・安心なまちづくりに関する包括的な連携に関する協定書	忠岡町・泉大津警察署	令和元年 9 月 4 日
災害発生時における福祉避難所としての施設利用に関する覚書	大阪府和泉支援学校	令和 4 年 11 月 1 日

○民間企業等

名称	締結先	締結年月日
災害発生時における泉大津市と泉大津市内郵便局の協力に関する協定	泉大津市内郵便局	平成 11 年 9 月 1 日（平成 27 年 11 月 18 日）
災害時における救援物資提供に関する協定書	コカ・コーラウエスト株式会社	平成 18 年 1 月 17 日
災害時における応援に関する協定書	NPO 法人泉大津自主防災会	平成 18 年 11 月 2 日
民間保育所の避難場所に関する覚書	社会福祉法人夢らんど二田	平成 19 年 8 月 21 日
民間保育所の避難場所に関する覚書	社会福祉法人豊中福祉会	平成 19 年 8 月 21 日
名称	締結先	締結年月日

民間保育所の避難場所に関する覚書	社会福祉法人南海福祉事業会	平成 19 年 8 月 21 日
民間保育所の避難場所に関する覚書	社会福祉法人因明会	平成 19 年 8 月 21 日
民間保育所の避難場所に関する覚書	社会福祉法人女子慈教寮	平成 22 年 11 月 15 日
災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	一般社団法人大阪府 LP ガス協会和泉泉大津支部	平成 20 年 2 月 1 日
災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人百楽福祉会	平成 20 年 4 月 1 日（平成 26 年 7 月 29 日）
災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人サポートハウス	平成 20 年 4 月 1 日（平成 26 年 7 月 31 日）
災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人覚寿園	平成 20 年 4 月 1 日（平成 26 年 8 月 1 日）
災害時の応急対策業務に関する協定書	大阪府タグ事業協同組合	平成 21 年 3 月 30 日
災害時における応援及び防災活動への協力に関する協定書	セコム株式会社	平成 21 年 5 月 20 日
災害時等における協力に関する協定	株式会社シャルコーポレーション（シティホール泉大津）	平成 22 年 7 月 14 日
災害時等における協力に関する協定	株式会社セルビス	平成 22 年 7 月 14 日
大規模災害時における協力に関する協定	株式会社本家さぬきや（きらら・りぞーと ホテルサンルート関空、ホテルレイクアルスター アルザ泉大津）	平成 24 年 3 月 31 日
災害時における応援に関する協定	泉大津環境衛生事業協同組合	平成 24 年 4 月 11 日
災害時における物品の供給協力に関する協定	大阪いずみ市民生活協同組合	平成 24 年 4 月 20 日
災害時等の緊急放送における協定	株式会社ジェイコムウエスト	平成 24 年 9 月 24 日

名称	締結先	締結年月日
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社	平成 25 年 4 月 10 日
防災情報表示付き電柱広告に関する覚書	関電サービス株式会社	平成 25 年 10 月 2 日
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	平成 26 年 6 月 16 日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人泉大津みなと会	平成 26 年 6 月 18 日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	平成 26 年 6 月 20 日
減災を目的とした防災 AR に関する協定	一般社団法人全国防災共助協会	平成 26 年 6 月 20 日
災害時における物資の自動車輸送に関する協定書	赤帽大阪府軽自動車運送協同組合	平成 26 年 7 月 7 日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人穴師福祉会	平成 26 年 7 月 9 日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人豊中福祉会	平成 26 年 7 月 30 日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 28 年 1 月 12 日
災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定書	大阪府電気工事工業組合	平成 28 年 12 月 9 日
災害時における報道要請等に関する協定	株式会社エフエム泉大津	平成 29 年 12 月 22 日
災害時等における協力に関する協定	南海グリーンサポート株式会社	平成 29 年 12 月 22 日
災害時等における救援物資等の提供に関する協定	堺ヤクルト販売株式会社	平成 30 年 3 月 30 日
災害時における情報提供に関する協定	大阪ガス株式会社	平成 30 年 12 月 7 日
災害時等における無人航空機の活用に関する協定	株式会社岸和田グランドホール	令和元年 7 月 18 日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人まほろば	令和元年 8 月 1 日

名称	締結先	締結年月日
災害時における医療救護活動に関する協定	泉大津薬剤師会	令和元年11月28日
災害時における医療救護活動に関する協定	泉大津市歯科医師会	令和元年11月28日
災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	セツカートン株式会社 Jパックス株式会社	令和2年6月1日
災害時における臨時避難所施設利用に関する協定	住友ゴム工業株式会社 泉大津工場	令和2年6月30日
災害時における物資供給及び施設使用の協力に関する協定	株式会社ナフコ	令和2年7月1日
災害時における臨時避難所施設利用に関する協定	車谷環境設備株式会社	令和2年7月1日
災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	ホテル関空泉大津ワシントンホテル	令和2年9月1日
避難所開設時における拠点施設の利用に関する協定書	屋根裏株式会社	令和2年10月1日
避難所に係る情報の提供に関する協定	株式会社バカン	令和3年2月12日
災害時における毛布等の供給に関する協定	日本毛布工業組合	令和3年2月17日
防災啓発活動に関する連携協定	株式会社吉野家	令和3年10月25日
泉大津市社会福祉協議会災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人 泉大津市社会福祉協議会	令和3年11月29日
避難確保計画作成支援に関する協定	三井住友海上火災保険株式会社	令和4年2月4日
災害時における物資の供給及び施設利用に関する協定書	株式会社エイチ・ツー・オー商業開発 イズミヤ株式会社（三者協定）	令和5年2月17日

名称	締結先	締結年月日
防災啓発活動連携に関する協定書	江崎グリコ株式会社	令和5年6月30日
災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	株式会社カワサキ	令和5年7月21日
災害時等における車両の移動等に関する協定書	エーツ協同組合	令和5年10月27日

○その他

名称	締結先	締結年月日
災害時における応援に関する協定書	福岡県行橋市、福岡県荇田町、阪九フェリー株式会社（四者協定）	平成19年7月6日
災害時における応援に関する協定書	宮崎県日向市、八興運輸株式会社（三者協定）	平成23年10月17日
大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	大阪府泉州農と緑の総合事務所、光明池土地改良区（三者協定）	平成26年5月26日

資料40 災害時協力井戸

大阪府への「災害時協力井戸」登録状況

(令和6年3月1日現在)

泉大津市	井戸数 116
------	---------

(内訳)

地 区 名	井 戸 数
戎小学校区	18
旭小学校区	4
穴師小学校区	14
上條小学校区	31
浜小学校区	17
条東小学校区	16
条南小学校区	7
楠小学校区	9

※災害時協力井戸…大規模な地震等の災害が発生し、水道の給水が停止した場合に、近隣の被災者へ飲料水以外の生活用水として井戸水を提供いただける井戸

資料 4 1 広報の文例

1. 津波の文例等

[例文 1] 津波注意報 (Jアラート)

【サイレン：10 秒吹鳴、2 秒休止、10 秒吹鳴】

こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。

津波注意報が発表されました。海岸付近の方は、注意してください。

(繰り返し)

.....

[例文 2] 津波警報 (Jアラート)

【サイレン：5 秒吹鳴、6 秒休止、5 秒吹鳴】

こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。

津波警報が発表されました。

海岸付近の方は、高台に避難してください。

(繰り返し)

.....

[例文 3] 大津波警報 (Jアラート)

【サイレン：3 秒吹鳴、2 秒休止、3 秒吹鳴、2 秒休止、3 秒吹鳴】

こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。

大津波警報が発表されました。

海岸付近の方は、高台に避難してください。

(繰り返し)

.....

[例文 4] 津波警報・大津波警報（避難指示音声）

【サイレン：3秒吹鳴、2秒休止、3秒吹鳴、2秒休止、3秒吹鳴】

こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。

津波警報（大津波）が発表されました。

まずは身の回りの火を消してください。

津波が来る恐れがあります。

直ちに南海本線より東側か、津波避難ビルなど、高いところに避難してください。

（繰り返し）

.....

[例文 5] 津波解除

こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。

津波警報（大津波警報・津波注意報）が解除されました。

（繰り返し）

.....

2. 地震の文例

[例文 1] 震度 4

こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。

ただいま泉大津市内で地震が観測されました。

震源が沿岸の場合は津波の危険がありますので、海岸や河川から離れてください。

（繰り返し）

.....

[例文 2] 震度 5 弱

こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。

ただいま泉大津市内で強い地震が観測されました。

津波の恐れがありますので、海岸や河川にいる方は、安全な高台に避難してください。

（繰り返し）

.....

[例文 3] 震度 5 強

こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。
ただいま泉大津市内で強い地震が観測されました。
津波の危険がありますので、海岸や河川にいる方は、至急安全な高台に避難してください。
(繰り返し)
.....

[例文 4] 震度 6 以上

こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。
ただいま泉大津市内で大変強い地震が観測されました。
大津波の危険がありますので、海岸や河川にいる方は、至急安全な高台に避難してください。
(繰り返し)
.....

3. 高潮の文例

[例文 1] 高潮避難

こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。
〇〇地域に高潮に関する「警戒レベル 4」避難指示を発令しました。
高潮の危険性が高まっています。
〇〇地域の方は、速やかに避難してください。
避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所へ避難するか、屋内の高い所に避難してください。
(繰り返し)
.....

4. 港湾不審者の文例

[例文 1] 港湾不審者

こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。
港湾地域に、不審者がいます。着岸中の船舶は、出入口を閉鎖してください。
(繰り返し)
.....

5. その他

[例文 1] 異常潮位

こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。
異常潮位が予想されます。十分に注意してください。
(繰り返し)
.....

[例文 2] 災害時緊急情報

危険です。避難してください。
(その他文例は、情報内容により別途協議する。)

資料 4 2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(大阪府災害救助法施行細則、令四規則五五・一部改正)

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び 応急仮設住 宅の供与	避難所	<p>1 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p> <p>2 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他適切な方法により実施する。</p> <p>3 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第 4 条第 2 項の避難所については、建物の使用謝金及び光熱水費）とし、1 人 1 日につき 330 円以内とする。</p> <p>4 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、3 の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>5 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	<p>法第 4 条第 1 項第 1 号の避難所については災害発生の日から 7 日以内、同条第 2 項の避難所については、法第 2 条第 2 項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日又は災害が発生し同条第 1 項の規定による救助を行う旨を同条第 3 項の規定により公示した日までの期間以内</p>
	応急仮設住宅	<p>住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。</p> <p>1 建設型応急住宅（次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。）</p> <p>イ 設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。</p> <p>ロ 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、628 万 5 千円以内とする。</p> <p>ハ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。</p> <p>ニ 福祉仮設住宅（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 2 項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常生活上特別な配慮を要する二人以上のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。</p> <p>ホ 災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置する。</p> <p>ヘ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>2 借上型仮設住宅（次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。）</p> <p>イ 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて 1 戸に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料</p>	<p>完成の日から 2 年以内</p>

		又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 ロ 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。	
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者（以下この項において「被災者」という。）に対して行う。 2 被災者が直ちに食することができる現物による。 3 支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日につき1,180円以内とする。	災害発生の日から7日以内
	飲料水の供給	1 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。 2 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から7日以内

救助の種類	救助の程度及び方法		救助の期間				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）又は全島避難等（一定の地域の全ての居住者等が避難等をするをいう。）により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料 3 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲とする。		災害発生の日から10以内				
区 分	季 別	世帯区分					
		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す ごとに加 算する額
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 18,700	円 24,000	円 35,600	円 42,500	円 53,900	円 7,800
	冬季	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬季	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

備考 「夏季」とは4月1日から9月30日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までに災害が発生した場合をいう。

医療及び助産	医療	<p>1 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>2 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）が、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。）において行うことができる。</p> <p>3 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 診療</p> <p>ロ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容</p> <p>ホ 看護</p> <p>4 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>ハ 施術所による場合 協定料金の額以内</p>	災害発生の日から14日以内
	助産	<p>1 災害発生の日以前7日以内又は当該日以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 分べんの介助</p> <p>ロ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>3 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>ロ 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の額</p>	分べんした日から7日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
被災者の救出	<p>1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</p> <p>2 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	<p>1 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの實力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p>2 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</p>	災害発生の日から3月以内 （災害対策基準法（昭和36年法律第223号）第23条の

	<p>3 支出することができる費用は、1世帯につき次に掲げる額以内とする。</p> <p>イ ロに掲げる世帯以外の世帯 655,000円</p> <p>ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円</p>	<p>3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内)</p>
生業に必要な資金の貸与	<p>1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>2 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p> <p>3 貸与することができる金額は、次の額以内とする。</p> <p>イ 生業費 1件につき3万円</p> <p>ロ 就職支度費 1件につき15,000円</p> <p>4 貸付期間は2年以内で、利子は無利子とする。</p>	<p>災害発生の日から1月以内</p>
学用品の給与	<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等の生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。)に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。</p> <p>イ 教科書</p> <p>ロ 文房具</p> <p>ハ 通学用品</p> <p>3 支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>イ 教科書代</p> <p>(1) 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>ロ 文房具費及び通学用品費</p> <p>(1) 小学校の児童 1人につき 4,700円</p> <p>(2) 中学校の生徒 1人につき 5,000円</p> <p>(3) 高等学校等の生徒等 1人につき 5,500円</p>	<p>災害発生の日から、教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内</p>
埋葬	<p>1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>2 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。</p> <p>イ 棺(附属品を含む。)</p> <p>ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</p> <p>ハ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>3 支出することができる費用は、1体につき大人213,800円以内、小人17,900円以内とする。</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
死体の捜索	1 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 2 支出することができる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から10日以内
死体の処理	1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。 2 次の範囲内において行う。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ロ 検案 ハ 死体の一時保存 3 検案は、原則として救護班によって行う。 4 支出できる費用は、次のとおりとする。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体につき 3,500円以内 ロ 死体の一時保存のための費用 (1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 (2) 既存建物を利用できない場合 1体につき5,400円以内 (3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。 ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 2 支出することができる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし障害物の除去を行った当該市町村の区域内の1世帯につき平均が138,300円以内とする。	災害発生の日から10日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 次の範囲内において行う。 イ 被災者（法第4条第2項の救助にあつては、避難者）の避難に係る支援 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の捜索 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 2 支出できる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することができる。

災害従事者の救助実費弁償の範囲

救助業務従事者の区分		実費弁償の額		
		日当	時間外勤務手当	旅費
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	医師及び歯科医師	22,300円	日当の額を7.75で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和40年大阪府条例第35号)第21条第2項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬剤師	16,900円		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,900円		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,900円		
	救命救急士	14,200円		
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	土木技術者及び建築技術者	15,100円	日当の額を7.75で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和40年大阪府条例第35号)第21条第2項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	大工	22,800円		
	左官	23,700円		
	とび職	24,900円		
政令第4条第5号から第10号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

扶助金の支給基礎額

対象者	支給基礎額
政令第8条第2項第2号に規定する労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者でない者	事故発生の日前1年間におけるその者の所得(通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。)の額を365で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から1年間の所得の平均額を365で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第8条第2項第3号に規定する救助に関する業務に協力した者	1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号。以下「警察協力者令」という。)第5条第2項に規定する額に相当する額とする。 2 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第8条第2項第3号に規定する協力者(以下「協力者」という。)の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、1の金額に警察協力者令第5条第3項に定める額を加算する。

資料 4 3 激甚災害及び局地激甚災害指定基準

43-1 激甚災害指定基準

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準
(昭和 37 年 12 月 7 日、中央防災会議決定指定基準)

激甚災害指定基準	適用すべき措置
激甚法 2 章 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 0.5 (B 基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 25 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 5
激甚法 5 条 (農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.5 (B 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 100 分の 4 2 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10 億円
激甚法 6 条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	次の 1 又は 2 の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額 5,000 万円以下と認められる場合は除外 1 激甚法 5 条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得額推定 × 100 分の 1.5 であることにより激甚法 8 条の措置が適用される激甚災害
激甚法 8 条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なと認められるものは除外。 (A 基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.5 (B 基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.15 かつ次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100 分の 3

激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>激甚法 11 条の 2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準)</p> <p>林業被害見込額 (樹木に係るものに限る。以下同じ。) > 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 5</p> <p>(B 基準)</p> <p>林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 1.5</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 60 2 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 1
<p>激甚法 12 条、13 条、15 条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準)</p> <p>中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 (第 2 次産業および第 3 次産業国民所得 × 中小企業付加価値率 × 中小企業販売率の推計。以下同じ。) × 100 分の 0.2</p> <p>(B 基準)</p> <p>中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 100 分の 0.06</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 > 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 × 100 分の 2</p> <p>ただし、火災の場合または激甚法 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法 16 条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、17 条、18 条 (私立学校施設災害復旧事業の補助等)、19 条 (市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>激甚法 2 章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>
<p>激甚法 22 条 (罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準)</p> <p>滅失住宅戸数 > 被災地全域で 4,000 戸</p> <p>(B 基準)</p> <p>(1) 滅失住宅戸数 > 被災地全域で 2,000 戸</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一市町村の区域内で 200 戸以上 2 その区域内の住宅戸数の 10% 以上 <p>(2) 滅失住宅戸数 > 被災地全域で 1,200 戸</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一市町村の区域内で 400 戸以上 2 その区域内の住宅戸数の 20% 以上 <p>ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p>

激甚災害指定基準	適用すべき措置
激甚法 24 条（公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法 2 章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法 5 条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のおと被害の実情におつじ個別に考慮

(大阪府地域防災計画関連資料集平成 31 年 3 月修正)

43-2 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の深度の深い災害について、激甚災害として指定する場合の指定基準（昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準）

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>(公共施設災害関係)</p> <p>(1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p>	<p>1 激甚法3条1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法4条5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法2章の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法24条1項、3項および4項の措置</p>
<p>(農地、農業用施設等災害関係)</p> <p>(2) 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法5条、6条の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法24条2項から第4項までの措置</p>
<p>(林業災害関係)</p> <p>(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該（3）年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工に係るものに限る。）</p>	<p>左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法11条の2の措置</p>

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>のおおむね 25%を超える市町村が 1 以上ある災害。</p>	
<p>(中小企業施設災害関係) (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の 10%を超える市町村（当該被害額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法 12 条、13 条および 15 条の措置</p>

(大阪府地域防災計画関連資料集平成 31 年 3 月修正)

資料44 被害状況等報告

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) (鎮圧日時) 鎮火日時 (月 日 時 分)
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建物の概要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²
焼損程度	全焼 棟 } 計 棟 焼損面積 半焼 棟 } 部分焼 棟 } ぼや 棟 } 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯 気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救急・救助活動状況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)		
			重症 人 (人)		
			中等症 人 (人)		
			軽症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関		出場人員	出場資機材	
	事業所	自衛防災組織		人	
		共同防災組織		人	
		そ の 他		人	
	消防本部(署)		台		
	消 防 団		台		
	消防防災ヘリコプター		機		
	海上保安庁		人		
警戒区域の設定 月 日 時 分		自 衛 隊	人		
使用停止命令 月 日 時 分		そ の 他	人		
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____
 災害名 _____（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟			
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟			
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟			
	119番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)										
	自衛隊派遣要請の状況												
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

資料45 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく復旧事業及び府の関係部局

復旧事業名	根拠条項	関係部局
<p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設災害復旧事業 ・公共土木施設災害関連事業 ・公立学校施設災害復旧事業 ・公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業 ・生活保護施設災害復旧事業 ・児童福祉施設災害復旧事業 ・老人福祉施設災害復旧事業 ・身体障害者更生援護施設災害復旧事業 ・知的障害者厚生・授産施設災害復旧事業 ・婦人保護施設災害復旧事業 ・感染症指定医療機関災害復旧事業 ・感染症予防事業 ・堆積土砂排除事業（公共施設区域内） ・堆積土砂排除事業（公共施設区域外） ・湛水排除事業 	<p>3条①</p> <p>3条②</p> <p>3条③</p> <p>3条④</p> <p>3条⑤</p> <p>3条⑥</p> <p>3条⑥の2</p> <p>3条⑦</p> <p>3条⑧</p> <p>3条⑨</p> <p>3条⑩</p> <p>3条⑪</p> <p>3条⑫</p> <p>3条⑬</p> <p>3条⑭</p>	<p>環境農林水産部、都市整備部</p> <p>環境農林水産部、都市整備部</p> <p>教育庁</p> <p>住宅まちづくり部</p> <p>福祉部</p> <p>福祉部</p> <p>福祉部</p> <p>福祉部</p> <p>福祉部</p> <p>健康医療部</p> <p>健康医療部</p> <p>環境農林水産部、 都市整備部、大阪港湾局</p> <p>環境農林水産部、 都市整備部、大阪港湾局</p> <p>環境農林水産部、 都市整備部、大阪港湾局</p>
<p>農林水産業に関する特別の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ・森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 ・土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 ・共同利用小型漁船の建造費の補助 ・森林災害復旧事業に対する補助 	<p>5条</p> <p>6条</p> <p>7条</p> <p>8条</p> <p>9条</p> <p>10条</p> <p>11条</p> <p>11条の2</p>	<p>環境農林水産部</p> <p>環境農林水産部</p> <p>環境農林水産部</p> <p>環境農林水産部</p> <p>環境農林水産部</p> <p>環境農林水産部</p> <p>環境農林水産部</p> <p>環境農林水産部</p>
<p>中小企業に関する特別の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の 	<p>12条</p> <p>13条</p>	<p>商工労働部</p> <p>商工労働部</p>

償還期間等の特例		
・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	14 条	商工労働部
・中小企業者に対する融資に関する特例	15 条	商工労働部

復旧事業名	根拠条項	関係部局
その他の財政援助及び助成		
・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	16 条	教育庁
・私立学校施設災害復旧事業に対する補助	17 条	教育庁
・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	19 条	健康医療部
・母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	20 条	福祉部
・水防資機材費の補助の特例	21 条	都市整備部
・罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	22 条	住宅まちづくり部
・産業労働者住宅建設資金融通の特例	23 条	
・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	24 条	総務部、教育庁、 都市整備部、環境農林水産部
・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	25 条	商工労働部

(大阪府地域防災計画関連資料集令和4年4月修正)

資料 4 6 自衛隊派遣要請書式等

知事への依頼書様式

文書番号 年 月 日
大阪府知事 様
市町村長等
自衛隊の災害派遣要請について
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を 要求します。
記
1 災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項

文書番号 年 月 日
大阪府知事 様
市町村長等
自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について
年 月 日付第 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり 撤収要求を依頼します。
記
1 撤収要請日時 2 派遣された部隊 3 派遣人員及び従事作業の内容 4 その他参考となるべき事項

	名称	住所	施設分類		
			学校	社会福祉施設	病院
1	旭小学校	泉大津市昭和町2-27	○		
2	浜小学校	泉大津市小松町5-6	○		
3	戎小学校	泉大津市河原町3-7	○		
4	穴師小学校	泉大津市我孫子1-12-10	○		
5	上條小学校	泉大津市東助松町3-13-1	○		
6	条東小学校	泉大津市千原町2-12-1	○		
7	条南小学校	泉大津市宮町9-1	○		
8	楠小学校	泉大津市我孫子2-4-7	○		
9	東陽中学校	泉大津市池浦町4-4-1	○		
10	誠風中学校	泉大津市池浦町4-1-1	○		
11	小津中学校	泉大津市助松町2-13-1	○		
12	戎小学校仲良し学級	泉大津市河原町3-7	○		
13	旭小学校仲良し学級	泉大津市昭和町2-27	○		
14	浜小学校仲良し学級	泉大津市小松町5-6	○		
15	上條小学校仲良し学級	泉大津市東助松町3-13-1	○		
16	泉大津市立旭幼稚園	泉大津市昭和町4-38	○		
17	泉大津市立穴師幼稚園	泉大津市我孫子1-12-1	○		
18	医療法人穂仁会原病院	泉大津市東助松町1-7-1			○
19	泉大津市立浜保育所	泉大津市菅原町13-29		○	
20	泉大津市立要保育所	泉大津市池浦515-6		○	
21	認定こども園ばる	泉大津市西港町9-7		○	
22	南海かもめ認定こども園	泉大津市戎町3-4		○	
23	泉大津市立えびす認定こども園	泉大津市下之町4-7		○	
24	かみじょう認定こども園	泉大津市東助松町4-8-18		○	
25	くすのき認定こども園	泉大津市我孫子2-7-1		○	
26	認定こども園アイビースクール	泉大津市二田町3-5-32		○	
27	認定こども園アンビー	泉大津市旭町22-28		○	
28	みらいずこども園	泉大津市北豊中町1-2-15		○	
29	すこやか認定こども園	泉大津市東豊中町3-1-15		○	
30	とれぞあ子ども園	泉大津市池浦町3-5-8		○	
31	認定こども園条東こども園	泉大津市千原町2-11-1		○	
32	泉大津市シード保育園	泉大津市池浦町3-2-2		○	
33	オレンジ保育園	泉大津市東豊中町3-17-2		○	
34	塚ヤクルト販売株式会社らぼーる泉大津保育ルーム	泉大津市板原町4-8-3		○	
35	泉大津市立病院 おづキッズ保育園	泉大津市下条町17-37		○	
36	ほいくRoomベビーローズ	泉大津市東豊中町2-6-37		○	
37	和泉乳児院	泉大津市助松町3-8-7		○	
38	和泉幼児院	泉大津市助松町3-8-7		○	
39	助松寮	泉大津市松之浜町1-3-24		○	
40	和泉乳児院・あいりす	泉大津市助松町3-18-16		○	
41	和泉幼児院・ネスれいずみ	泉大津市助松町3-14-34		○	
42	和泉幼児院・ソレイユいずみ	泉大津市松之浜町1-8-16		○	
43	デイサービス喜楽	泉大津市旭町4-1		○	
44	デイサービスCoCoどりーむ	泉大津市田中町7-20		○	
45	ドリームデイサービスセンター	泉大津市神明町3-24-101		○	
46	特別養護老人ホームオズ	泉大津市菅原町10-33		○	
47	シニアハウス あずさ	泉大津市戎町6-23		○	
48	カモメ	泉大津市河原町2-13		○	
49	ワーク さつき	泉大津市春日町23-3		○	
50	弥生桜 香番館	泉大津市虫取町2-9-12		○	
51	オズデイサービスセンター	泉大津市菅原町10-33		○	
52	デイサービス あずさ	泉大津市戎町6-14		○	
53	ローズ若宮の杜	泉大津市若宮町4-32		○	
54	アーサーテックス	泉大津市神明町3-24		○	
55	さんSUNデイサービス泉大津	泉大津市清水町1-40		○	
56	さんSUNアフタースクール泉大津	泉大津市清水町1-40		○	
57	ゆかりの郷 逢喜苑	泉大津市式内町3-24		○	
58	みなと	泉大津市汐見町85-1		○	
59	あこや	泉大津市汐見町85-1		○	
60	ほたる作業所	泉大津市昭和町8-12-103		○	
61	特別養護老人ホーム 美休	泉大津市河原町11-6		○	
62	pono	泉大津市東港町10-18		○	
63	さざなみ	泉大津市なぎさ町1-15-1-602		○	
64	グループホームもも	泉大津市式内町11-13-4-103		○	
65	ショートステイ風	泉大津市式内町9-6		○	
66	オズ共生型短期入所	泉大津市菅原町10-33		○	
67	セカンド泉大津	泉大津市高津町12-6		○	
68	はなあかり	泉大津市清水町13-40		○	
69	特別養護老人ホーム 寛寿園	泉大津市曾根町2-2-38		○	
70	特別養護老人ホーム 百楽園	泉大津市板原町1-9-18		○	
71	特別養護老人ホーム ローズガーデン条南苑	泉大津市東豊中町2-4-26		○	
72	オズだいすき倶楽部	泉大津市池浦町3-10-16		○	

	名称	住所	施設分類		
			学校	社会福祉施設	病院
73	老人保健施設 アザリア	泉大津市下条町13-10		○	
74	愛の家グループホームあびこ	泉大津市我孫子150番地		○	
75	愛の家グループホームいけうら	泉大津市池浦町4-7-18		○	
76	寛寿園(ショートステイ)	泉大津市曾根町2-2-38		○	
77	百楽園(ショートステイ)	泉大津市板原町1-9-18		○	
78	美休(ショートステイ)	泉大津市河原町11-6		○	
79	ローズガーデン条南苑(ショートステイ)	泉大津市東豊中町2-4-26		○	
80	老人保健施設 アザリア(ショートステイ)	泉大津市下条町13-10		○	
81	太陽Ⅲ	泉大津市千原町2-16-15		○	
82	デイサービスセンター寛寿園	泉大津市曾根町2-2-38		○	
83	めぐみデイサービス	泉大津市宮町1-15		○	
84	ローズガーデン条南苑デイサービスセンター	泉大津市東豊中町2-3-24		○	
85	ローズテラス デイサービスセンター	泉大津市東豊中町2-6-37		○	
86	オズだいき倶楽部デイサービスセンター	泉大津市池浦町3-10-16		○	
87	デイサービス 聖和	泉大津市池浦町5-12-13		○	
88	デイサービス タタミ	泉大津市東雲町4-26		○	
89	アザリアデイサービスセンター	泉大津市我孫子634番地		○	
90	百楽園デイサービスセンター	泉大津市板原町1-9-18		○	
91	ヒューマンライフケア泉大津の湯	泉大津市虫取町2-6-43		○	
92	あいライフ春日デイサービス	泉大津市春日町9-10		○	
93	ビーナスプラス泉大津	泉大津市春日町2-12		○	
94	デイサービスセンター美空	泉大津市森町2-15-2		○	
95	デイサービスわたぼうし	泉大津市森町2-4-23		○	
96	デイサービス風花	泉大津市東助松町2-10-9		○	
97	DSイーデンホール松ノ浜	泉大津市二田町1-11-6		○	
98	リハビリでいさーびす元気や	泉大津市東雲町8-8		○	
99	デイサービスジャンボ	泉大津市板原町2-9-10		○	
100	リハビリデイサービス てとて	泉大津市虫取町1-6-39		○	
101	デイサービス 優	泉大津市池浦町1-6-33マンション河野102		○	
102	デイサービスはなあかり別館	泉大津市東助松町4-2-5		○	
103	デイサービスはなあかり	泉大津市助松町3-1-25		○	
104	デイサービスヒマリ	泉大津市松之浜町2-20-20		○	
105	リーブル泉大津	泉大津市条南町4-12		○	
106	ティエラことぶき	泉大津市寿町8-16		○	
107	アザリアの森	泉大津市森町1-8-13		○	
108	ハピネス泉の里	泉大津市北豊中町2-20-16		○	
109	和香 泉大津	泉大津市我孫子618-1		○	
110	コレクティブハウス「喜び」	泉大津市森町2-15-12		○	
111	HIBISU泉大津	泉大津市森町2-15-21		○	
112	住宅型有料老人ホーム 永楽	泉大津市千原町2-16-15 2階		○	
113	住宅型有料老人ホーム ふみの花	泉大津市森町2-4-21		○	
114	住宅型有料老人ホーム あんじゅ	泉大津市森町2-5-7		○	
115	有料老人ホーム あさがお	泉大津市松ノ浜町1-1-30		○	
116	ハピネスたんぼぼの里	泉大津市東雲町9-72		○	
117	住宅型有料老人ホーム ココラ泉大津	泉大津市松之浜町2-10-38		○	
118	軽費老人ホーム めぐみ荘	泉大津市寿町8-40		○	
119	軽費老人ホーム 慈恵園	泉大津市千原町2-4-22		○	
120	はっぴーらいふ泉大津	泉大津市東助松町2-9-28		○	
121	弥生桜 参番館	泉大津市池浦町4-8-30		○	
122	あいライフ春日	泉大津市春日町9-10		○	
123	リーブル泉大津アネックス	泉大津市二田町2-12-4		○	
124	しののめ	泉大津市東雲町4-30		○	
125	サンセリテ なな 泉大津	泉大津市東助松町2-6-20		○	
126	コリオン泉大津	泉大津市東雲町11-28		○	
127	永楽	泉大津市千原町2-16-15 3階		○	
128	永楽Ⅶ	泉大津市千原町2-15-25		○	
129	永楽Ⅷ	泉大津市板原町4-6-31		○	
130	グループホームかりん	泉大津市豊中町2-8-5		○	
131	ケアホームすこやか	泉大津市東豊中町3-1-15		○	
132	コスモスハウス	泉大津市条南町6-31		○	
133	エンパシーホーム	泉大津市北豊中町2-4-5		○	
134	平和Ⅱ	泉大津市千原町2-8-17朝日マンション1棟101室		○	
135	SOSHIN IZUMIOTSU	泉大津市春日町13-13-2		○	
136	ワークショップ かりん	泉大津市豊中町2-8-19		○	
137	とらいあんぐる	泉大津市板原町2-12-46		○	
138	アネックスとらいあんぐる	泉大津市豊中町2-9-17		○	
139	ウィズイットとらいあんぐる	泉大津市板原町2-12-46		○	
140	風香作業所	泉大津市板原町2-6-7		○	
141	生活訓練施設 ほほえみ	泉大津市春日町16-6		○	
142	たんぼぼ	泉大津市助松町3-9-40 シャルマンコーポ松の浜店舗106		○	
143	はあーつ	泉大津市池園町14-13		○	
144	プリスクモード	泉大津市二田町1-11-15		○	
145	トライワーク	泉大津市千原町2-8-15		○	
146	あんず工房	泉大津市北豊中町3-1-39		○	

	名称	住所	施設分類		
			学校	社会福祉 施設	病院
147	就労継続支援 B型 ゆう樹	泉大津市曾根町2-1-22		○	
148	Onto-	泉大津市板原町2-14-16		○	
149	ほむのいえ	泉大津市池浦町2-13-20		○	
150	障がいデイサービス太陽Ⅱ	泉大津市千原町2-8-18		○	
151	クローバー	泉大津市東豊中町1-8-23シテイハイツ1階		○	
152	ILIS CLUB 泉大津	泉大津市池浦町1-2-18		○	
153	ファンタジー	泉大津市池浦町4-8-18		○	
154	児童発達支援・放課後等デイサービスろはすの家	泉大津市二田町1-20-19		○	
155	児童発達支援・放課後等デイサービスろはすの家 つぼみ	泉大津市二田町3-15		○	
156	ホップ・ステップ・こっちゃん	泉大津市東豊中町1-5-48シエビル101室		○	
157	放課後デイサービス 絆	泉大津市板原町4-6-31		○	
158	運動学習支援教室 みらいずジュニア	泉大津市豊中町2-14-9		○	
159	ツリーハウス 泉大津教室	泉大津市池浦町1-7-4		○	
160	こどもサポート ばんびーに	泉大津市宮町10-5		○	
161	こどものアトリエそら	泉大津市東豊中町1-4-8		○	
162	ぼびぶ	泉大津市東豊中町3-14-12		○	
163	ジャンプ泉大津	泉大津市寿町14-1		○	
164	地域活動支援センター ほのか	泉大津市春日町16-6		○	
165	リハ栄養センターリハビリGO泉大津	泉大津市我孫子150番地1階		○	
166	就労継続支援B型 TOMO	泉大津市東雲町4-14		○	
167	結屋泉大津デイセンター	泉大津市我孫子400-1		○	
168	デイサービスアンドユー	泉大津市我孫子608-2		○	
169	ひかり	泉大津市千原町2-16-15-1		○	
170	だんらんの家 泉大津	泉大津市我孫子1-10-15		○	
171	はびライク	泉大津市松之浜町2-5-17		○	
172	ヒビオ泉大津	泉大津市虫取町1-4-44		○	
173	フレッジ	泉大津市虫取町1-1-11		○	
174	生活介護フラワー	泉大津市千原町2-8-15		○	
175	アマサキオリオンステージ	泉大津市森町2-8-4レジデンス曾根1階		○	
176	就労継続支援B型事業所 こころ	泉大津市池浦町1-6-33グランドール河野101		○	
177	ONE	泉大津市豊中町3-11-2		○	
178	えいる泉大津	泉大津市東豊中町1-15-8		○	
179	就労継続支援B型事業所 アラキの海	泉大津市池浦町1-5-8		○	
180	就労継続支援B型 えがおの広場	泉大津市東雲町9-39		○	
181	クレバス	泉大津市豊中887-1		○	
182	フェリシテ	泉大津市松之浜町2-3-10		○	
183	和っしょい障がい者グループホーム	泉大津市宮町1-10		○	
184	ショートステイえいる	泉大津市東豊中町1-15-8		○	
185	恵み苑 本館	泉大津市式内町4-11		○	
186	グループホーム オフク	泉大津市松之浜町2-3-7		○	
187	ツリーハウスSTUDY 泉大津教室	泉大津市池浦町1-7-4		○	
188	きっず・すくーそら	泉大津市東豊中町3-16-1フラット・フィールドビル2階		○	
189	あすなろ	泉大津市池浦町2-14-27		○	
190	泉大津市立児童発達支援センター	泉大津市高津町3-19		○	
191	ブロッサムジュニア 泉大津教室	泉大津市豊中町2-9-17		○	

	名称	住所	施設分類		
			学校	社会福祉施設	病院
1	旭小学校	泉大津市昭和町2-27	○		
2	浜小学校	泉大津市小松町5-6	○		
3	戎小学校	泉大津市河原町3-7	○		
4	上條小学校	泉大津市東助松町3-13-1	○		
5	小津中学校	泉大津市助松町2-13-1	○		
6	戎小学校仲良し学級	泉大津市河原町3-7	○		
7	旭小学校仲良し学級	泉大津市昭和町2-27	○		
8	浜小学校仲良し学級	泉大津市小松町5-6	○		
9	上條小学校仲良し学級	泉大津市東助松町3-13-1	○		
10	泉大津市立旭幼稚園	泉大津市昭和町4-38	○		
11	医療法人穂仁会原病院	泉大津市東助松町1-7-1		○	
12	泉大津市立浜保育所	泉大津市菅原町13-29		○	
13	認定こども園ぼる	泉大津市西港町9-7		○	
14	南海かもめ認定こども園	泉大津市戎町3-4		○	
15	泉大津市立えびす認定こども園	泉大津市下之町4-7		○	
16	かみじょう認定こども園	泉大津市東助松町4-8-18		○	
17	認定こども園アイビースクール	泉大津市二田町3-5-32		○	
18	認定こども園アンビー	泉大津市旭町22-28		○	
19	和泉乳児院	泉大津市助松町3-8-7		○	
20	和泉幼児院	泉大津市助松町3-8-7		○	
21	助松寮	泉大津市松之浜町1-3-24		○	
22	センコー株式会社 泉北保育所	泉大津市小津島町7-3センコー泉北第2PD内		○	
23	和泉乳児院・あいりす	泉大津市助松町3-18-16		○	
24	和泉幼児院・ネスれいずみ	泉大津市助松町3-14-34		○	
25	和泉幼児院・ソレイユいずみ	泉大津市松之浜町1-8-16		○	
26	デイサービス喜楽	泉大津市旭町4-1		○	
27	デイサービスCoCoどりーむ	泉大津市田中町7-20		○	
28	ドリームデイサービスセンター	泉大津市神明町3-24-101		○	
29	特別養護老人ホームオズ	泉大津市菅原町10-33		○	
30	シニアハウス あずさ	泉大津市戎町6-23		○	
31	カモメ	泉大津市河原町2-13		○	
32	ワーク さつき	泉大津市春日町23-3		○	
33	オズデイサービスセンター	泉大津市菅原町10-33		○	
34	デイサービス あずさ	泉大津市戎町6-14		○	
35	ローズ若宮の杜	泉大津市若宮町4-32		○	
36	アーサーテックス	泉大津市神明町3-24		○	
37	さんSUNデイサービス泉大津	泉大津市清水町1-40		○	
38	さんSUNアフタースクール泉大津	泉大津市清水町1-40		○	
39	ゆかりの郷 逢喜苑	泉大津市式内町3-24		○	
40	みなと	泉大津市汐見町85-1		○	
41	あこや	泉大津市汐見町85-1		○	
42	ほたる作業所	泉大津市昭和町8-12-103		○	
43	特別養護老人ホーム 美休	泉大津市河原町11-6		○	
44	pono	泉大津市東港町10-18		○	
45	さざなみ	泉大津市なぎさ町1-15-1-602		○	
46	グループホームもも	泉大津市式内町11-13-4-103		○	
47	ショートステイ凧	泉大津市式内町9-6		○	
48	オズ共生型短期入所	泉大津市菅原町10-33		○	
49	セカンド泉大津	泉大津市高津町12-6		○	
50	はなあかり	泉大津市清水町13-40		○	
51	美休(ショートステイ)	泉大津市河原町11-6		○	
52	太陽Ⅲ	泉大津市千原町2-16-15		○	
53	デイサービス タタミ	泉大津市東雲町4-26		○	
54	あいライフ春日デイサービス	泉大津市春日町9-10		○	
55	ビーナスプラス泉大津	泉大津市春日町2-12		○	
56	デイサービスセンター美空	泉大津市森町2-15-2		○	
57	デイサービスわたぼうし	泉大津市森町2-4-23		○	
58	デイサービス風花	泉大津市東助松町2-10-9		○	
59	DSイーデンホール松ノ浜	泉大津市二田町1-11-6		○	
60	リハビリでいさーびす元気や	泉大津市東雲町8-8		○	
61	デイサービスはなあかり別館	泉大津市東助松町4-2-5		○	
62	デイサービスはなあかり	泉大津市助松町3-1-25		○	
63	デイサービスヒマリ	泉大津市松之浜町2-20-20		○	
64	リーブル泉大津	泉大津市条南町4-12		○	
65	アザリアの森	泉大津市森町1-8-13		○	
66	コレクティブハウス「喜び」	泉大津市森町2-15-12		○	
67	HIBISU泉大津	泉大津市森町2-15-21		○	
68	住宅型有料老人ホーム 永楽	泉大津市千原町2-16-15 2階		○	
69	住宅型有料老人ホーム ふみの花	泉大津市森町2-4-21		○	
70	住宅型有料老人ホーム あんじゅ	泉大津市森町2-5-7		○	
71	有料老人ホーム あさがお	泉大津市松ノ浜町1-1-30		○	
72	ハビネスたんぼぼの里	泉大津市東雲町9-72		○	

	名称	住所	施設分類		
			学校	社会福祉 施設	病院
73	住宅型有料老人ホーム ココラ泉大津	泉大津市松之浜町2-10-38		○	
74	軽費老人ホーム 慈恵園	泉大津市千原町2-4-22		○	
75	はっぴーらいふ泉大津	泉大津市東助松町2-9-28		○	
76	あいライフ春日	泉大津市春日町9-10		○	
77	リーブル泉大津アネックス	泉大津市二田町2-12-4		○	
78	しののめ	泉大津市東雲町4-30		○	
79	サンセリテ なな 泉大津	泉大津市東助松町2-6-20		○	
80	コリオン泉大津	泉大津市東雲町11-28		○	
81	永楽	泉大津市千原町2-16-15 3階		○	
82	永楽Ⅶ	泉大津市千原町2-15-25		○	
83	コスモスハウス	泉大津市条南町6-31		○	
84	SOSHIN IZUMIOTSU	泉大津市春日町13-13-2		○	
85	生活訓練施設 ほほえみ	泉大津市春日町16-6		○	
86	たんぼぼ	泉大津市助松町3-9-40 シアルマンコーポ松の浜店舗106		○	
87	プリスクモード	泉大津市二田町1-11-15		○	
88	トライワーク	泉大津市千原町2-8-15		○	
89	障がいデイサービス太陽Ⅱ	泉大津市千原町2-8-18		○	
90	児童発達支援・放課後等デイサービスろはすの家	泉大津市二田町1-20-19		○	
91	児童発達支援・放課後等デイサービスろはすの家 つほみ	泉大津市二田町3-15		○	
92	地域活動支援センター ほのか	泉大津市春日町16-6		○	
93	生活介護バイオニア	泉大津市助松町1-3-33エクセラート北助松1F店舗3		○	
94	スウィーティー	泉大津市森町1-1-32		○	
95	放課後等デイサービス清流の家泉大津	泉大津市助松町2-4-10		○	
96	重症心身障がい児 児童発達支援 はぐハウスⅡ	泉大津市助松町3-1-25ビーチマンションⅡ 1階102		○	
97	はびライク	泉大津市松之浜町2-5-17		○	
98	就労継続支援B型 えがおの広場	泉大津市東雲町9-39		○	
99	フェリシテ	泉大津市松之浜町2-3-10		○	
100	グループホーム オフク	泉大津市松之浜町2-3-7		○	
101	泉大津市立児童発達支援センター	泉大津市高津町3-19		○	
102	ブロッサムジュニア 泉大津教室	泉大津市豊中町2-9-17		○	
103	放課後デイサービス オアシス	泉大津市東助松町2-10-5松内ビルⅡ 101号室		○	
104	オズ自立生活援助事業所	泉大津市菅原町10-33		○	

	名称	住所	施設分類		
			学校	社会福祉施設	病院
1	浜小学校	泉大津市小松町5-6	○		
2	戎小学校	泉大津市河原町3-7	○		
3	小津中学校	泉大津市助松町2-13-1	○		
4	戎小学校仲良し学級	泉大津市河原町3-7	○		
5	浜小学校仲良し学級	泉大津市小松町5-6	○		
6	泉大津市立浜保育所	泉大津市菅原町13-29		○	
7	認定こども園ぼる	泉大津市西港町9-7		○	
8	泉大津市立えびす認定こども園	泉大津市下之町4-7		○	
9	和泉乳児院	泉大津市助松町3-8-7		○	
10	和泉幼児院	泉大津市助松町3-8-7		○	
11	助松寮	泉大津市松之浜町1-3-24		○	
12	和泉乳児院・あいりす	泉大津市助松町3-18-16		○	
13	和泉幼児院・ネスレいずみ	泉大津市助松町3-14-34		○	
14	和泉幼児院・ソレイユいずみ	泉大津市松之浜町1-8-16		○	
15	センコー株式会社泉北保育所	泉大津市小津島町7-3センコー泉北第2PD内		○	
16	デイサービスCoCoどりーむ	泉大津市田中町7-20		○	
17	ドリームデイサービスセンター	泉大津市神明町3-24-101		○	
18	特別養護老人ホームオズ	泉大津市菅原町10-33		○	
19	カモメ	泉大津市河原町2-13		○	
20	ワーク さつき	泉大津市春日町23-3		○	
21	オズデイサービスセンター	泉大津市菅原町10-33		○	
22	ローズ若宮の杜	泉大津市若宮町4-32		○	
23	アーサーテックス	泉大津市神明町3-24		○	
24	さんSUNデイサービス泉大津	泉大津市清水町1-40		○	
25	さんSUNアフタースクール泉大津	泉大津市清水町1-40		○	
26	みなと	泉大津市汐見町85-1		○	
27	あこや	泉大津市汐見町85-1		○	
28	特別養護老人ホーム 美休	泉大津市河原町11-6		○	
29	pono	泉大津市東港町10-18		○	
30	さざなみ	泉大津市なぎさ町1-15-1-602		○	
31	ショートステイ凧	泉大津市式内町9-6		○	
32	オズ共生型短期入所	泉大津市菅原町10-33		○	
33	はなあかり	泉大津市清水町13-40		○	
34	美休(ショートステイ)	泉大津市河原町11-6		○	
35	あいライフ春日デイサービス	泉大津市春日町9-10		○	
36	ビーナスプラス泉大津	泉大津市春日町2-12		○	
37	デイサービスヒマリ	泉大津市松之浜町2-20-20		○	
38	住宅型有料老人ホーム ココラ泉大津	泉大津市松之浜町2-10-38		○	
39	あいライフ春日	泉大津市春日町9-10		○	
40	生活訓練施設 ほほえみ	泉大津市春日町16-6		○	
41	たんぼぼ	泉大津市助松町3-9-40 シャルマンコーポ松の浜店舗106		○	
42	地域活動支援センター ほのか	泉大津市春日町16-6		○	
43	フェリシテ	泉大津市松之浜町2-3-10		○	
44	グループホーム オフク	泉大津市松之浜町2-3-7		○	
45	プロッサムジュニア 泉大津教室	泉大津市豊中町2-9-17		○	